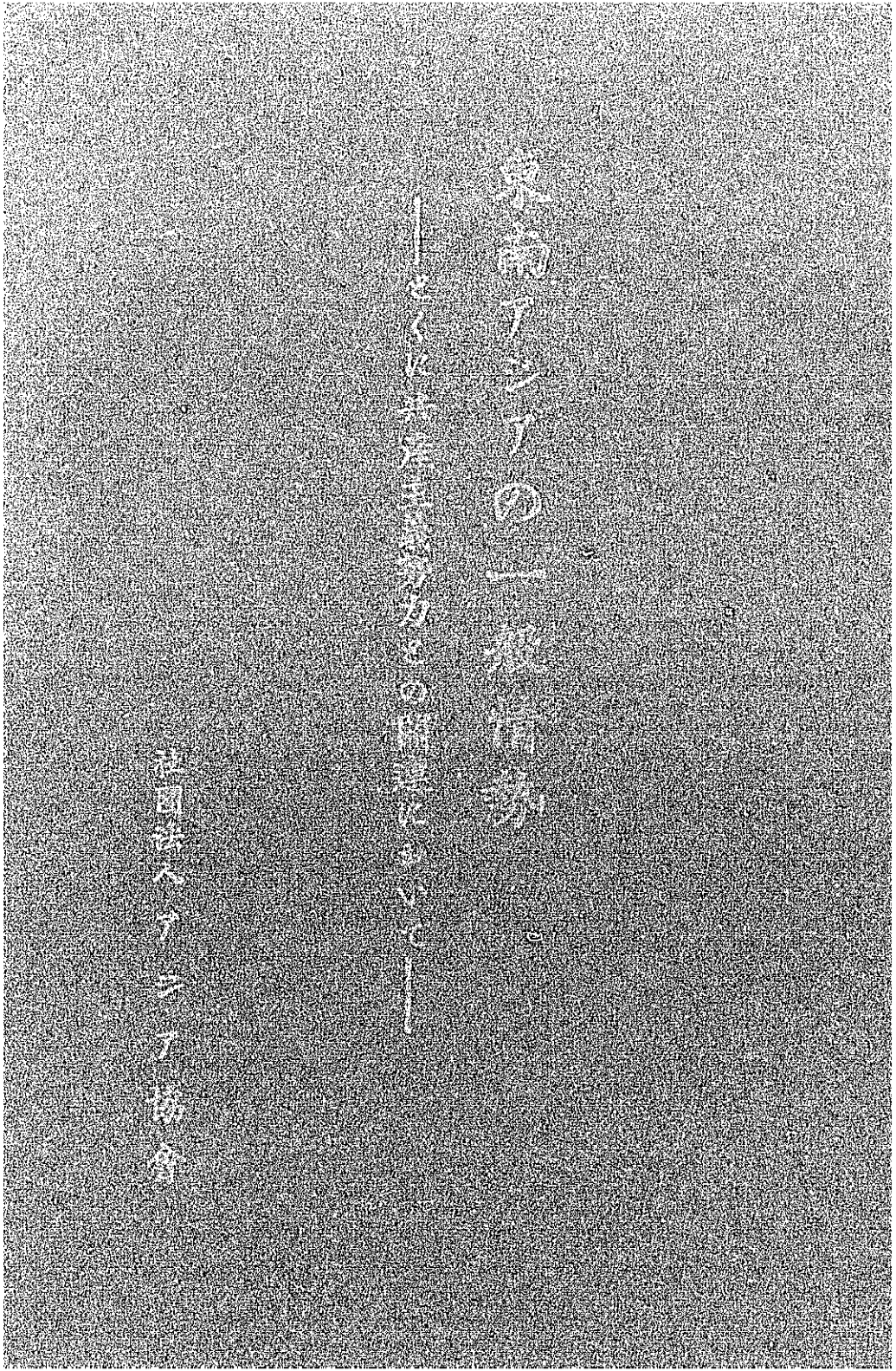

JICA LIBRARY
1058469[6]

東南アジアの一般情勢

——とくに共産主義勢力との関連において——

アジア協会

国際協力事業団
受入日 '84. 5. 25
登録No. 07903
100
40
AS

あいさつ

この作業は、内閣総理大臣の要請によりアジア協会が中心になってとりまとめた研究資料である。こんにち、東西両陣営の対立する微妙な国際政局においてアジア諸国の占める比重はとみに増大した。この資料は、伸びゆくアジア諸国の現状をとくに共産主義勢力の展開の角度から分析したものとして極めて特徴的である。

アジア問題の研究者のために、あるいはまたアジア諸国に対し政治的、経済的施策を推進せんとする向きにたいし、応分の参考に供する意味をもってここに印刷に附して頒布することにした。

昭和三十二年一月十五日

社団法人　アジア協会

会長　[signature]

東南アジアの一般情勢目次

政治篇　東南アジアに対する
東西援助政策とその反響

第一章　戦後、東南アジアをめぐる共産、自由両陣営の政策の交錯とその進展……三五

第一節　戦前戦後、東南アジアにおける国際政治的意義の変化……三五

I　東南アジアにおける政治意識の抬頭……三五

II、東南アジアの反抗とソヴィエトの関心……三八

第二節　戦後における自由、共産両陣営の東南アジア政策の新展開……三二

I　戦後における東南アジアの変貌……三二

II　冷戦の発端とアメリカの立場……三三

III　イギリス、フランス、オランダの東南アジア政策……三五

(1)　イギリスの政策……三五

(2)　フランスの政策……三六

(3)　オランダの政策……三七

IV　ソヴィエトの国際政略と東南アジア路線……三八

第二章　東南アジアにおける植民地支配構造の変化……四二

第一節　旧支配構造の特色、国内諸勢力との結合関係……四二

第二節　戦時における旧支配機構の崩壊と国内諸勢力の変化……四二

第三節　戦後、独立斗争の形態とその分化過程……四三

第四節　両陣営政策に対する地域内諸国の内部条件……四四

I　インド……四四

(1)　旧支配構造の特色、国内諸勢力との関係……四四

A　政治的、社会的支配構造の特色……四四

B　経済的支配構造の特色……四五

C　イギリス支配の支持勢力と反対勢力……四六

(2)　第二次大戦による支配機構の崩壊と独立斗争……四六

A　戦時における支配体制の弱化……四六

B　戦後、独立闘争の形態と統一戦線の破綻……四七

(3)　現政権とその反対勢力の分析……四七

A　会議派の性格、政策および支持層……四七

B　反対勢力の現状……四八

II　パキスタン……四八

(1)　現政権の性格と政策……四八

(2)　反対勢力の現状……四九

III　セイロン……四九

(1)　歴代政権の性格と政策基盤……四九

(2)　新政権の政策とその基盤……五〇

Ⅳ ビルマ……三五
(1) 旧支配構造の特色、国内諸勢力とその結合関係……三五
(2) 戦時における支配体制の崩壊と国内諸勢力の変化……三五
(3) 戦後、独立闘争の過程……三五
(4) 現政権の性格、基盤と反対勢力の現勢……三五
Ⅴ タイ……三六
(1) 旧支配構造の特色……三六
(2) 戦争による旧支配勢力の崩壊……三七
(3) 現政権の性格……三七
Ⅵ マライ……三七
(1) 旧支配構造の特色、国内諸勢力との結合……三七
(2) 戦時における旧支配機構の崩壊と国内諸勢力の変化……三八
(3) 戦後、独立闘争の形態とその分化過程……三九
Ⅶ インドネシア……四〇
(1) 旧支配構造の特色、国内諸勢力との結合関係……四〇
(2) 戦時における旧支配機構の崩壊と国内諸勢力の変化……四一
(3) 戦後、独立闘争の形態とその分化過程……四二
Ⅷ フィリピン……四四
(1) 旧支配構造の特色……四四
(2) 戦時における旧支配機構の崩壊と国内諸勢力の変化……四五
(3) 戦後の勢力の分析……四五
(1) 現政権の勢力基盤、政策……四六
Ⅸ インドシナ……四六
(1) 旧支配構造の特色……四六
(2) 戦時における旧支配体制の崩壊……四六
(3) 戦後、独立闘争とその分化過程……四六
(1) 現政権の性格、政策……四六

第三章 地域内問題の国際化に対する地域の態度……四八
第一節 日本の講和問題……四八
第二節 朝鮮戦争……四九
第三節 台湾問題……四九
第四節 中共の国連加盟問題……四九
第五節 インドシナ問題……五〇
第六節 西イリアン問題……五〇
第七節 ゴア問題……五〇
第八節 カシミール問題……五〇
第九節 パタン族問題……五〇

第四章 地域内諸国の対共政策をめぐる向背……五二
第一節 対共政策をめぐる地域内諸国の不一致……五二
I 対中共関係の対立……五二
II 植民地主義の解釈をめぐる不一致……五三

III 対共政策の浮動性……八五
第二節 東南アジア反共軍事体制の展開……八八
I その背景……八八
II 太平洋同盟の構想……九五
III アンザス条約の成立……九六
IV SEATOの結成……九六
V SEATOに対する各国の批判……九七
第三節 東南アジアの対共国内諸政策……九八
I 共産党取締政策……九八
II 共産系労組対策……九九
III 華僑対策……九九
第四節 中立主義、第三勢力の擡頭……一〇〇
第五章 両陣営の東南アジア経済援助政策と地域内諸国の反応……一〇三
第一節 東南アジア諸国の経済発展計画と両陣営の援助政策との関連……一〇三
第二節 米、英の東南アジア経済技術援助とその反応……一〇六
I 米、英の経済援助政策……一〇六
II 地域内諸国の反応……一一〇
第三節 国際連合の援助とその反応……一一一
第四節 ソヴィエトの東南アジア援助とその反応……一一三

経済篇その一 東南アジアの経済開発と共産主義

第一章 東南アジアにおける東西両陣営の援助活動……一一三
第一節 序説……一一三
第二節 コロンボ・プランに基く援助……一一五
I 共同開発計画に対する資本援助……一一五
II 技術協力計画……一一八
第三節 アメリカの対アジア援助……一二〇
I 初期における援助……一二〇
II 一九四八年以後の援助……一二五
III ポイント・フォア・プログラム……一二九
(1) 計画の目的……一二九
(2) 援助の事業内容……一三〇
(3) 三つの工作方法……一三〇
(4) 実施の具体的状況……一三一
IV アメリカの援助機構の変遷……一三二
(1) 経済協力局……一三二
(2) 相互安全保障庁……一三三
(3) 対外活動本部……一三三
(4) 国際協力局……一三四
第四節 イギリスの対アジア援助と連邦政策……一三六
I 戦後イギリスの対アジア援助……一三六

II 戦争損害の補償……三七
III 金融による援助……三八
(1) ポンド残高の解除……三八
(2) 植民地開発福祉基金……三九
(3) 植民地開発公社……四〇
(4) 連邦開発金融会社……四一
第五節 国連の低開発国援助の実態……四二
I 拡大技術援助計画……四二
II 金融機構による援助……四三
III ECAFEのアジア地域内における役割……四四
第六節 ソヴィエトの対アジア援助……四四
I ソヴィエト援助の性格……四四
II 対中国援助……四五
III 対北鮮援助……四五
IV 対印援助……四五
V 対ビルマ援助……四五
VI 対アフガニスタン援助……四六
第七節 中国の北ヴェトナム、北鮮への援助……四七
I 対北ヴェトナム援助……四七
II 対北鮮援助……四八
第二章 経済開発のエフェクトと社会主義……四九
第一節 経済開発計画と投資の実態……四九
I 経済開発の諸目標……四九
II 開発計画の規模……五二
III 開発投資の実態……五三
IV 計画所要資金と実際投資額……五五
V 外国民間資本の流入……五五
第二節 経済開発の現状……五六
I 農業生産……五六
(1) 概観……五六
(2) 開発計画における増産目標……五八
II 工業発展の現段階……五九
(1) 概観……五九
(2) 基幹産業の発展……六二
第三節 社会生活水準の現実……六八
I 所得水準の回復……六八
II 食、衣、住から見た生活水準……七〇
III 貧困の基本的諸原因……七二
IV 社会生活の依然たる低位……七三
第四節 発展の停滞と共産主義化の問題……七五
I 共産主義化要因としての「貧困」……七五
II 経済建設とその性格……七六
第三章 民主改革の政治、経済的意義……七八
第一節 民主改革としての土地改革……七八
I 土地改革の社会的基礎……七八
II 改革前の土地制度……七九

(1) 台　湾……一九五
(2) 南ヴェトナム……一九六
(3) ビルマ……一九九
(4) インド……二〇二
第二節　土地改革の実態……二〇六
I　台　湾……二〇六
II　南ヴェトナム……二〇九
III　ビルマ……二一〇
IV　インド……二一一
第三節　土地改革の政治、経済的意義……二一五
第四節　その他諸改革の意義……二一六
第四章　経済開発の資本主義的方式と社会主義的方式……二一九
第一節　中共における社会主義的経済開発……二一九
I　第一次五カ年計画の意義と特徴……二二〇
II　第一次五カ年計画の概要……二二二
(1) 基本建設計画……二二二
(2) 生産の目標額……二二三
(3) 投資額……二二五
III　第一次五カ年計画の遂行状況……二二五
(1) 基本建設の建設状況……二二五
(2) 生産状況……二二八
第二節　インドにおける資本主義的経済開発……二二五
I　第一次五カ年計画の性格と特徴……二二六
II　第一次五カ年計画の概要……二二八
(1) 計画の所要資金……二二八
(2) 計画の目標……二二九
III　計画の成果……二三〇
IV　第二次五カ年計画への展望……二三二
(1) 第二次計画とその主要目標……二三二
(2) 計画の投資構想……二三五
(3) 資金調達計画……二三八
(4) 国民所得の増加……二三八
第三節　中共、インドの経済計画方式の比較……二三八
I　経済基盤にみられる類似性……二三九
(1) 土地に対する過度の依存……二三九
(2) 巨大な人口……二四〇
II　経済計画方式にみられる相違点……二四〇
(1) 計画に対する企画者の態度……二四〇
(2) 労働力の動員方式……二四七
(3) 消費ないし消費者に対する配慮……二四七
(4) 投資の優先性……二四九
(5) 外国援助の役割……二五一
(6) 経済計画と経済統制……二五一
(7) 技術の導入……二五二

経済篇その二　東南アジアの開発
に対する日本の地位

第一章　アジア国際経済機構と日本……二七七
第一節　アジア国際経済機構と日本の立場……二七七
第二節　ECAFEと日本……二七八
Ⅰ　ECAFE成立の経緯……二七八
Ⅱ　ECAFEの性格、構成および機能……二八一
Ⅲ　日本のECAFE加盟の経緯と意義……二八二
Ⅳ　ECAFE事務局の対日期待……二八七
Ⅴ　ECAFEにおける日本の態度……二九五
第三節　コロンボ・プランと日本……二九八
Ⅰ　コロンボ・プラン成立の意義……二九八
Ⅱ　コロンボ・プランの性格……三〇一
Ⅲ　コロンボ・プランの拡大……三〇二
Ⅳ　シンガポール会議と日本……三〇九
第四節　各国の東南アジア政策と日本……三一七
Ⅰ　イギリスのアジア政策……三一七
Ⅱ　アメリカのアジア政策……三二九
Ⅲ　ソ連および中共のアジア政策……三三一
Ⅳ　日本に与えられた機会……三三二
第五節　国際会議からみた各国の対日観……三三八
Ⅰ　シムラ会議の印象……三三八
Ⅱ　A・A会議の印象……三三九
Ⅲ　ECAFE会議の印象……三四二
Ⅳ　コロンボ・プラン協議会の印象……三四六
第二章　東南アジアと日本の経済関係……三四七
第一節　対外貿易における東南アジアの地位……三四七
Ⅰ　対外貿易の趨勢……三四七
Ⅱ　東南アジア貿易の地位……三四八
Ⅲ　東南アジア各国との貿易バランス……三五〇
第二節　輸出市場としての東南アジア……三五三
Ⅰ　輸出における東南アジアの地位……三五三
Ⅱ　綿糸布市場としての東南アジア……三五五
Ⅲ　スフ、人絹市場としての東南アジア……三六〇
Ⅳ　繊維市場の将来……三六二
Ⅴ　鉄鋼市場しての東南アジア……三六四
第三節　プラント輸出と東南アジア……三六六
Ⅰ　プラント輸出の概況……三六六
Ⅱ　プラント輸出増加の要因……三六九
Ⅲ　プラント輸出の品目別構成……三七〇
Ⅳ　プラントの東南アジア向輸出……三七二
Ⅴ　東南アジア各国の資本財輸入……三七四
Ⅵ　プラント輸出の問題点とその対策……三七七
第四節　輸入市場としての東南アジア……三八二
Ⅰ　輸入における東南アジアの地位……三八二

II 東南アジア輸入の各国別概観……二四
III 重要商品輸入市場としての東南アジア……二五
第五節 東南アジアの経済開発と貿易……二五
I 東南アジア各国の経済開発……二五
II 各国の開発計画と貿易……二七
III 東南アジアの貿易趨勢……二八
IV 東南アジア諸国の対日貿易……二八
第六節 賠償問題の意義……二九
I 連合国の請求権……二九
II 賠償の取極め……三〇
III 賠償の意義……三一
第七節 東南アジアに対する技術援助、経済協力の現勢と意義……三四
I 技術援助……三四
II 経済協力……三五
社会・思想篇 東南アジアの社会・思想と共産主義
第一章 東南アジアの共産主義勢力の国際的背景……三五
第一節 ロシア革命とその影響……三五
I 十月革命とマルクス主義のアジア浸透……三五
II 第三インターナショナルの成立、その支部としての各国共産党の設立……三五
III 第三インターと植民地民族問題、マルクス主義のレーニン主義への拡充……三八
第二節 コミンテルンの第二回大会およびカラハン宣言……三九
第三節 中華人民共和国の成立……三九
I 中国共産党の設立……三九
II スターリンと国共合作……三八
III 合作の失敗と瑞金ソヴィエト成立……三九
IV 瑞金から延安、北京まで、民族主義と階級主義、連合戦線と土地改革の起伏……三九
第二章 アジア共産主義勢力の国際的紐帯……四四
第一節 ソ連とアジア共産主義……四四
I 満州事変後におけるソ連の東方外交……四四
II 戦前、東南アジア共産主義とソ連、太平洋戦争の影響……四九
第二節 戦後、東南アジア共産主義に対するソ連、中国の工作経路―とくに中共のこれに対する潜在的影響力……五六
I 戦後の東南アジアとソ連、中共……五六
II 戦後、東南アジアにおける民族戦線および農民革命路線……四〇
III 中共の東南アジア共産主義に対する潜在的影響力……四五

第三章　東南アジアの
共産主義勢力の国別分布と現勢……四〇八
第一節　インド……四〇八
I　インド共産党の発展前史……四〇八
(1)　党の結成と非合法化、現勢……四〇八
(2)　反ファシズム統一戦線、合法化と党勢の拡張……四一〇
(3)　「カルカッタ路線」にもとづく
党の急進化とネールの弾圧……四一三
(4)　党再編成の経緯……四一二
II　第一回総選挙とインド共産党の政治的進出……四一二
III　インド共産党の現勢……四一四
(1)　党称および党本部……四一四
(2)　党の政治的地位と党員数……四一五
(3)　党の組織……四一八
(4)　党幹部および派閥……四一九
(5)　党の政綱……四二二
(6)　戦略および戦術……四二二
(7)　党資金の調達……四二五
(8)　党機関紙……四二五
(9)　党の勢力地盤……四二七
(10)　党の支持層および支持団体……四二七
(11)　党の活動……四二九
(12)　同調者獲得運動……四三二
IV　インド共産党と民族主義運動……四三三
V　インド共産党と外国共産党との関係……四三五
VI　インド共産党の将来……四三五
第二節　パキスタン……四三六
I　パキスタン共産党の沿革……四三六
(1)　党運動の先駆者……四三六
(2)　パキスタン共産党の分立……四三六
(3)　党非合法化の経緯……四三七
II　パキスタン共産党の現勢……四三八
(1)　党称および党本部……四三八
(2)　党の勢力……四三八
(3)　党の組織……四三八
(4)　党幹部および派閥……四三九
(5)　党の政綱および方略……四三九
(6)　党資金の調達……四四〇
(7)　党の機関紙および同調新聞……四四〇
(8)　党の勢力地盤……四四〇
(9)　党の支持層および支持団体……四四一
(10)　党の活動……四四一
(11)　同調者獲得運動……四四一
(12)　平和擁護運動……四四二
III　外国共産党との関係……四四二

IV パキスタン共産党の今後……四三五
第三節 セイロン……四三四
I セイロン共産党の沿革……四三四
II セイロン共産党の現勢……四三五
(1) 党称および党本部……四三五
(2) 党員および党細胞……四三五
(3) 党幹部および派閥……四三六
(4) 党の政綱……四三六
(5) 戦略および戦術……四三六
(6) 党の資金調達……四三六
(7) 党機関紙および宣伝刊行物……四三七
(8) 党の勢力地盤……四三七
(9) 党の支持層および支持団体……四三七
(10) 党の活動……四三八
(11) 同調者獲得運動……四三九
III 外国共産党との関係……四三九
IV セイロン共産党の将来……四三九
第四節 ビルマ……四三九
I ビルマ共産党の沿革……四三九
(1) ビルマ共産党の母胎……四三九
(2) 党勢の分裂と対立……四三九
(3) 共産主義諸派の反政府抗争……四三九
II ビルマ共産党の現勢……四三九
(1) 党称および党の本拠……四三九
(2) 党員数……四四〇
(3) 党組織……四四一
(4) 党幹部および派閥……四四一
(5) 党の政綱……四四一
(6) 党の戦略および戦術……四四一
(7) 党資金……四四一
(8) 党機関紙および宣伝……四四一
(9) 党の地盤……四四一
(10) 党の支持層および支持団体……四四一
(11) 党活動……四四一
(12) 人民義勇軍の現況……四四一
(13) 党の同調政党および同調団体……四四二
III 外国共産党との関係……四四二
IV ビルマ共産党の将来……四四二
第五節 タイ……四四二
I タイ共産党の沿革……四四二
II タイ共産党の現勢……四四二
(1) 党称、党本部および党員数……四四二
(2) 党の組織、幹部……四四二
(3) 党の政綱、活動方針……四四二
(4) 党の資金、機関紙……四四六
(5) 党の地盤……四四六

(6) 党の支持団体……四六六
(7) 同調者獲得運動……四六六
(8) 自由タイ政府運動……四六七
III 華僑共産主義運動……四六七
IV 中国系マライ人の共産主義活動……四六八
V ヴェトナム人の共産主義運動……四六八
VI 外国共産党との関連……四六九
第六節 マライ……四六九
I マライ共産党の沿革……四六九
(1) マライ共産党前史……四六九
(2) マライ共産党の確立……四七三
(3) 人民戦線と反日抵抗運動……四七三
(4) マライ民族解放闘争……四七七
II マライ共産党の現勢……四七八
(1) 党称、党本部……四七八
(2) 党の勢力、組織……四七九
(3) 党の幹部、派閥……四七九
(4) 党の政綱……四七九
(5) 党の戦略、戦術……四七九
(6) 党の資金、機関紙……四七九
(7) 党の地盤、活動……四七九
(8) 党の支持勢力……四八〇
(9) 党の同調政党……四八〇
III 外国共産党との関係……四八一
IV マライ共産党の将来……四八一
第七節 インドネシア……四八一
I インドネシア共産党の沿革……四八二
(1) 草創期のインドネシア共産党……四八二
(2) 雌伏期の党活動……四八三
(3) 独立宣言以後の赤化活動……四八四
(イ) トロツキー主義からスターリン主義へ……四八四
(ロ) 左翼勢力の糾合……四八五
(ハ) マディウン事件……四八六
(ニ) 党再建への努力……四八六
II インドネシア共産党の現勢……四八七
(1) 党称、党本部、党員……四八七
(2) 党の政治的地位……四八七
(3) 党の組織……四八九
(4) 党幹部……四八九
(5) 党の政綱……四九一
(6) 党の戦術、戦略……四九二
(7) 党の資金……四九四
(8) 党機関紙……四九四
(9) 党の勢力地盤……四九四
(10) 党の支持層、支持団体……四九五
(11) 党の活動……四九七

(12) 同調者獲得運動……四六
Ⅲ インドネシア共産党と民族主義運動……四九
Ⅳ 外国共産党との関連……五〇
Ⅴ インドネシア共産党の将来……五一
第八節 インドシナ……五二
Ⅰ ヴェトナム共産主義運動の沿革……五二
(1) インドシナ共産党の起伏……五二
(2) ヴェト・ミンの結盟……五四
(3) インドシナ共産党の戦略的解党……五四
(4) 民族連合戦線の確立……五六
(5) 仏軍の北ヴェトナム進駐と
インドシナ戦争の勃発……五七
(6) ヴェトナム労働者党の結成……五八
Ⅱ ヴェトナム労働者党の現勢……五九
(1) 党の呼称・政治的地位……五九
(2) 党員数……五九
(3) 党組織……六〇
(4) 党の幹部、派閥……六二
(5) 党の政綱……六三
(6) 党の戦略、戦術……六四
(7) 党の機関紙、宣伝放送……六五
(8) 人民解放軍……六六
(9) 党の支持団体……六六
(10) 党の同調団体……六七
Ⅲ 外国共産党との関連……六八
Ⅳ ラオスにおける共産主義勢力……六九
(1) 自由ラオス運動……六九
(2) パテト・ラオ勢力の実体……七〇
Ⅴ カンボジァにおける共産主義勢力……七〇
(1) 自由カンボジァ運動……七一
(2) カンボジァ抗戦政府の実態……七二
Ⅵ 休戦協定後のラオスおよび
カンボジァ両抗戦政府の帰来……七三
Ⅶ インドシナ共産運動の将来……七三
第九節 フィリピン……七四
Ⅰ フィリピン共産党の沿革……七四
(1) フィリピン共産党の点綴……七四
(2) 第二次大戦とフィリピン共産党……七五
(3) フク団の盛衰……七六
Ⅱ フィリピン共産党の現状……七七
(1) 党称、党員数……七七
(2) 党組織……七八
(3) 党幹部、派閥……七八
(4) 党の政綱……七八
(5) 党の戦略、戦術……七九
(6) 党資金……七九

(7) 党の地盤、支持層……一五九
(8) 党の支持団体……一六〇
III 外国共産党との関係……一六〇
IV フィリピン共産党の測定……一六〇

第四章 東南アジアの社会的指導勢力と共産主義……一六一

第一節 序説……一六一
第二節 封建性の問題……一六二
第三節 封建的貴族の役割……一六五
第四節 インテリゲンツィアの指導的地位……一六八
第五節 労働者……一七一
第六節 農民……一七四

第五章 東南アジア社会の文化的、思想的特質と共産主義……一七七

第一節 教育……一七八
第二節 マス・コミュニケーション……一八〇
第三節 文化政策……一八五

第六章 アジアのナショナリズムと共産主義……一八九

第一節 アジア・ナショナリズムの基本的性格……一八九
第二節 残存植民主義の問題—独立と統一を阻むもの……一九〇
第三節 宗教的ナショナリズムの問題……一九二
第四節 言語ナショナリズムの問題……一九六
第五節 議会制民主主義の問題……一九九
第六節 経済的ナショナリズムの問題——植民地経済から国民経済へ……二〇二

第七章 東南アジアにおける宗教の特質と共産主義……二一二

第一節 東南アジアにおける宗教の比重……二一二
第二節 東南アジアの宗教勢力分布……二一五
第三節 東南アジア宗教の特質……二一九
I ヒンドゥ教……二一九
II 仏教……二二三
III 回教……二二四
IV キリスト教……二二八
第四節 東南アジアにおける宗教と政治……二三八
I 国家と宗教……二三八
II 宗教と政党……二四五
III 諸宗教団体……二四七
第五節 宗教と共産主義……二五八
I 共産主義と宗教……二五八
II 反共主義と宗教……二六三

第八章 東南アジアにおける革命と共産主義……二六三

第一節　戦後東南アジア華僑社会の動向……六〇二
Ⅰ　華僑人口の増加趨勢……六〇二
Ⅱ　華僑の国籍と市民権……六〇六
Ⅲ　僑生インテリ層の擡頭……六一一
第二節　東南アジア共産主義運動と華僑……六一三
Ⅰ　共産運動と中共華僑との関連……六一三
Ⅱ　共産運動と複合社会問題……六一五
Ⅲ　マライ共産党の戦略、戦術と中国色……六一九
第三節　中共の華僑政策……六二七
Ⅰ　華僑政策の一般原則……六二七
Ⅱ　華僑政策の具体的展開……六三〇
Ⅲ　華僑工作の実態……六三二
(1)　北京政府の工作機関……六三二
(2)　華僑送金の吸収と保護政策……六三三
(3)　華僑投資の奨励……六三五
(4)　土地改革における華僑の特別的取扱……六三六
(5)　華僑の出入国取締と帰国華僑の斡旋……六三八
(6)　二重国籍の処理……六三九
(7)　華僑政党による組織活動……六三九
第四節　国民政府の華僑政策……六四九
Ⅰ　僑務委員会の組織……六四九
Ⅱ　華僑資本の誘致政策……六五〇
第五節　東南アジア各国の華僑対策……六五一
Ⅰ　タイ政府の華僑政策……六五一
Ⅱ　ビルマ政府の華僑政策……六五二
Ⅲ　マライの華僑政策……六五五
(1)　マライ連邦の華僑政策……六五五
(2)　シンガポール植民地の華僑政策……六五八
Ⅳ　インドネシア政府の華僑政策……六六二
Ⅴ　フィリピン政府の華僑政策……六六六
Ⅵ　ヴェトナムの華僑政策……六六七
第九章　東南アジアの反共勢力の現勢……六六八
第一節　インド……六六八
Ⅰ　反共勢力とその基盤……六六八
Ⅱ　諸政党の政策と綱領……六七五
Ⅲ　ネール政策の具体的志向……六七八
(1)　ネール政権の対内、対外政策……六七八
(2)　ネールの政策と各派の立場……六七七
Ⅳ　ネール政権の共産主義勢力に対する態度……六八六
Ⅴ　今後の見透し……六九〇
第二節　パキスタン……六九〇
Ⅰ　反共勢力としての全パキスタン回教徒連盟……六九〇
Ⅱ　反共政策の具体化……六九一
Ⅲ　パキスタン反共勢力の将来……六九二
第三節　セイロン……六九二

I　コテラワラ政権の反共方針……六六三
II　バンダラナイケ政権の成立と中立主義への変針……六六四
第四節　ビルマ……六六六
I　ウ・スー政権の反共的基盤
（反ファシスト人民自由連盟）……六六六
II　反ファシスト人民自由連盟の政綱、施策……六六七
III　ビルマ政府の反共政策と外交政策……六六八
IV　ウ・スー政権の将来……六六九
第五節　マライ……六七三
I　マライ連邦政府の基盤……六七三
II　反共対策の積極化……六七五
III　大赦令と和平会談……六七八
第六節　タイ……六八二
I　反共ピブン政権の基盤……六八二
II　ピブン政府の政綱……六八三
III　反共措置の強化……六八四
IV　ピブン反共政権の将来……六八五
第七節　インドネシア……六八六
I　反共勢力の分布……六八六
II　反共勢力の主軸としての回教諸政党……六八七
III　反共勢力としてのキリスト教諸政党……六九〇
IV　回教諸政党の政綱……六九〇
V　マシュミ党の対共態度……六九二
VI　アリ・サストロアミジョヨ内閣の将来……六九二
第八節　インドシナ……六九三
I　南ヴェトナムの反共的立場……六九三
II　ゴ政権と反共勢力……六九四
III　カンボジアの反共勢力……六九六
IV　ラオスの反共勢力……六九八
第九節　フィリピン……七〇一
I　反共勢力とその基盤……七〇一
II　諸政党の政綱および施策……七〇八
III　フィリピン反共勢力の将来……七〇九
第十章　アジア経済の特質と構造……七一一
第一節　アジア経済の植民地性……七一一
第二節　アジア経済の後進性……七一八
第三節　アジア経済の構造的特質と今後の課題……七二一
第十一章　アジアにおける外国資本……七二七
第一節　戦前のアジアにおける外資の支配……七二七
第二節　戦後における外国資本勢力の消長……七三〇
I　救済、援助段階（一九四五―四九年末）……七三一
II　復興段階（一九五〇―五五年末）……七三六
第三節　アジアにおける外資の現況と将来……七三九

軍事篇　東南アジア諸国の軍事体制

第一章　概観……一五九
第二章　各国の軍事体制……一六一
第一節　フィリピン……一六一
I　国防機構……一六一
II　兵力、編制……一六二
III　アメリカの軍事援助と軍事基地……一六四
IV　軍事予算……一六六
第二節　香港……一六八
第三節　北ヴェトナム……一六八
I　国防機構……一六八
II　兵力、編制、装備……一六八
III　軍事基地……一七一
IV　中共の軍事援助……一七一
V　南北統一綱領……一七二
第四節　南ヴェトナム……一七四
I　国防機構……一七四
II　休戦協定……一七四
III　兵力、編制、装備……一七四
IV　私兵軍の現状……一七八
V　軍事基地……一七八
VI　フランス駐屯軍の状況……一八〇
VII　アメリカの軍事援助……一八一
第五節　ラオス……一八一
I　兵力、編制……一八一
II　防衛関係協定……一八一
III　パテト・ラオの状況……一八三
第六節　カンボジア……一八三
I　国防機構……一八三
II　兵力、編制……一八三
III　軍事基地……一八三
IV　外国の軍事援助……一八三
第七節　タイ……一八三
I　国防機構……一八三
II　兵力、編制、装備……一八三
III　警察軍の状況……一八五
IV　軍事基地……一八八
V　自由タイ軍の状況……一八九
VI　軍事予算……一八九

Ⅶ　アメリカの軍事援助……七六〇
第八節　マライ……七六〇
Ⅰ　一般情勢……七六〇
Ⅱ　兵力、編制……七六二
Ⅲ　軍事基地……七六二
Ⅳ　共産ゲリラの討伐状況……七六三
第九節　英領北ボルネオ……七六四
第十節　インドネシア……七六五
Ⅰ　国軍建設の経緯……七六五
Ⅱ　国軍の内情……七六六
Ⅲ　国防機構……七六七
Ⅳ　兵力、配置……七六七
Ⅴ　編制、装備……七六七
Ⅵ　兵役、補充……七六八
Ⅶ　教育、訓練……七六八
Ⅷ　軍の指導的人物……七六八
Ⅸ　反政府軍配置と討伐状況……七六九
第十一節　ビルマ……七七〇
Ⅰ　建軍の沿革……七七〇
Ⅱ　国防機構……七七一
Ⅲ　兵力、配置……七七二
Ⅳ　編制、装備……七七二
Ⅴ　教育、訓練……七七三
Ⅵ　軍事費……七七三
Ⅶ　国防軍の指導的人物……七七三
第十二節　セイロン……七七三
Ⅰ　兵力……七七三
Ⅱ　民防衛組織……七七四
Ⅲ　イギリスとの関係……七七四
Ⅳ　軍事基地……七七五
Ⅴ　軍事費……七七五
第十三節　インド……七七五
Ⅰ　国防機構……七七五
Ⅱ　兵力、編制、装備……七七六
Ⅲ　予備軍組織……七七九
Ⅳ　軍事費……七七九
Ⅴ　その他の軍事問題……七八〇
第十四節　パキスタン……七八一
Ⅰ　国防機構……七八一
Ⅱ　兵力、編制……七八一
Ⅲ　軍事費……七八二
Ⅳ　外国との軍事関係……七八二
第十五節　東南アジアの共産軍の……概勢……七八五
Ⅰ　概説……七八五

II 各国別考察……七四
第三章 東南アジアの集団防衛機構……七七
第一節 SEATO成立の経緯……七七
第二節 SEATOの性格——とくにNATOとの比較において……七八
第三節 SEATOの組織……七八
I 理事会……七九
II 理事会代表部……七九
事務局、経済協力委員会、破壊活動防止委員会
III 軍事顧問団……七九
第四節 SEATOの運営の状況……七九
I 軍事関係の諸会議……七九
II 経済協力委員会……七九
III 破壊活動防止委員会……七九
第五節 SEATOの戦略的考察……八一
I ダレス米国務長官の構想……八一
II 軍事的考察……八一
III 政治、経済的考察……八二
第六節 SEATOの法的基礎……八三
I 東南アジア集団防衛条約……八三
II 同附属議定書……八五
III 太平洋憲章……八五
第四章 世界戦略からみた東南アジア……八七
第一節 序論……八七
第二節 東南アジアの戦略地理的考察……八八
第三節 東南アジアの「人的資源」……八九
第四節 東南アジアの戦略資源……八九
第五節 重要資源をめぐる戦略……八九
第六節 戦略目標としての食糧物資……九二
第七節 西欧市場としての東南アジア……九四
第八節 結論……九五
第五章 純戦略面からみた東南アジア……九九
第一節 東南アジアの航空戦略的地位……九九
I 航空戦略の帰趨を左右する東南アジア各国の向背……九九
II 東南アジア各国空軍の現状……九九
III 航空進攻作戦基地としての東南アジア……九二
IV 東西航空連絡路としての東南アジア……九三
V 共産軍の東南アジアに対する積極航空作戦とその防衛策……九四
VI 結論……九五
第二節 東南アジアの海上戦略的地位……九五
I 東南アジアの海上戦略的価値……九六

(1) 地理的諸条件による価値ならびに特性……八五
(2) 資源、生産、補給による海上戦略的価値……八七
(3) その他の要素による海上戦略的価値……八七
II 東南アジアをめぐる両陣営の海上戦略……八七
(1) 両陣営海上戦略の背景……八七
(2) 共産側の海上戦略……八八
(3) 自由側の海上戦略……八九
III 結論……八九
第三節 東南アジアの地上戦略的地位……八九
I 次期武力大戦様相の想定……八九
(1) 武力大戦の可能性……八九
(2) 長期戦争の可能性……八一
(3) 資源戦争の様相……八一
II 今後（冷戦および次期武力大戦）における東南アジア諸国の動向……八二
(1) インドシナ……八二
(2) タイ……八四
(3) ビルマ……八四
(4) インド、パキスタン、セイロン……八四
(5) インドネシア……八四
III 今後（冷戦および次期武力大戦）における自由、共産両陣営の東南アジア戦略とその帰趨……八四
(1) 共産陣営の東南アジア戦略……八四
(2) 自由陣営の東南アジア戦略……八五
(3) 東南アジア戦局の帰趨……八六
東南アジア戦争遂行力概見表……八七
第四節 東南アジアの心理戦略的地位……八九
I 心理戦の概念……八九
II 心理戦略の立場からみた東南アジアの環境……九一
III 東南アジアにおける共産陣営の心理戦略……九三
IV 東南アジアにおける自由陣営の心理戦略……九五
資料および参考文献……巻末
あとがき

【政治篇】

東南アジアに対する東西援助政策とその反響

第一章　戦後、東南アジアをめぐる共産、自由両陣営の政策の交錯とその進展

第一節　戦前戦後、東南アジアにおける国際政治的意義の変化

1　東南アジアにおける政治意識の擡頭

二十世紀は〝アジアの再生〟の時代である。

「共産マライか、自由マライか？」の著者バーセルも、「一九〇五年（日露戦争終結）と一九三九年（第二次世界大戦開始）とのあいだの時期は、アジアは民族主義が発生し、西方帝国主義と雄雄を決しはじめた時代であった。」と語っている。まさに日露戦争を前哨戦とする第一次世界大戦と第二次世界大戦こそは、アジアに回天の契機をもたらした。

世界史の大勢からいえば、そもそも第一次世界大戦と第二次世界大戦とは、かならずしも切断された歴史現象ではない。むしろ両大戦はいわば妥協的和平の期間を挟んで、一連の戦列として展開されている。つまり、これらの大戦は、十九世紀から二十世紀への構造的変化をもたらすための世界史的苦闘を象徴するものである。すなわち、それらは新時代のための革命的戦争にほかならない。それゆえに、これら二つの世界大戦は、歴史的不連続の現象ではない。

いうまでもなく、第一次と第二次の世界大戦は、世界制覇をめぐって、それぞれの世界史的段階に照応しつつ、国際的に爆発した帝国主義戦争であり、いいかえれば〝植民地再分割〟の争奪戦であった。けだし第一次世界大戦が世界政治地図の象徴的改訂に終り、根本的改版をあえてしなかった結果、一九二九年の世界恐慌につづく国際的緊張のうちに、結局第二次大戦を招いてしまったのである。

すなわち資本主義が〝独占の段階〟に移行するにいたって、商品の販売市場、原料の供給源、低廉な労働力の供給地、資本投下地、過剰人口の捌け口、軍事基地、交通の要衝としての植民地ないし半植民地に対するヨーロッパ列強の帝国主義的角逐は、地球の独占的支配をめぐって、不可避的にその矛盾を激化してしまった。

第一次世界大戦の未解決の課題は、ここにどうしても、第二次世界大戦によって審判されなければならない運命におかれたわけである。

それで、いわゆる『地理上の発見』の勢いに乗じて、そののちしだいに積極化してきたヨーロッパ列強のアジア進出以来、長く植民地として乳牛の苦しみに喘いでいた東南アジアの国際的立場が、これらの二つの世界大戦によって、地表の他のいずれの部分よりも、強烈な影響を受けたのはもちろんである。それは〝東南アジアの激動〟を導いた。

いったい東南アジアは軍事ないし交通の立場から、その政治的比重において、また原料供給および商品消化の観点から、その経済的価値は特に大きいものがある。帝国主義的眼鏡に狂奔したヨーロッパ列強が、東南アジアを植民地争奪の舞台と化したのは、不可避のことであった。かくて第一次世界大戦直前において、東南アジアに早くから進出していたイスパニア、ポルトガルにかわって、イギリスやオランダが進出し、ついでフランスならびにドイツが蚕食の手を伸ばし、さらにアメリカが登場しはじめた。事実この植民地分布を政治地図的にいえば

(1) イギリスは、インド、ベルチスタン、セイロン、ビルマ、マライ、北ボルネオなどのほかに、オーストラリア、ニュージーランドその他太平洋に散在する諸小島、

(2) オランダは、スマトラ、ジャワ、セレベス、南ボルネオ、

(3) フランスは、インドシナのほかに太平洋の諸小島、

(4) ドイツは、赤道附近の諸群島、

(5) アメリカは、フィリピンのほかに、太平洋上の諸小島

をそれぞれ掌中におさめた。

まさに東南アジアは自立的生活空間ではなく、ヨーロッパの列強に奉仕することをよぎなくされた被圧迫民族の場になってしまったのである。かりに孫文の言葉を借りていえば、東南アジア人は〝一国の植民地ではなく、各国の植民地であり、われわれはただ一国だけの奴隷ではなく各国の奴隷である。〟と叫ばなければならない屈辱の深淵に陥しいれられていた。

東南アジアの不幸は、実にイギリス、オランダ、フランス、アメリカの植民地政策それ自体によって、とりわけ悪化している。というのはヨーロッパ式植民地統治は、現住民と統治者、すなわち土民と植民地主義者とのあいだに厳然とした差別を設け、上層文化の発展を妨げ、自主的民族意識を抑えることに専念したからである。結局ヨーロッパ列強の植民地政策は愚民政策のほかのなにものでもない。

マライは、ゴムと錫とのためにだけ必要であり、ビルマは、米とチーク材とを生産するだけで価値がある。インドネシアは、経済的征服の客体以上には考えられていない。フィリピンは、アジアへの進出のための基地にすぎず、マンガンと砂糖との産地としてしか認められていない。そこには民族の興亡、風俗習慣、伝統、民心、生活向上に対する配慮は、まったく払われず、現地人への劣等視だけが強く投げつけられている。外部経済としての保健、教育、住宅その他の問題は放念され、できるだけ有効に労働力を搾取することがひたすら考案されている。わずかに収益するために不可欠の交通や通信の諸機関、動力、灌漑施設などの諸条件が整備されている

にすぎない。要するにヨーロッパ列強の植民地政策は、分割統治、間接支配、複合社会、単一生産、同化主義などの諸方式を示し、帰一するところは現地人への幸福のためにはなく、現地人から富を奪取するための方途であり、善意よりも功利が強く滲み、そこには東南アジアのプラスの要因はあまり見いだされなかったのである。

第一次世界大戦はその戦後処理の原理としての民族自決主義によって、かような東南アジアの植民地体制に多少の変化をもたらしたが、それはただドイツの敗退のために、新しく日本に南下の機会を与えたにすぎなかった。東南アジアは資本主義諸国にとって石油、熱帯性原料その他の資源の豊富な供給地であり、工業製品の巨大な市場、世界交通貿易上の枢軸、または軍事基地として、益々その意義を深めたばかりか、相交錯する帝国主義的利害のために、波瀾の渦を拡げ、一九二九年の世界恐慌の嵐が吹きはじめるにいたって悪化の一路を辿っていった。ことに日本のアジア大陸への進出、くわしくいえば一九三一年の満洲事変以来、東南アジアを抑えていたヨーロッパ列強の植民地主義的神経は、その余波を受けていたく尖鋭化した。しかもナチズムの抬頭につづくドイツの積極拡大政策とこれに呼応するイタリアのエチオピア攻撃、その他の一連の爆発的係争によって、第一次世界大戦の戦後収拾措置としてのヴェルサイユ体制が瓦解し、世界の軍備拡張的意欲が高まるにしたがって、東南アジアの植民地支配もたちまち軍事的方向に旋回していった。ついで一九三七年日中戦争が開始されるとともに東南アジアの風雲はとみに急を告げ、アメリカ、イギリス、オランダ、中国はいきおい提携して、いわゆる〝A・B・C・D包囲陣〟を構えつつ、対抗作戦計画を講じなければならなくなったのである。

しかるに日本の南進主義は、一九三九年第二次世界大戦が勃発するや、これに乗じて攻勢に転じ、ついに一九四一年太平洋戦争の砲口を開き、またたくまにフィリピン、インドシナ、マライ、セレベス、シンガポール、ジャワ、スマトラ、ビルマその他の東南アジア各地を相ついで占領し、いわゆる大東亜共栄圏の名のもとに、東南アジア諸民族の解放を呼号して、ヨーロッパ列強の植民地勢力を駆逐した。日露戦争における日本の勝利をアジアの凱歌として感動していた東南アジア諸民族は、自立のための手段として日本の進出を歓迎し、そのために一時は日本の成功さえも期待された。しかし日本はその作戦指導の誤算、戦力の不足、占領地行政の未熟、民心収攬の失敗などによって、敗戦とともにすべてを失ってしまったのである。

それにもかかわらず第二次世界大戦、とくに太平洋戦争を通じて日本が東南アジアの運命に与えた衝撃は、間接的に東南アジア諸民族に新しい道を開いた。というのは、日本の南進によって破壊されたヨーロッパ列強の植民地体制は、東南アジアにおいて復旧する機会をもたなかったからである。いいかえれば、日本の後退についで東南アジア諸民族は、それぞれ独立の夢を実現する好機にめぐまれた。それはおのずから植民地民族主義の昂揚として白熱化

し、反帝国主義ないし反植民地主義の斗争過程において現実化されて行った。

II　東南アジアの反抗とソヴィエトの関心

もちろん第二次世界大戦を迎えるまでもなく、東南アジア諸民族は、外国の圧力に対して無為の頽廃をむさぼっていたわけではない。すでに早くいわゆる〝地理上の発見〟時代以来、現地人の反抗はたえなかった。ヴァスコ・ダ・ガマ自身にしても、インドの原住民から抵抗を受け、からくも身の安全を守り、帰国を急がなければならなかったし、マラッカ人ですら、ポルトガル繁隊の拿捕を計画している。イスパニア人に対するフィリピン人の反乱も十六世紀中葉以降開始されている。しかし、外来人に対する現地人の反抗は、つねに局地的、暴動的、散発的であった。それは帝国主義的圧力が加わってきた場合でさえ、頻発度を増してはいても、けっして組織的ではなく、いたずらに排外的であったにすぎない。圧制に対して大規模な攻勢が爆発したのは、一八五七年のインド傭兵の反抗、世にいうセポイ（Sepoy）の反乱である。（セポイとは、イギリスの東インド会社に使用されていたインド現地兵である。）しかし、この反イギリスも、結局、後続的効果において圧殺され、その残影すら残さなかった。

東南アジアにおける反植民地主義を煽り、その熱意をかき立てた外的刺戟は、日露戦争における日本の勝利であった。第一次世界大戦の前哨戦として展開された日露戦争が、日本の凱歌をもって終結した事実こそ、東南アジアの天日をおおっていた屈辱の暗雲を引き裂く契機にほかならなかった。それは〝白色人種優越の神話〟を打破するとともに、東南アジア諸民族をみずからの劣等感情から解放し、民族的自覚を引き出す端緒として、大きな貢献をした。その結果として、はじめて東南アジア諸民族の中に植民地民族主義が芽ばえてきたのである。

しかし東南アジアの統一的民族運動が組織的に提起され、植民地民族主義が近代的に昂揚されるにいたったのは、第一次世界大戦以降である。第二次世界大戦を契機とする民族自決の提唱は、ロシア革命の成功と相まって、植民地の民族運動の前進を急速に促がしたからである。なるほどウィルソンによる民族自決の宣言は、東ヨーロッパや中近東における弱小諸民族への適用にとどまり、東南アジア諸民族に対しては、直接的作用を示さなかったかもしれない。むしろそれは、東南アジアの民族意識の強化に対しては間接的できえあった。しかるにソヴィエトの成立は、東南アジアの諸民族の解放運動に大きな希望と約束とを与えている。というのは、ソヴィエトは一九一七年十一月「ロシア諸民族の権利の宣言」を発表して、国内諸民族の平等および主権、自由な自決権を保証するとともに、はやくも国外の植民地諸民族の解放闘争を煽動したからである。すなわちソヴィエトは、一九一七年十一月、すでに「あらゆる勤労回教徒に告ぐ」という檄文を公表して、回教諸民族を世界革命の目的のもとに利用しようと企図し、その翌年十二月、モスクワで東洋解放連盟を結成して、アジア赤色革命を使嗾した。ついで

ソヴィエトは、一九一九年三月〝全世界における革命の勝利〟のためにコミンテルン（Communist International—Comintern）を創設し、越えて一九二〇年七月コミンテルン第二回大会で「民族および植民地に関するテーゼ」を採択し、国際共産主義運動を通じて、植民地解放運動を世界革命の一環として指導する方針を指示した。さらに同年九月バクーで東洋諸民族会議が開催され、三十七カ国の代表約千八百名を召集して、アジア諸植民地への共産主義運動の浸透を企図した。もちろん、この東洋諸民族会議は、各植民地の革命方式について意見が分裂し、民族革命派と社会革命派との対立のままに所期の効果を収めなかったが、被圧迫諸民族を一堂に集め、たがいに反植民地主義を刺戟鼓舞し合った点では世界最初の試みであり、ソヴィエト赤色宣伝の国際的波及の道を開いた。ついで一九二一年コミンテルン第三回大会、プロフィンテルン（Professional Internationl—Profintern）第一回大会、その他の国際会議も開かれ、積極的活動への指令が決議された。

そののちコミンテルンは上海にコミンテルン極東ビューローを、さらに香港にその南方ビューローを設置するとともに、別に広東にはいわゆるボロヂン（Borodin）機関を特設し、東南アジアの赤化工作に着手した。しかし、コミンテルンの出先機関は、ヨーロッパ列強の反共対策の圧力に応じて、その活動も消長をよぎなくされ、比較的長くコミンテルンと緊密に連絡を続けたのは、だいたいインドネシアとヴェトナム両国の共産党だけである。

ところでコミンテルンによって決定された植民地解放方針は、「植民地解放の要求は、〝民族自決権の承認〟以外のなにものでもない。」と語ったレーニンの指示にもとづき、植民地の完全独立、つまり本国からの完全分離を要求するものである。そのためにコミンテルンはアジア諸植民地に対して、

(1) プロレタリアの共産主義教育の強化。
(2) 公然面の合法活動とこれを統制する地下組織との結合。
(3) 現地の民主主義ないし民族主義的傾向の助長。
(4) 各地の封建的、保守的、宗教的運動との闘争

などを指令しているが、それと同時に本国の共産党が植民地の革命運動を支持すべきことをも要望している。

しかしまだソヴィエトの草創期ではあり、いきおいみずからが〝とりみだした初歩的突進〟を避けなければならなかっただけに、植民地解放運動に対しても、一九二二年ころまでの諸会議では現地の民族主義者、さらに民族解放闘争におけるブルジョアジーの役割については、決定的指針が示されるまでにはいたらなかった。

国際共産主義の指導者が〝大衆に向って〟統一戦線の組織の必要を強調し、労働者階級の煽動的組織化の戦術を植民地解放運動にも適用すべきであると結論するにいたったのは、一九二二年十一月のコミンテルン第四回大会においてであった。すなわち、そこでは「あらかじめ労働組合を征服することなくして、社会革命は不可能である。労働組合の征服は、大衆の征服を意味するからである。」という原則にそって、「西ヨーロッパにおいては、統一労働者戦線

のスローガンをかかげることとなったが、いまや東洋植民地においても、反帝国主義統一戦線のスローガンをかかげるべきである。」と決議された。ここに前述のコミンテルン第一回大会で「植民地の救出は、母国における労働者階級の並行行動を通じて、はじめて実現される。」という宣言の一片が、かろうじて実施のはこびとなったわけである。

かくて、一九二二年から一九二四年にかけて、コミンテルン極東ビューローは、とくにインドネシアの労働者階級を中心として働きかけ、さらに一九二四年六月、プロフィンテルンの提唱によって、広東で汎太平洋労働組合会議（Pan-Pacific Trade Union Congress）が開催され、東南アジア諸国の労働運動をヨーロッパの階級闘争と結びつける努力が払われている。しかしそののちコミンテルンは東南アジアの革命的条件を成熟状態にあると診断したにもかかわらず、共産主義と民族主義との調和については、明確な結論を見いだしえなかったばかりか、その植民地問題に対する関心はしだいにうすれていったのである。いうまでもなくかような情勢の変化は、一九二四年におけるレーニンの死去を契機として、トロツキーの「永久革命論」とスターリンの「一国社会主義革命論」とが激論を巻き起し、ついに一九二七年トロツキー一派が追放のうきめにあい、党から除名され、スターリンが勝利を占めるにいたったソヴィエトそれ自体の内訌経緯に照応している。

しかしスターリンの〝一国社会主義革命論〟にしても、〝社会主義の祖国〟を強化すれば、期せずして世界のプロレタリアートをその旗のもとに集め、世界革命へと歩みを進めるという構想であって、けっして一国にとじこもって世界赤化の想定を捨てたわけではない。ただソヴィエトを強化して、それから一歩一歩と世界革命を推進しようというまでのことである。

かくて東南アジアにもトロツキー派とスターリン派との派閥抗争がたちまち展開されたばかりでなく、一九二七年のジャワの赤色暴動の失敗、中国の国共両派の対峙、ヴェトナムの共産主義勢力の分裂などに続いて、一九三〇年のイェンバイの反乱後、フランスやオランダの反共措置もようやく強化された。そこでこれら地域の党活動もソヴィエトの〝一国社会主義〟のもとに、とかくソヴィエトから放置されがちでいきおいがおとろえた。しかも一九三一年コミンテルン極東ビューローの幹部が検挙されて、東南アジアに張りめぐらされた赤色細胞網は潰滅し、その残滓をわずかに維持したものは、国際赤色救援会（Secours Rouge International）および反帝国主義同盟（League against Imperialism）などであった。そののち監視の眼をくぐってマライ、ビルマ、ヴェトナムなどの共産主義者は、からくもコミンテルンとの連絡をひそかに再開した。

そればかりでなく、一九三五年のコミンテルンの政策転換、すなわち反ファシズム統一行動の促進という新方針の採択によって、東南アジアの共産主義運動も、不可避的にとまどいしなければならなかった。というのは現地の植民地政府が共産主義者を反ファシズム戦線に迎えいれなかったからである。それにコミンテルンの赤

化の触角は、積極的にインドネシアに向けられていたにもかかわらず、ややもすればヨーロッパ問題のほうに関心を奪われ、東南アジアに対する指導についてはいきおいおろそかとなった。しかもコミンテルンの指令は間歇的であり、アジア以外の情勢への配慮のために急転したり、あるいは公式主義に陥して、東南アジアの現地に適しない場合も少くなかったのである。それゆえに東南アジアの共産主義者も、おのずから主観的に活動することをよぎなくされた。東南アジアの共産主義運動の一角に、トロッキー派の行動が目立っているゆえんもここにある。それと同時に、これは第二次世界大戦にあたって、東南アジアの赤色分子が孤立状態の環境のままに、ゲリラ戦もしくは地下組織を通じて、抗日運動に突入していった理由でもある。

第二節　戦後における自由、共産両陣営の東南アジア政策の新展開

1　戦後における東南アジアの変貌

日本が敗北し、第二次世界大戦の砲声が消えたとき、東南アジアの現実は一種の政治的真空状態であった。日本占領下の東南アジアは、国際的に〝孤立〟していたからである。この空白をみたしたものは、主として戦時中の各抗日団体にほかならなかった。それらは民族主義団体もあれば、共産主義団体もあった。もちろん、かような抗日団体以外に、親日的民族主義者として日本に協力したグループで再起に乗りだしたものもないわけではなかった。けだし日本は、少なくともアジア民族解放を高唱し、東南アジアからヨーロッパ列強を駆逐したからである。いずれにしても終戦とともにベロフも指摘しているように、東南アジアの民族解放の闘士は、抗日組織を基礎にして迅速果敢に行動し、日本軍が残していった武器をたよりに、植民地主義の復帰に対して抵抗運動を開始し、植民地主義者の弾圧、ひいてはその武力行使に抵抗しつつ、それぞれ独立の道を開拓していったのである。

こうしたなかでいち早く自立の基礎を固めたのは、ヴェトナムである。すなわちホー・チーミン（Ho Chi Minh）はヴェトナム独立同盟（略称ヴェトミン Viet-Minh）を背景に、一九四五年八月十九日以来革命を起し、同年九月二日人民民主主義政府を樹立して、ヴェトナム民主共和国（Democratic Republic of Vietnam）の独立を宣言した。しかるにフランスは、これを承認せず、一九四九年七月二日バオ・ダイ（Bao Dai）政権を擁立し、ラオスおよびカンボジアを加えて、フランス連合を結成し、これに対抗した。

インドネシアでは、スカルノ（Achmed Soekarno）が民族主義者の支持のもとに、オランダおよびイギリス両軍の再進駐前、早くも

一九四五年八月十七日民主共和制によるインドネシア共和国（Republic of Indonesia）を樹立している。さらにフィリピンはアメリカの承認のもとに、四世紀間にわたる植民地支配から解放され、かねての宿望を達成し、一九四六年七月四日ケソン（Manuel L. Quezon）によって代表されたフィリピン共和国（Republic of Philippines）として、アメリカ式の民主主義独立国家の道を踏みだした。

しかるにインドはイギリスとの長い独立解放闘争が実を結び、ネール（Jawaharlal Nehru）が指導したインド国民会議派（Indian National Congress）と、ジンナー（Muhammad Ali Jinnah）が統轄した全インド回教徒連盟（All India Muslim League）との協議の結果、イギリスの諒解のもとに一九四七年八月十五日インド連邦（Union of India）とパキスタン自治領（Dominion of Pakistan）とに分離自立した。インドは社会主義国家を理想とし、パキスタンは回教共和国を構想して、それぞれの国礎を定め、両国ともに、イギリス連邦内の独立共和国をめざして新生した。

ところでビルマは反ファシスト人民解放連盟（Anti-Fascist People's Freedom League）の支持のもとに、最初はオン・サン（Aung San）、かれの暗殺後はウ・ヌー（U Nu）が独立を要求してイギリスと折衝を重ねた結果、一九四八年一月四日社会主義体制にもとづくビルマ連邦（Union of Burma）を樹立し、イギリス連邦から完全に離脱して独立国家となった。またセイロンは、イギリスと協定して、一九四八年二月四日イギリス連邦内にとどまるセイロン自治領（Dominion of Ceylon）として、イギリス総督のもとに自立し、統一国民党（United National Party）を中心とする自治領の地位を獲得した。

もちろんタイはつとに独立国で、マライは一九四八年三月一日、イギリスの承認のもとに、マライ連合政府を樹立し、シンガポール直轄植民地を分離したが、結局なお植民地的性格を残存し、いまだ真に解放されてはいない。

II　冷戦の発端とアメリカの立場

第二次世界大戦におけるアメリカ、西ヨーロッパ諸国とソヴィエトとの同盟は、ディーンが評したように、まさに〝奇異な同盟〟であり、戦争遂行という共同目標のために締結された提携である。したがってそれは終戦とともに、かえってアメリカとソヴィエトの対立、いわゆる〝冷戦〟という新しい国際的緊張を誘致した。しかしアメリカとソヴィエトとの反目は、すでに第二次世界大戦のあいだに発芽し、東ヨーロッパ諸国の自主権をめぐって、ルーズヴェルトとスターリンとは対立していたのである。それは一九四五年二月のヤルタ会談においても表面化している。チャーチルが『今日バルト海のシュテッティンからアドリア海のトリエストにいたるまで、〝鉄のカーテン〟がおろされている。』と語った一九四六年三月の演説は同盟から対立への転化つまり自由、共産両陣営の争いの開始

がはっきりしてきた事実を明言したにすぎない。

事実、スターリンが東ヨーロッパの諸国を衛星国化する一方、アゼルバイジャン事件やクルディスタン問題を通じて、イランに介入するにおよんで、ソヴィエトに対するアメリカの非難は、きわめて顕著となった。けだし第二次世界大戦の結果、世界的地位を確立したアメリカは、みずからの資本主義的経済の展開のために、戦後の世界に民主主義を普及しようとしていただけに、ソヴィエトが自国の周辺を衛星国化して、共産主義勢力を浸透させ、世界革命を推進しようとする方略に真向から反撥したのである。かくていつしか明白に分裂した二つの世界の対立は、〝冷戦〟の進展につれて、かっての国際連盟よりもいちだんと充実されていたはずの国際連合（一九四五年開設）の権威を麻痺させたばかりか、原子力管理問題にからんで見解の相違を露呈し、結局アメリカの〝力の政策〟とソヴィエトの非妥協性とは、自由、共産両陣営の分離を招来してしまった。というのはかっての〝奇異な同盟〟がルーズヴェルトの〝ユートピア主義〟の錯誤であったかどうかは別としても、一九四七年三月アメリカはトルーマン宣言を発表して、反共政策を明示し、いわゆる対ソヴィエト〝封じこめ政策〟を採用し、二つの勢力圏の対立形成を誘導したからである。すなわち同年六月アメリカは、かねがね戦後の経済的困難のために共産主義勢力の浸透になやんでいた西ヨーロッパ諸国に対して、マーシャル計画の名のもとに経済援助の手を差し伸べたが、たまたまその翌年、ベルリン封鎖事件が起り、二つの世界の〝冷戦〟は、いよいよ悪化した。それに照応して、アメリカの経済援助計画はしだいに防衛援助計画に移行し、一九四九年四月ベネルックス五カ国条約は北大西洋条約に発展し、ついに一九五〇年五月北大西洋防衛機構（NATO）が結成され、自由、共産両陣営の軍事的対立は、まったく明確な形をとるようになった。

もともと、トルーマン政策の立場はヨーロッパ偏重に傾いていたが、やがてアメリカは世界の自由主義陣営を強化する必要に迫られ、ラティン・アメリカおよび太平洋周辺地域の防衛措置をも講じなければならなかった。その結果まずラティン・アメリカのためには一九四八年四月、アメリカ諸国機構が組織された。さらにアメリカはマーシャル交渉の失敗につづく中国共産党の躍進、ついで一九四九年十月におけるその勝利に神経をとがらし、越えて一九五〇年六月における朝鮮事変の突発にあわてて、急に太平洋周辺地域とくにアジアに重大な関心を寄せるにいたった。一九五一年八月にはアメリカ・フィリピン防衛条約、同年九月には太平洋安全保障条約（ANZUS）、さらには日本との間に安全保障条約を結ぶなど一連の太平洋防衛体制を樹立する一方、同年十月、相互安全保障法（MSA）を採決した。かくてアメリカの対ソヴィエト包囲環はしだいに構築され、〝封じこめ政策〟はようやく〝巻きかえし政策〟の軌道に向っていった。一九五四年三月の東南アジア条約機構（SEATO）の成立、さらに一九五五年十一月における中近東防衛機構（METO）の確立と相まって、ここに〝力の政策〟を基調とするアメリカの世界政策の体系が、おのずからととのえられてい

ったのである。

かようなアメリカの老大な世界政策のまえに、東南アジアの立場は、きわめて微妙であった。このことは現在、東南アジア条約機構の欄で後述するように、東南アジア諸国の多くが参加していないことにもうかがわれる。しかしアメリカとしては東南アジアを放置するはずもない。事実アメリカは早くから低開発地域としての東南アジアに着眼していた。みずからの巨大な資本主義を操り、イギリスの退潮に乗じて、経済援助の形で接近し、旧体制の植民地主義のかわりに、新しい方式による進出を計画したのである。すなわち一九四九年一月に発表されたポイント・フォア計画によって、後進地帯の開発を標榜する援助政策が、東南アジアにも適用されることとなった。

こうしたアメリカの援助計画は、開発援助や技術援助とならんで、防衛援助にまで拡大され、その援助方式は整備されたが軍事的性格をともなっていたために、東南アジア諸国の全面的歓迎を受けるわけにはゆかなかった。

もともと東南アジアに対するアメリカの圧力は、かならずしも宣伝されたほど強くはなかったのである。それはアメリカが〝植民地の友〟を装いつつも、終戦直後はヨーロッパ第一主義であったからである。それでもホー・チーミン政権が北ヴェトナムを背景に反仏戦線を展開した頃からとみに強まって来た。すなわち一九四六年十二月十九日、いわゆるインドシナ戦争が開始されるに及んで、アメリカはその反共的立場から対抗勢力としてのバオ・ダイ政権を支持するフランス側に加担し、一九五四年までのフランス政府の軍事予算約二兆三千八百五十億フランのうち約六千七百九十億フランを援助しているし、さらに南ヴェトナムばかりでなく、カンボジァやラオスにまで援助の手をさし伸ばすことを忘れなかった。

またアメリカは早くからインドネシアの独立に関し、国際連合、その他を通じて斡旋するところがあったばかりでなく、インドネシア政府も一時はソヴィエトからその親アメリカ的態度を非難されたほど、アメリカ資本の投下を受けいれるなど、両国はきわめて密接な関係にあった。それが一九五二年一月相互安全保障問題にもとづく軍事援助問題にからんで、かえって疎隔に傾いてきた観もあるが、これはインドネシアがネールの提唱した平和地域主義を支持している結果で、インドネシアが東南アジア防衛機構に参加しない理由もここにある。

タイおよびフィリピンはインドネシアと違って、パキスタンとともに東南アジア防衛機構に参加し、東南アジアでも親アメリカ的色彩が強い国である。すなわち、タイはピブン（Pibul Songgram）首相のもとに、反共主義の旗幟を鮮明にしつつ、一九五〇年アメリカと経済、技術および軍事に関する援助協定を結び、対米協調を方針としている。フィリピンもまた前述の共同防衛的提携によって、アメリカと固く結んでいるし、さらにパキスタンも早くからアメリカと親しみ、一九五四年五月アメリカとの間に軍事協定を締結したほどである。パキスタンが一九五五年九月、バグダッド条約機

構に参加したのも、こうしたアメリカとの友好関係に負うところが多い。

ところが、セイロンとビルマはインドとともに、東南アジア条約機構に加盟せず、独自の立場に立っている。なる程セイロンはすでに一九四七年十一月イギリスと防衛協定を結んではいるが、アメリカに対してはかならずしも追随的ではない。さる四月五日の総選挙の結果、バンダラナイケの率いる人民統一戦線が勝利を収めた現在中立主義への復帰にともなう対米関係の変化が予想される。ビルマは最初から中立主義を標榜し、アメリカに対しても是是非非の態度をとっている。

ところでインドは平和地域主義を提唱し、あくまでいずれのブロックにも属せず、たがいに友好関係を保とうとしているだけに、中共やソヴィエトとも善隣のよしみを保ち、またアメリカに対しても建国当初から公平な立場で接している。しかしインドとしては、アメリカの東南アジア政策に関しては不満の点が少なくないのである。

このような情勢のもとに一九五五年三月、ダレス国務長官がカラチで開かれた東南アジア条約機構会議からの帰途、東南アジア諸国を巡回視察した結果、アメリカとしても新しい結論を引きだすことをよぎなくされたにちがいない。けだしアメリカは終戦直後に唱えたその「反植民地主義」の立場が、かならずしも「植民地の友」として被圧迫諸民族の解放を目標とせず、むしろ自国勢力の拡大の半面に、反共主義の扶植を企図してきたばかりか、とかく倫理的判断からのみ民主主義と共産主義とを対比しがちであっただけに、今や世界史の推移とともに、その対東南アジア政策の再検討をよぎなくされている。つまりアメリカもまた自己批判しつつ、東南アジアの独自の道を理解しなければならない段階にある。

III　イギリス、フランス、オランダの東南アジア政策

第二次世界大戦の終局を契機として、東南アジアに展開された民族解放闘争が、イギリス、フランス、オランダの植民地支配を根底から揺り動かしたことはいうまでもない。それは東南アジアの植民地体制の終焉をもたらす大きな激動であったからである。

(1)　イギリスの政策

イギリスはポルトガルやスペインにかわって、早くから東南アジアに進入していたために、第二次世界大戦まで領有していた植民地に、インド（パキスタンを含む）、ビルマ、セイロン、マライ、ボルネオの一部などに跨がり、タイに対しても半植民地的支配を拡げていた。しかし第二次世界大戦によってイギリス帝国主義は、経済的にも、軍事的にも、深い傷を受け、東南アジアに吹き荒れた民族解放闘争の嵐に対しては、正面からは対処する力を失った。加う

るに中国共産党の抬頭は中国におけるイギリスの利権をくつがえした。かくてイギリスは昔ながらの帝国主義的植民地支配を持続することができなくなった諸国に対しては、やむなく形式的な独立を与え、実質的には自国勢力圏に引きとどめるという実利主義的具体策、つまりバトラーの表現によれば、〝創意と弾力性と政治的聰明とにもとづく新しいシステム〟に着想しなければならなかったわけである。その結果、イギリスは東南アジアの民族独立運動に対していちおう同情的態度を示し、一九四六年マルタに自治を容認したのをきっかけに、

(イ) 一九四七年八月十四日インド連邦とパキスタン自治領との分離独立。

(ロ) 一九四八年一月四日ビルマの完全独立。

(ハ) 一九四八年三月一日マライ連合政府の樹立。

(ニ) 一九四八年二月四日セイロンの自治領化

を認め、順次その植民地支配にみずから終止符を打つことによって新しい進歩とも見える外政方針を打ちだした。

しかしかようなイギリスの植民地措置の真意は、東南アジアに〝イギリス帝国の廃墟〟を残す愚からまぬがれようとした戦略的後退にほかならない。したがってイギリスはマライにすら、すでに独立を約束している。まさにイギリスの態度はアメリカが戦略的立場に拘泥するのに反して、もっぱら経済的見地に立脚しつつ、既得権益の損害を最小限度に喰いとめようとする先見の賢策を誇ろうとしているらしい。しかしイギリスの東南アジア政策の裏面には、第二次世界大戦を通じて飛躍的に興隆してきたアメリカが、かっての植民地主義国家の不評にかわって勢力拡張に乗りだしはじめた現実をかえりみ、手に負えなくなった旧イギリス領から一歩退き、かえってこれを背後から結集して、アメリカに対処しようとする秘図がないわけではない。たとえば一九五〇年一月イギリス連邦外相会議によって採決されたコロンボ計画においても、たやすくその片鱗をうかがうことができる。

すなわちコロンボ計画の目的は東南アジアに於るイギリス連邦諸国の経済開発と多角貿易方式とによって、参加各国の生活水準を上昇することにあるが、もちろん、そのために他の地域におけるイギリス連邦諸国の助勢協力も期待されている。しかしこのコロンボ計画が参加諸国の経済発展によって、これらの諸国を共産主義の脅威から庇護するとともに、イギリス連邦の再編成によって、東南アジアに対するイギリスの立場を復旧、防衛しようと狙っていることは疑いがない。

イギリスはアメリカほど共産主義に対して恐怖も、憎悪の念もいだいていない。あくまでも冷静に経済的、実利的な現実主義から国際政治に対処し、東南アジアに臨んでいる。したがって中共承認、禁輸問題に対するその態度にも見られるように、イギリスの東南アジア政策は屈伸性にとみ、アメリカのそれの生硬さにくらべて著しい対照をなしているといえる。

(2) フランスの政策

フランスが東南アジアに進出したのは、イギリスとともに古い。しかしフランスが、イギリスとの植民地争奪において敗北し、第二次世界大戦まで同地域で保有しつづけることができたのは、わずかにインドシナだけであった。しかしインドシナには前述のように、終戦とともに人民民主主義のホー・チーミン政権が組織され、北ヴェトナムがいち早くフランスから離反してしまったばかりか、八カ年にわたったインドシナ戦争は最初こそフランス軍の優勢を許したものの、のちにはフランス側に約四十万の戦闘員の投入と年額約二百億フランの戦費の投下とを要求し、結局フランスの植民地支配に致命傷を与えた。かくてギラン記者が指摘したように「時代遅れの植民地主義にいまだに執着している最後の国」と見られるにいたった。フランス政府はアメリカの支援とイギリスの周旋とに依存しつつ、かろうじてヴェトナム戦局を収拾しえたにすぎない。それはフランスが、第二次世界大戦後の激動期においてあざやかな現実主義的外交の手を打ったイギリスほどの明察を欠き、同化主義と分割統治とを基調とするみずからの植民地政策に対してほとんど改訂を加えず、いたずらに国際間の駈け引きに神経を費して、内に沸き立ってきた民族運動の波を軽視した錯誤の結果である、かくてフランスはインドシナの一部を共産主義陣営に譲り渡したばかりでなく、今やアメリカの支援のもとに、わずかに南ヴェトナムに立てこもり、そこで年とともに深まりゆくみずからの権威の衰色を傍観しなければならないはめに陥ったのである。けだしフランスが一九五〇年五月シァンデルナゴル植民地（他の四地区も一九五五年までには実質的にも法律的にも放棄した。）をインドに返還した態度のように、ヴェトナムを放棄しえないところに、長い植民地支配に根をおろしたフランス資本主義の苦悩が察せられる。

(3) オランダの政策

オランダもインドネシアに対する植民地支配においては、長い歴史を示している。しかもオランダの国力は弱かったが、それにもかかわらず懐柔政策と間接統治との妙諦をたくみに操って、資本主義的収奪を維持してきたのである。しかし第二次世界大戦における日本軍の敗退後、イギリスの応援でからくも植民地に復帰したオランダは、終戦を契機としてたちまち自然化したインドネシアの民族運動に直面して施すすべを知らなかった。わずかにオランダはイギリスやアメリカの援助にすがって、弾圧をくりかえすだけで、なんら積極的解決の道を見いだしえなかったのである。オランダは一九四七年七月およびその翌年十二月の二回にわたって、いわゆる「警察行動」に訴えつつ、あくまで自国の権益を擁護し、反オランダ分子を掃蕩しようとしたが、それは逆効果をもたらした。インドネシアの民族解放闘争は共産主義者の武装革命をすら織りこみつつ、ますます猖獗をきわめ、いたずらに流血の惨劇を展開するばかりであったからである。かくてやむなく、オランダが最後的交渉に応じて、インドネシアに対し正式に主権を委譲したのは一九四九年十二月二十七日のことである。インドネシア独立の経緯がかように混乱した理由は、もちろんオランダの国際的地位が変動

していたにもかかわらず、インドネシアの植民地支配に盲目的に執着したところに見いだされる。しかしその半面には独立してまもないインドネシアの現地政府が、国際連合の同情と介入とをたくみに利用しつつも国際情勢の判断において未熟であり、いたずらに国際間の〝フットボール〟的立場に追いこまれた点にも、独立闘争の錯乱の要因がある。いずれにしてもオランダもまた東南アジアでは、しよせん〝異邦人〟として退去しなければならない運命にあったわけである。なお一九五六年三月インドネシアは、オランダとの連合政府形式をすら廃棄したのである。

IV　ソヴィエトの国際政略と東南アジア路線

第二次世界大戦はソヴィエトにとっても死活の問題であった。それゆえにソヴィエトは、アメリカやイギリスと提携して戦局を有利に導くために、一九四三年五月三十一日、とかく戦争協力にとって邪魔な存在となってきたコミンテルンを解散した。これは戦時という特殊な国際情勢に順応する必要にせまられたソヴィエトの苦肉策であり、アメリカやイギリスから軍事的ないし経済的援助を受けるための一時的措置にすぎなかった。したがって、アメリカが前述のように、第二次世界大戦後ソヴィエトと疎隔し、反共主義をかかげ、トルーマン宣言につづいてマーシャル計画を実施して、対決的態度を露呈するにおよんで、ソヴィエトはあえてマーシャル計画への形式的勧誘を拒絶し、かえってこれと対抗するためにときを移さず、一九四七年九月末ポーランド、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、イギリス、フランス、イタリアその他の九カ国の各国共産党代表を招請して、コミンフォルム（Communist Information Bureau－Cominform）を設立した。かくてコミンフォルムはコミンテルンにかわって、そののちの国際共産主義の本営の役割を演ずることとなったのである。

コミンフォルムの結成にあたって、ジュダーノフは『戦争の結果国際情勢と個々の国家の状態とにおいて生じた根本的変化は、世界のあらゆる政治的様相を一変させた。政治勢力には新しい配置が現われた。戦争終結後、日をへるにしたがって、世界の舞台に活動する政治勢力の分裂に相応して、戦後の国際政治における二つの基本的方向、すなわち一方には帝国主義および反民主主義陣営と、他方には反帝国主義および民主主義陣営とがますます判然と区別されるようになった。帝国主義陣営の主要な指導勢力はアメリカである。』と語った。そして「のぼり坂にある共産主義陣営」と「くだり坂にある自由主義陣営」との平和的競争という新観念を打ちだし、国際共産主義の指導方針を示しつつ、アメリカの帝国主義的支配に対して、「民族の独立」を名とする民族抵抗ないし民族解放運動を提起するように、植民地従属国を煽動することを指令した。けだしこれは第二次世界大戦末期から戦後にかけてソヴィエトが東ヨーロッパ六カ国（すなわち、ポーランド、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ハンガリア、ブルガリア、アルバニア）の人民民主主義革命の促進、東ドイツの占領、アゼルバイジャンおよびクルディス

タンの人民民主主義革命の一時的成功、中共革命の応援、北朝鮮の人民民主主義革命の助成などによって、いわば〝強力政策〟を推進しつつあっただけに、アメリカの反共政策に抵抗しつつ、帝国主義と植民地従属国との矛盾を民族解放闘争の形で暴露しようとしたものである。ジュダーノフは「アメリカ、イギリス陣営、なかんずくアメリカは経済的、政治的、軍事的に、世界を支配する野望のもとに、共産主義陣営の分裂、崩壊を策している。」と主張しつつ

(イ) 〝民族独立〟のスローガンによってマーシャル計画を妨害する。

(ロ) 「反戦平和」のスローガンによって、米ソ戦争を防止し、ソヴィエトを防衛する

という二つの共同闘争を要請しているが、これは、ソヴィエトの長期の最終目標がアジア全土の赤化にあったとしても、とりあえず当面の目標をアジア諸国の民族解放運動の育成と強化とにおいていたからであろう。このアジア政策の基調は、ソヴィエトがアジア情勢の基本的変化を分析して、帝国主義的植民地体制の危機の深刻化および植民地ないし従属国における民族解放闘争の全面的昂進とに集約し、資本主義の全般的危機の軸心を帝国主義的植民地支配の危機として把握し、公式的に情勢判断をくだしていた結果である。

かくて国際共産主義の活動は、独立解放のための民族運動によって渦巻く東南アジアにおいてたちまち積極化された。一九四八年二月から同三月にかけて、カルカッタで開かれた左翼会議すなわち東南アジア諸国青年会議およびインド共産党第二回大会の二つの会議が、「東南アジアの赤色革命の一斉蜂起」について謀議したのはその具体的な現われであるといわれている。もちろんベロフもいちおう注意しているようにそれに関する信頼すべき確証はない。然し少なくともその直後、東南アジアでは相ついで共産主義者の武装蜂起が決行されている。たとえば一九四八年二月におけるマライ共産党の武装蜂起および同年三月におけるビルマ共産党(白旗、赤旗両共産党)の全国的反乱、同年四月におけるシンガポールの労働者暴動、同年九月におけるマディウンの武力革命(インドネシア)、同じく九月のテレンガナの農民蜂起(インド)など、一連の大衆蜂起がしきりに起っている。なるほど、これらの共産主義運動はいずれも時期尚早、準備不足、情勢判断の誤算、民心収攬に対する失敗、それに資金不充分その他の理由から、一時は人民民主主義政府を樹立した場合もあったが、結局権力の奪取には成功せず、いたずらに混乱を現出して大衆を苦しめ滅産を招来したにすぎなかった。

それにしても、これらの暴力行動が「カルカッタ路線」の演出といわれるのは、前記の二つの会議後、それらがわずか六カ月以内に連続的に発生しているためである。ことに東南アジア諸国青年会議は、東南アジア学生協会と新生民主主義青年連盟との連合会議であり、そこでは前述のジュダーノフ方針を敷衍したジューコフ論文、すなわち「植民地体制の危機の尖鋭化」(一九四七年十二月十五日号「ボルシェヴィキ」紙上発表)が主として討議され、おの

ずから東南アジアの共産主義革命に関する一つの決議が採択されたらしい。それにこの会議は国際的性格をもち、インド（パキスタンを含む）をはじめ、ビルマ、マライ、インドネシア、ヴェトナム、セイロン、フィリピンなどの各代表のほかに、ソヴィエト代表が出席し、とくに欧米およびオーストラリアからの招待者も参加して、約九百名を召集することに成功している。ただしこの会議の経過と決議とについては、公表されなかったが、ソヴィエト代表の帰国報告によれば『この会議が、植民地および従属国の人民のために、民族の独立、民主主義、自由を目標とする反帝国主義の民族解放闘争を支持し、その決議を満場一致で採択した。』このことは、ほぼ疑いがない。またこの東南アジア諸国青年会議について開かれたインド共産党第二回大会でも、インド各地の代表約八百名を集め、ビルマ、オーストラリア、ユーゴースラヴィアなどの代表十五名の列席のもとに、東南アジアの民族解放運動に対する共産主義者の態度について論議されたようである。しかもその当時のインド共産党はジェダーノフ方針にそって左翼急進主義に偏向し、いつさいの改良主義分子を追放するとともに、武力革命の時機の到来を確信し、突撃隊ならびにゲリラ隊を組織し、反乱を計画していたのである。思うにこれは植民地従属国の民族解放闘争を通じて、帝国主義の矛盾を暴露するというコミンフォルムの政策から導きだされた結論であった。それゆえにカルカッタの二つの会議において、〝カルカッタ路線〟という国際共産主義の謀略をさぐりだすのも、あながちむりではない。

いずれにしても、ソヴィエトが東南アジアに着眼したのは、東南アジアが植民地従属国の土着民の不満を激化し、民族運動にからめて策動する舞台として好条件をそなえ、米、英その他の帝国主義の急所をつくのにもっとも効果的であると考えたからである。しかもそれは東南アジアが工業化していて、労働者の都市集中が見られるからではなく、東南アジアが世界経済に隷属させられていたためであった。つまり東南アジアほど世界経済の変動によってその経済が根底から揺り動かされる地域は他に見いだされない。第二次世界大戦後東南アジアの各国共産党はその抗日運動の余栄として第二次大戦直後合法化され、したがって独立闘争および反植民地運動において、民族主義者と容易に協力し得る立場にあった。それだけにソヴィエトとしては東南アジアを帝国主義者に対する〝革命運動の震源地〟としてとりあげたのでもある。

ソヴィエトは東南アジアの大衆蜂起が自然発生的であり、現地の共産党によって指導されてはいるものの、けっして共産主義者によって誘発されたものではないと弁明したが、それはやはり一つの逃辞にすぎない。東南アジアはかりにソヴィエトの世界革命計画においては優位におかれていなかったとしても、自由主義陣営の虚をつくためには、ソヴィエトにとって重要な策源地であったにちがいない。

事実、国際共産主義の赤化路線に連らなっているそれぞれの国際的組織を設立年代順に挙げると、

世界労働組合連盟（World Federation of Trade Unions—WFTU）（一九四五年九月創設、本部ウィーン）

国際民主婦人連盟（Women's International Democratic Federation—WIDF）（一九四五年十一月設立、本部東ベルリン）

世界民主青年連盟（World Federation of Democratic Youth—WFDY）（一九四五年十一月設立、本部プラーグ）

国際ジャーナリスト機構（International Organization of Journalist—IOJ）（一九四六年六月設立、本部プラーグ）

国際学生連盟（International Union of Students—IUS）（一九四六年八月設立、本部プラーグ）

国際民主法律家協会（International Association of Democratic Lawyers—IADL）（一九四六年十月設立、本部ブラッセル）

世界科学者連盟（World Federation of Scientific Workers—WFSW）（一九四六年十一月設立、本部ロンドン）

世界平和評議会（World Peace Council—WPC）（一九五〇年十一月設立、本部ウィーン）

ファシズム抵抗戦士、犠牲者、被害者国際連合（International Federation of Resistance Fighters, of Victims and Prisoners of Fascism—FIR）（一九五一年六月設立、本部ウィーン）

などの国際的組織網が、東南アジア一帯にたちまち張りめぐらされている。（これらの国際的組織の本部所在地は、設立当時のものであり、現在は、他に移転しているものもある。）

ソヴィエトの世界革命方略、そのための国際共産主義の赤色宣伝は、アメリカやイギリスなどの世界政策とちがって、「民族独立」とか、「反戦、平和」とかのスローガンをかかげ、反帝国主義ないし反植民地主義をあおるだけに、理論的というよりはむしろ心理的に東南アジア諸民族に受入れられやすい。しかもそれは、中共の勝利によって、いっそう東南アジアの大衆の心をとらえ、一九四九年十一月のアジア・太平洋労働組合会議（世界労働組合連盟主催）において、「中国人民の歩んだ道は、アジアの植民地および半植民地の人民が歩む道でもある。」と演説した劉少奇の声は大きく反響をよんだわけである。

しかるに、たまたま一九五〇年六月二十五日に勃発した朝鮮戦争によって、自由、共産両陣営は、ともにいちおう「力の政策」の限界に直面しなければならなくなり、ここに東南アジアに対する国際共産主義の赤化方針も、一つの転換期に足をふみいれることとなった。すなわち、アジア・アラブ・ブロック（十二カ国）が「平和的交渉による朝鮮問題の解決」を要求した空気をいち早く捉えたソヴィエトは、東南アジアの反植民地運動を積極的に声援すると同時に、慎重に平和政策を推進していった。しかも、毛沢東およびホー・チーミン政権の成長にともなって東南アジアに対する共産主義勢力の重みが加わってきたために、ソヴィエトの東南アジア進出はますます有利な条件にめぐまれたのである。

第二章　東南アジアにおける植民地支配構造の変化

第一節　旧支配構造の特色、国内諸勢力との結合関係

東南アジアは、一八世紀の後半からイギリス、ポルトガル、スペイン、オランダ、フランス、アメリカによって思いのままに分割され、争奪された。そしてそれぞれの植民地または半植民地として隷属的な状態をおしつけられ、爾来三世紀にわたって、アフリカに次ぐ広大な植民地世界を形成した。

この植民地世界における西欧の支配体制こそは、実に不動のものと自他ともに許し、また当時いかなる植民地民族もこの外来の支配体制を覆えすことができなかった。しかしこの外来支配者の間では相互にその勢力を競い、初期の覇者ポルトガル、スペインの敗退によってイギリス、フランス、オランダ、アメリカの支配体制は強化され、東南アジアのもつ戦略的、経済的役割の重要性の故に極めて巧妙に民族の発展を抑制してきた。

この植民地支配体制における共通の特徴は、少数の白人が近代的訓練と教育を与えた多数のアジア人を下級吏員として採用し、また旧土着支配者にサルタン、ラジャの称号を与えて、支配のための傀儡として利用したことである。

この体制こそは西欧の東南アジア支配の基本的なものであって、社会的な支配体制においても充分に利用された。

西欧諸国が東南アジアの経済発展に臨んだ態度は、莫大な資本を投資することによって、何よりも自国の経済の強化を計ることであって植民地経済力そのものの強化ではなかった。植民地民族は米、ゴムなどの輸出作物の生産や、錫、石油、タングステンなどの採掘といったような西欧支配勢力自身のために必要な食料品、原料品の生産の責任だけを負わされた。植民地は、これらの輸出によって得た利益の一部をもって、本国の輸出する消費財を入手することは許されても、自らそれを製造することは阻止または妨害されたのである。

また西欧支配体制は、社会的にはできるだけ固有の土着支配構造の形式の温存につとめ、この支配体制を利用しつつ社会的隷属をはかった。

さらに西欧宗主国はその支配力を維持するため、軍事力、警察力に訴えた。しかし植民地民族の間における貧窮の自覚と、差別待遇に対する反感は、それにも拘らず西洋に対する「東洋の抵抗」、マクマホン・ボールのいわゆる「人種的抵抗」としてあらわれ、アジア的な性格をもつナショナリズムの抬頭と、展開を招来するにいたった。

第二節　戦時における旧支配機構の崩壊と国内諸勢力の変化

一九四一年末から一九四二年初にかけての日本軍の東南アジアに対する軍事行動は、地域内植民地諸国に強烈な影響を与えた。しかし西欧支配体制を一挙に放逐した日本の行動は、重要資源の獲得と作戦軍の現地自活をその至高目的としたために、植民地民族にとってほとんど何等の利益をもたらさなかった。むしろそれは、日本軍に対する期待を裏切られた民衆を、漸次発展しゆく武装抗日運動に参加させるにいたり、結局、日本の軍政は失敗に終ることとなった。

ところで第二次大戦中、英、米は戦争遂行の一環として、武装抗日運動に武器を提供したが、それは専ら日本軍に対する抵抗を強めたばかりでなく、旧西欧支配体制の復帰に対する抵抗の基盤ともなった。さらに日本軍の降伏にともなう大量の武器の入手は、インドシナ、マライ、インドネシアの軍隊に、植民地状態の復活をはばむ実力を蓄えさせることとなった。

民族主義運動者達の抵抗は、前述のような武力抵抗に参加する以外には、消極的抵抗、すなわちサボタージュによって行われた。日本の占領しなかったインドでも、その近隣諸国における民族の独立斗争の影響がおよんで来た。そしてインドの民族主義とからみあいながら「不服従運動」として発展し、イギリスによって組織された夥しいインド軍隊にまで滲透しはじめた。

第三節　戦後独立闘争の形態とその分化過程

一九四五年八月一日、日本軍降伏後のインドネシアに於る独立宣言を反切りに、一九四六年夏のフィリピン、一九四七年秋のインドおよびパキスタン、一九四八年初めのビルマと、それぞれいわゆる平和裡に独立を達成した。しかしインドネシアは植民地体制の復活を意図するオランダとの間に武力抗争を展開し、一九四九年末ようやく独立を獲得した。インドシナではホー・チーミン軍とフランス軍との間に戦斗が続けられ、さらにこれが南・北両ヴェトナムの対立に発展していった。

これら諸国の独立斗争の過程に強い影響を与えたものは、中共の勝利であった。しかも東南アジアの最もおくれた段階におかれたマライは、インドネシアの独立からも強い影響を受けた。華僑の背景としての中共の勝利とともに、マライ人の背景となったインドネシアの勝利とは、この二つの民族が協力する形をとり、マライの独立への斗争をつづけている。

かくして成立した東南アジアの諸国も、その性格、目的の間に相違が現われてきだした。最も基本的には二つの陣営の何れかに属すか、その中間的性格を打出すかの何れかである。西欧陣営に属す諸国は、SEATOに加盟する諸国がそれであるが、今日ではその有力メンバーとみられたパキスタンすら、ソ連の経済援助をうけている。共産陣営に属するものは北ヴェトナムの一国にすぎないが、中間を行くインド、インドネシアの行く道はアジア・アフリカ会議によって国際政局におけるアジアの地位を代表する方向となり、最近では非常に親米的であったセイロンですら、この方向に近づきつつある。

第四節　両陣営政策に対する地域内諸国の内部条件

Ⅰ　インド

(1)　旧支配構造の特色、国内諸勢力との関係

A　政治的、社会的支配構造の特色

戦前インドにおいては、制限された自治制が認められていたものの、基本的には完全な植民地的支配のもとにあった。インド総督は「副王」としてイギリス国王を代表し、またイギリス政府代表兼インドの最高行政長官としてインドの立法、行政、司法万般にわたる広汎かつ絶大な権限を掌握していた。インド政府は、議会に対して責任を負うことなく、各行政長官の任免権は、総督の権限に属していた。

当時の支配構造の特色の第一は、イギリスは総督を通じてインドを直接統治したが、インド人の強い民族的要求を緩和するため各支配機構内部に大幅にインド人を採用するかたわら、機構の中枢部および重要な職務には、依然としてイギリス人をあてるという「重点主義」政策をとったことである。例えば、財務関係、土侯国関係の職務は、専らイギリス人官吏が担当し、インド人にこれを委ねることはなかった。そしてこの政策は、同時に、植民地支配のための支出を安上りにすることにも合致していた。

特色の第二は、第一の点とも関連して植民地支配を維持、強化する目的のもとに、インド人が団結してイギリス支配に対抗することを阻止するため、インドの政治、経済、社会のなかに旧来の対立的諸要素を温存強化し、あるいは新たな対立的要素を醸成したことである。いわゆる「分割統治」政策がこれである。

分割統治政策は、あらゆる部門、領域にわたったが、まず第一に統治機構そのもののなかに、直轄統治する長官州 Commissioner's Province、ある程度の自治を認めた英領インド British India、および土侯の統治に委ねられた土侯国 India States の三つの異なる要素を持ちこんだことである。しかもこれらの三要素は複雑な形で相互の領土に入りくんでいた。土侯国においては、その統治は土侯の専断に委ねられているため、封建的統治状態にあった。英領インドでは、これと対照的に比較的近代的な統治様式が導入されていた。いわば封建的要素と近代的要素との対立構造でもあった。このような対立は、農村における封建的な土地所有形態である「ザミンダール制度」と、都市における近代的工場制工業との対立にも現われている。さらにこの封建的要素は、末端の統治組織ともいうべき農村の「パンチャヤット」（五人組制度）の温存にもみられる。

つぎに重要な点は、ヒンドゥ教と回教との宗教的対立を極度に利用していることである。インドのように歴史的に征服を重ねられてきた地域では、征服の度ごとに様々な宗教が植えつけられる。土着民のヒンドゥ教に対して、征服民の回教、シーク教などが移入された。これがインドの文化水準の後進性とからみ合って、激しい宗教的対立関係をまねいた。イギリスのインド統治は、これを助長する

政策をとった。

イギリスは、知的水準も高く、とかく反英的に走りがちなヒンドゥ教徒にたいして回教徒を対立させ、ヒンドゥ教徒と回教徒が統一して反英運動に発展することを阻止し、かえって宗教的対立、紛争に転嫁するようあらゆる方策を講じた。政治的にはイギリスは、狂信的な回教徒を背景とする回教徒連盟を育成して、ヒンドゥ教徒を主要な宗教的背景とする国民会議派を抑圧して、回教徒連盟と国民会議派との抗争を醸成してきた。これを要するにイギリスのインド統治の歴史は、回・印両教徒の血の抗争の歴史といっても過言ではない。そしてその頂点をなすものが、第二次大戦後におけるインドとパキスタンの分立なのである。

特色の第三は、愚民政策である。植民地支配の維持にとって生産民の政治的意識が低い方が好都合である。そのためには、教育水準の低いことが条件となる。そこで社会的には、宗教的対立を維持するとともに、同じヒンドゥ教のなかでもカースト制度のような数々の身分的、職業的な諸対立要素を温存する途が選ばれた。さらに土着工業が発達してイギリス工業製品と競争するようになることを阻止するため、とくに工業技術教育を施さぬ方針がとられた。

B　経済的支配構造の特色

イギリスのインド支配は、経済的にはインドを原料供給国、工業製品輸出市場、過剰資本の投下地域として確保するため、この目的に反するような工業化ないし経済開発を阻止する方策をとった。もちろん原料をそのまま供給するのでは不便であったり、不利益な場合には、第一次的な加工のための工業の建設を認め、またイギリスの工業と競争関係に立たないような製品の生産、例えば繊維を使用する綿紡績、織物業の発生を許容した。イギリスに供給するための原料採取およびその加工業は、専らイギリス資本で経営されたことはいうまでもない。イギリスの産業投資は、専らこのような部門に限定されていた。インドにおいては、民族運動の成長と民族資本の発達とにより、インドネシア、インドシナ、ビルマ、マライにみられるような典型的なモノカルチュア的経済体制はとられず、アジアにおいては例外といってよいほどの多方面にわたる原料、食糧の栽培ないし採取およびそれらの加工業が発達した。しかしそれにもかかわらず棉花、ジュート、茶、鉄鋼、石炭、マンガンなどを中心とするモノカルチュア的性格をもっていたことは疑いない事実である。さらにこのようなインドの重要産業は、イギリス資本によって完全に支配されていた。もっともインド民族資本の成長にともないインド資本は、ジュート栽培とその加工業、冶金、棉花栽培とその紡績業などに進出した。

以上のような重要産業にたいする重点投資による産業支配と並行して、その他の産業にたいしては、マネージング・エイジェンシー制度（経営代理または請負制度）による支配を行った。この制度はインドのように民間の資本が少なく、経営能力が低い地域にたいし相当多額の報酬をもらって経営を引受け、資金の便宜をあたえるもので、これらの代理業者は、わずかの資金で事実上、多数の企業を

支配することができた。もちろんインド人資本家の一部にもこの制度を利用するものがあったが、その大部分はイギリス人であった。この制度によってイギリス系銀行は、代理業者を通じて安全な投資をすることができたばかりでなく、多数企業を間接的に支配下に収めることが可能となった。

C　イギリス支配の支持勢力と反対勢力

上述のようにイギリスのインド支配の支柱となったものは、封建的要素と宗教的、種族的要素である。封建的要素は、封建的支配体制をそのまま認められた土侯であり、また農村において封建的経済支配の支柱となっている地主層（ザミンダールなど）である。したがってイギリス当局は、土侯国にたいする干渉を極度にさし控えたばかりでなく、その利益を擁護し、土侯のその領土内における独裁的行為を放任してきた。宗教的、種族的要素は前述した回教と回教徒連盟であり、少数民族（好戦的なシーク教徒を軍隊に採用して治安維持にあたらせたごとき）の保護、利用であった。ところでインド人資本家は当然、イギリスの植民地的経済支配に強く反対し、経済の自主独立を求めて会議派を中心とする民族運動に参加し、会議派にたいして経済的協力を行ってきた。しかし彼らは、イギリス銀行に融資を求めねばならなかったし、民族運動そのものが激化すればかえって自らの利益を損うといった事情もあって、その態度は必ずしも明確ではなかった。過去において会議派が民族運動にたいしてとってきた態度のなかにも、このような不徹底さと曖昧さが間々見受けられた。

イギリスの支配に反対する主要勢力は、イギリスの支配と封建的地主あるいは工場主との二重の圧迫を受けて来た労働者、農民、労働者であった。労働組合と農民組合は、自己の経済的利益のために活動するよりも、むしろ民族的利益のために民族運動の推進力となった。しかしインドおいて、労働者、農民に劣らず惨めな生活を強制されて来たのは中小企業者、職人および知識人である。したがってこれらのものは、会議派の重要な構成分子となり、またガンディーの熱烈な信奉者でもあった。インドの民族運動において、このような階層の果してきた役割を過小評価することはできない。

(2)　第二次大戦による支配機構の崩壊と独立闘争

A　戦時における支配体制の弱化

一九三九年、イギリスの対独宣戦と同時にインドは、自動的に戦争に引き入れられた。激しい戦争努力のためイギリスのインド支配力は、弱化せざるをえなかった。反面、軍事的にも経済的にも、イギリスのインドに対する依存度は高まっていった。イギリス軍の手うすはインド軍隊によって補充され、インドの経済的負担が増強された。インドは対英債務国から、債権国の立場にとって代った。イギリス資本は本国に引き上げられるか、インド資本に肩代りされ、イギリスとインドの合弁会社が増加し、インドの民族資本が発展した。この間、イギリスの独占的な資本市場であったインドにアメリカ資本が進出してきた。

共産党は一九三三年結成されて後、翌年には早くも非合法化された。しかし会議派内の社会党が、共産党の「統一戦線」の申入を受諾して、労働運動、民族運動の面で統一行動をとったばかりでなく、共産党員を社会党あるいは会議派内に入党させるため尽力した。その後一九四一年、ドイツ軍がソ連領に侵入するや、共産党は戦争の性格が「帝国主義戦争」から「人民戦争」(People's war)に変ったとして、対英戦争協力を決定するにいたり、イギリス当局は、共産党の非合法化を解いた。

他方、会議派も社会党も、インド国民の同意なしに大戦にまきこまれたことに反対して、責任政府の即時樹立を要求した。一九四二年、イギリスはインドの積極的戦争協力を求めるため、クリップス特使をインドに派遣して、戦争終結後に、完全自治を認めるとの提案を行った。これに対して会議派側は、拒否の態度を明かにし、イギリスの撤退を要求して「不服従運動」に着手するにいたった。かくして当局は、ガンディー、ネールなどの指導者を一斉検挙するとともに、会議派を非合法化した。このような情勢下においてインド人資本家は、反英運動に参加せず、事実上、対英経済協力の態度をもち続けた。

B　戦後、独立斗争の形態と統一戦線の破綻

第二次大戦は、アジアの植民地および従属諸国における民族解放運動を刺戟し、このため戦後、各地においてひとしく民族独立運動が起った。とりわけソ連の勝利と東欧衛星国の出現は、この地域の党を中心とする社会主義勢力を勇気づけた。インドでも戦後、共産党あるいは全インド労働組合会議の指導のもとに労働運動や農民運動が組織され、またインド海軍の暴動さえもひきおこされた。ハイデラバードのテレンガナ地方では土地斗争に実力が行使された。

労働者、農民、学生を中心とする反英運動が、共産党の指導のもとに全国的に展開されたが、会議派はむしろこれに反対し、独立の折衝に心を砕いていた。一九四六年、イギリス労働党内閣が「インドに独立を許す用意がある。」旨を声明するや、会議派は専らその折衝にあたり、一九四七年八月「インド連邦」の成立と同時に連邦政府を担当するにいたった。これまで会議派の内部にとどまって会議派と統一行動をとってきた社会党は、同年、完全に会議派から離脱して独立の政党を名のるようになった。共産党はパキスタンとの分離独立に強く反対すると同時に、イギリス帝国主義からの真の独立を要求した。かくして戦前、民族運動のなかで実現された会議派、社会党、共産党の「統一戦線」(もちろん全面的とはいえなかったが)は、戦後全く影をひそめ、そればかりではなく、独立とともに新たな図係が生まれることとなった。

(3)　現政権とその反対勢力の分析

A　会議派の性格、政策および支持層

一九四七年八月独立してから今日にいたるまでインドは、国民会議派に属するネール政権の治下に置かれている。会議派はその創立の当初においては、一部知識層によって構成されていたが、やが

てインドの民族運動に積極的に乗り出すようになってから、広く国民の各階層をふくむ真に国民的な民族政党に成長した。戦後、前述のごとく社会党と袂別し、共産党とも敵く対立するにいたったが農民、労働者、知識人、学生、商工業者をその傘下に収め、さらにインドの巨大資本家の支持をも得て、依然、国民政党的な性格を保持している。そのほかネールにもまして会議派の実力者といわれたパテル(故人、元副首相)が、狂信的ヒンドゥ教徒の極右政党であるヒンドゥ・マハサバの有力な支持者であったことも会議派の複雑な性格を物語っている。すなわち会議派は地主、狂信的ヒンドゥ教徒に代表される封建的、右翼的要素、巨大資本家をはじめとする資本家階級や知識階層に代表される近代ブルジョア的要素、労働者や一部農民、学生などに代表される進歩的社会主義的要素などの相異る諸勢力を内包している。このような複雑混淆した構成要素は、イギリス統治のもとで、反英運動のために一致した行動をとっていた間はさほど対立関係を表面化することもなかったが、一たび政権について政策をたて、それを実施するようになってから、その国民政党的な性格に破綻を来たし、会議派を円滑に運営しようとすれば政策も勢い不徹底、曖昧とならざるをえなかった。なぜなら、仮りに明確な方針が打出されたとしも、それに不利益を見出す要素からの抵抗によって弱められたり、不可能な事態になって抹殺されてしまうからである。

主侯国は、もとよりイギリスのインド統治の遺物であるが、会議派も政府も封建的主侯国の存廃については、明確な方針を示していない。会議派は、極端な封建的地主制度であるザミンダール制度の廃止と公正な小作料の設定を公約してきたが、その実施を中央で統一せず、各州の自主性に委ねた。したがって一部の州では、ザミンダール制度廃止法が制定されたが、一部の州では制定されていない。さらに廃止法が制定された州においても、州政府の財政が貧困なため、ザミンダールに収用農地に対する補償金を支払うことができないことから、その実施が不可能となっている。ザミンダール制度の廃止こそは、農村の近代化の基礎であり、インドの工業化のテコとも考えられているにもかかわらず、会議派が思い切った政策と行動力をもたぬところに、その複雑な性格とネール政権の政治力の脆弱性をうかがうことができる。

またインドは政治的にイギリスから独立したが、植民地的経済構造はそのまま引きつがれている。一九四八年六月現在、外債は六十五億ルピー、外国投資は四十億ルピー(そのうちイギリスが七二%)にのぼっており、各種重要産業における外国資本の支配は、石油産業の九七%を筆頭に、ゴム産業九三%、ジュート工業八九%、茶園八六%、冶金業七三%、炭鉱業六二%、ゴム栽培五四%、銀行業四六%、機械工業三三%。(一九五一年、インド政府発表)となっている。さらに外国人のマネージング・エージェント(経営代理業者)を通じて、九十一のインドの株式会社が支配され、外国資本の支配下にあるインドの会社は、五百六十五を算えている。(一九五三年末現在、インド準備銀行調査。)インドの資本家が、いつまでもこのような外国資本家の支配に甘んじていよう筈はない。政府は同制度

の廃止を目標として、当面、同制度を禁止する産業の指定、その他産業における代理業者任命の政府承認、経営会社数の制限、報酬の制限などを内容とする「会社法改正法案」をつくり、議会に提出している。しかし代理業者のなかには、インドの巨大資本家も顔をならべているので、その通過は必ずしも容易とは考えられない。半面、会議派の左派と共産党は、同制度の即時撤廃を主張している。

他面、インドの資本家と政府は、国内資本の不足から、勢い外国資本の援助を受けざるをえない立場に置かれている。この場合、政府は株式所有、利潤送金、外国人雇用などの制限を行い、また外国政府の投資に対してもヒモつき融資反対の方針をとってはきたが、これまで常に会議派の財政的支柱を成して来たタタ、ビルラ（タタの重役であるジョン・マタイやC・H・バーバーは嘗ってインド現政権の大臣であった。）などの巨大財閥は、それぞれイギリスの巨大企業インペリアル・ケミカル・インダストリーやナフィールドと結んで、合弁会社をつくっている。

また会議派は、一九五二年の選挙綱領において基礎産業の国有国営を宣言し、ネールは一九五四年一月、北京訪問から帰国して「社会主義社会」の樹立を提唱したが、その内容は、

(イ) 重要基礎産業は国家の手によって建設し、国営とすること。

(ロ) 経済建設のイニシアティヴを国家が握り、民間企業を厳重な管理下におくこと。

(ハ) 基礎的重工業に主力をおき、同時に、農地改革によって近代化をはかること

であった。さらに第二次五カ年計画においては「社会正義の実現」が主要目標に掲げられ、その試案の説明において「インドの向うべき基本目標としては、すでに社会主義的パターンによる社会の発展が宣言されている。したがって第二次計画の策定にあたっても、生産手段の国有化ないし統制の拡大とか、機会均等の増進……などの面に重点をおく必要がある。」と説かれている。

もちろんこれらは、まだ目標の指示であって、実現の段階には入っていないが、一部の部門において社会主義的（むしろ社会改良主義的というべきであろうが）政策が実施されようとしていることだけは確かである。例えば、インペリアル・バンク、製鋼工場の国有化や貿易、保険、石炭業の国営が検討されている。また税制調査委員会が答申した「課税後の実質個人所得の最高限は、インドの一般世帯平均所得の約三十倍を超えるべきではない。」との勧告案を検討しており、財産没収の場合における保護規定に除外例を設けようとする憲法第三十一条の改正をも考慮している。

これらの政策にたいし、資本家は強く反対している。国有化案については、終始反対をつづけている。インド商工会議所は、五カ年計画のなかにひそむ社会主義的な考え方に反対して、資本主義的方法を主張した。過去において政府が統制の撤廃、高額所得者にたいする課税の軽減、商業利潤税の撤廃、配当制限法の撤廃など、資本家に譲歩を重ねてきたことを考えると、上述の社会主義的諸政策は今後いくたの迂余曲折を辿ることであろう。

これを要するに現政権は他国の支配から独立した民族政権である

と同時に資本主義的政権である。もちろん同政権は、インド経済の後進性を脱却するとともに国民的支持を獲得するため、社会主義的政策を徐々に採り入れようとはしているが、その歩みはのろい。この目標を実現するためには会議派は、巨大資本をはじめ封建的要素とも決然袂を分かたねばならず、またそのための強い政治力を養わねばならないであろう。

B　反対勢力の現状

反対派の一つは労働者、農民階級に基礎をもつ社会党、共産党であり、他の一つは、ヒンドゥ・マハサバに代表される右翼的な宗派主義的勢力である。社会党はもともと、会議派内の分派であったが戦後、会議派指導部との間に意見の対立が尖鋭化し、一九四八年、独立の政党となった。しかし会議派と社会党との間においては、政策上の相違は余りない。ただし社会党が、ザミングール制廃止に伴う補償の制限と、英連邦からの離脱を主張している点に主要な意見の対立を見出すことができる。また同党は、政策の実施において労働階級を無視し、資産階級に譲歩して、農地改革を実行せず人権を侵害しているとの非難を会議派に浴せている。それにしてもネール首相は、戦前、社会主義者と緊密な接触を保っていた時期があり、現に社会党領袖ナラインとは親友の間柄で、ネールの後継者の有力候補にさえ挙げられていることからも、両党の将来的関係はむしろ改善される見込みがある。

いま一つ有力な反対勢力である共産党は、現政府を「大地主と大ブルジョアの政府」と規定し、非妥協的闘いを挑んできた。共産党と会議派との政策上の基本的な相異点は、前者がコンモンウエルスからの離脱、外国軍隊の撤退、イギリス資本の没収とその国有化土侯国の廃止、地主・土侯の土地の無償没収などを主張することにある。

またヒンドゥ・マサバは、小規模ではあるが、その背後にRSSという武力的別働隊をもち、インドで指導的な資本家を擁している点、特異な存在である。かれらは会議派のなかにも入りこみその右翼的分子と提携しており、とくにかつてはネールをも凌いだ実力者のパテルが、ヒンドゥ・マハサバの有力なパトロンであったことに注目する必要がある。かれらは会議派を「ヒンドゥ民族の裏切者」と攻撃し、インドの再統一、コンモンウエルスからの脱退、第一級の軍事国家への発展、義務的軍事教育の実施、軍需工業の発展、私有財産の不可侵性、土地所有制への干渉排除などを政綱に掲げている。

以上のほか、多数の小政党があるが、ほとんど問題とならない。社会党はその独自性がなく、行動性が伴わぬため衰退の傾向にあるが、共産党は、一九五二年の選挙にみるように著しい進出をみせた。ただし過去において、幾度となく国際共産党の批判を受けてきたことなどからみられるように、国民のなかに早急に勢力を伸ばすとは考えられないが、会議派政府の政策が余りにも妥協的に流れ、不徹底をつづける場合、インド下層階級のなかに広い支持を獲得する可能性はある。

II パキスタン

(1) 現政権の性格と政策

パキスタン分立の構想は、回教徒連盟のジンナーの創意によるもので、ヒンドゥ教徒の支配する国とは別個に、回教徒が絶対的権力をもつ国家を創設するにあった。イギリスのインド統治は、ヒンドゥ教徒と回教徒との対立を緩和するどころか、かえってこれを激化したが、回教徒独自の利益の擁護を党是とする回教徒連盟は、イギリスの庇護のもとに会議派と抗争をつづけてきた。パキスタン国の誕生は、いってみれば、イギリスのインド統治政策の結果であり、当時のジンナー総裁と回教徒連盟にたいする論功行賞ともいえよう。

回教徒連盟は、創立の当初から比較的に富裕な回教徒によって構成されていたが、その中心勢力は封建的な地主であった。かれらは行政の経験に乏しかったばかりでなく、経済力にも事欠いていたため、行政、軍事、経済の各面においてイギリスの援助に頼らざるをえなかった。したがって行政、軍事の重要なポストに、相当数のイギリス人を配置したし、経済的にもイギリスをはじめカナダ、濠州、ニュージーランド、アメリカの援助を受けて、親英ないし親英連邦の色彩が強かった。

ところが一九五三年、ナジムディンに代って駐米大使のモハメッド・アリが首相に就任して以来、そして特にアメリカからの食糧援助を契機として、対米接近傾向が顕著になって来た。一九五四年アメリカの同盟国トルコとの間に相互援助協定を締結し、またアメリカとの間に協定を結んだほか、SEATOへ加入したが、ついで一九五五年にはバグダッド条約に参加するなど、矢つぎ早やに対米一辺倒の政策がとられたのである。

(2) 反対勢力の現状

もともと回教徒連盟は、一党で完全に政権を掌握し、野党の存在さえ認めなかったが、政策の立案とその実施にあたって、連盟の内部に次第に対立が生まれ、また連盟外にも反対勢力が生まれるようになった。地主勢力を中心とする連盟も、住民の大部分を占める土地をもたぬ農民のために、農地改革に着手せざるをえなくなり、他面、大地主側の猛烈な反対に逢って窮地に陥った。かくて連盟の組織は次第に弱化し、連盟の意見と政府の政策との間にズレを生ずるようになった。ことに対米一辺倒外交政策にたいする東パキスタンの反対は鋭く、多数の州議会議員はMSA協定に反対の声明を出すにいたった。

一九五四年春の東パキスタン州議会選挙における惨敗と、翌五五年六月の制憲議会選挙に於る敗北によって回教徒連盟の一党独裁は潰え、「統一戦線勢力」の進出を見るにいたり、勢い新政権の性格も変化するようになった。

現在の議会における勢力分布は、回教徒連盟二十五、東パキスタン統一戦線十六、アワミ連盟十二で、この議会勢力を反映して内閣の構成も回教徒連盟五、統一戦線五、無所属一の連合となっている。一方、東パキスタンでは、アワミ連盟と同分離派との統一戦線によ

る連立州内閣がつくられている。

また回教徒連盟が地主を含む封建的上層部と資本階級の利益を擁護するブルジョア的保守党として西欧陣営に属し、労働、農民運動にたいして厳しい方針をもって臨んでいるのに対して、タリシャック・スラミック党、ガナタントリ・ダール、ニザム・イスラムの三党から成る「統一戦線」は、比較的民主主義的傾向をもち、近代的政党としての性格が強いようである。

「アワミ連盟」は当初、アワミ回教徒連盟と称し、回教連盟の腐敗にあきたらぬ人々によって結成されたものであるが、のち非回教徒にも開放して今日の名称に改めた。同連盟は耕作農民の利益を代表し、ザミンダール制の無償廃止、土地の耕作農民への分配、完全な市民的自由の確立、コンモンウエルスからの離脱など、急進的な内容をもつ民族的綱領を掲げている。そのほか反対勢力として社会党、共産党があるが、いずれも労働者と一部農民の支持を得ているにすぎず、勢力は微弱である。共産党は一九五四年七月、非合法化された。

III セイロン

(1) 歴代政権の性格と政策基盤

セイロンは雑多な種族、人種が入り交ってつくり上げられた多民族国家である。まず土着人のなかに、古代の北部インドから移住したシンハリ族、南部インドからのタミール族、アラブ系のムーア人があらわれ、さらにインド人、ヨーロッパ人が来住した。したがって南アジアのなかでもとりわけ統一した民族としての歴史が浅く、勢い民族としての意識も薄い。

一八〇二年、イギリスの直轄植民地とされて以来、イギリスはこれを茶、ゴム、ココナットなどのモノカルチュア的生産に押しとどめ、これらの商品を輸出し、日用必需品の大部分を輸入する典型的な植民地経済構造をつくった。イギリスはまた同地が地理的に、アフリカ、ヨーロッパ、アジアを結ぶ海上の要衝にあたるため、重要な軍事基地としてこれを利用した。さらにイギリスは、土着の地主資本家と手を結んだので、他の東南アジアにおけるような激しい民族運動はおこらなかった。

一九四八年二月、セイロンは英連邦内の自治領となったが、それに先立ちイギリスとの間に防衛、外交、行政の三協定を結んだ。防衛協定は両国の相互援助、イギリス陸海空軍への基地施設の提供、英軍によるセイロン軍隊の訓練、共同国防機関の設置などを規定している。

一九四七年の総選挙によって、セナナヤケ内閣が成立し、ついで一九五三年、コテラワラ内閣にそのバトンが渡されたが、いずれもシンハリ族上層社会と穏健な回教徒を地盤とする「統一国民党」を中心とするもので、階級的にいえば、地主と資本家を代表する性格をもっていた。

同政権はインド、ビルマなどとともに、いわゆるコロンボ・グループとして中立外交方針を堅持し植民地主義に鋭く反対してきたが、イギリスとの関係は緊密で、バンドン会議では率先、ソ連の帝国主

義は西欧の植民地主義にも劣らぬものだと激しく非難してネールの憤激を買った。経済政策においては、インド、ビルマ、インドネシアにおけるような国有化政策を避け、また外国資本を歓迎する方針をとった。しかし最近、「セイロナイゼーション」に対する国民的要望が高まって来たため、政治的ヒモつき資本や技術は受容れず、民族資本と競合しない分野への外資導入を認めるなどの方針を樹てたものの、インドやビルマにおけるような外国人の株式保有制限、利潤の本国送金制限のような措置はとらなかった。

(2) 新政権の政策とその基盤

ところが去る四月はじめの総選挙では、スリ・ランカ自由党を中心とする「人民統一戦線」が、

(イ) 英連邦内の自治領としての地位を離脱して、民主共和国を樹立する。

(ロ) 外国人経営の茶、ゴム園、銀行、保険などを国有化する。

(ハ) 国際紛争への不介入。

(ニ) 外国基地の撤廃と外国軍隊の撤退

などの綱領を掲げて、過半数の議席を獲得し、トロツキスト派のランカ・サマ・サマジ党と連立内閣を組織した。右綱領は、従来の西欧資本に従属し、英国に隷属する政策に反対して、民族的、国民的要望を主張したもので、人民統一戦線の中心勢力をなす自由党は、おのずから民族的、国民的政党の性格をもっている。この点、多分にネール政権とその基盤である会議派に共通したものをもっているが、ネール政権がインドの大資本家の支配をも受けているのにたいし、統一戦線は、むしろそれに対立する小ブルジョア、農民、労働者層を基盤としている。東南アジア全域にわたって民族意識が高まりつつある折柄、統一戦線政権は将来ますます確固たる地盤を国民のなかに植えつけることであろう。

IV ビルマ

(1) 旧支配構造の特色、国内諸勢力とその結合関係

ビルマは三つの社会層から成り立っていた。最も上層の社会は、行政機構の中枢と大企業を独占するイギリス人社会であり、つぎは流通部門、中小企業および土地を支配するインド人、中国人の社会で、最下位にあるのが農民(小作人)、農業労働者、労働者から成るビルマ人社会であった。

すなわちビルマ人の多くは、イギリス人、インド人または中国人による二重の支配を受け、政治的、経済的、社会的に無権利、無資産の惨めな状態におかれてきた。政治的には漸次、自治の範囲が拡げられてきたものの、戦前においてイギリス国王の任命するビルマ総督は、防衛、外交、金融政策、人事、行政のような重要な事項を管掌して、立法機関の容かいを許さず、さらに、あらゆる立法事項について拒否権をもち、議会に責任を負う大臣の管掌部門についても最終決定権を行使することが認められていた。また経済的には、採鉱、石油採取、チーク製材、河川運輸などの重要大企業はことごとくイギリス人の経営するところであった。中小企業、流通機関の大部分は、インド人と中国人の経営に属し、ビルマ人の手営にかか

るものは少なかった。インド人高利貸のチェティヤは、ビルマ人の地主や耕作者にたいする高利貸付を通じて土地を兼併し、入手した土地を賃貸することによって、さらに小作人から不当な利益を搾り上げていた。

ビルマの農民はこのために、土地を失い、あるいは債務を累積した。そればかりでなく、ビルマ人よりも低い生活に慣れたインド人耕作者が、ビルマ人に代つて小作人となりはじめた。土地を失い、あるいは農村で食えなくなって都市に流入したビルマ人農民は、低賃金で諸々として働くインド人労働者と競争せねばならなかった。このような状態は図作が重なり、恐慌が訪れるたびにますます悪化した。

こうした複雑な支配構造のためにビルマ人の民族的意識は低く、反英運動が組織されにくかった。とくに民族運動の推進力となるべき民族資本勢力ないし地主的勢力がきわめて弱かったことは、当初からビルマの民族運動を弱いものにした。勿論、主要な政党はすべて、軍隊や官吏にビルマ人をより多く採用することや、インド人の移民を制限することを政府に要求した。そのなかで最も反英的であったのはタキン党で、同党は当時まだ微弱ではあったが、ビルマの即時完全独立を要求し、急進的な経済計画を主張するとともに、都市におけるストライキを組織し、農村の急進的改革を要求した。

(2) 戦時における支配体制の崩壊と国内諸勢力の変化

第二次大戦においてイギリス軍はその弱体ぶりを示し、日本軍の侵入の前にインドに後退した。タキン党のオン・サンなどは、ビルマ独立軍を組織して対日協力し、やがて日本軍の庇護のもとに独立するや、政府と軍隊を掌握した。これまで無権利と搾取に委ねられていたビルマ人の小作人や農業労働者は歓呼してこれを迎え、あるいは軍隊に投じ、あるいは土地を保有するにいたった。大半のインド人チェティアは、イギリス軍と行をともにした。かくてイギリスのビルマ支配体制は崩れ去った。

戦争の後半になって共産党のタキン・タン・トン、タキン・スーは、軍隊、社会党、共産党、革命党、学生、労働者、農民などの諸勢力を糾合し、一九四四年反日抵抗グループである「反ファシスト人民解放連盟」をつくった。オン・サンを総裁に、タン・トンを書記長にいただくこの連盟は、当時のビルマにおける最大最強の軍隊をもつ政党組織となったのである。

(3) 戦後、独立斗争の過程

戦後イギリスはビルマに復帰して旧秩序に引き戻そうとしたが、連盟を中心とする国民の激しい反撃に直面せねばならなかった。一九四六年、連盟の指導によるストライキは、政府の即時改組を要求した。一方、オン・サンは、独立問題についてイギリス当局と交渉に入ったが、共産党は、かれを自治領の地位に甘んずるものであるとして激しく非難した。ついに同年十月、タン・トン以下の共産党は連盟から追放され、ここに戦時からつづいてきた「反英、抗日統一戦線」は崩れるにいたった。さらにこれに先立ち、共産党のタキン・スー一派は除名され、ビルマ共産党(いわゆる赤旗共産党トロツキスト派)を結成したが、間もなく非合法化された。

(4) 現政権の性格、基盤と反対勢力の現勢

現在のウ・バ・スエ内閣は反ファシスト人民解放連盟を基盤としている点で、独立の衝にあたり独立後みずから初代の内閣を組織したオン・サンの政権と基本的にその性格を同じくする。一九四八年一月ビルマは英連邦から離脱して完全独立したが、その際イギリスとの間に結んだ条約によって、イギリスにたいし債務、借款を返済する義務を負うとともに、イギリスの権益に適当な保護を加えることを約定し、さらにそれに附随した防衛協定において、英連邦以外からの軍事使節団を受けいれぬこと、イギリス軍隊に各種の便益を提供することを承認した。他方新憲法はそのなかに西欧の近代思想に加えて民族主義的志向と社会主義的色彩とをもっている。すなわち主権在民、基本的人権を明かにするとともに、一切の天然資源の利用、開発についてはその資本の少くとも六〇%を連邦市民が所有すべきこと、農地の開発、利用は国民だけに限られることなど民族的要求を盛りこみ、さらに独占組織の禁止、私有財産の制限、土地国有化など社会主義的政策を規定しているほか、国策遂行手段としての戦争放棄を規定している。

政権の基盤である連盟は、社会党、人民義勇軍赤色団、青年、学生団体から成り、社会党員がその六、七割を占めている。したがって現内閣の構成もこれを反映して、二十三名の閣僚のうち十二名までは社会党系である。

現政権は独立に際し、イギリスとの間に結んだ条約に基いてこれと特殊の関係をもっているが、対外的にはインドと並んで中立政策を堅持し、中ソとの間に外交、通商関係を樹立している。戦前ビルマの近代的企業ないし大企業はすべてイギリスの独占事業であったが、独立後、外国企業ないし重要産業の国有化方針により、従来専らイギリス人によって経営された木材、河川運輸、動力などの諸部門は、いずれも国有化されることとなった。しかし一九四九年八月、従来の方針を修正して、国有化を予定されていた事業（鉄道、河川運輸、電気事業、放送、硫酸製造、チーク製材業、製鉄、炭鉱業）でも、国家が充分な生産に着手し得る時期まで「単独ないし国家との協同経営によって発展させるため」民間企業に開放され、またその他の鉱業なども、外国企業をふくむ民間企業に完全に開放されることになった。また鉱物資源法によって、資本の六〇%を国内で保有するとの憲法の規定は修正され、かくて国有化方針と外資にたいする民族主義規定の基礎の一角が崩れたわけであるが、これは現政権の拠って立つ政治力、経済力の弱さを示すものであろう。さらにビルマの近代化の基礎となるべき農地改革は、ビルマ農民の強い要望にもかかわらず停頓している。一九四八年十月、土地国有化法が制定され、これにより地主制の廃止、収用した土地の農民への再配分（農地委員会による）、個人保有地の制限（最高五十エーカー）などを定めたが、その実施はきわめて遅々たるもので、一九五四年半ばまでに、一万六千余の小作人および農業労働者に対し、十二万六千エーカー（分配予定地のわずか二%）の土地が分配されたにすぎない。

現政権にたいする反対勢力のうち最大最有力なものは、共産党を

中心とする「民主人民連合」である。かれらは中央ビルマに独自の政権をつくり、ソヴィエト的統治方式を採用し、徹底した土地政策を実施している。上述のごとく現政権が、国民に対し政治的、経済的独立を公約し、農地改革、国有化などの社会主義的政策の実施を約束したにも拘らず、その実現は遅々として進まないこと、さらには国内の資本家、地主勢力が微弱であるため、弱い貧困で無権利の状態にある国民大衆の支持を基礎としなければならないことなどを併せ考えるとき、やがて国民の強い批判に直面することになろう。その反面、このような間隙をぬって、民族的、国民的政策の徹底化を唱える共産党などの人民連合が、将来発展する可能性があるともいえよう。

V　タ　イ

(1)　旧支配構造の特色

タイは、東南アジア地域において、西欧の植民地とならなかった唯一の国である。しかしながらこの形式的な意味における独立性の維持は、英、仏両国の敵対関係の結果としての「緩衝国」に由来するものである。したがってそこには若干の差異があるとはいえ、近隣諸国と同一の「植民地的」社会構造を見出すことができる。

十九世紀後半において西欧諸国と接触し、近隣諸国の植民地化を目撃することによってタイ王朝は、政治、行政の近代化によって、植民地化をさけようとした。かくして生れたのが慈恵的独裁君主制政治である。

ところが一九三二年のクーデター（陸海軍の不平将校による）によって、絶対主義王制は崩壊し、権力は少数の貴族から有識者層（知的、軍事的ブルジョアジー）に移行した。しかしこのクーデターは、人民大衆の支持において行われたものではなく、いわば「宮廷革命」とも称すべきものであった。

三二年以後、クーデターの指導者であった陸軍将校派の首領ルアン・ピブン・ソンクラム（Luang Pibul Songgram）と、文官派の領袖ナイ・プリディ・パノムヨン（Nai Pridi Panomyong）の二人の間に、タイ政治の指導権争いが展開した。その後プリディは、社会主義的な施策をも含む「国家経済計画」を発表し、共産主義者の疑いをうけて、一時国外に逃亡した結果、三八年にピブンが首相となった。

タイ政治の特色は、「宮廷政治」と表現されようが、その行政部門には数多くのヨーロッパ人を雇傭しており、外交顧問はアメリカ人、財政、司法はイギリス人、立法顧問はフランス人、海軍はデンマーク人などによって占められた。また経済的には中央銀行がなかったために、イギリス為替銀行が金融の中核をなし、米穀の流通過程には華僑資本が介在していた。

総人口の約九〇パーセントが農業人口であるが、比較的に人口密度がうすく、未利用可耕地が存在したために、小作、農家負債の問題は、近隣諸国のばあいほど切迫していなかった。

全人口の約五分の一を占める華僑は、米の精白、販売、小売業を完全に支配していた。タイ経済の植民地化の程度は、主要産物たる米の生産過程（小規模生産）と低商品化率によって或る程度隠蔽さ

れていた。

(2) 戦争による旧支配勢力の崩壊

日本がタイに侵入した当時、ピブン首相は、国会の抵抗宣言にも拘らず日本と妥協して、その同盟国となり、米、英に対して開戦を宣言した。戦局が不利となり、国民生活が窮迫化するにおよんで、四四年七月、ピブンは辞職し、抗日派とも連絡があったリオン・アパイウォング(Araywong)が首相となった。プリディらの文官派は、「自由タイ運動」といわれる抵抗運動を組織し、連合軍に情報を流していた。

四五年の終戦後、自由タイ運動の指導者プリディが勢力を獲得、四六年三月、首相となり、新憲法を公布したが、四六年六月、国王マヒドン王の怪死事件が起って政治的紛争の渦中にまきこまれ、プリディは辞職した。

その後の経済的、外交的難局に当面して、国民のなかに強力内閣の登場を要望する声が高まってきた。このような風潮のさなかに、四七年十一月八日のピブン派のクーデターは成功し、四八年四月、ピブン軍閥が政権の座についた。かれは海軍勢力を追放し、さらに三二年の旧憲法を復活して独裁制を確立した。

(3) 現政権の性格

ピブンの独裁のもとに現在の政局はいちおう安定しており、また反対勢力の巨頭と目されるプリディは、中国にいるといわれるが、雲南省の「自由タイ政府」には関係していないようである。したがってピブンの向うをはる勢力としては、アパイウォングの民主党と連係、マライ人などの外国人共産主義者だけであるが、目下のところいずれも微弱で、とくに共産主義勢力はピブンの強硬な弾圧政策のもとに屈伏を余儀なくされている。

ピブン政府は、明確な反共政策とともに親西欧の基本線を堅持しており、SEATOの最も有力な一員となっていることは周知の事実である。

VI マライ

(1) 旧支配構造の特色、国内諸勢力との結合

マライがイギリスと交渉をもつにいたったのは、十八世紀後半から十九世紀初頭にかけてであった。いわゆる「海峡植民地」の成立を見たのが一八三〇年、さらにクラウン・コロニーに編入されたのは一八六七年のことであった。イギリスはこれを足場として、その政治的支配を拡大し、一八七四年ペラクとの間に「保護協定」を締結することに成功して以来、セランゴール、ネグリ・センビラン、パハンと同様の協定を結んで、一八九五年、「マライ連邦州」を形成した。さらに一九一〇年から一九三〇年にかけて、クランタン、トレンガン、ケダ、ペルリスおよびジョホールとの間にそれぞれ保護協定を結んだが、マライ連邦外におかれたので、「マライ非連邦州」とよばれた。そして、これら三つの政治地域を総称して「英領マライ」としたのである。

統治機構は、前述の三地域ともそれぞれ別箇の形態をとった。海峡植民地は、クラウン・コロニーとして典型的な統治機構をもった。マライ連邦州では、各州の首長がイギリス政府と協定を結び、

この協定によって各首長は、その州内の主権をもつが、回教とマライの慣習に関する事項以外については、イギリス駐在官の助言をうける義務を負った。非連邦州においては、各州のイギリス人顧問を通じて英領マライ総督の指揮をうけた。

各州には任命制による州会が設けられ、首長が主宰した。また連邦にも同じく任命制による連邦議会がおかれ、高等弁務官がこれを主宰した。その議員として当初、四人の首長が任命されたが、一九二七年以降、民間マライ人を議員とするようになった。しかし選挙制度は採られなかった。

マライの社会が典型的な「複合社会」的構成をもっていることは、そのままその「複合経済」的特徴となっている。すなわちマライ経済は、統治者であるイギリスの資本によって錫、ゴムを中心とする大企業経済のもとに、これらの生産物の精製、加工、貿易、金融が独占的に支配されている。次いで外来東洋人である華僑およびインド人は、一方で錫鉱山、ゴム農園の主要な労働力供給源として、他方では小売、仲介、金貸、中小企業経営者として社会の中間層を占め、原住民たるマライ人は、農業生産者としての下層部を形成していた。（マライ人の人口の八五%が農漁民で、米作地全面積の九五%を耕作していた。）殊に華僑は、錫、ゴム企業においてもイギリス人に対抗しつつ確固たる地盤を確保し、マライ経済の実体を把握していた。苦力または農園労働者として移住して来た華僑、インド人は、経済意識濃厚で商業的才能に乏しいマライ人の社会を次第に蚕食していったのである。

(2) 戦時における旧支配機構の崩壊と国内諸勢力の変化

一九四二年二月、シンガポールの陥落と共にマライは、日本軍の軍政下におかれた。統治者イギリス人に替った日本軍政は、イギリス人はじめ連合国人を拘禁し、華僑を弾圧し、マライ人およびインド人を尊重することを前提とした。軍政の目的を、(1)治安の維持、(2)重要国防資源の供出、(3)現地自給自足におき、これを軍政の三大目的と称した。このうち治安の維持は、爾余の目的を達成する前提条件としてもっとも重視された。いわゆる「民心把握」の重点は「マライにおける抗日運動の中心である。」といわれた華僑対策、ならびに人口の八五%を占めるマライ人対策におかれた。

マライ人対策の重点は、土侯に対する措置にあった。当初「土侯の土地、人民に対する支配権を承認させ」、その存在を否認する意図を示したが、これはマライ人対策として、最も拙劣な手段であることが判り、以後、戦況の悪化とともに土侯の所遇改善が行われた。

つぎにマライ軍政の最大眼目であった華僑対策も、いわゆる「シンガポール虐殺事件」にあらわれたごとく、当初は「敵性排除」のための政策であった。その後、戦局の悪化にともない四四年マライの自給態勢を維持する必要から、華僑対策の転換を見るにいたったが、時既におそく、華僑を中心とするマライ共産党の指導のもとに「抗日マライ人民軍」(Malayan People's Anti-Japanese Army—MPAJA) がゲリラ活動を展開して、重要資源の確保は危胎に瀕することとなった。

軍政下における経済施策としての重要資源の開発は、或る程度の

進捗をみたが、着服不足のため、いたずらに埠頭に物資を集積するにすぎなかった。また現地自給政策は戦前からの所要食糧約九十万トンのうち、僅かに三十万トンを自給したにすぎず、残りの六十万トンは、タイ、ビルマからの米と、オーストラリヤからの小麦の輸入によって賄われた。その後、戦況の悪化によって食糧移入の道を封鎖され、危機に陥り、敗戦となった。

(3) 戦後、独立斗争の形態とその分化過程

日本軍の降伏後しばらくしてイギリスはここに軍政をひいた。この中間期の「力の真空状態」に乗じて、マライの政治勢力を把握したのは、前述のマライ人民抗日軍を背景とするマライ共産党であった。ここにおいてイギリスは、戦争中、戦略的な援助を与えてきた共産党に対する態度を一変して、その勢力の削減にのり出すにいたった。

一九四六年、イギリスは政治的安定を図るために、マライ土侯との間に「マライ連合」を組織し、マライ九州のほかにペナンおよびマラッカをこれに包括した。しかしこれは、マライ諸州の被保護的地位に変更を加えるものではなかった。しかも中央政府の権限を拡大し、土侯および州政府の権限を縮少する中央集権的政治構造をとったばかりでなく、華僑その他の「非マライ人」に各種の政治的特権を与えた。このため、マライ連合に対する反対気運が強まって来たので、一九四八年二月、「マライ連邦」に切り替えられた。

マライ連邦の統治には、英国王の任命する高等弁務官があたり、その補佐機関として連邦立法評議会および連邦行政評議会が設けられた。しかしマライ人および華僑の進歩的分子は、イギリス植民地としての連邦組織に満足しなかった。彼らはインドネシアにおける独立の成功を直視し、これに倣うことを決意した。かくて戦後最初のマライ人の政治結社として「マライ国民党」が生れることとなった。現在、有力な政党は統一マライ国民組織(United Malay National Organization—UMNO)、マライ華僑協会(Malayan Chinese Association—MCA)、マライ独立党(Independence of Malaya Party)、汎マライ労働党(Pan-Malayan Labour Party)のほかに、新たに結成されたネガラ党(Party Negara)がある。

マライ共産党は、右の憲法斗争にくらべてさらに強力な政治斗争を展開している。日本軍の降伏当時、共産党員は地上にその姿をあらわし、各種の「戦線」団体に入り、また既存の非共産主義団体にもぐりこんだ。しかし一九四七年初頭、戦術を武力革命の線に転換し、政府もまたこれを非合法化する旨を宣言するにおよんで、ここに共産党のゲリラ戦とテロが開始された。戦時中のMPAJAは、マライ人民抗英軍(Malayan People's Anti-British Army—MPABA)に変貌した。共産主義者の目的は、既存のマライ政治組織を破壊し、イギリス人を駆逐して、共産主義政権を樹立することであった。MPABAはその後、「マライ人解放軍」(Malayan Races Liberation Army—MRLA)と改称し、英軍に対する武力抗争に蹶起した。

このような共産党の活発な独立斗争に対処するためイギリスは、従来の植民地的統治政策に修正を加えるようになった。すなわちマ

ライ人、華僑など現地人の反西欧感情や独立意識を汲みとって「マライ市民統一政策」をとりつつ、自治政府の組織化を進めたのである。

こうした政治的なナショナリズムの進展にも拘らず、経済的には依然植民地的支配が深く根をおろしている。マライの主要輸出品であるゴム、錫などの生産部門は勿論のこと、貿易部門もイギリス資本の独占的支配のもとにある。その反面、全人口の約二分の一を占め、最大の労働力源であるマライ人は、錫、ゴムなどの開発にはとんど無関係の立場に置かれ、主として零細な自給的米作に従事し時として臨時的に傭用労働者として、僅少の貨金を獲得しているにすぎない。また、マライ経済のイギリス人に次ぐ有力な担い手である華僑は、あらゆる産業分野に浸透し、商業は勿論、金融、ゴム園、錫鉱山にいたるまでその勢力をのばしている。しかも錫鉱山、ゴム農園の重要な労働力を構成しているばかりでなく、マライ治安の最大の癌を形成しているマライ共産党員の九〇%を占めて、現在独立問題に直進しつつあるマライの政界に、隠然たる勢力を擁している。

去る十二月二十八日、マライ共産党とマライ連邦政府との間に休戦会議が行われ、その席上、ラーマン・マライ連邦首相は、共産党の解党を強く要求した。これに対し党側の陳平書記長は、「もしマライ連邦政府が裏に国内治安に関する実権を握るなら、解放軍は戦斗を止め、解体してもよい。」と提案したが、結局、妥結を見ないままに終った。ついで本年一月十八日に行われた英・マライ会議の結果完全な自治権を獲得し、いちおう一九五七年八月末までに独立することとなった。しかし、将来ともイギリスに対する経済的従属は変らないであろうし、連邦と共産党との和平交渉も容易に最終的合意に到達しそうにない。

Ⅶ インドネシア

(1) 旧支配構造の特色、国内諸勢力との結合関係

インドネシアに対するオランダの統治形態の特徴は「間接統治」である。間接統治は一九〇〇年、オランダの植民政策が、武力統治から福祉国家政策へ急転回した結果生れたもので、武力征服の終った地域と、そうでない地域との間では相異なる統治形態が生じた。直轄領と自治領とがこれである。オランダはこの二つの地域において間接統治を行った。直轄領では降伏したインドネシア土侯の子孫であるレヘントによる統治であり、自治領では政治折衝により服従関係を結んだサルタン、ラジャによる統治であった。しかしこのオランダの統治は完全な意味における間接統治ではなく、直轄領、自治領のいずれにおいてもその陰にオランダ人の理事官、副理事官、監督官による制御が加えられていた。

他方、軍事的にはインドネシア全域の戦略的要点に少数の兵力を分散、配置し、補助兵力として、キリスト教徒となったアンボン人、ミナハサ人を利用することを忘れなかった。また経済的にはオランダの最も重要な植民地として、その全資源が収奪されたといっても過言ではなく、特に第二次大戦中、オランダ本国がドイツに占領されるにおよんでその傾向は最高潮に達した。ファーニバル

のいわゆる「複合経済」としての性格が示すように、また戦前オランダがインドネシアから毎年吸いあげていた投資利潤その他の収益が、五億ギルダーに上ったという事実に見られるように、インドネシア経済はオランダによって独占的に支配されていた。換言すれば、オランダとインドネシアの経済関係は、それぞれ植民本国、植民地として一つの補完的な循環構造を形成していたのである。この関係は貿易形態に最もよくあらわれており、一九三七年頃のインドネシアの輸出はゴム、石油および同製品、錫、コプラの四品目だけで総額の六四%にのぼり、しかもこの貿易は殆んどオランダ商社によって独占されていた。

社会構造的には統治者、投資者としてのオランダ人、投資者としてのオランダ人、イギリス人、アメリカ人、ドイツ人を頂点とし、その傀儡補助者である「混血住民（インドー）」と、オランダ統治者であり旧封建領主の末裔である「サルタン」、「ラジャ」が支配階級として存在した。そして八千万にのぼるインドネシア大衆の大部分は農民、労働者として非常に低い国民所得の持主として、社会の底面を形成した。

いわゆる「知識層」は主として、前述の旧封建領主の子弟、あるいは中間階級としての混血住民およびメナド、アンボンなどのキリスト教化したインドネシア人から成り、ライデン大学卒業者を頂点とし、原住民官吏養成所出身の下級官吏を底辺としたものである。そして民族資本家なる範疇は殆んど成立しなかった。

このような典型的な植民地社会としてのインドネシアの民族運動は、つぎの四つの動きがからみあいつつ成長して行くが、それ自体としては革命の力とはなり得ないまま、太平洋戦争を迎えた。

(イ) 種族主義的な民族運動。（最右翼）

(ロ) 宗教的な民族運動。

(ハ) 民族主義的な民族運動。

(ニ) 共産主義的な民族運動。

このうち(イ)の種族主義的な運動は、インドネシアの地理的条件と多種にわたる種族の存在に乗ずるオランダの「分割統治方式」に抗し、種族的要素を基盤として発生したものであるが、したがって全民族の意識の統一へと昂揚して、遂に本来的な民族主義運動に発展して行った。

次の宗教的な民族運動は前者の動きのなかから、回教徒であるインドネシア人が、異教徒たるオランダ人の支配から脱却しようとする民族意識にもとずいておこったものである。(ロ)は、いわば民族運動の主流をなすものであった。スカルノ、ハッタに率いられたこの運動はインドネシアの政治的独立を最大にして唯一無二の目的とし、これに全民衆を結集しようとした。

最後の共産主義的な動きは、一九二六―二七年における急激な発展から、暴力革命失敗にいたる短い期間に、民族運動における革命的精神を民衆に植え付けて消えて行った。

(2)戦時における旧支配機構の崩壊と国内諸勢力の変化

一九四二年から一九四五年にいたる日本軍の占領は、それが極めて短い期間であったにも拘らず、インドネシア史上における重大な

転機を意味した。インドネシアの政治、経済社会が、この時期を画して一つの転換点に立ったのである。

政治的にはオランダの統治下におけるジャワ（内領）、外領の関係が打破され、新たに日本軍政のもとにジャワおよびスマトラ、ボルネオ、大東の三地域に分割された。（前二地域は陸軍、爾余は海軍の管轄。）

統治体制の面では旧支配者オランダ人とその連合者であるアメリカ人、イギリス人、フランス人などの連合国人は拘束されてその地位を失い、またオランダの間接統治の傀儡たる県長（レヘンド）、首治（サルタン）、領首長（ラジャ）は、日本人軍政官によって完全に棚上げされた。

経済的にも大きな変革が行われた。従来、経済力を完全に把握していた白人はすべて拘束され、その所有する大小の企業あるいは金融機関は、日本軍によって接収され、日本人指定商社の経営に委ねられた。インドネシア経済はこれまでのオランダ・ギルダーとのリンクを断たれ、通貨としての裏付のない日本軍の発行する軍票ギルダーの支配するところとなった。しかも戦況の悪化にともなう軍票価値の低落によってインドネシア経済は、恐るべきインフレにまきこまれた。

華僑は放漫な日本商社の現地企業経営と、消費物資の不足にあえぐインドネシア人との間隙をぬって抜目なく利潤を追求し、強大な経済力をもつようになった。

また日本の陸、海軍政下におけるインドネシア経済は、それぞれの管轄区域別に自給自足の建前をとるようになり、さらに戦況の悪化にともない、海軍地域内の各島嶼（セレベス、ボルネオ、小スンダ、モルッカ）は、自活を余儀なくされるにいたった。その結果、軽工業が各地におこり、食糧自給のための地産――これは占領軍自活の問題に結びつく――が強行された。

社会的には戦前の支配階級である白人が拘禁され、混血住民も亦その特権を喪失し、華僑も弾圧されて、インドネシア人が一般的に優位に立つにいたった。民族主義運動者、官僚などの知識階級は少数の反日抵抗分子を除くほか、殆んど例外なく政治的地位を占め、新たな特権階級として旧封建階級たるサルタン、ラジャに対抗する存在となった。

(3) 戦後、独立斗争の形態とその分化過程

一九四五年八月十五日の日本軍降伏を契機として、インドネシアは独立斗争の過程に突入した。その後一九四九年までの過渡期をオランダとの妥協的な「中間政府」のもとに経過し、この年を境として「インドネシア共和国」の名のもとに、完全独立なるにいたった。

この間の経緯を見るに一九四五年八月、日本軍の降伏とともにインドネシア民族国家の樹立を期して成立した「インドネシア共和国政府」は、オランダの政治工作（親オランダ的な東インドネシア国の設立、東ジャワ国設立準備委員会の擁立、西ジャワ国の成立、ボルネオ東南部、西部に対する自治許容、スマトラにおける分離工作）による「分割、支配」の野望に対して断乎として闘った。すなわちスカルノ、ハッタに率いられる共和国政府は、アメリカの斡

旋と相まって、オランダの企図する島嶼別、種族別「小国分立」の危機を回避することに成功したのである。

ところでインドネシア民族の内部には根強い宗教的、思想的対立があり、これが極めて深刻に政治面にも反映した。マシュミ党と国民党、マシュミ党と共産党、共産党と社会党などの間における対立、抗争は事あるごとに表面化した。このことは当時の議会が、議席総数二百十二のうち、マシュミ党、国民党がそれぞれ三十八議席、および三十七議席をもつにすぎず、これにつづく共産党は十六、大インドネシア党十五、社会党十四、残りの五十五議席が小党派に分散していたことに端的に示されている。

その後、昨年九月の総選挙によって国民党（五十九）、マシュミ党（五十七）、ナフダトゥル・ウラマ（四十四）および共産党（四十）が四大政党としてその地位を確定し、残余の五十七議席を二十四政党によって分ち合うこととなった。これによって共産党を除く三十政党による連立政権の成立が予想されるが、今後インドネシア共和国が「回教国家」としての色彩を帯びて行くか、スカルノ大統領の主張するごとく「パンチャシラ国家」として成長して行くかは予断を許さないものがある。

経済的にはインドネシア共和国による外国資本の追放は、必ずしも成功していない。政府は三百年来、インドネシア経済の各方面に根をおろしているオランダ資本の排除に努め、一九四五年の独立宣言以来、オランダ資本の一部（十五億ギルダー）を政府の所有に移したが、オランダの対インドネシア投資は、戦後すでに八十億ギルダーに達しているといわれる。この力をもってオランダは依然としてインドネシアの金融、財政、交通運輸、貿易を支配している。殊に彼らはインドネシアの新生民族資本と結合して、貿易面に優位を占めている点が注目される。またオランダは、石油、錫およびキニーネの生産部門でも同様に独占的地位を保っている。

イギリスの対インドネシア投資も、戦後基本的には変化していない。殊に原料輸出のうち約三分の一はシンガポール向けで、イギリス資本はこれをアメリカへ再輸出することによって、巨額の中間利潤を得ている。

他方、アメリカは前述のイギリス、オランダ資本のばあいに見られるような中間利潤の奪取を快よしとせず、直接的かつ一面的な経済関係の樹立をはかった。その第一は投資であって、戦前全体の僅か五％にすぎなかったものが、戦後は四〇％（十億ドル）に達したほどである。第二は、いわゆる経済援助と技術援助の形をとりながらインドネシア経済に喰い込みつつある。

このような外国資本の圧迫のなかでインドネシア政府は、「国家計画委員会」を中心に緊急五カ年計画を実施し、他方、ボルネオ、スマトラ、セレベス、モルッカの各州政府は州独自の開発計画を展開している。

社会的には前述した日本軍の占領政策にともなう旧支配階級の無力化によって変化がおこりはじめたが、独立戦争は更にこれを助長した。戦争の混乱は農村人口の都市集中を生み、旧支配階級の封建的な紐帯を映疑させ、ために共同体的土地所有から土地私有へ移

行する傾向を示しはじめた。このような農村における変貌とともに他方、都市においては官僚を中心とする知識階級がヘゲモニーを握り、従来オランダ人の亜流であり一つの優越的存在であった混血住民は、その地位を喪失するにいたった。これと平行して、戦前外来アジア人としての差別待遇をうけていた華僑は、インドネシア国籍を取得することによって、民族の一員に加わることとなった。

Ⅷ フィリピン

(1) 旧支配構造の特色

戦前のフィリピンの社会構造は三百年にわたるスペイン植民政策の残滓と、四十年のアメリカ植民政策による「二重の植民地的社会構造」として特徴づけられる。スペイン統治は乾燥的農村共同体の封建的支配構造（教会領および封建的土地所有）の造出をもたらし、アメリカの支配はその「関税制度」を通じて、フィリピン農業を自給のための農業から、特殊農産物（砂糖、マニラ麻、ココナット）を輸出するための農業に転換させ、資本主義市場と直結させるにいたった。このことはフィリピン経済のアメリカ経済への全面的な従属性をもたらし、封建的土地所有に包有される基礎的な矛盾を激化させた。

フィリピン駐在高等弁務官フランシス・B・セイヤー（Francis B. Sayre）は、『新たに創出された所得の大半は、政府、地主、都市に流れ、封建的な農民、小作人の生活条件を改善するためにはほとんど役立っていない。……大衆と少数の支配階級との開きは大きくなり、社会不安は全面的にゆきわたっている。』と報告している。

アメリカに対する経済的従属性は、植民地時代に急激に増大し、一八八〇～一九〇八年の対米貿易は全体の約二三パーセントであったが、一九三六～一九四〇年には平均七三パーセントに増加した。この輸出品の八〇パーセント以上が砂糖、マニラ麻、ココナットなどの特産品であった。

アメリカの関税委員会の推定によれば、フィリピン群島に対する一九三五年のアメリカの投資額は約二億ドルで、そのうち三千六百万ドルは政治団体、宗教団体などの債券であり、その他は直接投資であった。そしてアメリカは、フィリピンにおける外国資本の約六〇パーセントを占めていたのである。

アメリカの植民地時代には無関税で工業製品が輸入されていたが、これは当然フィリピン工業の発展を妨げた。工業生産は一九三九年において、国民所得の約一四・五パーセントに過ぎなかったし、しかもそれは輸出特産農産物あるいは鉱産物（金、鉄鉱）の加工工業に限定されていた。アメリカ統治下の経済的発展は、特産農産物の大規模栽培を基調としており、その結果地主への土地集中の傾向を強め、多数の自作農を小作あるいは農業労働者に転落させた。一九三九年には甘蔗栽培地の二〇パーセントが自作、六〇パーセント以上が小作人によって、一五パーセントが半自作農によって耕作された。また煙草栽培地では、約三五パーセントが自作、四〇パーセントが小作、残りが半自作農によって、耕作されていた。（もっとも自給の色彩をもつ米作地帯では四〇パーセントが自作）このような傾向を抑制するための「分益小作令」（Rice Share

Tenancy Act. 1933) の公布は、地主の阻害によって延期され、三七年にいたってようやく実施されたが、これとても地主対小作人の関係を改善するものではなかった。

これを要するにアメリカのフィリピン統治の特色は、経済的には関税制度を通じての支配という点にあった。たとえば「タイディング・マクダフィー法」においても、完全独立までの措置として、フィリピンの対米輸出品の若干のものには、制限量以上については関税の全率が課せられ、その反面、フィリピンに輸入されるアメリカ生産品に対しては無税だったのである。

フィリピンの国内政治はナショナリスタ党 (Partido Nacionalista) によって支配されていた。党の指導者はマヌエル・ケソン (Manuel Quezon)、オスメニア (Sergio Osmena) およびロハス (Roxas) で、彼らは常に独立運動を力強く押し進めて来た。一九四一年十一月の選挙の結果、大統領にはケソン、副大統領にはオスメニアが選ばれ、上院二十四議席の全部と下院の九十八議席のうち九十五議席をナショナリスタ党が占めるという圧倒的勝利を獲得した。しかしこの選挙成績は有権者三百万人のうち投票を行ったものは百七十万人に過ぎなかったこと、また政治的ボス制が残存していることなどからも、民衆の支持を表示したものとはいえない。

(2) 戦時における旧支配機構の崩壊と国内諸勢力の変化

日本軍の占領によってフィリピン政府は、マッカーサー大将とともにアメリカに逃亡し、ケソンおよびオスメニアはアメリカに亡命政府を組織した。

四三年九月、日本軍の肝入りでホセ・ラウレル (Jose Laurel) を委員長とする「独立準備委員会」が組織され、憲法を制定した。ついで十月十四日、ラウレルを大統領とする政府に対して独立が認められた。

この間、抗日運動が組織的に展開されて行った。その中核を成したものは、中部ルソンを根城とする「フクバラハップ」(Hukbalahap 抗日人民軍) である。これはルイス・クルク (Louis Taruc) の指導のもとに、社共統一戦線、労働組合、農民組合などの諸勢力を包含し、自己の支配地域においては土地改革を実行するなど、社会改革の意図をもっていた。彼らは巧みに農民の素朴な心理を汲みとり、これを組織して戦後に大きな反対勢力となるべき基礎を築きあげた。

(3) 戦後の勢力分布

フィリピンでは近隣の東南アジア諸国とちがって、戦前既に独立が約束されていた。したがって終戦直後の情勢は国内の政権把握の斗争をめぐって展開された。

政治勢力の分布は、戦前からのナショナリスタ党グループおよびその内部における対日協力派と、これに対立する戦時中からのフクバラハップである。ナショナリスタ党はその「対日協力派」をも含めて、対米接近による経済回復を意図した。また対日協力派に属するロハスは四六年一月あらたに「自由党」を結成し、四六年四月の選挙では、ナショナリスタ党、民主同盟 (フクバラハップ、農民組合、労働組合などの支持を得ていた) の支持するオスメニアを破っ

て、独立共和国の初代大統領となった。

フクバラハップは戦後合法的活動をつづけ、四六年の選挙では社会民主主義的綱領を掲げる民主同盟を推進し、オスメニアを大統領候補として支持した。さらに一九五〇年になって、打倒すべき目標としてアメリカ帝国主義、封建地主、買弁ブルジョアジーおよび自由党（キリノ）を規定し、「新民主主義革命」の意図を明確にした。なお共産党は一九四六年六月、ロハスによって非合法化された。

(4) 現政権の勢力基盤、政策

一九五三年の総選挙によって現マグサイサイ（Ramon Magsaysay）政権が成立した。マグサイサイは曾ってキリノ大統領のもとで国防相の地位にあり、フクバラハップ掃滅に功労があった。選挙の半年前に自由党を離脱して、ナショナリスタ党の候補となり、ロムロ（Romulo）一派（民主党を結成）と共同戦線を張って、圧倒的勝利を収めた。

議会勢力の分布（一九五五年八月現在）

	上院	下院
ナショナリスタ党	一三	五九
民主党	五	一一
市民党	一	
自由党	四	二九
計	二三	九九

現在、与党のナショナリスタ党は議席数の上では安定した勢力を維持しているが、フィリピンに特有な「ボス政治」は政策よりも個人的な結びつきによって、離合集散常ならぬ政界地図の変動をもたらすので予測を許さない。ナショナリスタ党、リベラル党ともに、地主、実業家、官僚など、ブルジョア階級ないしその支持勢力を基盤としている。

マグサイサイの外交政策は、親西欧、反共の基調に立っており、フィリピンはアジアにおける「デモクラシーのショー・ウインドウ」といわれている。五四年九月にはキリノ構想をうけついで、「東南アジア条約機構」（SEATO）の提唱国となった。

IX インドシナ

(1) 旧支配構造の特色

一八八七年、コーチシナ、アンナン、トンキン、カンボジァ、ラオスの五国から成るフランス領「インドシナ連合」が成立して以来、フランス植民地政策は「同化政策」（assimilation）を基調として来た。フランスが植民地として「直接統治」を行ったのは、コーチシナだけで、他は「保護領」として、原住民の君主に形式的な支配を委ねた。

「同化政策」はインドシナをアジアの一部としてではなく、フランスの一部にしようとしたものである。インドシナ人を地理的、文化的な関連から切断して、全く異質的な西欧資本主義経済および文化に同化させるという困難な事業が試みられた。具体的には、フランス・インドシナ「関税同盟」の設立によって、フランスからの輸入品は無税、他の諸国からの輸入品は、フランス本国のばあいと同

率とすることによって、本国において成長しつつある重工業のための原料生産地としての役割がインドシナに課せられた。

フランスはコーチシナの湿沢地干拓によって、数百万エーカーの米田を作り、またゴム園、炭鉱などを新たに開発した。一九三七年における輸出総額の七八・一パーセントは、米、玉蜀黍、ゴムなどの粗産農産物によって占められ、その他には石炭が三五パーセントを占めた。これらの輸出額の増大はインドシナの単一栽培（モノカルチュア）的植民地経済の発展を示している。

米、ゴムなどの輸出農作物は、いずれも南部コーチシナから産出される。すなわち南部では、フランスの官有地コンセッション制によってフランス人の入植活動が盛んに行われ、近代的大企業型態の米田、農園が原住民の零細土地所有と共存、対立する。これに反して北部では、コンセッション制が失敗し、原住民の伝統的農業が維持され、土地所有の集中化も南部ほどに激しくない。

インドシナにおける外国資本の投下は圧倒的にフランスが多く、一九三八年の投資総額三億八千二百万ドルのうち二億八千五百万ドルがフランス人（中国人は八千万ドル）の所有であった。

マクマホン・ボール（註）はフランス植民政策の特質として「インドシナがフランス人によって、フランス人のために統治されたこと。一部のフランス人にとってこの地域の搾取が、権力と富とをもたらしたこと。フランスの政府はフランス人の優越を維持することが、フランスの威信と繁栄のために重要である、とひきつづき信じていること。フランスの支配が、主として家族と村落共同体の権威を破壊することによって、アンナン人社会の漸次的解体をもたらしたこと。フランス人は、家族や共同体が従前行っていた伝統的規制から個人を自由にしたけれども、新しい自由の意味や実現を見出す機会を与えなかったこと。フランスの統治は、アンナン人に米田を、フランスの医者は薬を与えて生命を保たせたかもしれぬが、フランス人はアンナン人の生活を生きるに値するものにするためには、ほとんど何もしなかった」点を指摘している。

（註）マクマホン・ボール著、大窪愿二訳「アジアの民族主義と共産主義」（岩波）九二頁。

フランスの統治は、原住民社会を崩壊させ、植民地的発展をもたらしたが、それは同時に原住民のフランス統治への抵抗をもたらした。

インドシナのナショナリズムは、他のアジア諸国と同様に日露戦争および孫文らの中国革命によって影響され、第一次世界大戦時に労働者、兵士としてフランスに渡航したアンナン人は、民主主義的あるいは共産主義的思想の刺戟をうけて帰国し、一九二〇年代には数多くの雑多な民族主義団体が誕生した。一九三〇年インドシナ共産党は、広東（現ホー・チーミン）らによって香港で創立された。その前年にはアンナン人兵士が、トンキンのイェンバイでフランス将校に対する反抗に立ちあがり、インドシナ全土に一連の騒乱をひき起した。

三〇年代のフランス本国における「人民戦線政府」の成立は、いちおう植民地民族運動を鎮静させたが、その後人民戦線の崩壊、本

国における共産党の非合法化を契機として、インドシナ共産党員およびトロツキスト・グループは投獄され、フランスでも多数の民族主義者が下獄した。かくて日本のインドシナ進駐直前には植民地統治は危機的状態にあった。

(2) 戦後における旧支配体制の崩壊

一九四〇年九月、日本軍はインドシナに進駐し、いちおうフランスのヴィシー政権を認めたまま武力的圧迫によって、米、ゴム、錫、産品など重要物資の一方的貢納を要求した。

進駐当初は、ドクー提督（ヴィシー政権）が良き協力者であったため、現地の民族主義運動に留意しなかった。その後四五年三月になってトーンキンとアンナンを統一してバオ・ダイ（Bảo Đại）を皇帝とする「アンナン帝国」（後のヴェトナム帝国）の独立を宣言し、三月十三日にはカンボジァ王国、四月二十日にはラオスのルアン・プラバン王がそれぞれ独立を宣言した。

一方、これらの対日協力民族主義グループに対抗して一九四一年三月中国の柳州でホー・チーミンの指導のもとに「ヴェトナム独立同盟」（League for the Independence of Viet Nam―ヴェトミン）が組織された。ヴェトミンは反日本帝国主義を明らかにするとともに、反フランス帝国主義の態度を明確にし、北部ヴェトナムにおいてゲリラ活動を行った。ヴェトミンの綱領は社会主義的要素をふくむ広汎な「社会改革案」を示していた。

(3) 戦後、独立斗争とその分化過程

日本の敗戦後、ヴェトミンは直ちに全国大会を開いて「人民民族解放委員会」の任命を行い、日本の「傀儡」であったバオ・ダイは四五年八月二十六日に退位した。

ホー・チーミンの率いるヴェトミンでは、臨時政府樹立のために広汎な民族主義者を含む「民族解放委員会」を組織し、四五年九月二日トンキン、アンナン、コーチシナから成る「ヴェトナム民主共和国」の独立を宣言した。

敗戦後のインドシナにはポツダムの決議にしたがって、イギリス、中国の軍隊が進駐した。ヴェトミンは、南部では彼らによって抑圧されたが、北部では中国国民党軍からの支持をうけた。フランスは四六年、ヴェトナム民主共和国の実力を認めざるを得なくなり、ヴェトナム民主共和国が「自国の政府と議会と軍隊ならびに財政をもつ自由国家であり、インドシナ連邦の一員であると同時に、フランス連合の一員でもある。」ことが協定された。

この妥協はもとよりインドシナの民族主義者を満足させるものではなかった。四六年十二月フランス軍とヴェトナム民主共和国とは武力抗争に突入した。フランスは軍事的勝利を得たが、全面的にホー・チーミン勢力を一掃しえず、四九年には傀儡バオ・ダイを擁立して「ヴェトナム国」を成立させ、フランス連合内の独立国とした。

(4) 現政権の性格、政策

八年間にわたる武力斗争ののち、一九五四年七月のジュネーヴ会議によってインドシナの休戦、ヴェトナムの総選挙実施および南北統一が決議された。

(イ) ヴェトナム民主共和国（北ヴェトナム）

ホー・チーミン（Ho Chi-Minh）主席、ファム・ヴァンドン（Pham Van-Dong）首相のもとにインドシナ共産党を改組した「ヴェトナム労働党」を基礎とする政権である。その政策は国内的には土地改革を基調とする「新民主主義路線」をとり、対外的には中共、ソ連との緊密な関係を維持している。

(ロ) ヴェトナム国（南ヴェトナム）

建国当初はバオ・ダイが首相を兼任していたが、のち屢々交迭して五四年七月のジュネーヴ会議の当時はゴ・ディンジェム（Ngo Din-Diem）が首相となった。

歴代首相は、いずれも民族独立、反植民地主義を宣明したが、事実上は親西欧主義政策をとり、ホー・チーミンにたいする対抗勢力としての役割を課せられている。親米派であるゴ・ディンジェムはカトリック教徒に支持されている。また反政府的集団としての「カオダイ教団」は、私兵一万六千を維持し、同じく「ホワハオ教団」も私兵一万六千を擁している。いずれも反共的、宗派的民族主義グループである。

(ハ) カンボジア王国

一九四九年、仏・カンボジア独立条約によって独立を獲得した。五三年以来国王ノロドム・シァヌークが首相、外、文相を兼任して「独裁政治」を布いている。五四年のジュネーヴ会議において総選挙の実施が決定したが、五五年の選挙では、国王派の「人民社会党」が八二パーセントの得票率をもって圧倒的な勝利を収めた。その後シァヌーク政府は、対外的には中立政策を維持している。

(ニ) ラオス王国

日本の敗退後一時国王は退位したが、フランス軍の援助によって復位した。現在「自由ラオス」の武装叛乱に悩まされている。自由ラオスはヴェトミンの援助をえて、「民族民主統一戦線」を維持している。

第三章　地域内問題の国際化に対する地域の態度

第一節　日本の講和問題

一九五一年九月のサンフランシスコ講和会議と、五二年四月の平和条約の発効によって日本は一応国際社会に復帰したということができる。しかし同会議に参加したアジア諸国は、インドネシア、フィリピン、南ヴェトナム、ラオス、カンボジア、パキスタン、セイロンであり、インド、ビルマ、台湾、タイならびに中共は参加しなかった。かくして同会議に参加した国も、参加しなかった国もそれぞれの立場を反映し、賠償問題を含めて今日に至るまで種々の動向をしめしてきている。

まずアジアの大国たる中共は、一九五〇年二月、「中ソ友好同盟相互援助条約」を締結して、日本を中ソに敵対するアメリカの従属国とみなし、さらに対日講和条約に際しては、米、英が中共を無視する政策をとったとして、絶対反対の態度を表明した。その後五四年九月の大山郁夫・周恩来会談いらい、日中国交正常化の用意のあることをくりかえし明らかにしているが、国民政府と正式に外交関係をもっている日本にとって、中共との国交回復の問題は、いまだ緒につく段階に至っていない。

インドはサンフランシスコ講和会議に参加することを拒否したが、五二年六月日本政府と別個の講和条約を結んだ。ビルマは日本に多額の賠償要求をもち、さらに琉球、小笠原をアメリカが単独で「信託統治」することに反対して、サンフランシスコ条約には出席を拒否したが、五二年五月には「対日戦争状態終結宣言」を発表、日本もこれを歓迎する旨通告したので戦争状態は終結し、五四年十一月ランゲーンで賠償協定および平和条約が正式に調印された。

台湾の国民政府は五二年四月に、日本と平和条約を締結し（同年八月発効）、対日賠償請求権（在外資産関係を除く）を放棄し、また相互に通商航海上の最恵国待遇を与えあうことを取決めた。タイは五二年四月、日本と正式に国交を回復し、大使館を相互に復活した。南鮮（大韓民国）との間は、在鮮旧日本資産の帰属問題、李承晩ライン問題をめぐる両国意見のくいちがいによって、国交は正式に開かれていない。

インドネシアは、かねて日本と賠償問題について未解決の状態で正式に批准が実現していなかったが、五六年三月に成立した新内閣は、この解決の計画をたてている旨を言明した。（三月二十七日、ロイター）フィリピンもインドネシアと同じくサンフランシスコ平和会議には参加したが、賠償問題未解決のため正式に国交は回復していない。

第二節　朝鮮戦争

朝鮮戦争をめぐる東南アジア各国の態度は、コロンボ・グループ、A・Aグループ、SEATOグループのそれぞれによって相違がある。さらに各グループのなかにおいても各国の条件により、ニュアンスがみられるが、中立主義、反植民地主義の観点および中共に対する各国の立場からみるとき、その特徴が明らかとなる。

インドは一九五〇年六月二十五日、朝鮮戦争がはじまった当初、アメリカの政策と一致した態度をとった。すなわち北鮮を「侵略者」とした国連の決議に参加し、北鮮軍の三十八度線への撤退を要求するアメリカの決議案を支持した。しかし一九五〇年十月七日、国連連会がマッカーサー元帥の三十八度線以北への進撃を許可する決議を採択した際、インドはこのような措置は中共の介入を招き、戦争を拡大するものだとして棄権した。そしてインド政府は朝鮮の休戦を主張し、休戦実現に積極的に活動することによって朝鮮での平和回復に寄与した。ネール、ブルガーニン両首相の共同声明(五五年十二月十三日)の中でも、「朝鮮国民の国民としての権利の承認を基礎として、極東の平和に資するよう解決されるべきである。」とのべている。

ビルマは朝鮮問題に於て、アメリカが国連に提出した中共を「侵略者」とする決議に反対しており、ソ連・ビルマ共同声明(五五年十二月六日)で、朝鮮統一の問題は解決されるべきであると主張した。

パキスタンは五〇年六月、北鮮を「侵略者」とする国連決議には賛成したが、五一年二月の中共を「侵略者」とする決議および同年五月の中共、北鮮向け「戦略物資禁輸決議」には棄権した。

SEATOに対するアジア参加国のなかでも中心的役割を演じたフィリピンは、朝鮮戦争に際して国連軍を積極的に支持し、地上軍一個大隊、その他武器を朝鮮に送った。中共に対しても非承認の方針を堅持し、戦略物資の積出しを禁止している。

同じくSEATOの有力なメンバーであるタイも、朝鮮戦争には歩兵部隊四千を派遣し、また五一年の国連総会採択の共産圏諸国向け戦略物資禁輸決議に基きゴム、錫などの輸出を禁止している。

第三節　台湾問題

蒋介石政府は一九四九年五月台湾に移ったが、一九五〇年六月朝鮮戦争が勃発するや、アメリカは、第七艦隊を台湾水域に派遣し、「台湾の中立化」を声明した。さらに五三年二月共和党アイゼンハウアー大統領は「台湾中立化の解除」を声明して、「国民党政府の本土反攻を抑制しない。」という方針を決定した。そして五五年初頭には、金門、大陳両島をめぐるいわゆる台湾海峡問題がおこり、アメリカは「戦術的原子兵器」使用の態度を表明したが、これは実行されなかった。

五五年四月、アジア・アフリカ会議の席上、周恩来首相は「中国政府は、アメリカ政府とひざを交えて話しあい、極東の緊張緩和の問題、とくに台湾地域の緊張緩和の問題を討議することを望んでいる。」と声明し、アジア諸国はもちろんイギリスからも共感をもって迎えられた。その後、五五年八月からジュネーヴで米、中共大使

級の会談がおこなわれるに至り、五六年を迎えてからもこの会議は続行されている。

中共は台湾問題に対してあくまでも「中国の内政問題」であるとの態度をとっており、五五年一月ニュージーランドが国連に対して「中国沿岸諸島における衝突」について、またソ連が「台湾および他の中国諸島におけるアメリカの中共にたいする侵略行為」についてそれぞれ提案した際も、国府代表を追い出した場合にかぎり出席するとの強い態度をしめしている。（これに対して安保理事会は二月十四日、ニュージーランド案の審議を無期延期し、ソ連案の審議を否決した。）

このような状勢のなかで東南アジア諸国は、一体どのような動向をしめしているのであろう。

まずインドは一九四九年、台湾の蔣介石とフィリピンのキリノ大統領が中心となって「太平洋同盟」を締結しようとする構想に対してまっこうから反対してその平和政策を明らかにしたが、五五年六月二十二日、ブルガーニン・ネール共同声明において「台湾の中共復帰」をうたった。さらに同年十二月の共同声明においても"中国沿岸諸島と台湾に対する中華人民共和国の正当な権利は、満たされるべきである。"と重ねて強調している。ビルマもインドと同じく度を表明している。

一方、反共政策を堅持しているタイは一九四九年国府のタイ大使館が閉鎖された後も、外交関係は断絶しなかったが、それ以上の密接な関係はもたなかった。また南ヴェトナムは五五年十二月にはじめて国府と外交関係を樹立し、公使を交換することになった。

第四節　中共の国連加盟問題

中共の国連加盟は第十四回国連総会でもこれを議題にしないこととされた。しかし中共の国際的地位は共産陣営ばかりでなく、後述するように、アジア諸国の支持をもえてますます強化されており、中共政府と国民党政府との国際的比重は、ますますその開きが大きくなってきている。

ところがアメリカはいぜんとして国連における「中共代表不承認」の原則を堅持しており（一九五四年八月二十六日の相互安全保障法第一〇一条は、一九五五年法でもそのまま維持されている）、このアメリカの政策は米州二十カ国を支配している。したがってアメリカがジュネーヴでの米、中共大使級による会談の好転や世界の輿論によってその政策を変更しないかぎり、中共の国連加盟非承認の現方針をつづけることであろう。

他面、一九五五年十二月、国連において十六カ国（日本、外モンゴルを除く）の一括加盟案が承認されるという事態がおこったが、当時の西欧各国の新聞論調をみても、世界の輿論が次第に中共政府にとって有利にかたむいてきていることがうかがわれる。すなわちニューヨーク・タイムズは『ソ連が明年（五六年）共産主義中国の承認問題を持ちだすことは疑いをいれない。』（五五年十二月十六日）とし、またクリスチャン・サイエンス・モニターは『モスクワはいまや国民党政府を国連から追い出し、その後釜に共産中国を据える

作戦を開始している。』（同十二月十五日）として、いずれも中共加盟に対するソ連の積極的な支持を強調している。さらにニュー・ステーツマン・アンド・ネーション誌は『ソ連とアメリカのやり方にも批判の余地はある。しかし三カ月にもわたったカナダとイギリスの努力が水泡に帰したことについては、国府がそのほとんどの責任をおうべきである。いまとなっては国府の国連内における地位は非実際的で、イデオロギーの面での存在価値しかもたなくなったばかりでなく、国連の機能と発展にとって我慢のできない邪魔な存在となった。』（十二月十七日）とまで極論し、プロ中共の見解を披瀝している。これらの動きを反映して前述のクリスチャン・サイエンス・モニター紙のごときは『蔣介石が中共の国連加盟はさけられないところだと判断し、国民政府が花々しく最後をかざって国連から出ようと決意したことは明らかだ。』（十二月三十日）とのうがった分析をしたほどである。

ところがアジア諸国の態度はいっそうはっきりしている。まず中立主義の立場をとっている各国の態度をみると、インドはソ連両首脳の来訪のさい発表した共同声明（五五年十二月十三日）のなかで「中共の国連加盟」をうたっており、さらにネール首相は五五年十二月、訪印した中共の宋慶齢女史の歓迎レセプションで演説し『中国の国連参加が実現していないため国連は弱体化し、国際機構としての権威はすでに弱まっている。』（ニューデリー、十二月十八日）とのべた。

ビルマもソ連との共同声明（五五年十二月六日）で「中共の国連加盟」を主張しており、その対中共関係はウ・ヌー首相と周恩来首相との共同コミュニケ（五四年十二月）の内容をみても著しく接近していることがわかる。

インドネシアは一九五四年四月、コロンボ会議に出席していらいアジア諸国との友好関係を促進している。中共に対してはすでに一九五〇年四月これを承認しており、五五年四月には、インドネシアにおける華僑の「二重国籍問題」も解決の緒について、両国の関係はますます緊密を加えようとしている。

一九五五年はじめて国連に加盟したカンボジア、セイロンの動向をみるに、カンボジアは五六年二月シァヌーク首相が中共を訪問するなど、比較的共産圏に接近する傾向を示している。このようなカンボジアの対外政策は必然にSEATOグループからの圧迫を招きシァヌーク首相が北京訪問から帰国した直後、タイ、南ヴェトナム両国によって国境を閉鎖された（バンコック発AFP、三月二十七日）ほどである。

セイロンは一九五〇年一月、北京政府を承認し（ただし外交代表を送っていないし、いずれの共産国とも外交関係を結んでいない）、さらに一九五二年には貿易協定を締結して中共の米とセイロンのゴムの交易を行っている。しかるに一方では五三年十二月、中共からの友好使節団派遣の提案を拒否したばかりでなく、五五年四月のアジア・アフリカ会議ではコテラワラ首相が『植民地主義には二つの型がある。その新しい型である共産主義こそ、われわれの敵である。』とのべてその反共政策を明らかにした。しかもその後、五六

年四月の総選挙で、コテラワラの率いる「統一国民党」は一敗地にまみれ、ネール政策の採用をかかげる「野党連合」が勝利をしめるにいたった。野党左派の指導者バングラナイケはソ連、中共との外交関係の樹立を強調しているので、今後同国の中共加盟問題に対する態度は大きく転換するものとみられる。

他方、SEATOグループに属するパキスタン、タイの動きを見るに、パキスタンは一九五一年一月、中共を承認して大使の交換を行っており、またチョウドリ・モハメッド・アリ内閣の成立にもみられるごとく、その反植民主義、中立主義の傾向はしだいに強化されてきている。さらに五五年十一月の李徳全女史のパキスタン訪問について、チョウドリ首相が周恩来首相からの中共招聘を受諾したと伝えられる（五五年十二月十六日）など、とみに従来の同米一辺倒政策からの乖離を兆している。

もちろんこのような動向は、アメリカのインドに対する「宥和政策」をけん制する意図をもつものであろうが、それよりもむしろ中共勢力の増大にともない、これと接近しているインドに対抗して、東南アジアにおける自国の地位を有利に導こうとするものであるとみられる。

タイは一九四六年一月、国民党政府との間に「友好条約」を結んだが、中国における国府の衰退とともにこれに深入りしない立場をとっている。中共に対しては東南アジアの現勢からして、戦略物資のみならず全面的に輸出を禁止し、また華僑の弾圧を強化するなど、あらゆる防衛措置を講じているが、同時に、ニューデリーの「アジア諸国会議」（一九四九年一月）にはオブザーバーを派遣し、五五年のアジア・アフリカ会議にも代表を派遣した。しかしSEATOの有力なメンバーであり、同米一辺倒の政策をまもっている関係上、同国が中共の国連加盟を支持することは、あり得ないであろう。

いずれにせよ国連のハマーショルド事務総長が言明しているように「国連の内部では、中共の加盟に賛意を表する見解がひろまっている。」（五六年二月十四日、キャンベラ）というのが、現実の姿であろう。

第五節　インドシナ問題

一九五四年七月ジュネーヴ協定が成立して、八カ年にわたるインドシナ戦争の休戦が実現したが、ヴェトナムは北緯十六度線と十七度線の中間、第九公路附近の「休戦境界線」をもって南北に両断されてしまった。この統一は単なるヴェトナムの内部問題ではなく、東西両陣営の対立を背景とする全世界的な問題となっている。

南ヴェトナムはジュネーヴ協定に不満であるためこれに調印していないし、さらに北ヴェトナムがジュネーヴ協定にもとずき五五年七月、「統一選挙」のための予備交渉を申入れて来たのに対して、ゴーディンジェム首相は「北ヴェトナムにおける投票が絶対的に自由に実施されるならば、原則としてヴェトナム統一選挙の実施を拒否しない。」との立場を公表し、八月米、英、仏三国の政府に対してこの趣旨の覚書を送った。この実質的に実現不可能ともみられる

条件をつけた南ヴェトナムの回答はイギリス側からは回答とみなしがたいものとされたが、アメリカのダレス国務長官は『南ヴェトナム政府はジュネーヴ休戦協定に拘束されないというゴ首相の言明は正しい。』とのべてこれを支持した。かくして、五六年七月に予定された統一選挙は実施されない見透しがつよまってきている。

ジュネーヴ協定に調印しなかったアメリカは、五四年九月SEATOを結成したが、南ヴェトナム、ラオス、カンボジアのインドシナ三国は、フィリピン、タイ、パキスタンのアジア三カ国を含む八カ国から、特定の「軍事的保護」をうけることになり、共産側からジュネーヴ休戦協定の『南北ヴェトナムは、いかなる軍事同盟にも加わらず、戦闘再開のために利用されたり、侵略的政策の具に供せられてはならない』（最終条第五項）という規定にたいする違反であると非難された。

他方、ジュネーヴ協定の履行を言明しているフランスは、北ヴェトナムとの接近をはかっており、ジュネーヴ会議の閉会当日、北ヴェトナム政府代表との間に「経済的、文化的協力に関する協定」を結び（五四年七月二十一日）、さらに同年十月十四日には、ハノイで北ヴェトナム政府と片道十億フランの「貿易協定」をむすんだ。

以上の情勢を反映して南ヴェトナム政府は五六年四月六日『インドシナ休戦管理委員会に協力し、その平和の任務達成にできるだけ協力する。政府は国の再統一を求め、真に自由な状態ができあがったとき、あらゆる平和的方法によって、特に民主的で真に自由な選挙を通じて再統一が行われることを切望する。政府はいかなる軍事同盟に加わる必要も認めないし、自国の領土に外国軍隊の駐留することも、軍事基地を貸すことも承諾できない。ジュネーヴ協定において設けられた南北ヴェトナムの境界線を、力で破ろうとは考えていない。』との声明書を発表した。これとともに七月の統一選挙が行われなかった場合の休戦管理委員会の問題をめぐって、ロンドンで印ソおよび英ソ間の会談が開催された。（ロンドン、四月八日発、ロイター）

なおインドシナにおける他の二国をみるに、ラオス王国政府に対しては「パテト・ラオ臨時政府」が対立し、またカンボジア王国政府に対しては「人民解放中央委員会」が存在しているが、その国際政治的比重において、南北ヴェトナムの統一選挙問題ほどの重要性をもっていない。

さてアジア諸国の態度をみると、まずインド政府は当初、フランスがインドシナ戦争にその軍隊を輸送するに当って、インド空港の使用を許可するという態度をとった。ところが一九五〇年一月の英連邦首相会議で、ネールはインドシナ戦争を非難し、バオ・ダイ政権を「フランスの銃剣にとりつけられた飾り人形」とまで酷評し、またジュネーヴ会議で、インドシナ休戦の実現に対して積極的に働きかけた。現在、インドはインドシナの「中立国休戦管理委員会」の議長国であり、ジュネーヴ協定実施、とくに五六年七月のヴェトナム統一選挙の実現について努力している。五五年十二月の印ソ共同声明においてもこの問題にふれ、『両国代表は、昨年開かれたインドシナに関するジュネーヴ会議を好ましいものであったと考える。

この会議は、インドシナの破壊的な戦争を終結させ、インドシナ諸国の問題を解決する手順の大要をきめたものであった。両国代表はヴェトナムに関するジュネーヴ協定が妨害され、ラオスに関する協定の実施にも困難があることを遺憾に思う。ジュネーヴ協定に対する違反は、インドシナおよび世界全般に対して、きわめて重大な結果をもたらすであろう。」とのべている。ビルマも同様、十二月のソ連との共同声明で『インドシナ政治問題の解決はジュネーヴ会議の決定にしたがって、遅滞なく行われねばならない。』と主張した。

第六節　西イリアン問題

オランダ領ニューギニア（西イリアン）は、一九四九年末の円卓協定（インドネシアのオランダからの独立協定）により、協定実施後一年以内に両国で再検討されることとなった。しかるにオランダ側はその後、アジアにおける唯一の植民地としてこれを確保する方針を固めたため、インドネシアとの間に紛争が生じた。オランダが西イリアンを自国の領土とする立場は、オーストラリアの支持をうけており、一九五四年八月、国連に提訴したが、インドネシアの敗北に終った。

一方、インドは一九四九年二月、「全アジア会議」をニューデリーに召集し、数年来、オランダの植民地支配政策とたたかってきたインドネシア共和国を支持する決議をおこなった。さらにインドは、五四年末の「ボゴール会議」で、アジア・アフリカ会議の開催を提唱し、これにもとずいて翌年四月バンドンにアジア・アフリカ二十九カ国の代表を集めたが、この席上インドネシアは、西イリアン問題について、全員一致の支持をうけることができた。かくして五五年十月の国連総会に提訴した際は、賛成二十八、反対二十七、棄権一をもって、ついに西イリアン問題を議題とすることが決定した。

その後、オランダとインドネシアは、ジュネーヴで交渉を開始したが、この交渉も五六年二月十一日ついに決裂し、ついで二月十三日インドネシア政府は、「オランダ・インドネシア連合」を直ちに破棄する旨を発表し、経済関係の諸協定についても、同様の措置が検討されることとなった。五五年九月末の総選挙の結果、五六年三月新たに成立したサストロアミジョのひきいる政府は、西イリアンに対するインドネシアの権威を実現するため、同地に「西イリアン州」を設定する計画を発表した。

第七節　ゴア問題

インドに残された唯一の植民地であるポルトガル領ゴアは、インド半島の西海岸にある小地域で、マンガンと鉄を豊富に産出し、良港を有している。一九五一年、アメリカはポルトガルとの間に「相互援助、共同防衛条約」を締結し、これにもとついてゴアの要港マカンに要塞をきずき、飛行場を建設して、大量の兵器を運ぶに至った。けだしアメリカが西アジアから東南アジアにいたる海上連絡上の重要な中継港としてこれを重要視したためである。

これに対してインド国民のゴア解放の要求はしだいに高まり、つ

いに五五年八月十五日の「インド独立記念日」には「サチャグラハ」（非暴力無抵抗主義）市民多数が、ゴア解放の非武装デモを行い、ポルトガル官憲と衝突して死傷者多数を出した。

当時、ネール政府は、これに対して沈黙をつづけていたが、インドを訪問したソ連首脳が「若干の欧州の国々は、植民地主義の時代が去ったこと、インド国内のポルトガル植民地の存在に正当な理由がないことを理解できないでいる。これは文明国民の恥である。」（五五年十一月二十八日、マドラスに於てブルガーニン首相）「ソ連は、ゴアがポルトガルの支配から解放され、インド共和国に入ることを確信する。」（同二十九日、カルカッタに於てフルシチョフ書記）と発言したため、がぜん西欧陣営に反撥をまきおこした。十二月二日ワシントンで、ダレス国務長官とクーニャ・ポルトガル外相との共同声明が発表され、ついで六日には、ダレス長官は「ゴアはポルトガルの一州（プロビンス）で、約四百年の間、ポルトガルによって統治されてきた。そしてゴア（マカオを含めて）の人達は、ポルトガルの市民権を得て平和な生活を送っている。」と述べるとともに、ゴアを「NATOの範囲内に入る地域」であると主張してきたポルトガルの意見には反対して「NATOの規定をゴアその他アジアにおけるポルトガル領問題にまで適用しない。」と言明した。

こえて五六年一月六日、国境巡察中のポルトガルのジープを、約四十名の男が襲撃して、警備兵を負傷させるという事件が起るにおよんで（ゴア・ポルトガル政庁発表、一月一日）、それまで消極的態度をしめしてきたインド政府も、その態度を明らかにした。すなわちノータ駐米インド大使は一月十七日、アレン国務次官補に対し、昨五五年十二月、ダレス国務長官が行ったゴア問題に関する声明はインド領内における植民地主義を支持したものであるとの抗議の覚書を正式に手交した。

第八節　カシミール問題

一九四七年八月、インド大陸の分割に際し、カシミール（State of Jammu and Kashmir）の帰属をめぐって、インド、パキスタン両国の間に紛争が起った。同地域のソ連、中共に対する戦略的重要性と、インド、パキスタンに対する経済的、宗教的関係なども絡んでこの紛争は米英の関心をよび、国際連合も介入するにいたった。しかるに未だに解決を見ず、単にインド大陸だけでなくアジア情勢全般、ひいては世界平和に大きな暗影を投げかけている。

もっともカシミールは一八四六年、イギリスが「ヒンドゥ教徒」であるグーラブ・シンに七百五十万ルピーで譲渡して以来、その子孫であるドグラ王朝の治下に置かれている。したがって国王はヒンドゥ教徒であるが、第一次大戦後民族運動が生れ、シェイク・アブドラを中心にドグラ王朝の独裁に反対し、インドへの加盟を推進してきた。そしてこの運動は今次大戦後の一九四六年には、ドグラ王朝打倒をめざして発展するにいたった。このような「ナショナル・コンファレンス党」の動きに対して、インドの「国民会議派」は協力的であったが、他方、パキスタン側のジンナーのひきいる「回教徒連盟」は、その回、印分離の思想と経済上の理由もあって、こ

れに敵意をしめしてきた。

その後、四七年八月インド大陸がインド、パキスタンの両自治領に分割されるや、カシミール六百余の王侯国は、二、三の例外を除いて、インドに加盟することを選択した。

しかるにパキスタンは、カシミールの総人口約四百四十万のうち約三百万が回教徒であり（残りが大部分ヒンドゥ教徒）、しかも経済上、とくに水利問題において、パキスタンがカシミールに源を発するインダス水系にたよることが多い（この水系による灌漑面積の八五％がパキスタンに属する。）という理由から、絶えずカシミール保持の必要を主張してきた。そして大勢がカシミールのインド加盟に落着いた同九月三日、パキスタンよりの地域から、辺境種族がカシミールに侵入を開始した。

カシミール側はナショナル・コンファレンス党を中心に抵抗したが、近代兵器で武装した侵入軍には敵するすべもなく、十月二十六日、国王はインド加盟を申出るとともに、インドの即時武力援助を要請した。インドは直ちに軍隊を派遣し、首都スリナガルは辛うじて救われたが、すでにカシミールの戦略的要衝ギルギットを含む北西部、北部、東部の大半は侵入軍に占領されてしまい、そのうえ十月二十一日には、サーダー・イブラヒムによって「アザット（自由）カシミール政府」が樹立された。翌四八年五月インド軍の掃蕩作戦に呼応してパキスタン側も正規軍を参加させ、アザット・カシミール部隊も強化されるにいたった。

かくして同年一月、インド政府は国際連合安全保障理事会に提訴し、カシミールに対するパキスタンの介入を停止させるよう要請したが、国連安保理事会の調停も五三年三月、最後の調停官たるアメリカ人フランク・グラハムの調停失敗をもって終りをつげ、ここに国連によるカシミール問題解決の途は見失われてしまった。

その後、同年八月印、パ両国首相はニューデリーで協議し、懸案を直接交渉で解決すること、およびカシミールの帰属は公平な「人民投票」によって決めることを協定して、問題の解決を軌道にのせることができた。

このような時にカシミールの内部で、ナショナル・コンファレンス党の指導者アブドラが首相の地位から追われ、逮捕されるという重大な政治的事件が起った。その原因として内政上の失敗のほかに、五二年五月カシミールを訪れたアメリカ民主党のアドレー・スチヴンソン氏と密談して以来、彼のアメリカへの接近が決定的となり、同年七月インドとの条約（インドは外交、防衛、運輸、通信を除いた分野での「自治」をカシミールに認めた。）を非難して、米、英の希望するカシミールの「独立」を主張したことが挙げられている。（後任首相にはアブドラ内閣の副首相であった親インド派のバクシ・グーラム・モハマッドが就任した。）

一九五四年四月十三日、インドは「カシミール側憲議会」の宣言にもとづき、同国をインドに併合するための憲法上の措置をとったが、一方、パキスタンは五月十九日、アメリカと「相互防衛条約」を締結したため、「アザット・カシミール政府」治下の土地にアメリカの軍事基地が設けられる可能性が生じた。そして五五年には最

初の停戦線侵犯事件がおこった。

このようにカシミール問題は、米英の政策を背景に紛糾をつづけてきたが、五五年末、ソ連首脳のインド訪問を契機として、改めて火に油が注がれた形となった。すなわちカシミールのスリナガル市を訪れた両首脳は『私たちのインド訪問は、カシミール訪問がなければ完全とはいえず、私はこの《インド北部の地》に来たことをとくにうれしく思う。』（十二月九日、ブルガーニン首相演説）と述べ、『インド共和国の《一州》としてのカシミールの問題は、カシミール住民自身によって決定された。』（十二月十日、フルシチョフ書記演説）とも発言したが、これに対してパキスタン側は、早速『これがひころ植民地主義を非難し、安保理事会の一員でもある国の人々が語った言葉なのである。国連安保理事会は、カシミールがインドにつくかパキスタンに属するかの問題を、自由な《人民投票》によって決定すべきだと決議している。』（十二月十一日、チョウドリ・モハメッド・アリ首相声明）と反撃し、さらにブルガーニン首相の言葉に対抗して、アイゼンハワー大統領がパキスタンを支持する声明を発表することを要求した。（十二月十二日、タイムズ・オブ・カラチ紙）

ところでソ連首脳の来印当時、沈黙をまもっていたインドのネール首相は、一九五六年になってからはじめて正式に議会で態度を表明し、『国境紛争の裁定を求めたパキスタンの提案は拒否するが、インドとパキスタンが「不戦宣言」を行うという提案は歓迎する。カシミールは、法律的にも憲法上からも、インドの一部である。さらに一歩を進めて、かりにカシミールがインドの一部でないとしても、カシミールを防衛することはわれわれの義務である。国連はカシミールから撤兵するようパキスタンに要請したが、インド軍に対しては、カシミールに駐留する権利を認めた。それから八年半もたつのに、パキスタンの軍隊はいぜんとしてカシミールに駐留している。したがって『国民投票』によって問題を決するという議論はすべて完全に的はずれである。』（三月三十九日）と述べ、さらにソ連首脳の言明を『全く正しい』とも評した。（ニューデリー、四月二日）

これに対してパキスタンのモハメッド・アリ首相は、いぜん『住民投票』によってカシミールの帰属を決定すべきことを主張しており（三月三十一日、カラチ）、こうした両国のあつれきによってカシミール問題は再度、国連安保理事会提出の気運（今度はパキスタン政府）をはらみつつ、今後の困難な課題として残されている。

パキスタンはインドとちがって、SEATO（東南アジア防衛条約機構）に加入しており（五四年九月）、また五五年九月には『バクダッド協定』にも参加して、アメリカを先頭とする自由陣営に接近するかたわら、回教国の結集を企図している。その政策の現われが『回、印不一致』の国是となり、回教徒の圧倒的に多いカシミール帰属を主張してきたのである。こうした経緯から回教世界に対しても、インドにおける回教徒がいかに圧迫されているかを宣伝してきたのであるが、五五年十二月、ニューデリーにおけるサウジ・アラビア（回教の聖地メッカのある国）、サウド王の『回、印融和』の

声明によりパキスタンは、手痛い打撃をうけた。

かくしてカシミール問題は、一方において自由陣営との対立の渦中にまきこまれ、同時に他方ではアジア・アラブ諸国の提携協力のなかで解決さるべき兆候をみせてきた。

第九節　パタン族問題

パキスタンはもっとも新しいが、同時にもっとも大きな回教国として、中近東の回教諸国と提携し、将来「イスラミスタン」をつくりあげる計画をもっているといわれる。ところが、アフガニスタンとの国境地方一帯に住むパタン族（約七百万人で、パ、ア両国に半数位づつ分住している。）は、独立国「パクトニスタン」をつくろうとしており、アフガニスタンがこれを支持したため、これとの間に紛争がおこるにいたった。

もともとこのパタン族地域の問題は、一八九三年にはじまる。すなわちイギリスの「デュランド線」案をアフガニスタンが受諾し、この地域が一種の緩衝地帯（当時の帝政ロシアの南下政策を対象にした）となって以来、「パタン族の自治」が認められてきたという事情があった。しかるに第二次大戦後（一九四七年）パキスタンが自己の領土に入った当該地域を自国のものとして主張したために、パタン族の独立運動がおこり、これをアフガニスタンが煽動するにおよんで、四九年にはパ、ア両国の対立の激化を見るにいたったのである。アフガニスタンはカラチ駐在の外交官を引揚げ、国境の道路を閉鎖したが、一方パキスタンは軍用機をもってモガラカイを爆撃した。

この間カシミール問題でパキスタンと対立しているインドは、アフガニスタンに好意をよせ、ソ連はアフガニスタン諸部族の「強制分割」が原因であるとして、アフガニスタンを支持してイギリスを非難した。一九五〇年末にはアメリカが、ア、パ両国の仲介を申出て、双方ともこれを受入れたが解決に至らなかった。

翌五一年十月パキスタン首相リアクァット・アリ・カーンが一アフガニスタン人に暗殺されるという事態が発生したが、このアフガニスタン人がアフガニスタン政府と無関係なことが判明して大事に至らず、さらに五二年九月にはパキスタン公使がカブールに着任したため、いちおう非態は好転した。その後も五二年春のアフガニスタン人のペシャワル侵略に対して、パキスタン空軍が攻撃するなど、依然両国の対立はつづいたが、五四年になって、大使級のアフガニスタン外交官がカラチに駐在するにおよんで両国の関係は一応正常化した。越えて五五年の三月「西パキスタン統合計画」に反対するアフガニスタンの暴徒がカブールのパキスタン大使館を襲撃し、さらに同様の事件がカンダハルおよびジャララバッドのパキスタン領事館でもおこった。これに対して四月下旬にはパキスタンのデモ隊がペルシャワルのアフガニスタン領事館を襲った。かくしてパキスタンはアフガニスタンに対する「経済封鎖」をもって威かくし、アフガニスタンは総動員令を発する（五月五日）など、両国関係はふたたび険悪化するにいたった。

しかしこの危機はエジプト、サウジ・アラビアなどの回教諸国の

調停によって次第に緩和され、さらに同年八月親米的なパキスタンのモハメッド・アリ内閣にかわって、より中立的なチョウドリ・モハメッド・アリ内閣の成立によって、九月にはようやく解消することとなった。

パクトニスタン問題は、パ、ア両国の紛争にとどまらず、米、ソ両陣営の対立を背後にひかえているため、いっそう複雑なものとなっている。とくに一九五五年十二月、ソ連首脳のアフガニスタン訪問によってますますその度合を強めた観がある。彼らは五日間にわたってカブールに滞在し、ソ、ア両国の共同声明（十二月十八日）を発表して、平和五原則をうたい、また『独立と自由をうばわれている国と国民が、自己の将来を決定する権利をもつ。』ことを主張した。（これは暗にパクトニスタン問題を指したものである。）さらにブルガーニン首相はこの問題について、アフガニスタンに同情をよせる言葉をのべた。（十六日）ソ連はアフガニスタンとの共同声明を発表したばかりでなく、中立不可侵条約の延長（今後十年間）に関する諒定書と経済協力に関する協定を締結した。この経済協定は五六年一月二十九日、カブールで正式に調印されたが、その内容は、ソ連から一億ドルの借款を、期限三十カ年、利率二パーセントという好条件により供与するというのである。このようなアフガニスタンのソ連への接近は、パキスタンに対する軍事的、経済的な立場にもとづくもので、アメリカとしてもソ連の動きに対抗して、ア、パ両国の紛争解決あるいは経済援助に活潑な工作を進めている。

すなわちアメリカ国務省ホワイト新聞係官は、五五年十二月二十一日の記者会見で『アメリカはパ、ア両国の友邦としてあっせんを申入れた。アメリカは両国の対立が調整されることを希望しており、また両国の話合いが解決に向う見込みのあることを信じている。』と語った。しかしこのアメリカ側の意向が彼だ不明瞭であるため、パキスタンの各新聞は『アフガニスタンの対ソ接近を防止するため、密外、パキスタンの譲歩を求めたものではあるまいか。』と警戒的な態度をとっている。

いずれにしてもアフガニスタンの対ソ接近の事実は否定するわけには行かないが、他方、モハメッド・ダウド・カーン首相の対ソ接近政策に対して、モハメッド・ザヘール・シャー国王の動向は注目に価しよう。国王は、ソ連両首脳の到着直前の十二月五日、アイゼンハワー米大統領と、エリザベス英女王に親書を送っており米、英との外交コースも閉ざしたくないという動きをみせている。この国王の政策を支持しているのが、一度は（ソ連首脳の帰った直後）辞職させられたが、その後、外相に返り咲いたナイム・カーン（首相の弟）だといわれる。

他方、パキスタンにおいては、向米一辺倒政策に対する反撥が強まってきている。既述のごとくパクトニスタン問題の好転の契機となったモハメッド・アリ内閣の崩壊という事態が発生し、さらにこれにかわったチョウドリ・モハメッド・アリ内閣も、そのアメリカ依存外交を批判され、その総辞職が取沙汰されていると伝えられる。

第四章　地域内諸国の対共政策をめぐる向背

第一節　対共政策をめぐる地域内諸国の不一致

東南アジア諸国においては、国内的な対共政策と国際的な対共政策とは必ずしも一致しない。

対共政策の面で東南アジア諸国を分けると、共産圏に対して協調ないし、共存の方針をとるインド、ビルマ、インドネシア、セイロン、パキスタンのいわゆる「コロンボ諸国」と、不協調ないしは対立の方針をとるタイ、フィリピン、マライ、インドシナ三国（ヴェトナム、ラオス、カンボジア）とがある。

しかし同じコロンボ諸国にあっても、インド、ビルマ、インドネシアの三国とパキスタンとでは、中国との外交関係、その国連加入問題、SEATO加盟などの点で、その立場を異にしている。また親西欧諸国のなかでもカンボジアのように、近来中立外交に傾いている国もある。さらにそれぞれの国における政権の異動によって対共政策に変化が生ずることはいうまでもない。したがって若干の国を除き、一般にまだ政権の基礎が固まっていない東南アジアのばあい、対共政策を余りに固定的なものとしてみることはできないというのが実情である。

I　対中共関係の対立

第一の鋭い対立は、対中共関係にみられる。ビルマ、インドは一九四九年十二月、パキスタン、セイロンは一九五〇年一月、インドネシアは一九五〇年四月、それぞれ中共を承認したが、その他諸国はいまだにこれを承認していない。またインド、ビルマ、インドネシア、セイロンは、中共との間に通商協定を結んでいるが、その他の国は結んでいないのである。（パキスタンは近くソ連との間に、通商協定を結ぶことになっている。）

さらに中共の国連加入問題については、一九五五年九月の国連総会で、インド、ビルマ、インドネシアの三国は、アメリカの提案した「タナ上げ案」に反対（その他の反対国はソ連圏の五カ国、デンマーク、ノルウェー、スエーデン、ユーゴ）し、これに反して他の諸国（セイロン、マライ、インドシナ三国は未加入）は賛成した。（もっともインドネシアは、一昨年の総会までは賛成に投じている。）

II　植民地主義の解釈をめぐる不一致

インド、ビルマ、インドネシアの三国は、終始、西欧植民地諸国の植民地主義に反対し、そしてインドシナにおけるディエンビエンフーの陥落を前にして、ジュネーヴでアメリカを中心に、旧植民地保有諸国の対中共戦線が呼びかけられていた当時の一九五四年四月、セイロンのコロンボでインド、ビルマ、インドネシア、セイロ

ン、パキスタンの五カ国首相会議（いわゆるコロンボ会議）が開かれたが、その席上、対中共問題については『中共政府は中国本土を治める事実上の政府であり、国府にかわって国連に代表を派遣する権利がある。』ことに意見の一致をみたものの、中心議題である「共産主義および植民地主義の禁止」の討議では、意見の喰いちがいが表面化した。すなわち五カ国は、植民地主義にたいしひとしく明確に反対の意志を決定したけれども、パキスタンが『共産主義は植民地主義よりはるかに危険である。』と強調したのに対してインドは、植民地主義は取り除かれるべきであるが、決議においては共産主義には触れない方がよいと主張し、結局、セイロンが仲に入って、『その国内的、国際的様相が一般に論ぜられ、各国首相は共産主義にたいする各自の見解と対策について意見を述べ、かつ通報し合った。』との決議内容に落ちついたのである。

こうした植民地主義をめぐる見解の不一致は、その後アジア・アフリカ会議において、より明確かつ広汎な形をとって現われた。すなわちフィリピン、タイ、パキスタン、セイロンなどの諸国は、植民地主義のなかにソ連の帝国主義をも含め、それはむしろ西欧の植民地主義よりも悪質であると断じた。イラク代表が『共産主義という新しい型の植民地主義は、古い型のそれよりも一層恐るべきものである。』と述べた後をうけてパキスタン代表は、『われわれが西欧の植民地支配者から戦いとったものを、われわれを奴隷化しようとする新らしい支配者に引き渡すべきであろうか。』と叫び、さらにフィリピン代表は『われわれは解放を偽装する上り悪質な帝国主義にたいして、われわれの門戸を開く過ちを犯してはならない。』と警告し、タイの代表は『共産主義者は、中国に住むタイ族を訓練して、タイへの浸透と攪乱を目論んでいる。』ことを指摘した後、『平和共存とは一体何を意味するのか。』と難じた。植民地主義と共産主義との関連についてセイロンのコテラワラ首相は、『一切の形式の植民地主義（西欧諸国の植民地主義、ソ連の帝国主義、経済的な植民地主義）を地上から一掃すべきである。そのため全植民地主義問題を調査し、これを処置する方法、手段を考究するため委員会を設置すべきである。』との提案を行い、これをパキスタン、フィリピン、タイ、トルコ、レバノン等の諸国が支持した。パキスタン代表が、「平和五原則」にかわって自己防衛のため外国と軍事同盟を結ぶ権利がある旨主張したのにたいし、ネール首相は『北大西洋条約は植民地主義の強力な保護者である。われわれは冷たい戦争において、いずれの側にも加担すべきではない。アジアもしくはアフリカの国民が、東西両陣営のいずれかの追随者となることは、堪えがたい恥辱である。』と激しく反対した。ネールの発言は、ビルマとインドシナの代表によって支持された。かくて同会議では結局、『いかなる型の植民地主義も排撃されるべきである。』との決議が採択されたのであった。

Ⅲ　対共政策の浮動性

以上において東南アジアの中共問題、植民地主義、ひいては共産主義に対する態度が、国によって一様でないことを明かにしたが、さらに注目すべきは、個々の国をとらえてみてもその時によって対

共政策が変転し、首尾一貫していない点である。たとえばセイロンは一九五〇年一月中共を承認したが、その後、中共に対して外交代表を派遣していない。しかも一九五二年二月には、中共との間に五カ年間の長期にわたる通商協定を調印して、セイロンのゴムと中共の米とのバーター貿易を行っているかと思うと、一年後の五三年十二月には、中共の友好使節団派遣の申し入れを断ったのである。ところがこの同じセイロンは、五四年のコロンボ会議では、共産主義と植民地主義を同一視するパキスタンと然らざるインドとの間に立って仲介の労をとったのに、ボゴール会議では、パキスタンとともにA・A会議に中共を招請することに反対し、A・A会議においては積極的に共産主義を非難して、西欧の帝国主義とソ連の共産主義を同列においた。その後、去る四月の総選挙で野党が勝利し、政権を獲得するにおよんで、セイロンは三転してインド、ビルマ、インドネシアと同様、中立主義の立場をとり、ソ連および中共と外交関係を樹立する方針を明かにしている。

またインド、ビルマ、インドネシアにしても、政府が確乎不動の態度で共産主義に臨んでいるわけではない。インドのネール首相は一九五四年末、北京から帰国列々その報告演説のなかで「……破壊の後にのみ建設が可能であると考えるのは、馬鹿げたことである。」として、共産主義の暴力革命思想を真向から批判している反面、最近、少くとも表面上は著しく共産陣営に接近する態度を示し、しかも対内的には、明確な反共施策を実施しているのである。

つぎにビルマの政府代表ウ・チョウ・ニェンは、一九五四年五月のアジア社会党会議第三回幹事会において、「植民地主義のなかには、十九世紀型の資本主義的帝国主義と、近世におけるソ連式帝国主義とがあるが、後者はより不道徳かつ危険である。」とフィリピン、タイ、パキスタンの政府代表に同調する意見を述べたが、一年後のアジア・アフリカ会議ではウ・ヌー首相は、前述のごとく植民地主義論争に際して、これら諸国の主張と対立したインドの立場を支持している。

第二節　東南アジア反共軍事体制の展開

1　その背景

東南アジアの反共軍事体制は、ヨーロッパとは異なった条件のもとで構想され、発展をみたために、当然ヨーロッパのとはちがった性格をもっている。その独自性を明らかにするため、まず背景に横たわる諸条件を瞥見することにしよう。

戦後、東南アジアにおいて民族運動が盛んになり、共産党活動が活発化するにいたった契機は、今次世界大戦の性格それ自体のなかにもとめられる。すなわち第二次大戦は、ドイツ、イタリア、日本などのファシズムに反対し、民主主義を擁護するための戦争であったが、これは必然に東南アジア植民地における民族解放、帝国主義反対の空気を醸成した。しかも英、仏、蘭などの植民地国がいずれもひとしく戦争努力に追われ、そのために植民地にたいするその軍事的、経済的支配力が弱化したことは民族運動の成長に有利な条件を提供した。その運動は最初、抗日戦争参加の形をとったが、終戦と

ともに独自の民族運動の方向へ発展していった。この発展形態において、およそ次の三つのグループに分けることができる。すなわち共産党が民族主義の指導権を握り、そのまま武力抗争をつづけているマライ、ヴェトナム、ビルマ、フィリピンなどの地域と、独立が達成されてから比較的正常な活動に戻ったインドネシアのような地域とであるが、いずれも反政府ないし反植民帝国の闘争を展開している点においては変りない。

しかも一九四九年には中共政権が大陸を制覇し、ついで朝鮮およびインドシナでの戦況が共産側に有利に展開するにおよんで、西欧諸国は単に旧植民地支配体制を回復、維持するだけでなく、共産主義の東南アジアに対する進出を阻止するためにも、何等かの統一的措置を講じなければならなくなった。かくて、それまで個々の国がいわば独力で共産主義対策を試みてきた段階から、現地国の一部および欧米主要国を網羅するアジアの集団的反共軍事体制結成の段階へ移行するにいたったのである。

II　太平洋同盟の構想

この構想は最初、一九四九年二月豪州のメンジース自由党々首によって表明された。ついで四月フィリピンのキリノ大統領は、アジアの共産主義勢力を阻止するため太平洋諸国が、防衛同盟をつくる必要のあることを提唱し、同年七月にはフィリピンのバギオにおいて、蔣介石と「太平洋同盟」の構想について会談した。（その構想には軍事協定は含まれていなかったといわれる。）同じく七月李承晩は「極東反共会議」の開催を提唱し、翌八月には蔣介石と会談して、国際共産主義と闘う旨の共同声明を発表した。一方、同月キリノ大統領は、招きに応じてトルーマン大統領と会見したが、当時アメリカの「対華白書」が発表され、そのなかで中国における敗戦は蔣介石の責任である旨明らかにされた後であるだけに、アメリカ側の意見は消極的で、蔣・キリノ会談の内容よりはるかに後退したものであった。これに先き立ち五月十八日、アメリカのアチソン国務長官は、

(イ)　アメリカのアジアに対する関心が稀薄であること。

(ロ)　国際政治におけるアジアの地位が低いこと。

(ハ)　中共の制覇にあたり静観政策をとること

などの理由で、太平洋同盟の結成が、時期尚早である旨声明している。

越えて一九五〇年五月にはキリノ大統領の提唱によりバギオで豪州、インド、インドネシア、パキスタン、タイ、フィリピン、セイロンの七カ国（国府、韓国は不参加）が、アジアの政治、経済、文化の協力体制について協議したが、結局、国連の趣旨にもとづきアジア相互の提携を強化するという決議を行っただけで「太平洋同盟」のような機構を生み出すにいたらなかった。しかしその直後の六月、朝鮮戦争の勃発をみるにおよんで、アメリカとしてもようやく太平洋同盟の構想に関心を示しはじめ、その前提として、各国別に相互安全保障協定を結ぶにいたった。すなわち一九五〇年には、米・比相互防衛協定、米・インドシナ軍事援助協定、米・タイ軍事援助協定、米・韓相互防衛援助協定、米・パキスタン相互援助条約

を締結し、ついで五一年には米・韓軍事援助協定、米・豪相互防衛援助協定を結んでいる。

III　アンザス条約の成立

一九五一年七月、アメリカ、豪州、ニュージーランドの三国の間に太平洋安全保障条約、いわゆるアンザス条約が結ばれた。これが太平洋地域で結ばれた最初の多数国間の安全保障条約である。しかしこの条約はアジアの諸国を含まず、しかも共産主義の脅威にたいすると同時に、当時その兆しがみられた日本の軍国主義復活の不安に備える意義をもつもので、純粋に反共的な安保条約とはいえないであろう。同条約は「各締約国は、締約国のいずれか一国にたいする太平洋地域における武力攻撃を自国の平和と安全に危険なものと認め、各締約国の憲法上の手続きに従って、共通の危険に対処するため行動することを宣言する。」（第四条）と規定しているとおり、共同の防衛同盟の条約である。当時イギリスは、マライにおける共産主義の脅威に直面していたため、同条約に加盟することを希望し、豪洲もイギリスの加入を主張したが、アメリカは、マライにおけるイギリスの分担を引受けるのを嫌って、その希望を容れなかった。

IV　SEATOの結成

以上のように、アジアにおける反共集団安全保障条約は、共産主義の脅威の増大にもかかわらず、そして太平洋地域のアジア諸国の要請にもかかわらず、アメリカの消極的態度のため実現するにいたらなかったが、朝鮮戦争における苦い経験と、さらにインドシナにおける戦局の悪化にかんがみ、はじめてアメリカから積極的な呼びかけが行われるにいたった。

すなわち、インドシナの戦況がフランスにとって決定的に不利となり、要衝ディエンビェンフーの防衛も危ぶまれるようになった一九五四年三月ダレス長官は、「ソ連およびソ連の与国中共の政治組織が、東南アジアへ押しつけられることは、自由世界にとって非常な脅威である。アメリカはこの可能性を受け取るべきでなく、統一行動によって対抗すべきであると考える。これは重大な危険をともなうかも知れぬが、その危険はもし今日断固たる態度をとらなければ、今後数年われわれが当面するであろう危険よりもはるかに小さいものである。」として、東南アジア集団防衛条約（SEATO）の結成を呼びかけた。SEATOの目的は、右の「統一行動案」にみられるような積極的なものではなく、共産主義の侵略が、インドシナからさらに他の地域に拡大することを消極的に防衛することにあり、防衛の目標は、インドシナ三国のほかにマライ、香港、タイなどの地域にあることが示唆された。

この呼びかけに対して英、仏は、原則的には賛成であるが、四月二十六日から開かれるジュネーヴ会議が終了するまでは保留したい旨申し入れ、豪州は早期の結成を希望し、ニュージーランドはイギリスを除外しては参加しないと表明、タイ、カンボジアは、積極的に加入を希望した。五月十九日、アイゼンハワー大統領は、イギリスが不参加でも、効果的なSEATOが結ばれると言明した。

他方、インド、ビルマ、セイロン、インドシナなどのコロンボ諸国はこれに乗り気ではなく、インド、ビルマ両国のごときは、中

立外交方針の建前から、かえって周恩来首相の訪問を機に、平和共存の五原則を発表した。かくてパキスタン、タイ、フィリピンの東南アジア三国に米、英、仏、豪、ニュージーランドを加えた八カ国が、一九五四年九月八日マニラで同条約に調印し、翌年二月十九日発効するにいたった。

SEATOは、共産主義勢力の侵略にたいする軍事的防衛、「破壊活動」の防止、経済援助を主たる内容とする。その第二条は「…締約国は、個別にまた共同して、継続的かつ効果的な自助と相互援助により、武装攻撃を撃退し、その領土的、政治的安定をくつがえすために外部から支援された破壊活動を阻止し、対抗する個別的集団的能力を維持し、発展させる。」と規定しているが、この相互援助のなかには、武器ないし経済援助が含まれるわけである。さらに第四条において、指定する地域にたいする武装侵略に対抗して行動すること、ならびに領土保全や政治的独立が、武装攻撃以外の方法で脅やかされ、あるいは平和が危険にさらされるおそれがある場合、共同防衛などの対策を講ずることを明らかにしている。

V　SEATOに対する各国の批判

SEATOの成立に対して、ソ連や中共が毒舌を吐いて非難していることは当然であるが、ここでは東南アジアの非加盟国その他の自由陣営諸国の批判をとりあげることにする。

まずビルマのウ・ヌー前首相は『SEATOのごとき機構は、第三次大戦の機会を増大させるもので、ビルマはこれに参加しない。東南アジア諸国の国内体制強化の計画こそ、平和の最大の保障であり、SEATOのごとき防衛条約にまさる代案である。』と評しており、またイギリスの保守勢力の意見を代表する「エコノミスト誌」は、SEATOの結成にあたって、

(イ)　新しい地域的機構を設置することによって、英連邦の受ける影響を見落していること。

(ロ)　NATOが結成された当時の環境、結成に要した時日などを顧慮していない。

(ハ)　NATO参加国のばあいには、相互の関係を分裂させる恐れのある人種問題、民族問題が存在しないという重要な事実を過小評価していること

の三点を指摘して、その前途が必ずしも明るくないことを警告している。

そのほかSEATO加盟国の内部にも、これに対する態度において積極、消極のニュアンスがあり、またその運営をめぐって、意見の不一致がみられる。たとえば第二回理事会は、一九五六年三月六日からカラチで開かれたが、それに先き立つ二月十五日から三日間、バンコックを中心に行われたSEATO初の合同演習に対して英、仏、パキスタンは、終始、消極的かつ否定的で、実際に参加したのは主としてアメリカ軍であったようである。(フランスとパキスタンはオブザーバーを派遣したにすぎなかった。)しかもフランスのピノー外相のごときは、『原水爆時代にこんな演習がなんの役に立つだろう。』と皮肉まじりの批評を行っている。

また第二回理事会では、アメリカ代表が猛烈な反共演説を行った

のにたいし、他の諸国代表はどちらかといえば消極的であった。イギリス代表は、「……われわれが欲するのは平和、安定、安全保障だけである。」と述べ、フランス代表は、「主としてアジアの生活水準向上のための結合体に変える。」よう強く主張し、パキスタン代表は、「友好国からの援助を期待している。援助をうるためにSEATOに入る必要はないとする主張は非現実的である。」と経済援助の必要性を力説したが、この点からも各国のSEATOにたいする期待はそれぞれ異っていることがわかる。

第三節　東南アジアの対共産内諸政策

1　共産党取締政策

東南アジア各国共産党対策の詳細については別章に譲るとして、ここではその概況を通観するにとどめる。

前述のごとく終戦後、ビルマ、フィリピン、マライ、インドシナでは、共産党が人民解放軍を組織して反政府武力抗争に起ちあがり、またインドネシアとインドの一部では、暴力革命を実行しようとした。これに対応してそれぞれの政府は、武力的鎮圧あるいは共産党および共産党系諸団体（労働組合など）の非合法化を行い、またこれら共産系団体に対抗する団体の育成に努めた。しかし、ジュネーヴ会議を境として、国際的に平和の気運が高まってくるとともに、各国共産党は従来のラディカリズムを清算して、武力闘争から話し合いによる解決へと戦術転換を行い、広汎な「民族統一戦線戦術」をとるようになった。これにともない各国政府の対共政策も、若干緩和されるにいたった。

東南アジア対共国内政策は、国によってそれぞれ異なっている。大別して、共産党を合法政党として認めている国（インド、インドネシア、セイロン）と、これを非合法化している国とがある。同じく非合法化している国のなかでも、党が武力鎮圧の対象となっているビルマ、フィリピンと、そうでないタイ、インドシナ、パキスタン、ネパール、アフガニスタンなどの諸国とがある。またインドのように、国としては合法政党として認めながら、一部の州（ハイデラバード州、トラバンコール・コチン州など）で非合法化されている場合もある。

マライ共産党は、一九四八年七月非合法化されるとともに武力抗争を開始した。これに対しイギリス当局は、全土に「非常事態宣言」を発して、徹底的掃蕩に着手した。マライの人民解放軍は一九五一年十一月、和平提案を行い、五四年五月にはイギリス当局との話し合いを呼びかけたが、イギリス当局は話し合いを拒否した。そして翌五五年九月当局は「投降し、共産主義活動をやめる意志を表明すれば、マライにおける正常な地位を認め、中国への帰国も考慮する。」との特赦令を発表した。本年になって新生自治政府のラーマン首相と、共産党の陳平書記長との間に和平交渉が行われたが、結局物わかれとなった。

タイにおいて一九四六年十二月、共産党の禁止が解かれ、ソ連との外交関係も復活したが、翌年十一月のピブンのクーデター以後ふたたび非合法化された。一九四八年七月には、在留外国人の政治

活動禁止令が公布され、五二年四月にはタイ語訳の「新時代」誌の販売が禁止され、ついで同年十一月「反共法」の制定をみるにおよんで、タイの共産主義活動取締は著しく強化された（同法の内容については別章参照）。なおパキスタンにおける共産党の非合法化は比較的新しく、一九五四年七月であった。

II　共産系労組対策

共産党の貯水池であり、その活動の重要な一翼をになう労働運動にたいする取締は、各国ともかなり徹底的である。共産党が非合法化されているビルマ、フィリピン、マライ、タイでは、共産系で世界労連につながる労働組合はすべて非合法化されている。（ただしパキスタンでは例外的に、世界労連加盟の「パキスタン労働組合連盟」が合法的に存在している。）これに対しインド（全インド労働組合会議ＡＩＴＵＣ）、インドネシア（インドネシア労働組合中央評議会ＳＯＢＳＩ）、セイロン（セイロン労働組合連盟）においては、世界労連加入の労働組合の存在が認められている。しかしインドの場合、ＡＩＴＵＣは合法的存在ではあるが、同組合への新規登録は事実上認められておらず、他の組合に認められているその他の諸権利も、実質的には著しく制限されている実情にある。

一方、共産系労組に対抗して各国政府は自ら労組を結成し、あるいはこれを援助し、ひとしく国際自由労連に加入させている。インドネシアのＳＯＢＳＩは現在こそ世界労連に加入し、反政府運動の一大拠点となっているものの、もともと政府の経済政策に協力させるため政府自ら当時の各種労組を統合して結成したものであった。インドでは一九四七年、時の副首相パテルが音頭をとってＡＩＴＵＣに対抗して「インド全国労働組合会議」（ＩＮＴＵＣ）を結成し、階級闘争主義に代えて階級平和、紛争の調停による解決の方針を樹立した。マライでは一九四八年世界労連加盟の汎マライ労働組合連盟が非合法化されたが、一九五〇年イギリスの労働組合会議（ＴＵＣ）の協力のもとに「マライ労働組合会議」が結成された。同組合は、本来の労働組合の機能をもたず、むしろ諸団体的性格をもっている。タイにおいては政府は、一九四八年七月タイ労働総同盟の本部を襲い、同幹部を追放して、事実上非合法化したが、それに先き立つ四月に、積極的な支持をあたえて「タイ全国労働組合会議」（ＩＮＴＵＣ）を結成した。（その幹部には軍人や警察官が加わっている。）同労組は仏陀主義を指導理念とし、また国王と国家にたいする忠誠を要求され、ノー・ストライキのスローガンのもとにその活動の重点を専ら大衆の愛国心の高揚と福祉の向上に向けている。（一九五〇年一月行われた自由労連の結成大会では、同組合の自主的性格に疑念がもたれたためその加入が延期された。）

III　華僑対策

華僑の勢力が強い地域は、フィリピン、マライ、インドネシアであるが、華僑と共産主義勢力との関連が現実の問題となっているのは、フィリピン、マライおよびタイである。なかでもマライとタイでは華僑が共産党の支配的勢力を構成しているため、両地域とも対共政策と華僑対策はとかく合致、重複する傾向にある。

共産党員の九〇％以上が華僑といわれるマライでは、共産党を中

心とした「解放軍」に対する軍事討伐に並行して、厳重な華僑抑圧政策が強行され、そのためにはマライ人と華僑との民族的対立さえも利用された。すなわち華僑全体が、共産党の支持者ないしはシンパであるかのように考えて、マライ人、華僑などの政治的地位、市民権を規定した「マライ連邦協定」の改正、移民の制限、華僑部落に対する連坐制の実施、「マライ華僑連盟」の剔抉援助申し出の拒否、排華小説「ジャングル・グリーン」の頒布など、一連の華僑抑圧政策をとるとともに、共産党対策にあたる警察官には専らマライ人を登用するなど、分割統治方式を採用したのである。その後一九五四年六月英軍司令官テンプラー大将が退任し、さらに翌五五年八月ラーマンを首班とするマライ連邦政府が成立するにおよんで、従来の分割支配、および共産党と華僑とを同一視する方針は改められてきている。

タイにおける華僑対策は、マライのばあいにおけるテンプラー政策と類似している。一九四七年十一月ピブンのクーデターが成功するや、共産党は事実上非合法化されたが、翌四八年七月政府は国内在住外国人の政治活動禁止令を公布し、中国国民党支部を解散させ、中共系諸団体を非合法化した。さらに一九四八年八月と翌年二月の両次にわたって中国人を逮捕して国外に追放し、以後引きつづき検挙を行うとともに、新聞、出版物の取締を強行している。ついで一九五二年十一月には、政党は弊害があるとしてその結社さえ禁止されてしまったほどである。この点タイでは、反共、排華政策に便乗して、反対党の弾圧が企図されているともいわれている。

第四節　中立主義、第三勢力の擡頭

東南アジアの政治的主体性の確立、中立主義の主張が、国際的規模において脈動しはじめたのは、四七年三月、ニューデリーで開催された「アジア関係会議」(Asian Relations Conference)においてであった。この会議はインドによって提案され、アジア、中近東、ソヴィエト内のアジア諸共和国など三十二カ国からの代表二百五十名がこれに参集した。この会議でネール（当時、臨時政府副首席）に「アジア諸国は、もはや外国の道具として利用されることはないであろう。アジアが自己の役割を果さないかぎり、世界平和の維持は不可能である。……アジア諸国は、ヨーロッパ帝国主義によって課せられた数世紀にわたる隔離状態を終結させなければならない。古い植民地体制は崩壊し去るべきである。われわれはあまりにも永い間、欧米の政府や宮廷や外交官の足下にひざまづく請願者でありすぎた。いまやわれわれは、われわれ自身の足でしっかりと立ちあがるべきである。」と述べている。

ついで第二回のアジア関係会議は、四九年二月同じニューデリーで開催されたが、この会議は前回とちがって、各国の代表が参加し、その目的もより具体的であった。すなわち四五年以来オランダを向うにまわして独立闘争をつづけていたインドネシアに対する援助方策を決めることが、その狙いだったのである。そして会議は結局、五〇年一月一日までにインドネシア連邦に完全に主権が移譲されることを要求する決議を採択した。

これら両次にわたるアジア諸国会議を通じて成長しつつあった果

南アジアの自主的地位は、朝鮮戦争の勃発によって第二の段階を迎えた。すなわちインドは、当初この紛争に対してアメリカに同調する態度をとっていたが、五〇年十月の国連総会における北鮮攻撃の決議に対しては、アフガニスタン、ビルマ、エジプト、インドネシア、イラン、イラク、レバノン、パキスタン、シリアなどの十一カ国とともに、「平和的な交渉による朝鮮問題の解決」を主張したのであった。この「アジア・アラブ・ブロック」が国連の内部において、米ソいずれの陣営にも属さない中立グループとして国際政治の重要な鍵を握るようになったのは、実にこのときからである。爾来インドを中心とし、メノン・インド国連代表らの活躍を通じて朝鮮休戦、インドシナ休戦、台湾問題の解決などに、「中立主義」路線の目ざましい成果をおさめている。

さらに一九五三年一月、ラングーンで開催された「アジア社会党会議」には、インド、ビルマ、インドネシアの主催国のほか、日本、パキスタン、エヂプト、マライ、イスラエル、レバノンなどの代表が出席し、また西欧の社会党からもアトリー（英）、ビドー（仏）らがオブザーバーとして参加した。この会議は、アジア・アラブの社会党が一堂に会した最初の会議であったばかりでなく、そのさい西欧的な社会主義インターに対して、アジア社会主義勢力が結集して批判的勢力となり、米ソの対立に独自の立場にたって、第三勢力の推進による平和の維持を決議した点において注目に値する。参加国のなかで社会党が優勢なのは、ビルマ、インドネシアの二国にすぎなかったが、この会議を契機として、地域的勢力としての「第三勢力」と階級的勢力としての「第三勢力」とが吻合、一致したわけである。

こえて一九五三年にはメノンらの奔走により、極東の二つの紛争（朝鮮、インドシナ）がジュネーブの大国会談で討議され、解決への一歩を進めた。時あたかも四月末からセイロンのコロンボで、インド、ビルマ、セイロン、パキスタン、インドネシアの五カ国首相会議が、セイロンのコテラワラ首相の提唱によって開催された。当時アメリカによってSEATOの結成が提唱され、また米、パキスタン軍事同盟の締結をみるなど、事態の緊迫化にかんがみ同会議は、

(イ) ジュネーブ会議の討議によって、インドシナ紛争の急速な終結と平和の実現を期待する。

(ロ) フランスは、インドシナに完全独立をあたえる。

(ハ) 原水爆の禁止。

(ニ) 中共の国連加盟承認。

(ホ) 植民地主義の残存は基本的人権に違反し、世界の平和を脅かす。

(ヘ) 民主主義制度の確認と干渉反対。

(ト) アジア・アフリカ会議について、各国の意向を打診する

の諸項目を含むコミュニケを発表した。ここでは従来の中道主義、第三勢力主義からさらに一歩前進して積極的な平和地域外交のささしがあらわれている。しかもこの「アジア・アフリカ会議」の開催を推進したコロンボ諸国の内部は、必ずしも思想的、政策的に一致してはいないが、反植民地主義、反帝国主義、中立による平和維

持に関するかぎり五カ国の意見は合致したのであった。

一九五四年の後半には、中共の周恩来がインド、ビルマ、ヴェトナムを訪問して、ネール、ウ・ヌーとの間に「平和五原則」を確認し、かたやフィリピン、タイ、パキスタンを包含するSEATOの結成、パキスタン・イラク条約（後にMETOに発展）の締結によって反共軍事体制の前進をみるにおよんで、東南アジアをめぐる両陣営の勢力のはげしい交錯が展開されるにいたった。このような米ソの対立激化のさなかに、後進諸国がそれぞれの意図を蔵しながらも、共通の広場をもとめて結集したのが「アジア・アフリカ会議」にほかならない。

第五章　両陣営の東南アジア経済援助政策と地域内諸国の反応

第一節　東南アジア諸国の経済発展計画と両陣営の援助政策との関連

米、ソ両陣営の体制は、資本主義、共産主義と根本的に相違している。そして両陣営の東南アジアに対する経済援助は、直接、間接それぞれの影響力の拡大、自己陣営への吸引を目的としていると見られるが、経済援助が直接に関連をもつのは、東南アジア各国の主体的な経済発展計画であり、政策である。その意味でまずこれらの経済発展計画の性格と志向を概説することにしよう。

いうまでもなく東南アジア諸国は、これまで長いあいだ植民地として、その経済は西欧宗主国のための原料供給と製品輸入を強制とした。これら宗主国は、植民地行政の把握を通じて、特恵関税の設定、海運の独占、金融支配、投資保護などの特典を享受し、他国の競争を排除することによって超過利潤を獲得してきたのである。しかも家長的専制主義の強固な秩序の許にあった東南アジア社会は、外国資本の移入によって分散されたが、外資はこれを徹底的に再編することができず、旧支配機構、地主、商利貸、商業資本と結合して、第一次輸出特化産業の周辺にのみ貨幣経済を形成し、短期迂回を行ったにすぎない。かくて輸出剰余は、外資と地主の手に帰属し国民は貧困で、貯蓄率が低く、求心的な経済発展の基盤は成立しなかった。そこで戦後新たに独立した各国政権は、政治的主体性の確立とともに、おのずからかかる経済機構を改編し、経済発展と自立化への国民的要望の遂行を主要任務としたのである。

もともとアジアの独立運動は、明治維新、日露戦争の勝利による日本の発展に影響されたが、同時に一九〇五年および一九一七年のロシア革命からも大きな刺戟をうけた。とくに一九三〇年代の恐慌を契機として、植民地独立運動における共産党の役割は活潑となったが、今日、東南アジアの民族主義運動の潮流のなかに多かれ少なかれ、共産分子の影響が認められるのもその余韻にほかならない。

インドネシアのアブドルガニ（Roeslan Abdulgani 前情報省次官、現外務大臣）は、『アジア・アフリカは共通の一要素―民族主義をもっている。この民族主義は十八世紀における欧州のそれとちがって非植民地主義であり、また社会主義的視点をもっている。……植民地主義は国家を分裂させ、西欧が想像もできないほどの貧困をもたらし、物的、心的発展を妨げた。植民地主義と資本主義との不可分性からして、われわれの民族主義は本質的に社会主義の因子を含んでいる。』と述べている。（United Asia : April, 1955 Ideological Background of the A. A. Conference）またアメリ

カのアドレイ・スチヴンソンもアジア旅行の印象として『植民地主義がどんなに深刻なものであるかをアメリカ人は理解していない。アジアはソ連の達成した工業化と国土開発に、驚異と尊敬を払っている。』と視らしている。

しかしながらそれは決してアジア各国がすべて社会主義―共産主義の方向に傾いていることを意味しない。現にパキスタン、フィリピンの指導者は自由企業への信念をいだき、民間の創意を開発計画に利用するとのべているし、五三年一月ラングーンで開かれたアジア社会主義インター第一次大会は、『社会主義の目標は搾取からの自由、すべての人々の生活安定、失業の根絶であり、このため資本蓄積は国家の手で行い、国公営企業および社会主義的統制によって経済民主化を達成する。……資本主義、封建主義は社会主義の障害物であるが、共産主義も国家の自立を害するものである。』と決議している。さらにビルマのウ・スーの率いる反ファシスト人民自由連盟の政策には多分に仏教的社会主義という観点がみられる。(United Asia, 1955, No. 4. Shas Chruan Leng. Nationalism and Communism in Asia) ネールのいわゆる第二次五カ年計画の社会主義的型の社会にしても、ガンディーの原則によっているという見方 (Modern Review : April, 1955, Socialistic Problem of Society) もあるのである。

したがって現在アジア各国の長期経済開発計画は、いちおう出揃っているが、これらの計画はビルマの福祉国家、インドの社会主義的型の社会という理念を除けば、特別社会主義的性格は示していない。そして各国の計画はいずれも国内資金の不足から、外国の政府および民間資金の導入を予定し、また民間企業の弱さにかんがみ国家による投資、建設の比重が大きくなっている。この点において外国援助との関連が問題になってくる。

米、英などの西欧陣営は、いうまでもなく資本主義―民間企業の活動による経済進歩を信条としている。グレイディ駐印アメリカ大使は四七年『アメリカはアジア・マーシャル計画のごとき政府援助を実施する考えはなく、インドに必要な外資は、統制の改革、労資紛争の解決、外資保護法によってのみ流入する。』と述べ、さらに四八年のエカフェ会議では『インド開発計画の重工業優先は無謀であり、運輸、通信、農作、鉱業開発を先にすべきである。』と警告した。また五五年十月英国のレディング国務相、ついで十二月マクドナルド高等弁務官が、それぞれ『イギリスは、インドの第二次五カ年計画を援助する。長期投資の機会が与えられ、安全性が保証されるならば、英国の民間資本は流入するであろう。』と指摘しており、米商務省のブレーダーマン (Eugene M. Braderman) は『民間企業によってはじめてより多くの商品を、より多くの人のために作ることができる。利潤の動機こそ工業の効率を高めるもので、長い眼でみれば、政府が経済に介入することは青年に喜ばれても不幸なことである。』(Foreign Commerce Weekly, Feb. 26, 1955, Observation on Asia's Economic Progress) と明言している。しかしながら東南アジアの指導者にとっては、昔っての植民地主義の記憶が生々しく、したがって資本主義が植民地主義と同一視されて

いる（ブレーダーマン氏前掲）ことも事実である。

独立直後のアジア各国の外資に対する態度はきびしく、国によって相違はあったが多くのばあい、重要産業および天然資源の開発を国家と国民の手に留保し、外資の参加を制限して自国民のために雇用と経営、技術修得の多数の機会を要求した。しかしその後、開発困難、外貨不足によって、こうした硬直な外資政策は部分的に緩和されるにいたった。すなわち、パキスタンは五四年十一月、外資の参加比率を六〇%まで承認した。フィリピン、台湾、タイ、パキスタンはそれぞれアメリカとの間に、民間投資保障に関する協定を結んだのである。その反面五五年十二月のインドネシア外資政策は、いぜん広汎にわたって重要産業に対する外資の流入を禁じ、米、英の東南アジア民間投資

（国別）　イギリス（百万ポンド）　アメリカ（百万ドル）
（一九三八）（一九五三）（一九四三）（一九五四）

インド	三八八	六〇	四一
パキスタン	九	九二	
ビルマ	四〇	九	一八(a)
インドネシア	四〇	一九	八〇
セイロン	二五	二三	六〇
フィリピン	…	…	…
マラヤ	八四	九五	二一六
	六九	二四	…

（出所）　イギリスはイングランド銀行発表、アメリカは商務省発表による。(a)一九五〇年とする。

例外の場合にもその投下比率を四九%に抑えており、ビルマでは、政府と外資による合弁事業推進の政策をとっている。しかしここでとくに注目を要するのはインドであろう。五四年十月中国から帰ったネールは『われわれの目標は社会主義化にある。われわれは急がねばならない。』とし、さらに五四年末には下院で『社会主義的型の社会の建設は、必然的に国有化の増大を生ずるが、民間企業の長所は、広い戦略的な管理のもとで自由に活動を許されよう。』と述べた。かくて五五年二～五月の議会には、憲法を改正して、財産収用補償に関する高等法院の決定権を政府に移すとともに、帝国銀行を国有化し、外資のインド企業支配の重要手段たる経営代理会社の活動を制限する議案が提出され、七月、帝国銀行はついに国有化されるに至った。このような傾向は必然的にインドの民間資本、外資（とくにイギリス資本）に不安を与え、一方、政府は憲法の定める民間企業の自由を否認し、民間企業の従来の功績を忘れているとの非難さえ生んだ。しかしネールは、第二次五カ年計画において、海外資金八十億ルピー（うち四十億ルピーは、世界銀行、ポンド残高を見込む。）を期待しつつも、極力対外依存を回避する方針を明かにしており、このことはソ連首脳の訪印と微妙に結びついて、インドの内部で、第二次計画の不足資金をソ連圏からうけてもそれは純然たる経済問題であるという考えが抬頭しつつあるとの観測（フィナンシャル・タイムズ紙）をうみ、他面、『イギリスがインドのソ連圏接近を好まないならば、輸出促進の重点をドル地域におき、金融引締で海外投資を抑えている従来の態度を反省すべきである。全体

主義の払っている経済的考慮やその利潤を無視して行動する強味に英国貿易省は対決しなければならない。」（Eastern Economist Oct. 21, 1955, Soviet Supplies for India?）という西欧への警告をも招来している

ところで五五年末の印・ソ共同声明は、西欧陣営に対して挑なからぬショックをあたえた。アメリカの内部では、インド援助打切り論さえ唱えられたほどであるが、インドはそれは中立政策に反するものでないとした。これはビルマの場合も同じで、問題は自主的に最良の方法で経済発展を達成しようとするアジア後進諸国を西欧陣営のいずれが自己の体制と矛盾なく包摂して、相互協力、開発援助の道を開くかにあるものといえよう。

第二節　米、英の東南アジア経済・技術援助とその反応

1　米、英の経済援助政策

第一次、第二次大戦を通じて世界の指導者となったアメリカは、国際連合、ブレトン・ウッズ協定などによって貿易、投資の自由化による世界経済発展の構想を示し、アジアにおいてもこの線に沿って中国を主軸とする恒久平和体制の樹立、植民地主義の打破、経済の発展、自由貿易拡大をはかった。一九四六年のマーシャル特使の中国派遣と国共和平仲介、フィリピン独立の許容、イギリスのタイに対する過酷な賠償要求の抑制などはいずれもその布石であり、フィリピンへは四五年九月～四九年末の間に総額十六億三千七百万ドル（軍事援助を含む）、中国へはアンラ、軍事援助などを含めて十四億千八百万ドルを支出した。しかるにアジアの安定勢力として期待していた中国での内戦の激化が、いわゆる冷戦の端緒をひらくにおよんでアメリカは、西欧マーシャル援助とともに国民党に対する援助を本格化するにいたった。けれども中国の事態は四八年後半から絶望的となり、四九年には中共の支配が確定した。

四九年八月米国務省の発表した「中国白書」は、中国社会に内在する矛盾と変革に対し、アメリカ援助が無力であったことを表明したものであったが、国務省はまだ中共のチトー化に希望をつなぎ、静観政策をとった。ところが「ワード総領事事件」以後は、この一縷の望みも絶たれ、共和党から中国政策の失敗をはげしく攻撃されるにおよんで、トルーマン政府は新たな対策を打ちだすこととなった。その基調はアチソン長官のカリフォルニアでの声明（五〇年三月六日）およびラスク国務次官補の極東六原則（三月二十二日、アジア諸国の協力体制の樹立、アジアとの協力、アジアの国際的地位の強化、植民地主義への反対、真正民族主義の支持）となって現われ、そこではソ連の中国支配を非難し、中共の国外進出を阻止する態度が明確にされた。

かくてアメリカは、中共周辺諸国の政治経済力の強化、日本工業の復興と利用、韓国の承認と援助、インドネシアの独立支持のほかに、中国援助の未支出分九千八百万ドルの再配分（経済協力局ECAを通じてインドシナ、タイ、インドネシア、ビルマ）へならびにベル報告にもとづく対フィリピン援助（五カ年二億五千万ドル）を

決定し、五〇年五月から十一月までの間に、関係各国と協定を結んだ。(機東計画)　また軍事的危機が少いとみられる東南アジアのインド、パキスタン、セイロン、アフガニスタン、ネパールに対しては、五〇年六月の「国際開発法」による技術協力局（ＴＣＡ）の技術援助を与えることとなり、五〇年十一月から五一年初頭にかけて各国との間に協定の締結をみたのである。(中東、東南アジア計画)

朝鮮戦争は、こうしたアメリカの対共政策をさらに硬化させた。北大西洋条約機構の強化、かかる地域安全保障体制の他地域への拡大、「バトル法」を通ずる対共産圏経済封鎖、戦略原料の買付などがそれであり、五一年には「経済協力法」および「国際開発法」による対外経済技術援助は、相互防衛援助法の軍事援助と一括されて「相互安全保障法」（ＭＳＡ）に再編された。そして中国に代るべき新たな支柱と目されたインド、パキスタンには、五二年から技術援助の範囲をこえて特別経済援助があたえられたのである。

さらに軍事援助についてはフィリピン、タイ、韓国のほかに、五二年末からパキスタンとの間に交渉が行われ、五四年協定の締結をみるにいたった。ついでパキスタンがトルコと同盟条約を結ぶにおよんで、中東―アジアを連ねる反共ラインの設定に成功し、それはジュネーヴ会議後、東南アジア条約機構によってさらに補強されることとなった。これは他面、インド、ビルマらのいわゆる中立主義諸国の強い反作用を招来する結果ともなった。

アメリカ国際協力局援助　（一九四八・四・三―五五・六・三〇　単位百万ドル）

国別	総計	直接軍隊支持	防衛支持	開発援助	技術協力
	債務負担　支出	債務負担　支出	債務負担　支出	債務負担　支出	債務負担　支出
日本(a)	一〇・四　九・八	―　―　一〇・〇　九・六	―　―　〇・四　〇・一		
韓国	四四四・五　二二〇・三	―　―　四四四・五　三〇・三	―　―　―　―		
台湾	六九六・四　五五六・三	六〇・三　二八・四　六三三・〇　五二・〇	―　―　三・〇　〇・八		
インドシナ	一、二六六・七　八〇三・〇	一〇三八・一　三五五・六　二二・八　一六七	―　―　―　―		
フィリピン	一〇七・九　七二・〇	九・五　―　九一・二六九・九	―　―　七・二　二・一		
タイ	七七・三　二四・七	一二・二　―　六〇・五二三・八	―　―　四・六　〇・八		
パキスタン	一三七・八　五八・五	―　―　八六・五三二・六　一五・二　六・〇　三五・九一九・七			

ビルマ	二〇・一	一九・三	—	—	二〇・〇	一九・三	—	〇・〇四	〇・〇九	
インドネシア	三〇・六	一九・五	—	—	—	—	—	五・七	〇・七	
インド (b)	二七四・四	一一八・四	—	—	—	二三・三	一八・八	—	—	
セイロン	〇・〇〇九	〇・〇〇九	—	—	—	—	一二九・六	三一・一	一三八・一	八二・八
アフガニスタン	六・八	五・〇	—	—	—	—	—	—	〇・〇〇九	〇・〇九
ネパール	三・八	二・二	—	—	—	—	二・六	二・六	四・二	二・四
							一・六	〇・八	二・二	一・四

（出所） I. C. A. Operation Reports Nov. 1955

（註） (a) その他の使途にあてるもの百五十万ドルあり。

(b) その他の使途にあてるもの四百五十～六百五十万ドルあり。

なお一九五四年MSA法第三百二条は、援助資金のうち最低三億五千万ドルを現地通貨により、余剰農産物売却に使用することを規定し、ついで五五年同法第八条はその額を三億ドルとした。さらに五四年にはこれとは別に単行法として「農産物貿易の促進および援助に関する法律」（いわゆる余剰農産物処理法）の成立をみている。（この法による余剰農産物の処理が、アジアの農産国に対してかなりの不満をあたえたことは周知のとおりである。）

一九五五―五六年度余剰農産物割当（単位百万ドル）

台湾	四・四	パキスタン	四四・八
香港	一・三	タイ	二・〇
日本	八五・〇	ヴェトナム	四・一
韓国	一五・〇	インド	一八・四
世界計	二九六・九	ネパール	〇・二

つぎに、古くからインド（パキスタン、ビルマを含む）、マライ、セイロン、北ボルネオを領有し、タイ、中国、アフガニスタンにも多大の勢力を扶植していたイギリスは、アジアにおける最大の植民帝国であったが、時代の流れはこの関係をゆり動かした。とくに第二次大戦による激動と変革の影響は大きく、これに対して英国労働党政府は明敏に処し、インド、パキスタン、ビルマ、セイロンの独立自治を承認して、実質的にその政治、経済、社会上の影響力を保持することに努めた。すなわちイギリスは、「英連邦」のもとにこれらの旧植民地を包含するとともに、これに資本、文化を投じて経済的、社会的に発展させ、民主的政治観念を訓練することによってその紐帯の強化をはかったのである。コロンボ・プランとそは、正にこのような観点から打出された東南アジアに対する新経済政策にほかならない。

この計画は、中共の勝利をアジア後進諸国における矛盾の表現と認め、同じ悩みをもつインドをはじめとする連邦諸国に対し、英国

カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの先進国が資金、技術援助をあたえて、その経済、社会的発展の達成に協力しようとするものである。したがって連邦内諸国が主体となっているが、門戸は広く開放され、受益国としてインドシナ、インドネシア、ビルマ、タイ、アフガニスタンなどの非連邦国が加入しているほか、アメリカ（国際協力局が援助を自己の判断において供給する）、日本も受益国の資格でこれに参加している。

イギリスは右のコロンボ計画のために、総額三億一千万（インド二億一千万、パキスタン二千四百万、セイロン一千九百万）ポンド残高を六カ年間に解除し、その開発計画に必要な資材設備の資金に充て、技術援助を与える約束を行った。もともとこのポンド残高は、イギリスのこれら諸国に対する債務なのであるが、この解除によって各国の所要資材、設備の入手など経済安定に資するものとし

イギリスの東南アジア援助

（単位　百万ポンド）

機関別 ＼ 相手国別	インド	パキスタン	セイロン	香港	マライ	シンガポール	北ボルネオ	計
(a) ポンド残高	三五	四	三					四二
(b) 植民地開発福祉基金	（贈与九・八		借款〇・三）		調査一・一）			一一・四
(c) 植民地開発公社				〇・六	〇・五	五・一	二・二	一〇・七
(d) 連邦開発金融会社	〇・一五	一・〇						
(e) 世界銀行（ポンド貸付承認）	一・〇	四・五						
(f) ロンドン起債コロンボ・プラン技術援助			五・〇					一・八八

ている。そのほかマライ、シンガポール、北ボルネオ、サラワクなどの植民地への援助は、英国予算の「植民地開発福祉基金」からの贈与によって行われる。これは一九四〇年「植民地開発福祉法」（一九二九年の「植民地開発法」の後身）に拠るもので、五十年後は十年間に一億四千万ポンド、年間最高二千三百万ポンドまでをこれら植民地の経済的、社会的発展のために補助することを規定している。また一九四八年二月の「海外資源開発法」にもとづく「植民地開発公社」（CDC）、「海外食糧公社」（OFC）の行う事業も、植民地の開発を援助するものとされている。さらに純政府機関ではないが、一九五三年に設立された「連邦開発金融会社」の融資、世界銀行への出資ポンド資金の供与、英国輸出信用保証局によるクレジット供与、ロンドン起債承認なども援助に数えられる。

（註）(a) 毎年引出承認の枠を示す。（実際の引出額とは異なる）
(b) 一九四六年四月～五五年三月の割当額累計とす。
(c) 一九五五年三月末の実績。
(d) 同　右。
(e) 一九五五年末現在。
(f) 同　右。

II　地域内諸国の反応

米英両国はいうまでもなく資本主義国である。したがってそこでは政府の役割は原則として、民間資本へ奉仕することとされ、これを支配し、抑制することは許されない。イギリスのコロンボ・プラン援助がポンド残高の解除、連邦首相会議、その他における連絡協調、貿易面などでの便宜供与に限られ、特別の援助立法を行っていないのも（もちろん英国の財政上の制約にもよるが）このためであろう。アメリカでも往々、政府援助は民間の企業活動を妨げると非難される。そして援助を行うにしても、それはアメリカ資本の対外進出に寄与するか、政治的にアメリカの安全保障に役立つものであることが要請される。従って西欧に対するマーシャル援助は、英国の社会主義を助けていると攻撃されたことがあるし、しかもこの法による経済協力協定は、受入国に対してアメリカ資本の活動の自由、貿易制限の解除などを求めたのである。さらに、後進国にとって天来の福音であるとまで感激された（イランのパーレヴィ王）ポイント・フォアでさえ、五〇年六月「国際開発法」に具現されい時には、後進国の行政、資源調査、公益事業、保健、衛生、教育を改善し、基礎技術を訓練する技術援助に限られ、この改良された基盤の上に民間資本の流入を企図するものであった。

五一年すべての対外援助を統合した「相互安全保障法」は軍事、経済、技術援助受入国に、自由世界防衛力の発展維持に協力し、自国の能力を寄与することを求める（五百十一条a項）とともに、純経済技術援助にしても、それがアメリカの安全を強化するものと大統領が認め、かつ受入国が国際緊張除去に同意した相互行動をとり、国際的理解と親善に努めることを要求している。（同b項）これに対しビルマ政府は、五二年二月国連精神にもとづいてのみ行われるという譲歩のもとに、純経済技術援助をうけることにしたが、前記b項の条件に対する野党の攻撃にあって、結局、六月から停止を申し入れるにいたった。またインドネシアのスキマン内閣は、スバルジョ外相の結んだ協定がa項に該当したため、非難をうけて辞任し、ウィロポ内閣は改めて、五三年一月これをb項の技術協定援助に切り換えたのである。つぎに、これとの関連において注目されるのは、いわゆる「紐つき援助」をめぐる論難である。パキスタン、タイ、フィリピンのごとく、アメリカとほぼ同じ立場にたつ国は別として、インドなどでは次のような見解が強い。すなわち「経済的進歩の重要な責任は、その国自身が負うべきもので、援助は動的な経済をつくるための一つの刺戟剤にすぎない。……もし大国が援助を冷蔵に備える手段と考え、これを受取ることによって戦争に捲きこまれるのであるならば、それは拒むべきである。」というのである。（Modern Review, June, 1955：India and Foreign Aid）

かくてインドは、ボールズ駐印アメリカ大使の努力によって、五二年から技術援助以上の経済開発援助を与えられることになったにも拘らず、米国議会におけるインドの中立主義をめぐる批判にかんがみ、五四―五五年度には贈与を二五%にとどめ、他をすべて借款にすることとなった。この経済開発援助は、重工業建設よりも農業開発、農村改善を重視するアメリカの意向を容れて、「コミュニティ・プロジェクト」にあてられた。これはアメリカの中南米での実験にもとづくものであったが、インド開発計画の他部門との調整がつかず、結局、インド側の要請にしたがって、五三―五四年度には資金の二五%を鉄道機関車の購入に充てることに変更された。

アメリカ援助は局部的な問題として、食糧、消費財中心であり、直接開発にプラスせず、かえって国民生活水準の較差を大きくした（五二年三月十日、インドネシアのハリアン・ウムム紙）と批判され、また援助資金の利用に複雑な手続が必要とされるばかりでなく、実際の使用にもアメリカ当局の同意、監督を要する点が問題とされている。

たとえば、インドネシアの「小規模工業機械化計画」は、小工業者が米国当局の要求する詳細なデータを提出できないために進捗しなかったといわれる。（逆にインドでは、アメリカが政治的考慮からかなりの権限をインド側に移管したため、アメリカの業者が入札に失格し、米国議会で納税者を無視しているとの非難が行われた。）

なお、一般的に東南アジアの開発計画に対する外国援助への要望として、次の諸点が指摘されている。

(イ) 技術援助とならんで、開発計画に対する資金を供与し、さらに借款の利払、元本償還の負担が借款による生産性の増大以下に抑えられること。

(ロ) 開発計画の円滑な推進を期するために援助が継続的にしかも予定された時間割にしたがってあたえられること。

(ハ) もともと援助は、被援助国の資本形成率引上げのために必要とされるのであるから、これを特定の計画に結びつける方針をとらないこと。

(ニ) 世界銀行、米国輸出入銀行の借款を外貨の所要分に限定せず、これに弾力性をもたせること。

(ホ) 余剰農産物援助は、それによらないと不可能な追加的計画や、それが被援助国の食糧需要を充足し、食糧の国内国際価格を圧迫しない場合だけに限定すること。

第三節　国際連合の援助とその反応

国際連合はいうまでもなく、二度の大戦の経験にかんがみ、一つの世界、恒久平和体制の確立を期して生れたものである。このため主導権は、対内的に完全雇用の達成、生活水準の向上をはかるとともに、他方、海外投資による後進国の開発、工業化の促進、生活水準の引上げを行って、国際所得水準の均等化、世界貿易の拡大、国際収支の拡張均衡を達成することに努めている。

東南アジアに関する国連の援助には、まず四九年十二月の国連総会決議から発展した「拡大技術援助計画」がある。すなわち国連事

務局下の技術援助局（ＴＡＡ）は、七つの専門機関（ユネスコ、国際労働機構ＩＬＯ、世界保健機構ＷＨＯ、国際食糧農業機構ＦＡＯ国際民間航空機構ＩＣＡＯ、世界気象機構ＷＭＯ、国際電気通信同盟ＩＴＵ）を通じて、年間千七百名の専門家を動員し、二千名以上の研修生に奨学資金を供与した。（ソ連は五四年からこの計画に百万ドルを拠金したが、五五年からこの資金を事前の承認なしに技術援助局が利用できるように条件を改めた。）

国連技術援助計画

	一九五〇―五一	事業援助額（万ドル） 一九五二	一九五三	一九五四	一九五五	派遣専門家（名） 一九五四	一九五五	研修生（名） 一九五四	一九五五
アジア極東計	一四三	五九三	五五八	四六五	五六〇	五一七	五七〇	二二六	三三七
ビルマ	一六	四八	四八	五三	六八	六二	七四	一七	五九
セイロン	一九	四五	五四	三四	四三	四五	五〇	七	一〇
インド	一四	一〇四	九四	五六	九五	五九	八六	三二	三九
インドネシア	一三	五六	七五	五九	七五	六一	七八	二〇	三二
パキスタン	二六	一〇四	九一	七五	一〇九	七二	八三	三四	二二
フィリピン	…	…	…	三一	七五	三六	二九	九	九
タイ	二六	六〇	五四	四五	五〇	五二	五二	一四	二四

（出所）Technical Assistance Committee, 7th Report

（註）一九五五年は予算を示す。

つぎに国連機構による援助として重要なものに、世界銀行（国際復興開発銀行）の行う開発金融がある。現在銀行に加盟しているアジア関係諸国は十カ国にのぼっているが、その貸付はアジア向のものは少く、しかも貸付条件のきびしいことが不平の原因となっている。しかし後進国では、むしろ民間投資よりも好ましいと考えている向きが多い。

そのほか世界銀行の機能の不備を補い、後進国経済開発をさらに促進するために、一九五四年の総会において、「国際金融会社」ＩＦＣ（資本金一億ドル）、「経済開発特別基金」ＳＵＮＦＥＤ（資本金二億五千万ドル）を設立することが決議され、すでに各国の拠

世界銀行のアジア向貸付（一九五五年九月末、百万ドル）

	融資承諾額	融資実績	償還額
世界計	二、三八五・六	一、七六七・九	三六三・六
アジア小計	三〇〇・一	一五〇・九	三九・三
タイ	三七・四	二四・二	一・八
パキスタン	七七・三	三一・〇	八・二
インド	一二六・〇	六一・二	二三・二
セイロン	一九・一	二・七	
日本	四〇・三	三一・八	六・一

出金も一部払込まれており、また基金にはソ連、チェコ、ポーランドなどの共産圏も参加を通告している。

ところで国連諸機関の援助活動に対するアジア諸国の批評としては、その技術援助が資金援助と結びつかず、規模も小さいこと、また世界銀行の融資にしても余りに安全第一主義であり、さらに米ソ両陣営の対立が国連内部にまで波及し、この諸種の援助にも限界があることなどがあげられる。五五年四月のアジア・アフリカ会議の共同覚書は、その経済協力の項において、国連に対し、

(イ) 速かに「経済開発特別基金」を発足させること。

(ロ) 世界銀行は、より多くアジア、アフリカに貸つけること。

(ハ) 国際金融会社を通じて公平な投資を行い、諸国間の合弁事業を推進すること

などを要望するとともに、アジア、アフリカ諸国にとっては、その産出する商品価格の安定が極めて重要であること、多角的通商、支払の拡大も望ましいが、後進国としては双務協定も経済上やむをえないこと、アジア、アフリカ各国は、双務的、多角的協定により原料食糧の国際価格と需要の安定をはかるために、集団的措置をとることを表明し、国連の国際物資協定調査委員会（ICCIA）その他の機関ができるだけこれと共同行動をとり、協力することを求めている。

第四節　ソヴィエトの東南アジア援助とその反応

ソ連の援助政策も、その政治経済態勢および世界政策と分離しては、理解することができない。

ソ連は、つとにコミンテルンの植民地問題に関するテーゼに見るごとく、アジアを含めた植民地――後進地域の反帝民族運動を資本主義打倒の重要な要因として高く評価し、その指導性を把握しようとした。この基本線は第二次大戦後の今日においても変らない。しかしソ連もまた冷戦への一転機ともいうべき一九四九年九―十月の東西ドイツの決定的分立までは、ドイツ、欧州問題に最大の関心を注ぎ、当面アジア政策に力をもちいるだけの余裕がなかったことも事実である。

ところが朝鮮戦争を契機として、ソ連の対外政策の重心は、ようやくアジアに移ってきた。西欧側の禁輸措置、軍拡政策、対共包囲基地の設定などに対応して、ソ連としても新しい対抗政策をとる必

要に迫られるにいたった。五一年六月のマリク声明によって打ちだされた新政策の骨子は、ソ連圏内の生産力増大と協力、広汎な中立勢力の獲得、軍事的、経済的対共包囲線の打破である。これと時を同じくしてインド共産党書記長に就任したアジョイ・ゴーシュが、ネール政権をイギリスの附随物と見ず、それはブルジョアの代弁者であるが、同時に反帝国主義的でもあると規定したのも、こうしたソ連の政策に即応したものとみられる。(R. Carr: India and the Communist Far Eastern Economic Survey. Nov. 24. 1955)

この新路線は、マレンコフの平和共存声明をキッカケとして明確となり、さらに五五年二月ブルガーニン政権の登場をみるにおよんで本格化するにいたった。すなわちソ連としては最初の非共産主義国インドへの製鉄所建設援助に乗りだし、今日では中東、アジアをめぐって各種の援助攻勢を展開し、世界の注目を浴びつつある。

そこで、最近までのソ連の政策に対する東南アジア諸国の反応を検討してみよう。

ソ連は初期のエカフェ会議以来、一貫してアジアの経済開発がソ連のモデルにしたがって重工業の確立から着手されるべきことを主張し、またアジア諸国の原料と交換に生産財を供給する用意がある旨を言明して、各国の協定貿易主義を支持した。(ただし、ソ連と東南アジアとの貿易は目下のところ大きいものではない。)

またソ連は禁輸措置のもたらした米、英と東南アジア各国との矛盾をついて自己の立場を改善しようとしたが、その場合まず共産陣営からの誘引に陥ったのはゴムであった。

すなわち従来マライ・ゴムの輸出先は、主として米国であったが、アメリカ側の人造ゴム生産の拡大、中南米での栽培強化、さらに直接的には軍拡引延しによる価格下落は、ゴム生産国の禁輸措置に対する不満を招来した。(五一年五月「マライ・ゴム生産者協会」はイギリス政府のゴム禁輸を非難した。)さらにインドネシアは禁輸の対価として西欧側にゴム、錫の価格保障を要求した。セイロンのごときは逸早く、高価で買いつける中共に香港経由でゴムを輸出した。そして一九五二年アメリカから三十万トンの援助を停止されたにも拘らず、同年十月便節団を北京に送って一般協定を結び、ついで十一月にはゴム、米のバーターに関する五カ年協定を締結したほどである。セナナヤケ首相によると、第一年度はポンド当り世界市価の十ペンス高(三十二ペンス)で、セイロンのゴム生産高の半ばに相当する五万トンを、セイロンの不足する米二十万トンと交換するとしている。

また一九五一年のインドの食糧危機に際して、三月ソ連はジュートと引替えに小麦五万トン、六月には十万トンを供給し、中共は米五万トンの提供を申入れて、ジュートなどのバーター協定を結んだ。

翌五二年になってから原料価格の下落は甚しく、東南アジアの苦悩は強まり、軍拡の圧力によって西欧の経済的困難も増大した。この機に乗じてソ連は、四月「国際経済会議」を開催し、東西貿易の拡大を提唱した。会議においてソ連はアジア、中東に対し二、三年に八十―百二十億ルーブルの食糧原料の買付と機械設備供給、ま

た工場の建設、運営、電源開発、灌漑計画などの技術援助供与の用意がある旨を表明したが、インドの各紙はこれを冷たい戦争を緩和するものとして歓迎し、セイロンは早速茶と工業品の交換を契約したといわれる。その後平和共存政策の展開にともない、共産陣営の東南アジアに対する経済攻勢はいよいよ活発化し、相互の貿易関係も次表にみるごとく、漸次緊密を加えるようになった。

共産圏との貿易協定締結状況

	一九四九	一九五〇	一九五一	一九五二	一九五三	一九五四	一九五五
インド	ソ連、ポーランド、ハンガリー	ハンガリー	ソ連、ポーランド、中共	…	ソ連、チェコ、ブルガリア	ハンガリー、中共、東独、ルーマニア、ポーランド、	ポーランド、チェコ
インドネシア	…	ハンガリー	ポーランド、チェコ	…	中共、ポーランド	ポーランド、中共、東独、ハンガリー、チェコ、ブルガリア	チェコ、東独
ビルマ	…	…	…	…	…	中共、東独、チェコ	チェコ、中共、ソ連
セイロン	…	…	…	中共	…	中共	チェコ、ポーランド
パキスタン	チェコ	ポーランド	ハンガリー	チェコ、ポーランド	中共	…	…
アフガニスタン	ソ連(四八年)	ソ連	ソ連	…	…	ソ連	…

(出所) エカフェ年報その他による。

東南アジア諸国の対共産圏貿易（百万ドル）

[illegible]		イ[illegible]ド				インドネシア				ビルマ				セイロン				パキスタン			
相手先		一九五一	一九五二	一九五三	一九五四	一九五一	一九五二	一九五三	一九五四	一九五一	一九五二	一九五三	一九五四	一九五一	一九五二	一九五三	一九五四	一九五一	一九五二	一九五三	一九五四
ソ連	出	一三・六	四・二	〇・七	五・三	…	…	…	〇・四	…	…	…	…	…	〇・五	…	…	四・一	一五・四	七・二	三・六
	入	一・六	一・七	〇・九	二・四	…	…	…	〇・六	…	…	…	〇・一	〇・三	〇・二	…	…	一・二	〇・三	…	〇・二
中共(a)	出	…	六・五	二・五	三・七	…	…	…	二・三	…	…	一・三	〇・一	七・五	二五・九	五〇・八	四六・〇	四五・三	八三・八	七・二	二三・五
	入	…	三・四	一・九	二・二	…	一・九	二・一	三・五	…	二・三	一・五	〇・五	〇・八	六・八	四三・九	三三・五	一六・九	二・二	三・三	一・四
チェコ	出	三・一	一・六	五・七	四・二	〇・九	…	…	三・八	…	…	…	…	…	六・八	〇・五	三三・五	六・四	四・三	一・一	〇・八
	入	六・一	三・三	二・七	二・八	三・〇	二・七	二・八	七・八	〇・三	…	〇・三	〇・一	一・〇	〇・八	〇・七	…	三・三	二・三	〇・七	〇・八
ポーランド	出	〇・八	〇・一	〇・二	〇・六	一・一	九・七	四・二	〇・六	…	…	…	…	〇・八	〇・七	…	…	一六・一	一五・〇	一・八	二・五
	入	〇・七	〇・五	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	〇・三	〇・九	…	…	…	…	…	一・五	〇・七	…	二・〇	一・四	〇・二	〇・一
ハンガリー	出	…	…	〇・二	〇・六	…	…	…	一・六	…	…	…	〇・六	…	…	…	…	〇・三	〇・九	〇・四	〇・二
	入	〇・四	〇・五	〇・三	〇・二	〇・九	〇・三	一・五	二・六	…	…	〇・一	〇・二	…	〇・一	〇・一	…	一・〇	一・八	〇・一	…
東独	出	…	…	〇・四	〇・一	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	入	…	〇・一	〇・二	〇・四	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

（出所）U. N. Directions of International Trade.

前表に掲げた共産圏との貿易協定は、東南アジア諸国の生産する原料とその必要とする工業品の交換を規定するものであるが、とくに五四年以降は共産側から工場設備の提供と建設、運営のための技術援助までが申入れられるようになった。インドネシアは五四年七月、ルーマニアとの協定でセメント工場の建設、石油開発の援助を、五五年三月には東独との協定で砂糖工場を、そしてビルマは五五年六月、ソ連との協定で紡績工場建設を、それぞれ契約している。また五五年十一月、チェコはインドとの間にセメント工場設備の供給契約を結んだといわれ、十二月のロイター電は、東独、チェコ、ハンガリーがビルマと合弁企業の申入れをしたと報じている。（かねて五四年一月のエカフェ会議で、ソ連はアジアへの長期クレジット、技術援助の提供と、ソ連工業の視察承認を言明していた。）なお五三年末のソ・印協定が決済をルピーまたはポンドとし、また五四年以降のインドと東欧諸国との協定もこれにならったことは、インドの好感をまねいた。

貿易以外の経済技術援助はまだ限られているが、一九五四年一月

(a) セイロン、パキスタンは中国とし、中共、台湾の区分不明。

アフガニスタンとの間に、三百五十万ドルの借款による穀物倉庫、パン工場、紡績工場の設計、建設設備供給を行い、これを五七年から商品で償還する協定、（アフガニスタンは七月批准）ついで同年十月には道路建設などに対する二十一万ドルの借款協定、（五五年二月批准）さらに五五年十二月のソ連首脳の訪問の際には、一億ドルの借款などが相ついで成立している。そのほかソ連は、つとに五一年の石油タンク建設、（時事通信海外電報、五五年十一月二十日号）五四年五月の病院、石油タンク、輸送施設、道路建設の協定など、五五年までに総額四千万ドルをアフガニスタンのために支出したと伝えられる。これはソ連がアフガニスタンにおける米人技師の活動やアメリカの中東アジア政策の進展、さらにアフガニスタンとパキスタンとの国境問題紛争などにかんがみ、援助を活発化してきた証左と見られる。

インドに対しては五四年ビルマ系一会社との間に工作機械、工場施設を供給する契約を結び、またダイヤモンド鉱山にソ連人技師の派遣を申入れたともいわれる。（これは五五年十月、マラヴィア天然資源相の訪ソの際、取極めが成立したと伝えられる。）

さらに五四年八月には製鉄所建設借款、石油開発技術援助の提案が行われた。五五年十一月ソ連石油技師は入国したが、Statesman紙十二月十日号は、彼等の任務は、政府の石油開発機構を改善するための勧告を行うにすぎないとのべている。）製鉄所協定は五五年二月三日成立した。このほかユネスコを通ずる高等技術研究所の設立援助（百五十万ドル Hindustan Times 五五年十月二十六日号）、五五年十一月のソ・印共同声明にかかる鉄鋼輸出（百万トン）、採油施設の提供、アルミ工場、水力発電設備援助（五六年一月報道）ならびに石炭専門家の派遣申入れなどがある。ビルマに対しては、米とのバーターによる工場建設提案があり、また五五年十二月七日のタス通信はビルマへの技術学校の贈与と、ビルマ側の感謝の言葉を伝えている。さらに二十二日、セイロンに対しても世界保健機構を通じ医療設備の技術援助十万ルーブルを申入れた。（註）

（註）米国下院一九五六年度ＭＳＡ歳出法案議会記録による。

ソ連は五三年に突如、国連技術援助計画に四百万ルーブル（公定為替率で換算して約百万ドル）の提供を申入れたが、これには条件がついていたため受入れられなかった。その後五四年三月ソ連が条件を撤回したため国連はこれを承認したが、ソ連は五三年以降五五年までの拠金として計三百三十五万ドル相当額を提供した。この資金に対し援助が求められ、国連が承認したものと未承認のものは次表のごとくで、大部分は設備供給に充てられるとしている。このうちエカフェのソ連視察旅行はすでに行われ、インドの諸計画も実行段階に入っている。

これを要するに、共産圏の東南アジア諸国との貿易援助は、その実際の進行について若干の疑点は残るが、さしあたりその特色をいえば、アメリカその他の自由諸国とちがって、徒らに取引の直接的効果を議論せず、経済的採算を無視して当面時局協定を結ぶところに強味を発揮しているようである。貿易についていえば、東南アジア

ソ連のルーブル資金による国連技術援助

（五五年五月現在　単位ドル）

国別	援助の内容	金額
セイロン	化学、同関連品設備	九、〇〇〇
	統計―ソ連専門家四名、電気計算機	五〇四、九五〇
インド	経済調査―ソ連専門家一名、ソ連留学生十五名、	二〇、〇五〇
	畜産、病害防止設備	一一、〇〇〇
	一般経済調査設備	七〇、〇〇〇
パキスタン	水源開発設備	一三〇、〇〇〇
	土地、水利用農業機械	二〇、〇〇〇
	灌漑計画設備	八七、四〇〇
地域計画	アジア、極東―エカフェのソ連視察費	九〇、〇〇〇
	中東、アジア林産開発設備（イラン、ビルマ）	八七、八四〇
	アジア―漁業設備	八七、三〇〇
その他	チリー、エクアドル、ヨルダン、ユーゴ、近東地域計画	五三七、七〇〇
承認した計画合計		一、六三六、二四〇
未承認計画（インド要請）		一、九〇〇、〇〇〇
総計		三、五三六、二四〇

（出所）米国下院一九五六年度MSA歳出法審議議事録による。

の過剰原料、食糧と交換に工場設備を供給するとの提案が好感をもって迎えられた。セイロンのコテラワラ前首相は下院で、『中共とのゴム、米貿易は、セイロンに利益があった。』（五四年十一月五日）と述べ、またビルマのラングーン・デーリー紙（五五年十一月八日号）は、ソ連との米輸出協定について『……ビルマは従来、共産国との間に通商関係がなかったが、情勢は一変した。いまやビルマから米を買い、必要な技術と物的援助を与える国は共産圏のみである。……中立政策によってわれわれは、どの陣営とも経済関係を結びうる。術策を弄したため損をしているのは誰かを深く考えるべきである。』としている。

つぎに経済技術援助に関しては、インドのビライ製鉄所援助協定において、ソ連側の示した価格、条件の有利さ（ドイツのデマーグとの別の製鉄所協定が、五十万トン能力につき七億一千万ルピーであったのに対し、ソ連のは百万トンで四億二千五百万ルピーで、附属施設、工員住宅をいれても十億ルピーにすぎない――マドラス・メール紙）、金利二・五％の低さ（世界銀行融資の製鉄所借款は四・七五％）とともに

(イ) 支払がルピー貨で行われ、「ソ連の」インド国内で物資の買入れに使用すること。

(ロ) 企画、建設、経営の各段階でインドの経験技能の全面的参加を認め、所要資材はできるだけインドで調達し、最終工事計画にインドの拒否を認めたこと。

(ハ) 技術調査費はソ連の負担とし、特許権問題の保証、インド

技術者のソ連留学を認めたこと。

(三) ソ連職員は外交特権をうけず、労資関係に対し発言権をもたないこと

などが好評を博したとみられる。

しかし他面右のソ連提案に対して批判がないわけではない。すなわち支払いのため積立てられるルピー貨が、共産党宣伝の資金になる恐れがある（マドラス・メール紙）。ソ連に新式の工場を提供しうる能力があるのか、特許権侵害の紛糾が起らないか、両国間の技師、工員の往来によって共産主義が輸入されるのではないか、西欧民主主義から脱離する恐れがないか（コマース誌、五五年一月二十九日号、インド鉄鋼会社ギンワラ（Ginwala 氏談）などの懐疑が取沙汰されているのである。

また石油開発の技術援助について、ヒンドスタン・タイムズ（五五年十二月八日号）は『これには賛成すべき点があり、西欧では石油事業は民間企業であり、従来これらとの交渉で彼等が技術者の貸与を好まず、利潤保証のない開発に乗り出そうともしないのをインドは知った。しかるにソ連ではそれは国営事業であるため専門家、技師を容易に派遣してくれる。』と評している。その反面ソ連の技術援助は、西欧より有保条件が少く、また西欧民間企業のような秘密主義や特許権の煩わしさもないが、それはアメリカの技術援助、コロンボ・プランなどとちがって、無料でなく売られているのである。石油、ダイヤモンド鉱開発技術援助技師には、給与が定まるまで一日一百ルピーという高い手当が支払われているのだ。』（Times of India, Dec. 8, 1955）との論説も行われていることを知らねばならない。

そこで最後に、自由、共産両陣営の経済援助競争について、比較的公正なインド人の見解を引用して結びとしよう。

『ソ連首脳の訪問は、ネールの平和外交の勝利である。しかし世界ではネールの真意を知らず、不愉快な報道が多い。ソ連の意図に疑点をもつのは自由だが、インドの中立政策は疑われる理由がない。ソ連は経済援助を申入れたが、これはインド国民に結つきでないと考えられている。……アメリカの援助は大きかった。そして大衆は忘れやすいが、われわれはもしアメリカからの小麦援助がなければ、食糧が暴騰したであろうし、また三十五億五千万ルピーの援助が結つきでなかったことも覚えている。インドは一般にアメリカ援助が米国の能力より小さく、インドの必要に不足だという考えもあるが、より大切なのは、インドが公式に特別援助を求めたことがなく、開発計画においても自力を中心とし、最低の援助しか予定しなかったことである。ソ連援助は具体的なのは製鉄所だけであるが、これは二・五%の低利で、イギリスの製鉄所提案より割がよい。しかしソ連とのは政府対政府の契約で、イギリスとのは民間対政府であるから比較すべきでない。そして政府対政府の米国小麦借款をとれば、ソ連よりも条件がよい。ソ連製鉄所計画では技術料が高く、またソ連が受取った金を西欧のごとく第三次的なインド人用に使用するかどうかも定っていない。といってわれわれはソ連の援助にケチをつける心算はない。ただ西欧は次の二点に留意すべき

だ。(イ)後進国では、国家が企業家の役割を代行することである。この点で西欧の民間企業との交渉には、成立までに長い時間がいるが、ソ連のような国とは即時に協定ができる。自由国家は民間資本が後進国政府と取引を行うよう奨励すべきである。(ロ)自由国家が貿易主義をとる限り、ソ連と競争できないだろう。後進国としても安い市場で買うのは当然である。いまや世界の半分が統制的経済体制をとっており、これら諸国は後進国の原料とより、よい条件で取引する地位にある。ソ連がエジプト綿と工業品を交換したのもそれで、後進国に好感をもたれた。自由世界では鉄鋼が不足し価格は高い。ここでもソ連は安い鉄鋼を供給して、西欧の伝統的な市場にさえ侵入できるのである。

アジア、アフリカ、南米で自由経済は統制的経済に恐ろしい挑戦をうけている。インドのごとく混合経済を信ずる民主的、社会主義的政府をもつ国々の存在は、統制的経済に有利な条件となっている。西欧は物的統制のない金融上の技術でこの挑戦に対決できるか否かを熟慮し、決断すべきである。いまや西欧のステーツマンシップは試練に立たされている。」

【経済篇】その一

東南アジアの経済開発と共産主義

第一章　東南アジアにおける東西両陣営の援助活動

第一節　序　説

東南アジアに対する東西両陣営の援助活動は、その目的とするところは何れもそれぞれの国の低い経済水準を急速度にひきあげ、それによって、国民の生活水準を向上せしめることにある。したがってそれ自体としては何ら競合性はないわけであり、むしろ互に協力して行われるばあい、その共通課題の達成は、よりスムーズである筈である。しかし実際にはこの地域に対する二つの勢力がそれぞれの立場で行っている援助は全く対抗的であり、競争的である。この平和裡に行われる対照的行為は、一九五五年十一月から十二月はじめにかけてのソヴィエトのブルガーニン首相と、フルシチョフ第一書記のインド、ビルマ、アフガニスタン訪問によって、より露骨なものとなった。

もちろん両勢力の低開発国援助は、それぞれ長い歴史をもっており、新しい事態ではない。しかしそれが、経済的な目的以外の政治的、戦略的な意味をより大きくもつに至ったのは、最近のことといってよいであろう。第二次大戦直後の低開発国援助の本質は、世界経済の再建理念である「一つの世界」の構想から出発したものであり、各国が世界的基盤に立って平和を維持しつつ、その経済的発展を計ろうとすることにあった。

広汎な世界の経済的、社会的、文化的発展の総合調整機関として国際連合に安全保障の機構と相並んで経済社会理事会（ＥＣＯＳＯＣ）が設けられたのも、いつにこの「一つの世界」の構想から出発したものである。国連憲章が「より大なる自由の中における社会的進歩と生活水準の向上」と「すべての人民の経済的および社会的発展」を促進せしめるために「一層高い生活水準、完全雇用ならびに経済的および社会的の進歩および発展の条件」を規定していることの狙いもここにある。

東西両陣営の援助も、基本的にはこの精神から出発したものである。それが対立の発展によって自己の戦略目的ないし政治、経済的有利性をもたしかめるために行われる傾向が強まって行った。

こころみに、最近の東西両陣営によって行われている東南アジア諸国に対する援助の形態についてみよう。

ソヴィエトは援助という言葉はもちいていない。「平等互恵の原則、自分がおった義務を厳格にまもるという原則にもとづいて、資

本主義陣営の国ぐにとの実務的な関係を発展させる。」（経済学教科書第四分冊）ことを建前とする経済的、文化的な相互協力であるとしている。一九五五年十二月十三日発表のソ・印共同声明のなかでも「協力と理解を深めるために国家間の文化的、経済的関係を相互的に増大すべきである。」としており、十二月六日のソヴィエトとビルマの共同声明でも、将来ともに両国の関係は「領土保全と主権に対する相互の尊重、非侵略、相互の国内問題への不干渉、平等と互恵、平和共存と経済的協力を基礎とするものである。」ことを明らかにしている。

しかしその「経済的、文化的協力」は、同時に相手勢力の侵攻を防衛する目的をもつものであることは、同じ共同声明のなかで「国際間の平和の確立と未来における人民の希望は、国家ブロックの構成によらず、あらゆる人民の共同の集団的な努力によってのみ獲得される。」といって、暗に東南アジア防衛条約機構（SEATO）および中東防衛条約機構（METO）等の防衛機構を否定し、排撃していることに明らかに示されている。

自由主義諸国の援助が、反共政策の一環として行われていることは、援助総額に対する軍事援助の比率が圧倒的であることに明らかに示されている。純経済的援助すらその大きな目的は、低開発地域の一人当りの国民所得を引上げることによって、共産主義化する可能性を防ごうとするにあることはすでに周知のことである。

一九五五年末のソヴィエトの東南アジア諸国への新たな援助活動に対して、アメリカ政府は予算教書において一九五六～五七会計年度対外経済軍事援助額として、五五～五六年度承認対外援助新規支出権限額約二十七億ドルを十六億ドルも上廻る四十二億九千万ドルを議会に要請することを明らかにした。これは手持資金を補う意味もあってこのまま歳出増とはならないが、全体の歳出増十六億ドルのうち九億ドルが軍事費、六億ドルが内政費、対外援助費の増加はわずかに一億ドルにしかすぎない。このような援助額増大の狙いはいうまでもなく、ソヴィエトその他、社会主義圏諸国の東南アジア中近東、アラブ諸国への経済攻勢に対抗しようとするものであることは明らかである。

ところで戦後の東南アジア諸国に対する先進国の援助は、どの程度に推定さるべきであろうか。一九四五年の終戦以後一九五二年までの八年間におけるアジア諸国に対するアメリカおよびヨーロッパ諸国からの贈与、供款およびイギリスのポンド封鎖勘定解除の総額は、次表のごとく、およそ百九億ドルにおよんだと推定されている。すなわち一九四五年から一九四九年末までの五年間に八十三億ドル、一九五〇年から五二年の二年間に三十六億ドルである。(註)一九四九年末までの期間における総額八十三億ドルのうち、十億ドルはアメリカの対華軍事援助であり、また十一億ドルがインドに対するイギリスのポンド残高の解除によるものであった。一九

四九年末までのこの外部資金総計のうち四十億ドルはアメリカによるものでその、大部分は中国、日本、フィリピンおよび韓国に対するものであった。インド、パキスタンおよびセイロンに対するイギリスのポンド残高の解除（経常勘定）は約十一億ドルで、一方イギリスの借款および贈与はほぼ四億ドルに達した。一九四九年末までのオランダおよびフランスによる借款および贈与は合計約七億ドルであった。

一九五〇～五二年間のかかる資金は、アメリカの中国、日本、韓国およびフィリピンに対する援助の規模が縮少されたため、その他のアジア諸国に対するアメリカの援助が多少増加し、世界銀行借款およびコロンボ・プランによる醵出が行われたにかかわらず、相当減少した。

(註) ECAFE, ECE, FAO: Preliminary Report on Trade between The ECAFE Region and Europe, 1952.

一九五二年以後のこの地域に対する援助は、アメリカ、イギリスおよびフランスによる軍事援助を別とすれば、そのほとんどはコロンボ計画に基く経済、技術援助であり、後で述べるごとくその総額は一九五一年七月から一九五五年六月までにおおよそ二十一億ドルと推定されている。一九五五年以前においては、ソヴィエトおよびその他社会主義諸国からのこの地域への援助は見られなかった。あったとしてもそれらは援助というよりも貿易協定の拡大であり、借款供与の方式のごときは全く見られなかった。低開発地域に対する両勢力の援助攻勢が新たな段階にはいったのは、その意味からも一九五五年とみてよいであろう。

第二節　コロンボ・プランに基く援助

I　共同開発計画に対する資本援助

コロンボ・プランは、いうまでもなくアジア低開発諸国の経済開発促進を目的とするものであるが、計画自体はそれぞれの国の責任において行われるもので、加盟各国は何らその計画に対して発言の権限をもつものではない。ただ先進国からの援助および開発国相互間の援助を目的とする地域的な国際総合援助組織としての機能をもつだけのものである。この組織の目的は、いうまでもなくこの地域諸国の経済開発を促進することにあるが、同時にそれを可能とするための援助運営を討議し勧告する目的をもっている。

この組織の発展を歴史的にみると、当初はイギリスのイニシァチブのもとに英連邦諸国の経済的発展を目的として一九五〇年一月発足したが、その後漸次連邦外諸国の加盟が増加し、地域的な国際組織に発展するに至ったものである。すなわち最初にこのプランのための協議委員会（Consultative Committee）に参加した国は、イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、パキスタン、インド、セイロン、マライ、英領ボルネオだけであった。その後組

アジア諸国に対する戦後の贈与および借款

（ポンド残高使用分を含む．単位100万ドル）

1949年末まで		1950～52年	
ビルマ		英国の借款	（1952年）7
英国の贈与および借款(a)	235	米国のＭＳＡ援助(50年6月～51年12月)	16
セイロン		ポンド残高の解除	（1950～51年）30
英国によるポンド残高の解除	（48年7月～49年12月）60	豪州の援助(e)	（1952年コロンボ・プラン）0.7
中国		ニュージランドの援助	(e)0.7（〃）
米国の援助および借款	2,008	米国の援助(対台湾)	（1950～51年）86
（軍事援助1,000．経済援助1,000）			
ＵＮＲＲＡ―中国計画の収支尻およびＵＮＲＲＡのＢＯＴＲＡに対する拠出金	186		
カナダの借款			
インド	60	ポンド残高の解除	（1950～52年）427
ポンド残高の解除（経常勘定）	934	世界銀行の借款	（1950～52年）63
ポンド残高の解除	1,078	米国の穀物借款	（1952）190
（国防施設購入．年金支払のため）		米国の経済援助	（1952年）50
		米国のＭＳＡ援助	（50年6月～51年12月）4.5
		豪州の援助	（1952年コロンボプラン）8
		カナダの援助	（〃）14
		ニュージーランドの援助	（〃）0.7
インドシナ		米国のＭＳＡ援助	（50年6月～51年12月）34
フランスの借款および援助(a)	108	オランダの借款	53
インドネシア		米国輸出入銀行の借款	（1950～52年）100
オランダの借款(a)	593	欧州再建計画による援助(未使用残高)	（1950年）40
欧州再建計画による米国の援助	92	米国のＭＳＡ援助 (a)	（50年6月～51年12月）10
日本		米国の援助 (c)	（1950～51年）490
米国の贈与および借款(c)	1765	米国の援助 (c)	（1950～51年）215
南鮮		国連計画	（1951年以後）250
米国の贈与および借款(c)	33		
マライ，ボルネオ，ブルネイおよびサラワク		英国の拠出	（1951年以後）160
ポンド残高の解除	147	米国の援助(e)	（1952年）10
（経常勘定）（48年1月～49年12月）		世界銀行の借款	（〃）27
パキスタン		ポンド残高の解除	（1950～52年）100
ポンド残高の解除(a)	33	豪州の援助	（1952年コロンボ・プラン）5
（年金支払のための資本勘定）		カナダの援助	（〃）9
		ニュージーランドの援助	（〃）0.7
フィリピン		米国の援助 (c)	（1950～51年）214
米国の援助および贈与(a)	554	世界銀行の借款	26
ＵＮＲＲＡ拠出	21	米国のＭＳＡ援助	（1950年6月～1951年12月）12
タイ			2,654
総計	8,378		

（出所）　(a)アジア極東経済概観1949年版および1950年版
(b)米国の対華関係に関する米国政府白書
(c)米国商務省〝サーヴエイ・オヴ・カレント・ビジネス〟52年5月号
(d)米国ＭＳＡ〝極東資料集〟Far East Data Book, 1952年5月号
(e)コロンボ・プラン〝南および東南アジア経済開発諮問委員会報告〟1952年3月

（註）（1）米国のＭＳＡ援助は、1950年7月～1951年12月の期間に関するものでそれ以前のＥＣＡおよびポイント・フォア・プログラムによる援助を含まず。したがってデーターは不完全である。コロンボ・プラン報告によれば、米国政府は1921～52年度に25,000万ドルまでの援助を行い、かかる計画に基く1950～51年度の援助の半分以下であった。
（2）1947～49年間および1950～52年間におけるインド、パキスタンおよびセイロンに対するポンド残高の解除額は、それぞれ1949年6月末、1950年6月末、1951年6月末および1952年6月末に終る英国とこれら諸国間の協定に含まれたデーターより推定したものである。
英国はインド、パキスタンおよびセイロンに対し、1952年～57年間毎年それぞれ約11,800万ドル、1,300万ドルおよび1,000万ドルの解除を規定する協定を締結した。
（3）パキスタンは既得の2,700万ドルのほかに、さらに3,300万ドルの借款を協定中。

織の発展につれて、一九五〇～五二年にヴェトナム、カンボジア、ラオスのインドシナ三国とビルマ、ネパールが加わり、一九五三年にはインドネシアが加盟した。タイは一九五〇年九月、フィリピンは一九五一年二月ならびに五二年三月のコロンボ会議にそれぞれオブザーバーを派遣していたが、一九五四年九月に日本とともに正式に加盟するに至った。コロンボ・プランが一九五〇年に急遽にできた上つた背景としては、当時中共の中国本土制覇によって、アメリカがアジアに対して大規模な経済援助を躊躇し始めたのに対して、イギリスがこれの危険性を感知し、国際組織を設けることによって、アメリカの経済援助を誘致しようとしたところにあった。当初の計画の資金需要合計十八億六千八百万ポンドのうち、八億三千四百万ポンドは地域外、主としてアメリカから獲得されるものとして計算されたことからもその辺の事情は汲みとれるであろう。

しかしこのイギリスの画いた構想には、当初アメリカはきわめて消極的であった。コロンボ計画諸国に対する現在までのアメリカの援助は

(1)　経済開発と技術協力計画のための贈与。
(2)　非常事態に対応するための小麦による特別借款と特別贈与。
(3)　輸出入銀行によるクレジットと特別立法に基く学徒および教師の交換

などで、これらアメリカの援助は、一九五〇年七月以降一九五四～五五年度までに八億四千百万ドルにおよんだ。このうち、三億二千

四百万ドルは一九五四―五五年度に行われたものである。これらのアメリカ援助のかなり大きな部分は余剰小麦による借款供与で、インドにたいしては一九五一年に一億九千万ドルを貸与、パキスタンにたいしては一九五二年に一千五百万ドルを貸与し、さらに一九五三年には小麦六十一万トン、価格にして約六千八百万ドルを贈与した。

輸出入銀行による借款供与は、一九五三～五四年度までにインドネシアに対し一億ドル、フィリピンに対し二千五百万ドル、タイに対し一百万ドル、合計一億二千六百万ドルであった。

以上でわかるように、アメリカの援助はその大部分が借款のかたちをとっており、純贈与額（ポイント・フォア構想に基く技術協力援助TCA）は全体の三〇%前後にすぎないとみてよいであろう。

イギリスのコロンボ・プランが開始された以後の贈与は、一九五四～五五年までに八千百万ポンドであった。そのほかに、毎年四千三百万ポンドの封鎖ポンドの解除が行われている。

オーストラリヤがコロンボ・プランのために保証した供与総額は三千百二十五万オーストラリア・ポンドであるが、五五年六月までにその九〇%、二千八百万ポンドが投入された。オーストラリアの援助対象国は、セイロン、インド、インドネシア、パキスタン、カンボジァ、ラオス、ヴェトナムで、援助の半ば以上は小麦によって行われ、その他はオーストラリアにおいて生産される工業製品と農業開発とに向けられた。

カナダの援助は主としてインド、パキスタンおよびセイロンに対するもので、一九五一年以降一九五五年までに一億三千三百万カナダ・ドルであった。これらは大部分カナダ自国の供与しうる物資と役務をもって行われるもので、コロンボ計画によるカナダの対印援助は凡そ四千九百万ドル、対パキスタンは三千三百万ドル、対セイロンは六百万ドルと予定されている。

ニュージーランドのコロンボ・プラン諸国に対する援助は、一九五一年以降一九五五年六月までに三百四十万ポンドであった。

以上はコロンボ・プランによる援助供与国側の援助であるが、このほかに受益国相互間に行われるものがある。

II 技術協力計画 (Technical Co-operation Scheme of the Colombo Plan in South and South-East Asia)

コロンボ・プランは二つの援助、すなわちさきに述べた共同開発計画に対する資本援助と技術協力計画に対する技術援助からなっている。資本援助のばあいは供与国が受益国に対して行うものであるが、技術援助は同時に受益国相互間においても行われる。

技術協力計画の主旨は技術協力審議会規約によると

(1) 南および東南アジアの経済開発を促進し、地域内諸国民の生活水準を高上させる観点から、他の計画によりえられる援助に加えて、さらに一層の技術援助が緊急に必要とされること。

(2) 技術援助の供与を通じ、参加諸国間に一層の協力と共栄提携

の発展が望まれること。

(3) すべてのソースからえられる技術援助を促進し迅速化する見地から、本地域に技術援助を供与する国連および専門機関と密接な協力を行う必要があること。

というにある。

技術協力計画の発足は、資本援助計画より一年早く一九五〇年七月一日からで、最初は計画期間を三カ年と規定し、このために最高額八百万ポンドの技術援助を供与するものとされていた。その後、一九五七年六月まで延長されることが、一九五二年四月のコロンボ・プラン技術協力諮議会によって決定されたが、八百万ポンドという技術協力資金の枠は変更されていない。技術協力計画の発足が開発計画より一年はやかったのは、開発計画は地域内参加諸国がそれぞれ独自の開発計画をたてる準備期間を必要としたのに対し技術協力は開発計画の内容の如何にかかわらず実施が可能だったこと、同時に大規模な資本援助をより効率的に迎え入れるためには、ある程度の技術水準の存在が必要とされたこと、しかも技術移動は資本の移動と異なり相当の期間を要するなどのことによるものであった。

計画開始以来一九五四年六月末までの四カ年において実際に使用された経費は約二百万ポンド、他に確実な約定額が二百万ポンドになり、ちょうど資金の枠の半ばに達した程度である。したがって計画期間が延長されても資金規模が変更されなかったわけである。

計画の実績は次表のごとくであるが、これを年度別にみると、訓練の便宜供与は一九五一年には三百九名、一九五二年は五百三十八名、一九五三年には六百八名と次第に増加の傾向をたどっている。

受入国としては、イギリス(合計八百二十四名)がもっとも多く、オーストラリア(六百三十二名)がこれにつぐ。これら域外諸国だけでなく、域内諸国でも訓練の便宜提供が相互に行われ、とくにインドは相当数(合計百五十六名)におよんでいる。

訓練生の受入れを部門別にみると、食糧および農業関係がもっとも多く、これは地域内諸国の経済開発計画が、これまでいずれも農業部門に最重点をおいていることの反映と見られる。これについては政府行政関係、工業技術関係、医療および保健関係となっており、政治的に新興国の多い本地域で、行政部門の訓練が工業、医療部門以上に緊急に必要とされていることが看取される。なおその他の部門にふくまれるものとしては、協同組合、放送事業、ジャーナリズム、厚生、銀行、会計検査、印刷、写真、労務管理等多岐にわたっている。

部門別数字を受益国側からみると、パキスタンとインドネシアは主として行政部門の研修に重点をおいており、前者は五百十二名のうち百七十八名を、後者は二百二十名中の八十六名をこれにむけている。一方インドとセイロンは主として食糧、農業部門に重点をおいており、それぞれ五百十二名中の百二十二名、五百一名中百名をこれに割当てている。

次に専門家の派遣実績についてみると、一九五一年が四名、五二

年が九十名、五三年が五十八名、五四年が四月末までで十一名であった。派遣国としてはイギリスの提供数（百五十五名）がもっとも多く、オーストラリア（百五名）、カナダ（五十八名）がこれにつぐ。また派遣専門家を部門別にみると、これまでのところ医療および保健関係がもっとも多く、これは主にセイロンが国家的計画としておこなっている結核撲滅対策および学校衛科サービスに対応するものである。これに次いでは工業技術関係と運輸通信関係が多く、これらの専門家は直接各国の経済関係計画の遂行に大きな役割を果している。また専門家の派遣を受けた側からみると、インドは運輸通信関係（八十二名中三名）、パキスタンは食糧、農業および林業関係（七十三名中二十四名）、セイロンは医療および保健関係（百四十名中四十三名）が多い。

設備の供与は主として派遣専門家が使用するものとか、現地における訓練用および調査研究用に必要なものに対して供与されるが、計画開始以来の技術協力関係設備に対する要請は、一九五四年六月末現在で総額約百五十万ポンドに達している。そのうち実際に供与されたもの、注文中および引合中のものの合計は約百万ポンドであった。

技術協力による設備供与をうけている国ではパキスタンがもっとも多く、一九五四年六月末までに五十五万七千二百ポンドにおよび総額の半ば以上を占めている。設備供与の内容は主として、各種訓練機関、研究所、専門学校、職業学校等の設立用機械器具類となっている。

訓練便宜要請および受益件数

（1950年7月～1955年4月）

国別	訓練便宜 要請件数	訓練便宜 受益件数
イラン	6	3
イラク	201	57
インド	6	2
インドネシア	676	501
オーストラリア	804	512
ネパール	398	220
ニュージーランド	1	1
パキスタン	139	109
フィリピン	38	26
ブータン	34	22
ビルマ	783	512
ボルネオ	76	68
マラヤ	31	21
北ボルネオ	97	55
サラワク	29	29
シンガポール	6	3
計	3,325	2,141

（出所）Draft Council Report for 1954--1955

部門別訓練便宜供与件数

(1950年4月～1955年4月)

部門別	オーストラリア	カナダ	セイロン	インド	日本	ニュージーランド	パキスタン	イギリス	合計
教育	88	27	—	5	—	24	—	70	214
医療保健	40	52	—	3	—	35	—	89	219
食糧農業林業	103	58	—	2	—	51	—	152	366
電力燃料	12	23	—	—	—	8	—	99	142
工業技術	103	35	—	16	—	26	1	62	243
産業貿易	32	16	—	45	—	27	2	37	159
運輸通信	42	29	—	1	—	8	5	58	143
行政	144	35	6	2	—	6	—	177	370
社会事業	28	—	—	—	1	10	—	6	45
統計	3	8	—	82	—	1	—	3	97
漁業	—	3	—	—	—	—	—	7	10
その他	37	10	5	—	—	17	—	64	133
計	632	296	11	156	1	213	8	824	2,141

(出所) Draft Council Report for 1954—1955

専門家派遣要請および受益件数

(1950年7月～1955年4月)

国別	専門家派遣	
	要請件数	受益件数
ビルマ	38	5
カンボジア	4	3
セイロン	193	140
イインド	142	82
インドネシア	33	16
マライ連邦	65	45
ネパール	8	—
北ボルネオ	12	7
パキスタン	155	73
サラワク	3	3
シンガポール	3	3
計	656	377

(出所) Draft Council Report for 1954—1955

援助国別設備供与額　(1950年7月～1954年6月)

(単位ポンド)

要請国別	供給資設備価格					注文中もしくは引合中設備価格				
	オーストラリア	カナダ	ニュージーランド	イギリス	計	オーストラリヤ	カナダ	ニュージーランド	イギリス	計
ビルマ	—	—	—	1,183	1,183	—	—	—	17,800	17,800
カンボジア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
セイロン	24,000	—	1,950	22,834	48,784	23,500	8,400	—	52,600	84,500
インド	31,200	—	458	46,696	78,354	—	13,700	—	187,000	200,700
インドネシア	800	—	—	—	800	29,400	—	—	—	29,400
マライ連邦	5,100	—	5,114	—	10,214	9,200	—	—	—	9,200
北ボルネオ	800	—	1,353	—	2,153	2,200	—	1,200	—	3,400
パキスタン	21,800	—	1,522	53,613	76,935	—	16,500	10,000	453,800	480,300
サラワク	300	—	—	—	300	3,400	—	—	—	3,400
シンガポール	2,600	—	—	—	2,600	4,000	—	—	—	4,000
ヴェトナム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	86,600	—	10,397	124,326	221,323	71,700	38,600	11,200	711,200	832,700

(註)　カナダはこのほか資本援助部門の資金から設備を供与している。

出所　Report for 1953—1954 by the Council for Technical Co-operation Asia

部門別専門家派遣件数

（1950年7月—1955年4月）

部門別	オーストラリア	カナダ	インド	日本	ニュージーランド	イギリス	合計
教育	13	7	1	—	9	8	38
医療保健	49	9	—	—	21	36	115
食糧農業林業	19	13	1	2	4	6	45
電力燃料	—	—	—	—	—	1	1
工業技術	11	7	7	—	2	23	50
商業貿易	3	—	3	—	2	18	26
運輸通信	2	1	1	—	2	43	49
行政業務	1	2	—	—	—	4	7
社会事業	—	—	—	—	1	3	3
統計	—	—	—	—	—	1	1
漁業	1	18	—	—	—	—	19
その他	6	1	10	—	3	12	23
計	105	58	14	2	43	155	377

（出所）*Draft Council Report for 1954—1955*

以上においてコロンボ・プラン技術協力計画の規模と内容の大略を示したが、発足以来五年間の実績はどのように評価されるだろうか。コロンボ・プランによる技術援助は、地域内で行われているいくつかの援助計画の中の一つにすぎないし、その上さまざまの国家行政上の事業も重なっているから、この技術協力の効果だけを切離して評価するのは困難といえる。またさきにもふれたように技術の移動には相当の期間を要するから、早急にその効果を期待するのは誤りであろう。一九五四年度までの技術協力計画引当てに支出された額は、さきに述べたごとくようやく予定額の半分であり、金額だけから見るとかなり小さいものであるといわなければならない。しかし支出金額の多寡だけが効果を測定しうる尺度ではない。問題は供与された各種の技術援助が、地域内諸国でどのようにうまく浸透しているかという点にある。したがって問題は寧ろ受入れられた方にある。このような面からみて、コロンボ計画の技術協力はそれが東南アジアのみを対象とする地域的計画であるところに大きな特色があるといえる。さらに技術協力は多くのばあい、経済開発計画全体の媒介の役目を果すものであるから、それに連絡する経済部面の発展状態から綜合的にその価値を判断する必要があろう。

以上の諸点から考えて、本計画は資金規模の面でかなりの不満はあるにしても、他の技術援助計画にくらべてより実際的であり、地域内諸国の経済開発計画とより密接に関連していることから、部分的には相当の効果をあげてきているといってよいであろう。

以上のように技術援助計画は、(1)専門家の派遣(2)研修生の受入れ

(3)設備供与の三点に重点がおかれているのであるが、最近ではすべて資本援助の線に沿って総合的に行われるような傾向が生じてきている。このことはどちらかというと、個別的に行われてきたこれまでの行き方から、ある計画を実施するについても開発計画の鎖の一つとしての役割をもたせ、これに協力しつつ継続的に行うというゆき方に変ってきていることを示すものである。

協力の具体的な方法についてみると、地域内に訓練所を設けること、訓練機関と開発事業の双方に専門家と設備を供給すること、およびこの地域から派遣される人々に外国で訓練研修の便を与えること等である。各種の技術援助のうち第一の源泉は、前記の審議会の主管によって実施されるものである。第二はアメリカの援助であるが、このうちかなりの部分は村落協同体計画のごときゆき方を通じてこの地域の民衆に直接与えられている。対外活動本部(FOA)が資金的支援をしているアメリカ諸大学と受益国の大学、専門学校との間の特殊契約は、この地域内における訓練施設の増強のために大いに利用されている。アメリカの民間技術団体や商業団体および民間請負業者も契約に基づいて、工学、管理その他の関係でそれぞれ特徴のあるサーヴィスを受益国において行っている。アメリカの技術協力計画は他の計画でも共通することであるが、相手国の資源動員の助けとなるような開発部門の活動を助長してきたもので、受益国は割当てられた資金、便宜、要員を逐次増加してきている。

援助の第三は、国連およびその専門機関の技術援助計画である。この援助では専門家の供給やその他の場合でも同様ではあるが、この地域の後進諸国から来る学徒に奨学金を支給することが定められている。この計画では時にはアメリカや技術協力審議会が普通に取扱う供与国以外の国々からの便益を提供するので、この点に特別の価値が認められるものである。したがつて例えばコロンボ・プランの技術協力審議会の参加国からもアメリカからも求められないような特定部門の専門家を、国連を通じて求めることがある。

このほか、マライおよび英領ボルネオに対するイギリスの援助の供与は、行政的関係を通じて直接に行われ、これら諸国の技術援助の主要源泉となっている。

第三節　アメリカの対アジア援助

I　初期における援助

アジア諸国に対するアメリカの援助が、現在どのような方法によって行われているかを検討するに当って、まず一九四五年以降約十年間にわたるアメリカのアジア援助がどのような形態変化を遂げたか、歴史的に見ることが必要であろう。

一九四一年にアメリカがレンド・リーズ・アクト(武器貸与法)による援助を開始してから一九四五年七月までの総額は純額で四百十億ドルにおよんだ(註一)と推定されている。

戦後に於るアメリカの対アジア援助は、初期のものは大部分が中国に対するもので、援助、借款及びアンラを通じて行われたものを合算すると二十一億九千四百万ドルに及び、それに次いでは日本、韓

国、フィリピンに対するものであった。これらの一九四八年末までのものを通算すると四十億ドル以上に達したものと見られる。(註二)

中国に対するものは半分以上は軍事的のものであり、残余の額は主として救済用および原材料用の消費財、工業、輸送、農業復興用の運転資材として使われ、生産施設再建のための諸資材向にはわずかの額が充てられたにすぎなかった。

日本に対するものは、占領に伴う軍務および信用貸の形による供与であり、韓国に対するものは贈与および借款の供与で、大部分は食料と運転資材によるものであった。フィリピンに対するものは、陸、海軍の現地における支出、戦争被害委員会支出、税金払戻し、年金支払その他によるものであった。

アメリカのアジアに対する初期の経済援助は各種の形態をとったが、最も大きいのは救済の形で、復興は二次的であり、開発のための援助はさらにその次ぎの問題としてとりあげざるを得なかったものである。この間における東南アジアおよびインド、パキスタン、セイロンに対する援助は比較的少額であった。一般的にいって、アメリカのこの期の援助方法は個別的であり、それぞれの国に対する援助は比較的に少額であった。またそれぞれの国に対する援助には相互の関連がなく、ある一国に対する援助についてもその個々の援助項目間には何等の統一もなかった。それらの援助の性格は総額にすればかなりの額にのぼったが、しかしアジア地域の経済復興を達成するためにも、また革命的状勢を沈静させるためにも充分であったとはいえなかった。

(註一) U. S. News, 1953. 5. 15. "All Those Billions Abroad, but—"

(註二) Far Eastern Survey 1949. 3. 22 エドウィン・P・ルーベンス著『米国の後進国開発提案とアジア』

II 一九四八年以後の援助

一九四八年四月三日以降から一九五五年六月末日までのアメリカの援助は次表のごとくで、支出負担額でみると直接軍隊支持十一億一千二十一万ドル、防衛支持十五億九千七百九十七万ドル、開発援助一億四千九百八万ドル、技術協力二億百八十七万ドルとなっている。これでみると、軍事関係に対するものが圧倒的に大きく、総額三十億ドルの約九〇%におよんでいる。ポイント・フォア・プログラムによる技術協力関係は約二億ドル、開発に対する援助は約一億五千万ドル程度である。

アメリカの対外援助は総額からみると、西ヨーロッパ諸国を中心とする経済回復および共産主義諸国との対立の緩和を反映して、一九五五米会計年度には著しく減少した。すなわち対外援助支出額は、一九五三年度の五十七億三千三百万ドルをピークに、一九五四年度には四十二億九千六百万ドルとなり、一九五五年度には二十七億八千二百万ドル(割当額)に低下した。

一九五五年度の割当額のうち四三%は軍事援助に向けられ、一八%は経済的援助を通じて、防衛努力を支持する計画に向けられてい

負担および使用額

1955年6月30日累計　　（単位1,000ドル）

援助	技術協力		その他		合計	
使用額	支出負担額	使用額	支出負担額	使用額	支出負担額	使用額
—	47	9	—	—	20,127	19,322
—	—	—	—	—	1,266,743	803,097
—	3,050	835	—	—	696,431	556,346
—	5,758	724	1,500	—	30,617	19,589
—	477	169	—	—	10,477	9,846
—	—	—	—	—	444,526	220,345
—	7,245	2,164	—	—	107,995	72,088
—	4,635	860	—	—	77,390	24,741
—	21,212	4,761	1,500	—	2,654,306	1,725,374
2,606	4,262	2,430	—	—	6,868	5,036
—	9	9	—	—	9	9
31,137	138,180	82,852	6,660	4,500	274,475	118,490
806	2,237	1,457	—	—	3,851	2,263
6,087	35,974	19,783	—	—	137,802	58,506
40,636	180,662	106,531	6,660	4,500	423,005	184,304
40,636	201,874	111,292	8,160	4,500	3,077,311	1,909,678

アメリカの援助支出

1948年4月3日～

	直接軍隊支持		防衛支持		開発
	支出負担額	使用額	支出負担額	使用額	支出負担額
極東					
ビルマ	—	—	20,079	19,313	—
カンボジャ・ラオスおよびヴェトナム	1,038,162	635,693	228,581	167,404	—
台湾	60,357	28,498	633,024	527,013	—
インドネシア	—	—	23,359	18,865	—
日本	—	—	10,000	9,678	—
韓国	—	—	444,526	220,345	—
フィリピン	9,500	—	91,250	69,923	—
タイ	12,200	—	60,555	23,881	—
計	1,120,219	664,191	1,511,374	1,056,422	—
南アジア					
アフガニスタン	—	—	—	—	2,606
セイロン	—	—	—	—	—
インド	—	—	—	—	129,635
ネパール	—	—	—	—	1,614
パキスタン	—	—	86,596	32,637	15,232
計	—	—	86,596	32,637	149,087
総計	1,120,219	664,191	1,597,970	1,089,059	149,087

※　1949年6月5日以前の中国への支出も含む。

（出所）アメリカの1956年度相互安全保障計画による。

る。また一五%は低開発援助、技術協力、水害、飢饉または避難民救済、国連の諸事業に対するアメリカの分担金などに向けられ、残りの二五%は東南アジアおよび西太平洋地域諸国に対する援助としてイヤマークされた。

かくて援助総額は著しく減少したが、その内容も大きく変ってきたことが注目される。共産主義の脅威がアジアにクローズアップされたために、軍事援助の重点もヨーロッパからアジアに移るとともに、低開発国に対する援助が重視されてきた結果この面からもアジアにより大きな割当てが流れることとなった。一九五三年度においてはヨーロッパが援助支出総額の七八%を占めていたのが、一九五五年度の割当額では一一・八%に激減を示した。

アメリカはさきにオーストラリア、ニュージーランド、フィリピンおよび日本と安全保障条約を締結したが、次いでイギリスやタイを含めて、「東南アジア集団防衛条約」（SEATO）をつくりあげ、太平洋における反共陣営を強化した。アメリカがいかにアジアを重視しているかは一九五六会計年度の対外援助費二十七億ドルの三分の一ちかくがアジアに対するものであることによってもうかがうことができる。アイゼンハウアー大統領が『世界の安全に対する直接の脅威はいまアジアに集中している。日本、韓国から中東に至る自由アジアの広大な地域には世界総人口の三分の一にあたる七億七千万人が住んでいる。その大部分は新興独立国の国民であり一部の国民は最近共産軍と戦争を行った。アジアの国民は現在すべて脅威に曝されている。これらの国では資本がきわめて不足しているが、今こそこれら国民の発展を促進すべき時である。……アメリカは自由アジアを援助するため指導的地位にたつ能力と希望と関心をもっている。』（註）といっていることは、この辺りの消息をさらに明確にものがたるものである。

殊に一九五六年度の相互安全保障計画において「大統領アジア経済開発特別基金」（President's Fund for Asian Economic Development）が新たに設定されたことは注目されなければならない。この基金は当初政府が議会に対して要請したのは二億ドルであったが、下院歳出委員会は一九五六年度中の支出として一億ドルを主張し、上院歳出委員会は一億五千万ドルを一九五八年六月三十日までの支出負担とすべきであると主張した結果、両院協議会において、基金は一億ドル、期限は一九五八年六月三十日までと決定したものである。

この基金は地域内の協力を促進するような企画に向けられることを目的としたもので

(1) 五〇%を下らない部分は借款として（贈与ではなく）使用される。（ただし地方通貨による返済等便宜の処置は認められる）

(2) 特定の一国に全資金の二五%以上を割当ててはならない

等の制約はあるが、長期的な計画を助けることができるとして期待されており、アジアに対するアメリカの関心の高まりを示すものである。

このアジアに対する関心は、一九五七会計年度援助においてさらに大きくうち出されるものと見られている。すなわち、一九五五年

一月の予算教書で五六会計年度の対外援助費として約四十七億ドル要請したのが、議会で二十八億ドルに削られて承認された。五七会計年度はこの議会承認額程度を要請するものとみられていたのが、ソヴィエトのアジアに対する援助対策の強化を反映して五六年度の要請額より三億ドル多い五十億ドルを要請するものと予想されている。

（註）一九五五年四月二十日、一九五六年度対外援助として三十五億ドルを議会に要請した時の演説。

III　ポイント・フォア・プログラム

(1)　計画の目的

アメリカの援助が戦後、緊急的な救済と復興を目的としたものから、それぞれの国の経済開発を促進するための援助にかわっていったのは、一九四九年一月二十日トルーマン大統領が、大統領就任演説で提唱したいわゆるポイント・フォア・プログラム以降のことであった。すなわち、今後のアメリカ外交政策として次の四つの項目のうちに提示されたものである。

(1)国連機構の支持および強化。
(2)世界経済の復興援助および貿易障碍の除去。
(3)集団的安全保障機構の維持および促進。
(4)技術および資本による後進地域の開発援助計画の着手。

すなわち最後の項がそれに当り、この計画をポイント・フォア・プログラムと呼ぶ所以もここにあるのである。大統領演説からその意図するところを拾って見るならば『われわれはアメリカの有する進歩した科学と発達した工業力とを、未開発地域の改善と発展に役立たせるため、一つの新たな大胆なプログラムに乗り出さねばならない。…われわれは平和を愛好する諸国民がよりよい生活への熱望に目覚めるのを助けるために、アメリカのもつ技術知識の貯えを彼等に利用させるべきである。また他の諸国と協力して、開発を必要とする地域への資本投下を育成すべきである。』われわれの目標は自由世界の人民に自己の努力を通してその苦しみを軽減するため、より多くの食糧、衣料、住宅資材および機械、動力の生産をえさせるように援助することでなければならない。』というにある。

要するにこの計画は、アメリカの工業技術および資本の力により世界の諸国および国連機関の協力のもとに後進地域の開発と発展をもたらし、これによって後進地域の生活水準を向上せしめ、世界の平和を確保し維持しようとするものであった。

大統領のこの提案により、一九五〇年十一月に『国際開発法』が制定され、同時に国務省に技術協力局（ＴＣＡ）が設けられ、ポイント・フォア・プログラムは発足した。この計画は主として低開発地域の環境衛生改善および農村開発に重点が向けられた。もとよりＴＣＡ援助にはある程度の経済援助も加えられているが、その援助額は必ずしも大きなものではなく、またアメリカからのドル援助に対しては、それに相当する額の見返資金を現地通貨をもって積立てることが規定されている。

アメリカのポイント・フォア・プログラムによる援助は次の二つ

の方法によって行われている。その一つはアメリカと被援助国との間で一般的な協定を結び、それにもとずいてなされるものである。そのなかで規定されることは、ポイント・フォア計画の目的と方法にかんする諒解、経費の公平な割当てと支払い、できる限りの仕方で工作を容易にする約束、技術上の知識を広める相互的な企て、開発とその結果に関してアメリカに情報を提供する約束、派遣人員の取扱いと課税に関する協定等である。

その二は、アメリカと受益国との間で結ばれる計画協定で、この協定は後述する工作機関によって行われる特定の任務が、受入国の特定の協力をもって行われる契約である。それはその計画の正確な叙述、アメリカによって求められる情報の規定、その計画の費用に関する両当事者の貢献、政策および行政手続に関する規定等をふくんでいる。

(2) 援助の事業内容

これらの協定に基いて実施機関により、次ぎにあげるような事業の全部、または幾つかが行われている。

(1) 開発の経済問題、所要金額、そのための基礎調査と研究をすすめるための援助。

(2) 政府、民間組織またはビジネス企業に対し開発計画のアドヴァイスを与える専門アドヴァイザーまたは使節団の派遣。

(3) 経済開発に不可欠な地帯における外国政府工作に対する共同金融と運営。

(4) 研究所および実験所の設立と運営に対する援助。

(5) 実物展示計画の促進、現場訓練の促進、標本資材、装備の提供とそれらの利用方法の教示。

(6) 外国訪問者に対する相談とアドヴァイス。

(7) 特定報告の翻訳と出版。

(8) 技術学校と綜合大学の援助、技術専門の学生と教師の交換。

(9) 労働者、監督者、技術者および事業運営者の視察または訓練のための先進国への派遣。

(10) 経済問題に関する国際会議を組織し、研究と実験目的のための技術資料、出版物、資材見本の提供。

(11) 技術図書、映画活動の設定とその運営。

(3) 三つの工作方法

これらの事業は、つぎの三つの工作方法を通じて行われている。

(1) セルビシオ

(2) 実物教示所

(3) 共同経済開発委員会

セルビシオは、主として米州関係事務局によって担当される一つの事業で、それは援助受入国の一つの省のなかの一局としておかれるものである。この機関の長は原則として米州関係事務局から派遣される現地派遣団の長がなるが、そのスタッフはアメリカと相手国との技術者である。セルビシオは両国の共同基金によって賄われる。この機関の特別の機能は当該省がある計画の工作と運営をはじめるまえに新しい問題、地域および技術を探究することを主目的とするものである。

第二の実物教示所は保健、農業および教育に重点をおいた総合計画で、このための共同プログラムの監督は受益国とアメリカとで組織する農村改良共同委員会によって行われる。これに要する資金は両国によって賄われる。

第三の共同経済開発委員会は被援助国とアメリカとによって組織されるもので、その任務は全国の経済資源を調査し、均衡のとれた開発計画を勧告するものである。

この委員会は常設的団体でその勧告の完了するまで存続せしめられる。

(4) 実施の具体的状況

ポイント・フォアの実際の足どりをみると、前述のごとく技術援助を中核とするものであり、しかもその規模もその後の朝鮮動乱の勃発等にみられる米ソ両陣営の対立抗争を反映し、次第に経済援助よりもむしろ軍事援助を優先するアメリカの政策に押されて実質的に薄弱化するに至った。その傾向は一九五二年五月、相互安全保障法が制定され、低開発地域に対する援助が、共産勢力封じ込め戦略を背景とするいわゆるMSA主体の援助に大部分切換えられるにおよんで一層明白となった。

技術協力局(TCA)の援助は、もともとアメリカ援助のなかではあまり大きな比重を占めていなかった。TCA援助はアメリカ予算においては本来のポイント・フォア構想による国際開発法に基く援助と、特別援助とに分れているが、前者は次表のごとく漸減し、この減少を特別援助でカバーする方法がとられている。これはTCA援助が、MSA援助の形成を好まない東南アジア諸国に対する政治的考慮に発していることを示すものである。また同時に、特別援助の形に重点を移すことによって、純粋のTCA援助の形を好まない議会筋にたいし援助のもつ政治的意義を強調して、TCA予算の議会通過を容易にしようとするアメリカ政府の用意がうかがわれるのである。したがってTCA援助はMSA援助中の経済援助的性格をもつ防衛支持援助と本質的に異はなるところがないものとみることもできよう。

かかるTCA援助がいかに実施されているかをインドのばあいの一つの例についてみよう。さきにも述べたごとく、TCA援助による計画の進捗度はきわめて複雑である。したがって、TCA援助による計画の進捗度はあまり満足すべきものとはいえない。インドにおけるTCAの中心はパンジャップ、ウタル・プラデシ等の北部諸州における掘抜井戸による灌漑計画であるが、その進捗状況は一九五一～五二年度の援助資金により工事に着手した二千井中、一九五四年一月末現在で当初の予定どおり進捗すれば、最大一千五百井を完成しているべきにもかかわらず、実際完成したのはわずかに三百四十三井で完成率は六分の一にすぎない。しかも発電所および送電網の進捗はこれ以上におくれ、なお今後二カ年内外を要するといわれているので、この僅かに完成された井戸さえ実際には灌漑の役に立っていない状況にある。

一九五二～五三会計年度におけるTCA援助は、総額二億七千七百万ドルであった。このうちアジア地域に対するものは五五%であ

アメリカのＴＣＡ援助の内訳　（100万ドル）

	1951～52年度（決算）			1952～53年度（予算）			1953～54年度（政府原案）		
	国際法に基く発展援助	特別援助	計	国際法に基く発展援助	特別援助	計	国際法に基く発展援助	特別援助	計
インド	52,7	—	52,7	44,9	—	44,9	30,1	79,9	110,0
パキスタン	10,6	—	10,6	11,9	15	26,9	13,1	14,5	27,6

（出所）米国上院外交委員会聴聞会議事録

る。アメリカの対外援助政策を一九五四年度から一括管理している対外活動本部（ＦＯＡ）の一九五四年度予算をみても、総額約五十三億ドルのうちアジアに対する分はおよそ三四％を占め、アジアに相当の重点がおかれるようにはなっている。しかしその内容をみると、軍事費目に属する援助が十億八千百万ドル、そのほかインドシナ戦争のための対仏援助が四億ドル（後に倍額支出承認）、朝鮮復興のための援助が七百万ドルである。これに比較すると、経済および技術援助は全部で二億五千五百万ドルにすぎないのである。

このように当初から非常に注目を浴びた計画であるにもかかわらず、ポイント・フォア・プログラムは、その後の軍事的要請の強まりのために予想されたほどの効果をもたらし得なかったといえる。そのうえアメリカの援助資金の使用には、一般に複雑な条件を必要とすることも発展を阻害した要因といえる。

一九五三年八月の対外活動本部（ＦＯＡ）の発足によってポイント・フォアの実施機関であった技術協力局（ＴＣＡ）も他の援助機関とともにこれに包含されるに至った。当時、ダレス国務長官と、スタッセン対外活動本部長官は技術援助計画に政府が直接たずさわる考えを否定し、この計画を今後私的な教育、宗教、サーヴィス団体の仕事としたい考えである旨示唆したことすらあった。いいかえるならばポイント・フォアは冷戦の軍事、経済戦略の一手段と化したわけで、ポイント・フォア行政担当者の四分の一は解雇され、職員間の熱意は破壊されてしまい「水でうすめた」（注）状態において維持されていると云える。ただアジアに対する割当ては若干増加の傾向を示しており、一九五六年度の相互安全保障計画における技術

1956年度双務的技術協力（ドル）

アフガニスタン	2,000,000
インド	15,000,000
ネパール	1,000,000
パキスタン	9,000,000
台湾	3,000,000
インドネシア	8,000,000
日本	1,000,000
韓国	8,000,000
フィリピン	6,500,000
タイ	5,500,000
インドシナ	7,500,000
合計	66,500,000

（出所）アメリカの1956年度相互安全保障計画による。

協力費（一億四千六百五十万ドル）のうちアジアに対する分は六千六百五十万ドルと総額の四五・四%におよんでいる。これを一九五四年度の三千五百九万ドル、一九五五年度の四千五百五十万ドルに比べるとかなりの増額であることが知られる。

（註）Should U. S. Continue Foint Four? Phelps and Elgin Groseclose. Foreign Policy Bulletin, November 15, 1953.

Ⅳ アメリカの援助機構の変遷

(1) 経済協力局（ECA—Economic Co-operation Administration）

アメリカの初期における援助は、援助計画に基いて個別的に担当機関が設けられ、これらが相互に連絡をとりつつ、終局的には個々の機関の責任と権限とにおいて運営されていた。たとえば、軍事援助は国防省が、マーシャル援助は経済協力局（ＥＣＡ）が、またポイント・フォア計画は技術協力局（ＴＣＡ）が運営に当り、パレスチナ難民救済、朝鮮復興等の国連関係計画は国務省の所管するところであった。それらの個別的に行われていた援助は、一九四八年四月にマーシャル国務長官の唱導による「ヨーロッパ経済復興計画」を骨子として成立した「経済協力法」によって設立された「経済協力局」（Economic Co-operation Administration）に軍事援助を除いて統合的にひきつがれるに至った。ＥＣＡの活動対象はもともと「ヨーロッパ経済復興計画」にもとづいているので、ヨーロッパに対して重点的であったわけであるが、同時にアジアその他の後進地域に対する援助をも担当した。

アジアに対するＥＣＡの諸計画は特別技術委員会（ＳＴＥＭ）を設け、援助計画の立案および遂行に関し、各国政府に協力する方法がとられた。各国の計画において重要な要素となっていたのは、設備および物資援助と技術援助である。これらの諸計画はＥＣＡ使節団と各国政府共同で立案され、地域的計画に統合される仕組みで、被援助国との間に締結される双務協定および借款協定に基いて行われる。双務協定の条項には次の事項に関する規定を含んだ。

(1) 通貨の安定、財政の均衡。
(2) 参加国間およびその他の諸国との貿易増進の障害の除去。
(3) アメリカで不足し、参加国で余裕のある原料物資のアメリカへの譲渡。
(4) 贈与による援助を受けたばあい見返り資金計画を立てその活用をはかる。
(5) アメリカ国民の当該国で侵害された財産権は国際司法裁判所その他に提訴できる。

そのほか見返り資金はそのうち五%はＥＣＡの事務局長が独断で処分し、他の九五%は当該国と協議して処分する等のことが規定された。

また借款と投資保証は、この援助額とは別に計上される。借款の条件は期間二十五年以内、年利二・五%、一九五二年七月一日までは無利子で償還を請求しない。返済期の延期や条件の変更を認める条項が規定せられている。

(2) 相互安全保障庁（MSA—Mutual Security Agency）

以上のECAによる援助活動は、一九五一年に相互安全保障庁（Mutual Security Agency）が設けられるにおよんで、その運営の全部が吸収された。MSAはいうまでもなく、相互安全保障法（Mutual Security Act）に準拠するものである。この法の目的とするところは『自由世界の安全保障ならびに個別的および集団的な防衛を強化し、友好国の安全保障および独立ならびにアメリカの国家的利益のために友好国の資源を開発し、且つ友好国の国際連合の集団的安全保障体制への有効な参加を援けるため友好国に対する軍事、経済および技術の援助を承認して、アメリカの安全保障を維持し、且つアメリカの外交政策を促進することを目的とする。』（註一）にある。この法の成立によって一九四八年の「経済協力法」および「国際開発法」、一九四九年の「相互防衛援助法」の三つが統合された。かくてそれまで、それぞれの法律に設けられた機構によって援助が行われていたのが一元化され、複雑な運営機構が体系的に整備、統一されるに至った。すなわち相互安全の個別的かつ集団的防衛を強化するために、軍事的、経済的、技術的援助をあたえるものである。

MSAの基本的な性格としては反共的であること、軍事的であることがあげられる。すなわちその対外援助計画を通じて被援助国の防衛力を増強せしめ、アメリカの安全を保障することを目的とするもので、援助は

(1) 軍事援助—武器弾薬などの完成品、軍事顧問団の派遣。

(2) 経済援助—兵器、製品、機械や経済復興、開発資材、装備、商品、役務、金融その他の経済援助。

(3) 技術援助—後進地域の経済開発を目的として行われる農業、保健、衛生などの技術指導の三つに分れる。

これらの直接、間接の援助によって防衛能力をたかめ、アメリカとの相互防衛計画をおこなうもので、被援助国はその目的にそうように、たとえば軍事援助のばあいには双務協定ないし安全保障条約の締結によってその軍事的義務を遂行する。そしてこの対外援助の実施機関として設置されたのが相互安全保障本部（MSA）である。すなわち、相互安全保障法の第五百一条は『この法律に基づく軍事、経済ならびに技術援助を議会の定めるところに従い、統合された計画の構成部分として運用し、これらの諸計画の調整と総括に関する責任を単一の人格に賦与する目的をもって、大統領は大統領行政府の内部に相互安全保障庁長官を任命するものとする。』と規定している。

(3) 対外活動本部（FOA—Foreign Operation Administration）

ところがこのMSAの機構はその後一九五三年八月一日の対外活動本部（FOA）の成立によって切りかえられた。この新設機関はさきに大統領によって一九五三年行政機構改組計画第七条として議会に提出されていたものである。

この新しい機構は従来それぞれ独立の機関であった

(1) 相互安全保障本部(Office of Director for Mutual Security)
(2) 相互安全保障庁（Mutual Security Agency）
(3) 技術協力局（Technical Co-operation Agency）
(4) 米州間題協会（Institute of Inter-American Affairs）

の四つの機能を合したものである。従来右の諸機関に附与されていた機能、たとえばバトル法によって相互安全保障庁長官にあたえられていた機能、一九五〇年ユーゴスラヴィア緊急救済援助法第六条によって国務長官に附与されていた機能、米州事務局の機能その他は総てこの対外活動本部に引継がれるに至った。

したがってFOAの機能分野はきわめて大きく、

(1) 世界の後進地域における技術援助計画の実施。
(2) 友好諸国における基礎的経済力の確立を目的とする経済援助計画の実施。
(3) 軍事諸計画と経済的諸条件の二つを睨み合わせ、その均衡化を計るための軍事援助計画(国防省主管)に対する全般的監督。
(4) 鉄のカーテンの背後からの避難者ならびに脱出者に対して一定の責任を負うこと。
(5) 自由世界と共産主義ブロックとの間の戦略物資ないし準戦略物資貿易に関する相互防衛援助統制法の実施。
(6) 大統領の指令にもとづく特別緊急諸計画の遂行

というおよそ六つのことが挙げられている。（註二）

FOAの設置理由については『……アメリカの安全を維持し、その対外政策を促進し、自由世界の相互安全保障と個別的、集団的な防衛力の強化を計り、自由世界の安全と独立ならびにアメリカの国民的利益のために自由世界の資源を開発し、かつ集団安全保障のために実効ある自由諸国の国連参加を促進するため』（註三）であるといわれているが、要は従来のそれぞれちがった機関によって行われていた援助を、一つの機関によって綜合的に運営するとともに経済援助をも軍事強化に有効に利用しようとしたものであるといえよう。

(4) 国際協力局（ICA—International Co-operation Administration）

一九五三年八月に発足したFOAは、一九五四年四月十六日大統領から国務長官に送った書簡で、一九五四年の相互安全保障法により一九五五年六月三日までと規定し、それ以後は軍事活動を除いてその機能を国務省へ移管すると発表された。

右にともなって、国務省内に次のような行政措置がとられることとなつた。

(1) 移管された職務を遂行するため、半独立機関たる国際協力局(International Co-operation Administration)を創設する。

(2) 国際協力局長は直接国務長官にたいし責任を負い、国務長官に代り、国務省内において遂行される相互安全保障活動を指揮監督する。

(3) その性質上大統領の最終決定を要する問題を除き、国務長官は相互安全保障計画全般の調整の責任を有する。そのなかには国防省の関係する相互安全保障計画との効果的な調整を計るため国防長官と連絡の途を開くことも含む。

(4) 一九五六会計年度の相互安全保障のための予算は大統領に対し割当られる。大統領は資金の分配その他の権限を適当な機関に委任し、同時にこの権限の行使に限度を設け、ある種の決定は自分自身に留保する。

(5) かかる大改組は一朝にして完遂できるものでなく、若しこれを敢えてすれば現行計画の遂行を覆す惧れがあるので、FOA予算の余裕を得るため一九五六年度相互安全保障法の一項としてFOA存続期間の六カ月間の延長を求めること。

これによって五月九日付大統領命令でFOAは廃止され、その権限は国務省に移され、新たに国務省内にICAが設置されるに至った。

(註一) 一九五一年相互安全保障法第二条

(註二) FOA: Fact Sheet on Foreign Operation Administration

(註三) 右　同

第四節　イギリスの対アジア援助と連邦政策

I　戦後、イギリスの対アジア援助

戦後におけるイギリスの南および東南アジアに対する経済援助は最初は軍部によって行われた。すなわち一九四五年八月、日本勢力の敗退によってあらゆる行政機構が崩壊したが、それに交代する勢力の到達するまでの間に時間的ズレがあった。そのために本格的な経済回復を企図するまえに法律と秩序を回復し、飢餓の脅威をとりのぞくことが必要であった。この仕事はビルマ、マライ、北ボルネオ地域ではとりあえずイギリスの軍政に委ねられた。民政への復帰はビルマでは一九四六年十月十六日、マライでは同年八月一日、サラワクは同年四月十五日、ブルネイは七月六日、北ボルネオは七月十五日であつた。イギリスのこのための経費はビルマでは一億一千五百五十万ポンド、マライでは四百二十万ポンド、北ボルネオでは百二十万ポンドであった。このほかこれらの軍政は、百五十万ポンドにのぼる在荷の補充というかたちで物資を提供したが、これらは物資供給の不足を補うのに大きな貢献をなした。

イギリスはまた南および東南アジアに特別管理局を設けて、入手しうる米その他の食糧の公平な分配を行った。この特別管理局の提案によって英連邦及び連邦外の諸国は連絡事務局を設けて、国際緊急食糧委員会による米穀輸入国の割当を行った。この国際割当は一九四九年十一月十日に廃止された。

民政復帰後においてもイギリスはひきつづいて、それぞれの国の治安維持に助力を与えてきた。マライにおいては国内治安維持費としてそれまでに八百万ポンドの援助を与え、また共産主義に鼓吹された叛乱軍と戦うマライ連邦政府を援助するイギリス軍の全経費を負担した。マライにおけるイギリス軍の経費は、終戦後三カ年間にして六百九十四万ポンドに達した。

ビルマ政府の国内治安維持に対しては、イギリスは一九四七年の主権移譲の際に五百万ポンドにおよぶ陸軍用装備と、海軍艦船を引渡し、またビルマ陸軍の訓練を行うことによって援助を行った。なお一九五〇年六月にイギリスは、オーストラリヤ、インド、パキスタン、セイロンなどの諸政府と合同でビルマへ六百万ポンドの無利子借款を供与したが、そのうち三百七十五万ポンドはイギリスの引受けであつた。この借款の目的はビルマ政府が破壊された諸地域の秩序回復を効果的に推進し、国内行政を強化するにあった。

II　戦争損害の補償

一九四二年にイギリス政府は、大戦によつて破壊されて損害をうけた植民地の財産と物資は、資金の許すかぎり大戦後に回復さるべきであるという一般的目的を宣言した。イギリスはまたこの目的のため資金の不足している植民地政府に援助を与えることをも宣言した。

戦争による損害の補償は救済ではなく、経済再建工作の一部で、生産的企業の回復を図ることを目的としていた。この目的にしたがってマライおよび北ボルネオ政府に対し、イギリスは次のような方法で補償を行った。

すなわちマライの戦損補償計画は、五千五百万ポンドにおよんでおり、このためイギリス政府は、二千万ポンドの自由な贈与を決定した。さらに、一億八千五百万ポンドまでの無利子借款をも約束した。この借款は一九四六年にはじまり、二十年以上の年賦償還である。一年間の借款額は一千万ポンドまでと規定されている。

ボルネオ地域に対しては一九四八年十二月十四日下院に対するステートメントで、イギリス政府は北ボルネオ、サラワク、ブルネイ三国政府の百九十八万三千三百三十三ポンドと見積られる補償計画に金融援助を与える用意のある旨を明らかにした。この援助は八十一万六千六百六十六ポンドの無償援助の形式をとるであろうといっている。そのうち五十八万三千三百三十ポンドは北ボルネオに二十三万三千三百三十三ポンドはサラワクとブルネイに割当てられた。

また百六十万六千六百六十六ポンドの限度までの無利子借款が、これら地域の自己資金で間に合わぬ場合に供与される。この借款のうち七十四万六千六百六十六ポンドは、北ボルネオにイヤマークさ

れ、三十一万五千ポンドはサラワクに、十万五千ポンドはブルネイに向けられる。

これらの援助はイギリス本国の一九五〇年―五一年予算には次のように計上された。

（百万ポンド）

マライとシンガポール	五・〇〇
北ボルネオとサラワク	〇・六五
合　計	五・六五

Ⅲ　金融による援助

(1)　ポンド残高の解除

南および東南アジア諸国に民政が回復して以後のイギリスのこの地域に対する援助のうちで、まず第一に挙げなければならぬものは金融による援助である。このうちにはポンド残高の解除と、戦争による損害の補償という二つの項目があげられる。この二つは何れも純粋な意味での援助といえるかどうかには多くの議論があり、イギリスは無償の輸出であるといい、アジア諸国は当然払戻しを受くべき自国の資産であるとしている。しかしここでは一応援助として見ることとしよう。

ポンド残高はいうまでもなくイギリスが戦時中、アジア諸国から動員した物資、人件費その他にたいする負債資本である。戦前のイギリスの対外資本勘定の資産は、負債を四十億ドル余りも上回っていたが、一九四五年には三十六億六千八百八万ポンドの債務国に逆転していた。このうち四〇%が対インドでつぎが英植民地、エジプト、アイルランド、オーストラリアの順であった。戦後このイギリスのポンド残高は、戦災復興資材輸入等のためにさらに増加して、一九四六年十二月末最高点に達し三十七億ポンドとなった。

これらのポンド残高の整理については、「自由世界貿易」を標榜するアメリカがイギリスに対し三十七億五千万ドルの借款を供与することを約束すると同時に、戦時中のポンド残高の処理ならびに経常取引を通じて取得されたポンドの兌換性回復を要求したのにもとづいて、一九四五年十二月に米・英間に金融協定が締結され、ポンド残高は次の三つの部類に分けて処理することに決し、同時にイギリスと関係諸国との間にポンド残高整理協定を個々に結ぶこととなった。

(1)　即時解除され、経常取引のため如何なる通貨にも転換し得る残高

(2)　一九五一年以降、一定期間にかわり年賦制により分割解除される残高。

(3)　戦時、戦後の負債の決済に対する寄与として「調節」される部分。

この規定にもとづいてイギリスは、インド、パキスタンおよびセイロンと幾度にもわたってその解除に関する協定をむすんできた。すなわち英蘭銀行にこれら諸国名義で二種の勘定（第一勘定と第二勘定）が設けられ、第一勘定には経常取引により取得されたすべ

てのポンドが振込まれ、第二期定には戦時ポンドが繰入れられることになった。そして第二期定は凍結され、協定中の条項にしたがつて経常取引に使用のため第一期定への振替が認められるばあいを除き、原則として使用することはできなかった。

イギリスの東南アジア諸国に対する債務は第一期定、第二期定を合わせて、一九五一年に十四億七千四百万ポンドであった。このポンド残高のうちからコロンボ計画に関連して一九五一年六月から一九五七年六月に至る間に、インドに対し二億一千万ポンド、パキスタンに対し二千四百万ポンド、セイロンに対し一千八百万ポンドの封鎖解除を逐次行うことが約束され、現在これらの諸国に対し毎年四千二百万ポンドの解除がなされている。

イギリスの東南アジア諸国に対する債務

	1945年末	1951年6月末	1952年6月末
インド パキスタン	1,280	808 156	170 101
セイロン	79	74	65
ビルマ	—	55	56
マラヤ	115	225	…
合計	1,474	1,318	…

(出所) The Bank for International Settlements: The Sterling Area, 1954

マライのポンド残高はイギリスとの緊密な政治関係から特別に協定の必要が認められていない。

このポンド残高の解除とともに、イギリスはインド、パキスタン等に対し、ロンドンの中央金準備銀行から金およびドルを供与している。

(2) 植民地開発福祉基金 (Colonial Development & Welfare Funds)

これは一九二九年の植民地開発法 (The Colonial Development Act) により、属領の開発に対して金融的援助をあたえたのに始まる。融資基金として承認された額は年間百万ポンドで少額ではあったが、この法律は政策の新転換を意味する点できわめて重要なものであった。その後、一九四〇年には戦時体制準備をひかえて、より広範な調査と福祉計画を含ましめ、資金の額もふやすとともに、経済開発に国家権力を介入させる必要から植民地開発福祉法 (The Colonial Development & Welfare Act) の制定となった。これにもとづいて年間五百万ポンドの十カ年計画とし、更に調査費として年間五十万ポンドの合計五千五百万ポンドの支出権限を持つ「植民地開発福祉基金」が設定され、前の法律により過去に融資した約一千万ポンドの借款は帳消しにされた。そのため過去に遡つて贈与が行われたのと同じ結果になったわけである。その後この援助は第二次大戦の勃発によって制限を受けることとなった。

大戦後は更に植民地開発を緊急課題とし『イギリスが責任を持

つ植民地の経済的社会的条件を発展、拡大させ、その住民が自治の責任を負うように育成し、世界の進歩と平和に寄与する。」ために、一九四五年、法律で基金のわくを拡大し、総額一億二千万ポンド（十カ年計画、年間最高一千七百五十万ポンド）および調査費年間最高百万ポンドを、イギリス国庫より植民地政府自身の策定する開発計画に贈与することとした。その後一九四九年法では総額はそのままであるが、年間最高二千万ポンド、調査費を同じく二百五十万ポンドに引上げて、開発の促進を計った。さらに一九五〇年法では、総額を一億四千万ポンド、年間最高二千五百万ポンドとし、対象地域においてもこれまで含まれていなかつた自治領を含めることになつた。すなわちこれによって別に計画されていたコロンボ・プランへの寄与も一部含まれ、コロンボ・プランと本国の連邦開発計画とがここに結合されたのである。

一九四五年法以後、各植民地政府は、それぞれ十カ年開発計画を提出し、植民省においては植民地福祉開発諮議会、また必要におうじて各種の諸問委員会の諮議、勧告によって植民相より開発福祉資金を割当てることになつている。なお開発計画の所要資金は、この援助資金と各植民地政府の支出とによって賄われるのである。

一九五〇年法による資金配分予定

（十カ年計画、単位百万ポンド）

総額	一四〇・〇
中央割当	三四・七
地域割当(1)	九二・七
準備金(2)	一二・六

（註）(1)内訳については次表参照

(2)コロンボ・プランへの援助（技術協力）を含む

地域割当の内訳

極東	八・五	西アフリカ	三〇・四
インド洋	二・〇	南〃	二・八
中東	〇・八	中〃	六・〇
西太平洋	一・八	東〃	一六・四
西インド洋	一八・六	アフリカ蝗退治	〇・四
南大西洋	〇・三	地中海	四・六

（註）マライ、シンガポール、北ボルネオ、サラワクへの割当ては、コロンボ・プランに入るわけである。

(3) 植民地開発公社（The Colonial Development Corporation—C.D.C.）

前項基金による植民地政府の事業は、植民省の経済開発重点方針にかかわらず、社会福祉部門の事業が重視され、経済開発は二次的なものとなった。このような欠陥を改めると同時に、これまで政府資金がおよばず、民間企業も試みなかった領域の開発事業を直接経営し、または融資することによって経済開発を促進するために、一九四八年二月、海外資源開発法（The Overseas Resources Development Act）を制定し、この法にもとづいて「植民地開発公社」と「海外食糧公社」（The Overseas Food Corporation—O.F.C.）が設立

された。前者は大蔵省より長期資金一億ポンド、短期資金一千万ポンドを、後者はおなじく長期資金五千万ポンド、短期資金五百万ポンドの借入れ権限をもっている。公社は植民地政府の計画にもれたものをとりあげて、植民地政府または民間企業と協力して担当し開発を促進しようとするものである。海外食糧公社は、その主要事業として最初に着手した東アフリカのタンガニカの「落花生増産計画」が、一九五〇年遂に三千五百五十万ポンドの投下資金の回収の見込みがたったので、翌年二月事業を縮少してしまった。

植民地開発公社は一九四八年三月事業開始以来比較的小規模な多数の事業に着手している。その目標は植民地の経済開発と福祉増進にあるとしているが、前述の「援金」と異ってそのねらいは当時深刻化してきたドル不足対策として、ドル圏への輸出とドル圏よりの輸入品の自給を計ることを緊急課題としている。すなわち次表の通り事業の重点は農林、漁業、畜産、鉱業など一次的資源の開発におかれ、また地域的にはアフリカと西インドの植民地が中心となっている。

植民地開発公社の事業

事業別	企業数(一九四八年末)	同上(一九四九年末)	同上(一九五一年末)
農業	一〇	一五	一六
林業	四	四	四
漁業	四	六	四
畜産業	二	五	四
鉱業	一	四	三
店舗・工場	四	六	六
建設	一	三	三
ホテル	一	二	二
その他サービス	一	七	八
合計	二八	五〇	五三

許可投資額(単位百万ポンド)

事業別	一九四九年末	一九五〇年末	一九五一年末
農業	三・八	七・九	九・六
林業	二・六	三・九	三・九
漁業	〇・八	一・五	一・〇
畜産	一・一	三・九	二・七
鉱業	〇・二	三・〇	三・二
店舗、工場	一・六	三・二	四・四
建設	一	一	〇・二
ホテル	一	〇・三	〇・二
その他サービス	一	七・七	八・七
合計	一四・二	三一・四	三五・七

企業数 許可投資額(百万ポンド)

地域別	一九五〇年	一九五一年	同上 一九五〇年	一九五一年	同上 一九五一年
極東	七	六	五・七	八・三	七・四
東アフリカ	八	一〇	四・〇	四・二	五・三
中アフリカ	九	七	九・二	九・四	
西アフリカ	六	七	五・五	四・一	
西インド	一二	一八	五・三	七・四	

フォークランド	二	二	〇・四	〇・四	
トリスタン	一	一	〇・一	〇・一	
ダ・クンヤ					
サービス			一・一	一・七	
小計			三一・四	三五・七	
未進行許可済	二	三	〇・四	〇・四	
放棄事業	一	七	一	一・五	
その他	一	一	〇・三	一	
合計			三二・〇	三七・六	

従業員数（一九五一年末）

総数 一七、八二五人

管理者、事務担当者 九〇〇人

熟練、半熟練労務者 一二、八〇〇人

未熟練労務者 四、〇〇〇人余

公社の事業成果は必ずしも明るいものではない。一九五〇年度の全企業の純損失は二十一万ポンド、一九五一年度純損失六十四万ポンドとなつており、純益をあげたのはギアナ金山、タークス塩業、東アフリカ産業、ガンビア米作農場、ナイゼリア農業計画、西アフリカ漁業冷蔵庫の六事業のみで、ガンビアの家禽園（百万ポンドを投資）のごときは、五一年四月病害のため家禽が全滅して八十万ポンドの損失を生じ、きびしい非難をあびた。そして放棄事業は一九五一年までに七件にのぼった。短期間に採算可能なものは少く、一九五一年までに二千百万ポンドをかり入れた公社の事業については、イギリス議会でも屢々問題にされ、植民省では公社の将来について再検討するといっている。

すなわち生産物の価格が国際価格より高く、輸出は勿論域内消費の場合も不利であって、資金投下の効果がなかなか現われてこない点が問題とされているのである。しかし公社自身は『公社は他の企業が手をつけたがらない事業に乗り出し、さらに発展させるための道を拓く目的の下に設立されたので、投資の対象から投機的な分野を一切しめ出すことは不可能である。』としている。

(4) 連邦開発金融会社（The Commonwealth Development Finance Company）

一九五二年十二月の連邦首相会議の決定のなかで、ポンド地域の各地域に野心的な投資計画を実施して、スターリングの強化に最も役立つような計画に専念することが希望され、連邦金融会社を設立して、連邦各国の貯蓄の動員と世界銀行その他からの借款の能率的運用に当らせることになつた。また資金調達の一助として世界銀行に対してもつポンド資金をポンド地域の国際収支改善に役立つ開発計画に使用することを認めることにした。

首相会議の開催前から充分準備された連邦金融会社の設立準備委員会は、会議終了直後より活動をはじめて一九五三年三月末に会社を設立した。

その任務は、

(1) ポンド地域の国際収支改善に役立つ資源開発の援助。

(ロ) イギリスおよび諸外国の同じような機関との協力。

(ハ) 国際復興開発銀行との協力

などにより、連邦資源の開発を長期的計画のもとに大巾に促進し、ドル節約とドル取得力を増大してポンド地域全体を強化し、年間ドル・バランス三億ポンドの黒字を実現するにある。これがため政府の直接投資でなく、ロンドン金融市場を通じて民間資本を利用しようとするもので、イングランド銀行の援助で、シティの財界、金融界により、資本金（公称）一千五百万ポンド（一株一ポンド、十分の一払込）で発足する。

A株　八百二十五万株（五五%）主要工業、商業、海運、金融公社、（保険会社も将来有力参加者となろう）

B株　六百七十五万株（四五%）イングランド銀行、借入限度三千万ポンド

融資対象としては、既存の機関と重複しないこと、比較的大規模な資源開発で然も主として民間企業体に融資するものである。その主要品目は

石油、ボーキサイト、ニッケル、錫、銅、鉛、亜鉛、鉄鉱石、マンガン、その他金属鉱物、燐鉱石、硫黄、木材、パルプ、新聞用紙、麻、綿花、殺虫剤、穀物

等である。

これに対してその後セイロン等のアジア諸国は資源開発のみでなく、一般開発事業にも融資を希望しており、イギリスはこれを容れるため公社の融資条件を緩和する意向が伝えられた。その後の融資状態は未発表であるが、パキスタンに一千万ポンドを許容したのみで、まだ本格的には活動していない模様である。

第五節　国連の低開発国援助の実態

I　拡大技術援助計画

アメリカのポイント・フォア・プログラムによる技術援助の発足と呼応して、国連でもまた同様の目的をもつて技術援助局（TAA）を設け、七つの専門機構（FAO、ILO、WHO、UNESCO、ICAO、ITUおよびWMO）を動員して低開発国の技術援助に乗り出した。国連のかかる援助は、国連およびその専門機構の使命であり、一九四九年八月経済社会理事会によつて採択された国連憲章第五五条は『経済的、社会的進歩、発展の諸条件を促進する…』と規定し、第六六条では『経済社会理事会は総会の承認をえて加入国の要請によりサーヴィスを行い、総会が指定したごとき他の機能を営み…』、第七六条『信託地住民の政治的、経済的、社会的、教育的前進を促進する。』と規定している。国連の技術援助計画は、この目的を実現する具体的手段として、広く世界の低開発地域に対して行われるに至つたものである。一九五〇年以来実施されている国連の拡大技術援助計画は、その資金を国連自体の予算とは別箇に各国よりの醵出をうけて行われているが、さらに一九五四年度よりソヴィエトの参加をえて、事実上ユニヴァーサルな性質を

もつに至った。

そこで拡大技術援助計画の実施経過について見ると、一九四八年八月国連経済社会理事会の常設委員会として技術援助委員会（ＴＡＣ）が、また特別機関として技術援助評議会（ＴＡＢ）が設けられ、これに右に述べた八つの機関が参加協力して援助の実際的機能を果している。ＴＡＣは経済社会理事会の理事国（十八カ国）代表をもって構成され、ＴＡＢの提出する年度計画および報告を審査、監督する役目を果している。またＴＡＢは国連事務総長代理を議長とし、参加各専門機関の代表をもつて構成され、実施機関として事務局をもっている。なおＴＡＢは、ヨーロッパ方面二カ国、アジア方面十六カ国、中南米方面十五カ国、アフリカ方面二カ国にそれぞれ駐在技術援助代表を派遣している。

拡大計画の援助活動を概括すれば次のごとくである。

(1) 経済、社会開発の各分野に対する専門家の技術援助と勧告。

(2) 経済開発、社会進歩に寄与する農工業生産の改善、衛生、教育、労働、社会福祉等に関する近代的技能、近代的事業および経営方法等各分野にわたる研究、視察、訓練のためのフェローシップおよびスカーラーシップ奨学金の供与。

(3) 経済的、社会的諸問題に関する地域ゼミナール、研修所等の設置と指導。

国連の拡大技術援助は、受入国政府の同意と要請があった場合に限り与えられるものであって、また援助は政府にたいしあるいは政府を通じてのみ行われ、かつまた関係政府の必要性に合致するとともに、その内政については経済的、政治的干渉とならないよう注意すべきことが規定されている。計画遂行のための資金は、参加各国の任意寄附金による国連特別勘定から出されている。

拡大技術援助計画は、年間千七百名以上の各分野の専門家を動員し、さらに毎年二千名以上の研修生に奨学資金を供与し、計画開始以来すでに百四カ国におよぶ独立国ならびに属領、植民地の経済発展を援助してきている。計画の実施をつかさどる国連の特別機関である技術援助評議会（ＴＡＢ）は、事務局のほか世界の各地に駐在技術援助代表を派遣しているが、一九五三年末現在における派遣国三十五カ国中アジア極東方面では十六カ国に駐在代表がおかれ、アジアに対してはかなり大きな比重がおかれている。このことを拡大技術援助計画資金の年度別使用実績からみると、次表に示すごとく、アジア極東地域は資金総額の三〇％余を割当てられており最も多い。各国による醵出額は初年度（一九五〇年七月～一九五一年末）には二千三万ドル、次年度は一千八百七十九万ドル、第三年度は二千二百三十九万ドル、第四年度である一九五四年にはソヴィエトの参加をえて二千四百二十八万ドルとなっているから、アジア極東への割当額はおよそ六十万ドルにおよぶわけである。一九五三年度の実績ではインドを筆頭にパキスタン、インドネシア、セイロン、ビルマ、フィリピンおよび中国（台湾）が、それぞれ十万ドル以上の援助を受けている。

また東南アジア諸国に対し一九五四年三月末までに供与された技術援助件数を、主管専門機関別に示せば次表の通りである。すなわ

地域別拡大技術援助計画資金割当率

地域別	1950～1951年	1952年	1953年
アフリカ	10,12(%)	8,63(%)	9,44(%)
アジア，極東	31,81	31,57	30,72
ヨーロッパ	3,70	10,23	8,54
中南米	26,20	26,14	25,91
中近東	20,46	21,90	17,90
各地域間	7,71	1,53	7,49

（出所） 外務省国際協力局第一課編「国連技術援助機構の概要」P12～13

ち約四年間にアジア地域に派遣された専門家数は千四百四十七名におよび、フェローシップならびにスカラーシップを受け留学研修したものの数は一千四十八名に達している。

最も多くの援助を受けているのはインドおよびパキスタンであり、タイ、ビルマ、インドネシア、セイロンがこれに続く。

技術援助を部門別にみると、産業経済開発、運輸通信、行政関係を受持つ技術援助局（TAA）関係がもっとも多く、次いで土地利用および水利、農作物改良

害虫改良および疾病予防等を受持つFAO関係、公共衛生、マラリヤおよび結核対策等を受持つWHO関係の順になっている。

国際連合および専門機関によりアジア地域へ供与された技術援助
（1950年7月1日～1954年3月31日）

機関別	専門家	研修生
国連技術援助局（TAA）	309	375
国際労働機構（ILO）	125	191
食糧農業機構（FAO）	439	123
国連教育科学文化機構（UNESCO）	149	144
国際民間航空機構（ICAO）	70	33
世界保健機構（WHO）	355	182
合計	1447	1048

（出所） Colombo Plan, Technical Co-operation Programme Report, 1953—1954

国別	専門家	研修生
ブルネイ	6	—
ビルマ	186	77
カンボジャ	16	12
セイロン	155	41
インド	283	269
インドネシア	155	94
マライ連邦	18	16
ラオス	4	12
ネパール	9	6
北ボルネオ	8	1
パキスタン	252	152
フィリピン	60	105
サラワク	5	2
シンガポール	9	10
タイ	150	178
ヴェトナム	4	4
地域計画	127	69
合計	1447	1048

世界銀行の対象別・地域別借款額（約定）

（1954年6月30日現在，単位100万ドル）

対象別	合計	地域別				
		アジア中東	アフリカ	大洋州	欧州	米州
総額	1,874	232	199	204	782	457
復興借款	497	—	—	—	497	—
その他の借款	1,377	232	199	204	285	457
電力	509	63	88	33	35	290
運輸	397	86	71	74	63	103
通信	26	2	—	—	—	24
農林	167	47	—	71	29	20
工業	168	32	—	26	90	20
一般開発	110	2	40	—	68	—

（出所） International Bank for Reconstruction and Development, Ninth Annual Report 1953～1954.

銀行の年度別貸付状況

（単位100万ドル）

貸付実施額								未貸付額
1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	計	
198,9	17,3	16,3	8,0	60,5	85,6	85,6	772,4	89,5
—	35,9	38,5	57,2	65,5	49,9	68,5	315,9	222,4
—	—	—	10,8	28,5	41,0	60,1	140,4	11,6
—	—	—	36,9	43,2	44,7	53,2	178,0	26,0
—	—	—	2,1	7,2	2,0	1,4	12,7	8,6
—	14,7	20,1	13,9	20,4	16,6	29,3	115,0	130,8
—	14,7	20,1	10,2	5,7	3,6	1,8	56,1	60,6
—	—	—	—	5,7	4,8	13,9	24,4	20,0
—	—	—	3,7	9,0	8,2	1,8	22,7	2,7
—	—	—	—	—	—	10,8	10,8	29,4
—	—	—	—	—	—	1,0	1,0	18,1
198,9	67,9	74,9	128,9	225,7	239,8	298,1	1,534,4	488,9

Financial Statistics, Feb. 1955

界銀行の分類法によった。ただしパキスタンはアジアに含めた。

II　金融機構による援助

国連の低開発国に対する援助は、以上の技術援助のほかに、国際復興開発銀行および国際通貨基金（ＩＭＦ）を通じて行われる金融操作による援助があげられる。世界銀行の加盟国は、同時に国際通貨基金の加盟国でもあり、一九五四年六月現在五十六カ国におよんでいる。アジア地域からは、セイロン、ビルマ、中国、インド、日本、パキスタン、フィリピン、タイおよびインドネシアの九カ国が加盟している。

銀行の応募資本総額は九十一億四千九百万ドルで、一九四七年活動開始以来最近までの貸付状況は下表のごとくなっている。同表にみられるように、世界銀行の初期の活動はもっぱらヨーロッパの経済復興に限られていたが、同地域にマーシャル・プランが実施されるにおよび、ようやく低開発地域の援助に向けられるようになった。一九五四年末における地域別貸付額の比率は、ヨーロッパが五〇％で依然圧倒的比重を占め、次いで米州（そのほとんどが中南米）の二〇・六％、大洋州の一一％の順となり、アジアにはわずか七・四％程度（一億一千五百万ドル）しか貸付けられていない。

次に世界銀行の貸付対象を、一九五四年六月末現在について報告されたところからみると次表のとおりであって、対欧復興借款を除く開発借款のうち、アジア、中東地域で最も多く割かれているのは運輸関係（主として鉄道）で地域総額の三七％、次いで電力関係の二七％、農林関係の二〇％となっている。電力関係への融資が多いのは、世界銀行の貸付全般についていえることである。

世界銀行の貸付規模はこのように決して大きなものではなく、しかもその借款取極めに際しては、受入国政府の保証を要求し、開発計画が必ず成功することを条件としている。また世界銀行の融資は特定開発計画の所要資金の一部として与えられるものであり、若干の特別の場合を除いては、外貨支出を要する部分についてだけ融資されている。

したがって世界銀行の開発援助は、現状においては少なくともアジア地域に関する限り、その急速な経済開発の必要性に対し、大きな寄与をなしているとはいえない。

世界

地域別	貸付約定額	1947
欧米	861,9	300,2
大洋州	538,3	—
中南米	152,0	—
中東	204,0	—
アジア	21,3	—
〃	245,8	—
〃	116,7	—
〃	44,4	—
〃	25,4	—
〃	40,2	—
〃	19,1	—
総計	2,023,3	300,2

（出所）IMF, International

（註）地域別は原則として世

Ⅲ　ECAFEのアジア地域内における役割

アジア諸国に対する国連の援助としては、以上のような専門機構による援助のほかに、一九四七年経済社会理事会の地域機関としてバンコックに設けられたアジア極東経済委員会（ECAFE）の活動についてあげなければならない。国連がヨーロッパに次いでアジア、中南米に地域委員会を設置したのは、質的に類似した地域に分って経済問題の処理に当らせようとする考えにもとづくものであった。当初これらの地域経済委員会は、戦後経済の復興再建ないし救済のための臨時機構として発足したのであるが、その後一九五二年に至り、これらはいずれも恒久機関として存続を認められることになった。中南米経済委員会（ECLA）をのぞく他の二つの委員会には、東西両陣営の諸国がメンバーとして加わっており、その点でECAFEもまた「一つの世界」的機構の一つとしての役目をもっているといってよい。

ECAFEのアジア地域経済開発に関する寄与は、財貨的なものではなく、もっぱら地域内経済問題に対する意見の交換および研究調査にもとづく資料の提供と勧告および一部の技術援助にある。これらの研究調査資料は、それ自体では資本援助に代りえないけれども、元来人口統計、国民所得あるいは資源賦存量などのごとき基礎的データーが欠如しているアジア地域諸国にとって、必要な資料を整備する機会を与えたばかりでなく、それ以上に、これまで歴史的に相互に孤立していた地域内諸国が自国以外の経済事情に対する理解を深める要因として役立ち、さらに進んではアジア地域の実態を認識して各国間の経済協力を増大するうえに、決して看過することのできない成果をもたらしているということができる。

第六節　ソヴィエトの対アジア援助

Ⅰ　ソヴィエト援助の性格

ソヴィエトの対アジア援助は、ソ連圏内諸国に対する援助と、自由諸国に対する援助との二つに分けて考えなければならない。圏内諸国に対する援助は、いうまでもなく、中国、北鮮、北ヴェトナムに対するものであり、自由諸国に対するものは、インド、ビルマ、アフガニスタン、セイロン、インドネシア等のいわゆるコロンボ・グループ諸国に対するものである。これらの援助はアメリカおよびイギリスを始め自由先進国によって行われているような純贈与を含む援助はきわめて少く、そのほとんどは貿易の形式による借款の供与である。ソヴィエトは援助という言葉を用いず『平等互恵の原則、自分が負った義務を厳格にまもるという原則にもとづいて資本主義陣営の国ぐにとの実務的な関係を発展させる。』（経済学教科書第四分冊）ことを建前とする経済的、文化的な相互協力であるとしている。一九五五年十二月十三日発表のソ・印共同声明のなかでも『協力と理解を深めるために国家間の文化的、経済的関係を相互的に増大すべきである。』としており、十二月六日のソヴィエトとビル

マの共同声明でも、将来とも両国の関係は『領土保全と主権に対する相互の尊重、非侵略、相互の国内問題への不干渉、平等と互恵、平和共存と経済的協力を基礎とするものである。』ことを明らかにしている。

ソヴィエトの援助はこのように「経済協力」を建前としているために、さきにも述べたように純贈与と見られるものは現在まで全くない。そのほとんどは相互の貿易拡大に重点がおかれており、借款供与のばあいも長期的な貿易決済の方法がとられている。一九五五年十二月十三日発表のソ・印経済協力に関するコミュニケをみても、

(1) ソヴィエトは一九五六年から三年間にインドに対し圧延鋼百万トンを引渡し、インドはこれを購入する。

(2) ソヴィエトはこの三年以内に石油採取装置、鉱業用機械その他両国で協定される機械および物資をインドに売却し、インドはこれを購入する。

(3) ソヴィエトはインドにおける原料物資および製造物資の購入を実質的に増大させる。この購入の経費とインドにおけるソヴィエト政府機関を維持する必要な経費を合わせた総額が、ソヴィエトにおいてインドが物資を購入するに要する経費と同額となることが望ましい。

といっており、援助ではなく貿易拡大に関する協定であることは明らかである。

一九五五年二月二日、ソ・印両国の間に締結されたインドのマディヤ・プラデシ州 (Madhya Pradesh) にソヴィエトの手によって生産能力百万トンの近代的一貫作業の製鉄所を設置する協定でも、ソヴィエトから供給される製鉄所設備に対しては、十二カ年年賦によって代金が支払われ、毎年度の未償還債務に対する利息は年率二・五%の割合で算定されること、その支払はルーブルで行われソヴィエトがインド国内での物資買付に充当するか、ポンド貨へ交換できることが規定されている。そのなかで援助とみられる点は、金利が資本主義諸国のそれに比べて著しく低いこと、インド人専門技術者を大量に養成しようとしていることなどにすぎない。

ビルマとの間に昨年七月一日、締結された貿易支払協定についてみても、ソヴィエトはビルマ政府に対し、農業開発計画の作成、基本的漁獲計画の実施、若干の工業企業の建設に必要な資材や役務を提供し、その代償として適当な米を受取ることを内容とするものである。アフガニスタンとの経済協定も、ソヴィエトは一億ドルの長期借款をアフガニスタンに与え、これによってソヴィエトがアフガニスタンにおける農業の開発、水力発電所、灌漑施設、自動車修理工場の建設およびカブール飛行場の再建を行うもので、その支払いは、アフガニスタンの伝統的な輸出産物をもって長期間かかって償還すればよいとするものである。

昨年十二月二十日に調印されたソヴィエトとインドとの貿易協定は、期間五カ年間で、ソヴィエトから小麦、大麦、原油、同製品、紙、鉄鋼製品、トラクター、工業施設、電気施設、化学品、染料、農業機械をインドに輸出し、インドはジュート、たばこ、シェラック、皮革、植物油などを見返り輸出することになっている。

ソヴィエトとビルマとの間に七月一日に締結された新しい貿易協定は、十二月一日のロンドン・エコノミスト誌の特報によれば、

(1) ソヴィエトは二千万ルーブルにのぼるトラック、乗用車、道路建設用機械、ポンプ、圧搾機、変圧機、圧延金属、索条およびセメントを含む各種商品を提供する。

(2) さらに千三百万ルーブルにのぼる自動車の引渡し契約をラングーンにて一九五五年末までに締結する

ことになっている。

『これらは年間二十万トンのビルマの余剰米との引替えを条件とするもので、ソヴィエートのこのビルマからの輸入米は飢餓に瀕しているホー・チーミンの支配下にある北ヴェトナムへ向けられる。』（ビジネス・ウィーク、五五年十一月五日号）ものとされている。

II 対中国援助

ソヴィエトの中国に対する援助は、一九五〇年二月の中ソ友好同盟条約にはじまり、それ以来借款の供与、中国長春鉄道の返還、旅順、大連の返還、東北におけるソ連の接収財産の返還、中ソ合弁会社の設立等のほかにさまざまな経済的、技術的援助が行われてきた。

中ソ友好同盟条約によるソヴィエトから中国に対する三億ドルの借款供与は、一九五〇年から五カ年間にわたつて、毎年五分の一づつ交付されるもので、利率は一%、返済期間は十カ年とされた。

この借款はソヴィエトから供与される機械設備や器材（発電所、金属および機械製造工場などの設備、採炭、採鉱設備、鉄道およびその他の運輸設備、レールおよびその他の器材など）の購入にあてられ、借款およびその利子の償還は中国が原料、茶、ドル貨などで行うことが約束された。

同じくもう一つの附属協定である「中国長春鉄道、旅順口および大連に関する中ソ協定」によって、中ソ共同経営の中国長春鉄道会社が設立され（一九五〇年四月二十五日）同時にこの会社におけるソヴィエトの財産は一九五二年末までに無償で中国に返還することが約され、さらにまた一九五〇年三月二十七日には「中ソ民間航空株式会社創設に関する中ソ協定」（有効期限十年）、「中ソ石油株式会社および、中ソ有色金属株式会社創設にかんする中ソ協定」（有効期限三一年）という二つの協定が調印され、三つの合弁会社が、五〇年から五一年にかけてあいついで創設された。これらの企業は中国政府の企業、税収に関するすべての法令を守り、中国の主権を尊重することになつており、さらにまた生産品や生みだした利潤は中ソ両国へ平等に分配され、会社の経費も双方で平等に負担し、会社の指導は両国の代表が交替制でおこない、会社の職員は両国の公民を均等に採用することになっていた。そしてこれら企業にたいする投資で中国側が負担する株金は、土地、工場、建物その他建築物の建設資材などであてられ、ソヴィエトが負担する株金は各種機械設備、工業器材、探測器材、飛行機および航空器材などによって行われ、中国の生産の発展に有利となるような重要な投

資をソヴィエトがうけもった。

これら三つの合弁会社の創設とならんで、かっての大連ドックも資金、設備、労力などの不足を補うために、中国から共同経営の希望がだされ、平等の権利と合資の原則にもとづいて、中ソ船舶製造修理会社が設立された。このようにソヴィエトはまず資金投資と技術援助を通じて企業の設立、発展を援助し、眠れる中国の資源の開発を援助した。

たとえば中国長春鉄道に例をとると、ここへはソヴィエト政府から千五百名にのぼる大量の鉄道専門家が派遣され（ソヴィエト専門家が中国でうけとる給料は中国の同級の技師と同額であり、自国での給料よりも低いために、ソヴィエト政府はその分だけ自国で手当金を負担した）、この指導によってわずか二年八カ月の共同管理期間にその経営内容は一変したといわれる。この過程で多くの中国人技術者や熟練工が養成され、五一年度だけについてみても、四万五千九百五十三名の幹部が養成された。そのほか全国の鉄道およびその他の機関のために六千三百二十名の学習人員をも訓練し、中国の交通大学といわれるまでになっている。

また四つの合弁会社もソヴィエトの援助によって中華人民共和国成立後最初に新設、拡張された社会主義企業として発展をとげた。新疆の独山子油のガソリン、重油の生産は四一五年にして五十倍余石油は十一倍に増大し、しかもこれら製品の原価は三分の一ないし三分の一以下に低下し、従業員数は四倍弱、従業員の賃金総額は五倍余、住宅面積は十倍近くに増大したといわれている。また、中ソ非鉄金属稀少金属会社では、五三年には生産過程を全部機械化し、採掘する主要鉱物は八種類におよび、二万五千平方メートルにおよぶ従業員宿舎や八つの託児所、五つのクラブ、二つの病院、九つの医務所、四つの浴場などの福利施設もととのい、五千人余の専門幹部や熟練工が養成された。

中ソ船舶製造修理会社では、かって一九四六年当時には蒸気船ぐらいしか修理できなかったのが、五三年には排水量一万トン以上の遠洋航海汽船の修理も可能となったし、一千二百馬力のディーゼル・エンジンをそなえる遠洋航海用曳船や、高級石油を積む三千七百トンのタンカーもつくれるようになったといわれる。そしてかっては普通の労働者だった二百名余のものが、工場長、技師、工務長などの専門知識をもった人材に成長している。さらに中ソ民間航空会社では五〇年には主要な技術部門でのソヴィエト技師が中国人よりも多かったが、五四年には中国人の技師の方が三倍も多くなり、乗組員、航空技術者、無線電信技師および各部門の部長など技術幹部が急速に成長し、各部門の技術業務を指導できるようになった。

中国は一九五三年から第一次五カ年計画の実施に着手したのであるが、この計画に対してもソヴィエトは大規模な経済建設の中心をなす百四十一の企業の新設または拡充工事にたいし全面的な援助をおこなっている。その内容は高度な技術で装備される近代的な大企業で、その製品の生産はいずれも二倍以上に増大することが計画されている。この援助はソヴィエトの経済・技術援助のなかで最も重要

なもので、ソヴィエトは工場建設地点の選択、測量、設計、基礎資料の収集、設計書の確定、設備の供給、建築、据付工事の指導、操業開始の指導から、新製品の製造、新製品製造に関する技術の無償提供などにいたるまで、首尾一貫した援助をおこなっている。ソヴィエト援助の内容は

援助期間　十年間（一九五〇～一九五九年）

援助項目　百四十一項目の大規模工事
　鉄鋼綜合企業、有色冶金工場、炭鉱、精油工場、機械製造工場、自動車工場、トラクター工場、発電所等を含む。（このうち五十項目はすでに着工中）

援助内容　設備の供給、工場建設地点の選択、設計基礎資料の収集、設計書の確定、建築、据付工事、新製品に関する技術の無償提供

達成目標　鋼塊　一九五二年の四倍
　鋼材　〃　二・五倍
　電力　〃　二倍
　錫　〃　二倍
　石炭　〃　一・六倍
　石油　〃　数倍
　工作機械　〃　三倍
　採鉱機械　〃　二倍

（出所）「プラウダ」一九五三年九月二十八日および「新華社」一九五三年十月二日による。

一九五四年十月におこなわれた中ソ会談では、さきの四つの合弁企業におけるソヴィエト資本を中国に移譲することと、中国との科学技術協力協定の締結が発表された。後者は集寧―ウランバートル鉄道、蘭州―アルマアタ鉄道建設への援助、中国にたいする五億二千万ルーブル（一億三千万米ドル）の長期借款の供与、新設する十五項目の工業企業の建設援助およびこれまでの百四十一項目の企業建設にたいする援助の拡大（ソヴィエトが追加供給する設備の総額は四億ルーブル以上）など、一連の援助をソヴィエトが行なおうとするものである。

これによって中ソ合弁会社は、いずれも五五年初めに中国へ移譲され、その名称も「新疆石油会社」、「新疆非鉄金属会社」、「大連造船会社」、「中国民間航空会社」と改まり、中国の完全な国営企業としてその機能を発揮するに至った。

科学技術協力については、共同コミュニケのなかで、

(1)　双方はたがいに技術資料を供給し、関係ある情報を交換するとともに、専門家を派遣して技術援助をおこない、両国の科学技術面での成果を紹介しあうこと。

(2)　たがいに提供しあう技術に関する資料は、代価は不必要であり、諸資料の写しをつくるのに必要な実費のみを支払うことが規定され、これまた百四十一項目の建設援助の場合と同様な協力関係となっている。この科学技術協力は、一九五四年十二月末モスクワで開かれた中ソ科学技術協力委員会第一回会議で相互の義務を決定した議定書調印の運びとなり、実施にうつされた。

また原子力の平和利用についても、ソヴィエトはその平和的用途を促進する研究面で、中国に科学、技術、工業上の援助を与え、中国では第一次五カ年計画の時期に原子力の平和的利用が始められることになっている。

ソヴィエトのこのような対中国援助はその後さらに拡大され、さきの百四十一項目への設備供給範囲が大きくなり、その上十五項目の工業企業の新設援助が追加された。すなわち援助項目は合計百五十六とされたのである。このうち五十はすでに経済復興期から建設に着手されており、重工業部門の大規模な建設はほとんど例外なくソヴィエトのこの援助によって保証されてきた。(鞍山鉄鋼会社の第七および第八高炉、大型圧延工場、つぎ目なし鋼管工場、薄鋼板圧延工場、太原重型機械工場、ハルピン計器、バイト工場、瀋陽変動工具工場、東北第一旋盤工場、豊満水力発電所、撫順、西安、ウルムチ、鄭州などの各火力発電所、阜新、海州露天掘炭鉱、撫順老虎台炭鉱、鶴岡の興安台炭鉱、鶏西の城子河炭鉱、通化の湾溝炭鉱、玉門油田など)

またこの百五十六項目の建設は第一次五カ年計画の基本的任務の第一にあげられている『中国がソヴィエトの援助をうけて設計している百五十六の建設項目を中心とし、投資制限額外の六百九十四の建設項目からなる工業建設の遂行に主力をそそぎ、中国の社会主義的工業化の初歩的な基礎をきづくこと』の中心的な内容をなし、建設途上もっとも重要とされているものである。たとえばこれら企業の一例を示せば、トラック年産三万台および六万台の自動車工場、百五十四馬力のトラクター(年産一万五千台)工場、年産百六十万トンの鉄鋼およびコンビナートの全設備を年間に供給できる重機械製造工場などが、この援助にふくまれている。この百五十六項目の主要設備は五〇―七〇%がソヴィエトから供給され、その他企業の建設に対するソヴィエトの設備供給を加えると、ソヴィエトから中国へ輸出される資材は、毎年数百万トンにのぼり、その資材供給のためにソヴィエトは数千、数万の工場を動員して生産を行っているといわれている。

以上のような各方面にわたる援助のほかに、農業部門に対しても種子や種畜の提供、ミチューリン学説の紹介、深耕、密植、輪作、合理的な灌漑と施肥などの栽培技術と耕作方法の指導、あるいはまた中国農業代表団のソヴィエト農業の見学などを通じてさまざまな援助がなされてきた。一例として中国最大の「国営友誼農場」(東北チャムスの軍閥に設立)建設のための援助をあげると、この国営農場の建設(播種面積二万町歩)に必要な一切の機械設備はソヴィエトから贈与された。(各種トラクター九十八台、コンバイン百台、その他多数の農業機械、各種の自動車、発電設備等)

最初の一年間は技術面での援助を行うためソヴィエトから大量の専門家が派遣されており、五五年四月には、すでに二千町歩にわたって小麦がまかれ、大規模な開墾も五月二日から始まり、荒地開墾にソヴィエトの経験が系統的に導入紹介されている。

III 対北鮮援助

ソヴィエトの北鮮援助は一九五三年八月八日、ソヴィエト最高会議でマレンコフ首相が朝鮮の経済復興を援助するために十億ルーブルを提供すると発表したのが始めであつた。その後九月十一日～十九日にわたってソヴィエト政府の招請によってモスクワを訪問した朝鮮民主主義人民共和国政府代表団との間に折衝がつづけられ、次のような決定を見た。

(1) ソヴィエト政府は朝鮮の人民経済復興のために十億ルーブルを無償で供与する。

(2) この援助は朝鮮の人民経済の骨幹となり、他の経済部門の復旧、発展にとり不可欠な大規模工場を復旧し、さらに従来朝鮮になかった新しい工場を新設するのに使用される。この援助によって復旧、拡張されるものに金策製鉄所、城津製鉄所、興南肥料工場、南浦製錬所、勝湖里セメント工場、水豊発電所、平壌紡績工場があり、新設されるものとしては綿紡績工場、肉類綜合工場、魚罐詰工場、塩酸工場、染色工場および漂白工場、トラクター修理工場、中央ラジオ放送局等がある。

(3) 工業施設の復旧、建設に対するソヴィエトの援助は、設計事業、施設品、資材の提供、技術的援助ならびに技術文献の提供、必要な朝鮮人技術幹部の養成等の形でおこなわれる。

(4) さらに運輸、通信部門の復旧、住宅、公共施設、病院、教育機関の復旧に必要な施設ならびに資材および農業発展に必要とされる農機具、肥料、優良種子、家畜、漁船等をソヴィエトが提供する。

(5) 十億ルーブルの援助はその三分の二が一九五四年度末までに残りの三分の一が一九五五年度末までに提供され、前後二カ年間に全額が朝鮮側に引渡される。

(6) 朝鮮がソヴィエトより一九四九年から三年間にわたつてうけたクレジット（戦争のため朝鮮は全然支払いをすることができないでいた。）の返済については、ソヴィエト政府は債権の半分以上を削減し、残余額の支払い期間を相当延期すること。

北鮮に対する援助は、ソヴィエトのほかにポーランドが国民経済復興援助という名目で、機械、設備その他の物資および工業と都市復興に要する技術の供与を決定している。中国の北鮮に対する援助は別項で述べたごとくである。

IV 対印援助

ソヴィエトの自由アジア諸国に対する援助が積極的な政策として強行され出したのは一九五五年からであった。そしてその対象国となつたのは、インド、ビルマ、アフガニスタン、インドネシア等のいわゆるコロンボ・グループ諸国であった。そのうちでも、最も早くから手をそめられたのはインドである。一九五四年八月以来ソヴィエトはインドに対し製鉄所建設援助計画を申し出ていたが、一

九五五年二月二日に至って印・ソ両国は、インドのマディヤ・プラデシ州（Madhya Pradesh）に生産能力百万トンの近代的一貫作業製鉄所設置に関する協定を締結した。その内容は次のようなものであった。（Amerita Bazar Patrika, 23 February, 1955）

(1) ソヴィエトから供給される製鉄所設備に対しては十二カ年々賦によって代金が支払われ、毎年度の未償還債務に対する利息は年率二・五%の割合で算定される。

上記の支払はこのために特にインド準備銀行に開設された特別口座にインド・ルピーで振込むことによってなされる。特別口座に振込まれた支払金は、ソヴィエトのインド国内での物資買付に充当するか、またはポンド貨と自由兌換される。

(2) 本計画の企画、設備、実施のあらゆる段階において、インドの経験と技術とを全面的に協同提携せしめる。

(3) 現在ソヴィエトにおいて操業中の本計画と同種の製鉄所ならびに冶金設備、製造工場などを調査するため、インド人専門家がソヴィエトを視察できるようあらゆる便宜が与えられる。

(4) 印・ソ両国内でインド人専門技術者を大量に養成し、創業時からインド人技術要員を可能な最大限度まで同製鉄所に配置できるよう訓練する。

このソヴィエトの手によって設備される製鉄所は圧延生産能力七十五万トンで、総経費はおよそ十億ルピーを見積られた。ソヴィエトのこの計画にみられる特徴的なことは、株式の保有や経営参加を要求せず、低利な借款と技術を提供する点にある。

ソヴィエトのインドに対する援助は、一九五五年十一月末から十二月にかけてのN・A・ブルガーニン首相、N・S・フルシチョフ最高会議幹部会員のインド訪問によってさらに進んだ。すなわち十二月十三日、ソヴィエト両首脳とネール首相との平和五原則確認の共同声明を発表すると同時に、両国間の貿易協定に調印が行われた。それによると、一九五六年から向こう三年間に、インドはソヴィエトから圧延鋼百万トン、採油設備、採鉱設備その他の設備等を購入し、ソヴィエトはインドから原料商品、工業製品を購入するもので、これらは『両国法規によって許容される最大限の特典を与え、このためにあらゆる手をつくすものとする。』ことが規定された。このほかソヴィエト両首脳はインドが必要とすれば、科学、技術上の経験をもわかつ用意のあること、工業建設途上の困難を助けたい旨の演説を行った。

V 対ビルマ援助

ビルマに対するソヴィエトの援助は、援助という意味で行われるものでなく、単なる貿易協定であるが、しかしビルマにとって余剰処理に悩まされている米穀輸出を対象とするだけに、事実上大きな経済援助の意味をもつものである。

すなわち一九五五年十二月一日ビルマを訪問したブルガーニン首相、フルシチョフ最高会議幹部会員とウ・ヌー・ビルマ首相との間に調印されたこの協定の内容をみると、『ソヴィエト政府はビ

ルマ政府に対し、農業開発計画の作成、基本的灌漑計画の実施、若干の工業企業の建設に援助と協力を与え、これらの計画の実現に必要な資材や役務に対する代価として適当な米を受取る。』ものて、このばあいビルマは米の代金支払手段としてソヴィエトに国内開発の一部を請負わせた。

一九五四年以来、ビルマは漸次共産圏諸国との貿易協定を増加してゆきつつある。五四年四月には中国との間に三カ年貿易協定を結んだのを始めに、五五年に入ってからはチェコスロヴァキア、東ドイツ、ハンガリアとつづき、七月にはソヴィエトと三カ年の協定、十一月にはポーランドと同じく三カ年の協定を結んでいる。これらの協定に共通することは、ビルマの輸入の中心が資本財などの工業製品であり、輸出はほとんどが米であるという点である。

ビルマは、年間百八十万トンないし二百万トンの米の輸出余力をもち、その輸出は国営機関によって行われており、その利益が国家財政の主要な財源をまかなっている。ところが食糧農産物の国際的過剰から米の輸出価格が次第に低落し、しかも量的にも消化が困難になってきている時に際して、このソヴィエトの申入れは文字通りビルマにとっては「無記名小切手」が与えられたに等しいもので、全く紐のつかない有効な経済援助であることはいうまでもない。

Ⅶ　対アフガニスタン援助

国境の三分の一をソヴィエトと接しているアフガニスタンとしては、西パキスタン西北部のパタン族の独立運動をめぐるパキスタンとの紛争の結果、パキスタンがアフガニスタンの貿易路を閉鎖する危険があるとすれば、ソヴィエトへ接近することは当然といいうるであろう。

ソヴィエトがこの機に乗じてアフガニスタンへ進出を意図することもまた当然とみてよいであろう。ソヴィエト首脳のアフガニスタン訪問はこの機会に行われ、一億ドルの財政および技術援助供与協定が締結されたものである。

十二月十八日に締結されたソヴィエト・アフガニスタン両国の経済協力協定の内容は、アフガニスタンの水力発電所、灌漑工事、農業開発、自動車修理工場およびカブール市の飛行場建設などを含む開発計画にソヴィエトが一億ドルの長期借款を供与し、同時に技術的に援助を与えて推進せしめようとするものである。

アフガニスタンに対する援助としては、一九五〇年四月以来、国際連合がUNESCO、FAO、WHO、ILOおよびICAOなどの技術援助を提供、また一九五一年にはアメリカがポイント・フォア援助協定を調印している。これらは教育、保健衛生、労働条件、家畜や農作物の品種改良と病虫害対策を中心とするものである。ICAOはカンダハルに国際空港の建設を提案、パキスタンのルピー貨によって援助を勧告したが、パキスタンとの問題もあり、アフガニスタンとしては国際借款を要求している。一九五四年には政府は国際復興開発銀行に加入したので、これが実現の可能性も生れてきたわけである。

ソヴィエトの対アフガニスタン援助は一九五五年始めにすでに二千万ドルの資本投下のかたちで始められており、十二月の経済協定が始めてではない。加うるにチエコスロヴァキアからの武器輸入についても話合いがすすめられており、ソヴィエト圏への接近がようやく強まりつつある。

第七節　中国の北ヴェトナム、北鮮への援助

I・対北ヴェトナム援助

ソヴィエトの圏内諸国に対する援助と同時に、中国の北鮮およびヴェトナム民主共和国に対する援助を挙げなければならない。

中国と北ヴェトナムとの経済関係は、一九五四年七月に締結されたバーター議定書および両国国境地帯における小額取引に関する議定書のほかに、一九五四年十二月に締結されたヴェトナムの交通、通信事業および水利事業の復興建設に関する援助協定の締結があげられる。その内容は次のごとくである。

(1) 鉄道―ヴェトナム政府はハノイからドンダンにいたり、中国の雲南関に接続する鉄道の復旧工事を、中国交通工程会社の鉄道工程総隊に依頼する。中国はヴェトナムが必要とする機関車、車輛その他の資材を供給する。

(2) 郵便、電信―一九五五年一月一日から両国間の郵便、電信事務を正式に開始する。中国はヴェトナムが必要とする郵便、電信機械および設備を供給する。

(3) 自動車道路―中国はヴェトナムが必要とする道路建設用の機械、材料、修理工場、タイヤ工場の設備を供給する。

さらに一九五五年七月、中国、ヴェトナム間に経済文化協定が締結された。これは、ホー・チーミン主席を団長とするヴェトナム代表団の北京訪問を機会にとりきめられたもので、その内容は次のとおりである。

(1) ヴェトナム人民が長期の戦争の傷手をいやし、国民経済を復興し発展させるのに協力するため、中国は八億元（約三億五千万ドル）を無償でヴェトナムに贈与する。

(2) 中国は、ヴェトナムが右の資金を用いて、鉄道、国内河川の埠頭、橋梁、道路の復興、建設、紡績、皮革、医療機械、電気材料、製機具、製紙などの企業の復旧、新設を行うのに協力する。

(3) 中国はヴェトナムが鉄道、道路、橋梁、工場などの復興、建設をおこなう場合の設計、施工を援助するため、技術者をヴェトナムに派遣する。同時にヴェトナムは労働者を中国の生産部門に派遣し、実習をおこなわせる。

(4) 両国経済の発展と人民生活の向上を促進するため、双方は平等、互恵の原則にもとづき、次第に相互の貿易を拡大させる。

II 対北鮮援助

北鮮（朝鮮民主主義人民共和国）に対する中国の援助は、一九五三年十一月締結された「中・朝経済文化協力協定」にもとづいて行われており、その内容は次のようなものである。

(1) 一九五〇年六月二十五日から五三年十二月三十一日まで中国が北鮮に供給した一切の物資、費用を無償で朝鮮に贈与する。

(2) 一九五四年から五七年までの四年間に現在価格で八億元（約三億五千万ドル）に相当する物資を朝鮮に贈与し、朝鮮国民経済の復興にあてる。

右の協定にもとづいて、中国はすでに一九五四年中に三億元（一億三千万ドル）に相当する物資を北鮮に贈ったが、そのなかには機関車、貨車、石炭、コークス、ポンプ、モーター、セメント、木材、生活必需品、文房具などがふくまれている。また同年中に中国は約三百名の技術者と熟練労働者を北鮮におくって復興、建設作業を援助させた。

北鮮との貿易は右の協力協定にもとづいて一九五四年十二月、調印された「五五年度物資交換に関する議定書」にしたがって行われている。

第二章　経済開発のエフェクトと共産主義

第一節　経済開発計画と投資の実態

1　経済開発の諸目標

一九五五年のアジア諸国の開発計画は、準備段階を経て、より広汎な経済開発に踏出す態勢にはいったとみられている。インドでは第一次五カ年計画は一九五六年三月をもって終り、ひきつづいて第二次五カ年計画の実施にはいる態勢がとられている。一九五五年七月にはセイロン政府が投資計画（一九五四―五五年度～一九五九―六〇年度）を発表したし、フィリピンでは国家経済審議会の作成した五カ年計画草案の修正を一まず打切りとし、これに代って大統領の諸関機関たる雇用、生産委員会が議会にたいし「民間の参加と政府の指導による雇用、生産計画」を提出した。次いで十月、ネパールでは五カ年計画（一九五六～六〇年）草案の公表を行った。パキスタン、インドネシア両国政府も、同年末それぞれ開発計画を発表した。ビルマではさきに述べたように米の輸出外貨収入が減少したので、野心的な開発八カ年計画を大幅に切りつめ、短期的調整の容易な新しい三カ年計画を目下作成しつつある。アフガニスタン政府でもまた第二次五カ年計画の準備を進めている。

開発計画の規模と性格は、国によって大きな差異があり、いちようではない。インドのように詳細な投資配合と生産目標を整備した計画もあれば、フィリピンの雇用、生産計画のように資金調達、輸入統制等の経済措置がさまざまな法案として予定されているものもある。

経済開発の究極の目標はいうまでもなく一人当りの所得と消費の増大にあるのであるが、しかしこのことをとくに目標として掲げているのはビルマ、インド等の二、三の国の計画だけである。ビルマの八カ年計画はその当時の目標を一人当り所得の戦前水準への回復においた。インドの長期目標は二十七年間に一人当り所得を二倍に引上げることにおかれている。インドは開発プログラムの第一段階として第一次五カ年計画ではまず国民所得の一一%引上げを意図した。しかし第一次五カ年計画期間中に達成された国民所得の増加率に自信を得たのと、他の諸国における国民所得の年間上昇率が、例えば何等のプランニングを行っていない工業先進国のばあいは三%、一定のプランニングのもとに努力している東欧諸国のばあいは一二～一六%にもおよんでいる事実をも考慮に入れて、第二次計画では国民所得増加率の目標を二五%に引上げることにおいている。

地域内諸国は、それぞれの経済条件と政治的信条とを異にしているので、国民の生活水準向上という究極目標の達成方法も自ずちがってくる。しかしその反面一次品生産への極端な依存や人口圧力、

社会、経済便益の不備等多くの国に共通した基本的特徴も少なくない。したがってこうした根本的欠陥を是正するために、各国の計画当事者はそれぞれ自国の条件に適合した数多の計画目標を設定しているわけである。たとえばビルマやタイのごときモノカルチュア経済にあっては、農業の多角化がとりあげられており、パキスタンでも綿業、ジュート工業、製紙等を中心とする工業生産をひきあげて、一次品生産への偏倚性を是正しようとしている。

アジア諸国はアジア以外の地域が享受する高い生活水準が工業開発と不可分の関係にあることから、工業化こそ経済開発の中心課題であるとの確信をもつに至ったのであるが、そのことが漸次鉄鋼、燃料、動力、重化学、機械等の基礎重工業の建設を含む大規模な工業化へ向わしめる結果となっている。インドでは第二次五カ年計画草案において『自立経済の基礎を強化するための生産財生産を目的とする』基礎重工業重点の線が明確に打出された。フィリ

おける所要資金

人口一人当り年間所要資金（ドル）	
1.1	1954年度財政支出
1.4	1954年度財政支出
0.1	六カ年計画
0.3	1951～53の二カ年間の開発支出額
10.3	八カ年計画
0.6	緊急経済五カ年計画
19.4	新五カ年計画
4.1	二カ年計画
6.3	第二次五カ年計画
10.9	第一次六カ年計画
3.6	第一次六カ年計画
2.2	〃
6.8	〃
3.3	〃
2.6	〃
5.4	

東南アジア諸国の経済開発に

	所要資金総額（100万ドル）	年間所要資金（100万ドル）	人口（1,000人）1953	人口一人当り所要資金（ドル）
ヴェトナム	28.9	28.9	25,880	1.1
ラオス	1.8	1.8	1,260	1.4
カンボジア	2.24	0.37	3,860	0.6
ネパール	4.4	2.2	7,000	0.6
ビルマ	1,559.9	195.5	19,045	81.9
インドネシア	225.8	45.5	78,463	2.9
フィリピン	2,037.6	407.4	21,039	96.8
タイ	159.4	79.7	19,556	8.2
インド	11,727.7	2,346.0	372,000	31.5
セイロン	531	88.5	8,155	65.1
マライ	125.2	20.8	5,706	21.9
シンガポール	14.8	2.5	1,123	13.2
英領ボルネオ	14.6	2.4	355	41.1
ブルネイ，サラワク	12.6	2.1	646	19.5
パキスタン	1,204.8	200.6	75,840	15.9
合計	17,650.74	3,424.27	639,328	27.6

ピンの投資計画でも鉱工業へ所要資金の三五%を向けようとしており、インドネシアの計画草案でも鉱工業に所要開発資金総額の二五%をあてようとしている。

アジアは世界で最も人口増加率の高い国を含む地域であり、人口密度もかなり高い国が多い。したがって失業および半失業問題に加えて、新たに労働戦線に参加してくるものの雇用も当然問題となってくる。そこで多くの国の計画では主目標として雇用の達成をかかげている。インドの第二次五カ年計画草案では、計画期間中に一千万人の追加労働力を供給するという雇用目標が示されている。インドにおいては現在都市地域には失業者、農村には半失業者が相当数存在しており、これに加えて年間平均百八十万人の割合で労働力が増大している。(この労働人口の増加率は人口の純増加を四百五十万人、労働人口の比率をその四〇%と仮定して算出した数字である。)

フィリピンとセイロンの失業者数は、ある推定によると経済的活動人口の約六分の一にもおよんでおり、そのため両国とも雇用をその経済計画の主要目標ないし重要課題として採上げている。すなわち一九五四年に提出されたフィリピンの五カ年計画原案は失業者を労働人口の一五%から六%に減少せしめることを主眼とした。セイロンでは一九五三年において失業者五十四万人、失業状態にちかい不完全就業者三十八万六千人と推定され、しかも人口は年間約二十万人、労働人口は八万人(うち一万六千人は都市地域)の割で増加している。そこでセイロンでは建設、入植、定住等の諸計画によって相当の追加雇用を生み出そうとしている。

開発計画における食糧生産は、輸入国においては過度の輸入依存から派生する国際収支面の圧迫を避けるために自給を目標として努力がはらわれている。インドでは第一次五カ年計画にあっては、財政支出総額の三分の一が直接間接農業生産の向上に向けられていた。マライおよびセイロンにおいても食糧生産に対してはかなり大きな努力がはらわれている。

II 開発計画の規模

前章ではアジア諸国に対する外国の援助が如何なる目的のもとに、どのような方法で行われているかについて見た。そこで明らかにされたことは非軍事的援助の最も大きな割合が経済開発に対して行われているということである。直接経済開発に対するものでなくとも、たとえば食糧不足の緊急的事態にたいして行われるアメリカの小麦による借款供与のごときも、国内での見返資金はこれを経済開発に向けるごとき方向がとられている。それではアジア諸国の経済開発投資総額に占めるこの外国援助の比率はどのくらいか、つまりアジアの経済開発に対する外国援助の貢献は果してどの位かということであるが、そのことを考える前にアジアの経済開発の規模をまずはっきりさせておく必要があろう。

東南アジア諸国の開発計画における年間の所要資金は次表のごとくおおよそ三十四億二千四百万ドルと想定されている。

これを人口一人当りでみると地域平均五・四ドルであるが、ここで特に注目されることは国によって投資計画に著しい不均衡のあることである。すなわちフィリピンの計画では一人当り十九・四ドルもの投資が計画されているのに反し、インドでは六・三ドル、パキスタンでは二・六ドルであり、インドネシアに至っては〇・六ドルにすぎない。もちろん経済開発計画は、各国がそれぞれの経済力を基礎として個別的に策定するものであり、したがって国によって差異のあるのは当然であるが、しかしそれにしてもその開差はあまりにも大きいのである。そこにまずわれわれは各国の計画がそれぞれの国において、果して妥当な計画なりや否やということに疑問をもつ。

計画における投資のこのような相違は、経済発展速度に対する想定にもあらわれている。インドのばあい第二次五カ年計画における経済成長率は、国民所得で年間平均五%と想定されているが、フィリピンのばあいはその倍ちかくの九・六%を見込んでいる。インドの成長目標は第一次五カ年計画において実質的に年間三%の増加率を示したことを基礎としてたてられたものであるが、フィリピンのばあい一九五三年の総国民生産が、前年より実質的に五%以上の増加を示した例はあるが、しかしそれにしても、一人当り国民所得百十三ドル(註)程度の国において、このような大きな目標を達成しうるかどうかは疑わしい。

開発計画は必ずしも所定の速度で実施されているわけではなく、それぞれの国の経済変動の影響で、ある年は緩慢に、またある年は急速度に実施される。たとえば一九五三年から始まったビルマの八カ年計画は、当初においては米価の好調に恵まれて意欲的な構想で出発したが、一九五三年以降における米価の低落により、最近では経済開発事業を資源の充分な部面にのみとどめて、目標年度を延ばさざるを得なくなっている。したがってさきの表にあげた三十四億二千四百万ドルの年間所要開発資金は、東南アジア諸国の希望する一応の目標であると考えてよいであろう。

(註) U. N. Statistical Yearbook, 1953. による。

一 $ = 二百九十ペソで換算。

III 開発投資の実態

東南アジア諸国の開発の目標は前述のごとく、計画それ自体の所要資金は約百七十六億五千万ドル、年間のそれは三十四億二千四百万ドルであるが、ところでこの目標は実際にどう達成されつつあるであろうか。

インドでは一九五一年から始まった第一次五カ年計画において、開発支出総額八十八億四千八百万ルピーのうち、前三カ年間に支出された分はその四〇%にすぎなかった。第一年度には年間計画の二九%、第二年度には三一%、第三年度には四〇%であった。しかし開発計画においてはその後半における支出が、前半におけるより当然高くなるものであることを知らなければならない。

ビルマでは一九五三―五四年度には、政府部門(公企業および政

府部門）の資本支出予算として五億六千五百万チャツが計上されたが、その実績（生産投資と社会投資の合計）は、予定計画より遙かにおくれ、特にその前半期におけるおくれは甚しかった。大規模な計画が主として比較的新しい機関、それも多くがまだ組織過程にあり、計画実施に対する準備段階にあるような機関によって遂行されるばあいには、こうしたおくれは当然である。それでも一九五三―五四年度の政府資本形成は四億五千万チャツの水準に達したものと推定される。

セイロンの一九五三―五四年度の開発支出見積額は三億五千万ルピーであった。一九五四―五五年は、さらに五千万ルピー増額されたものと見られている。

マライおよび英領ボルネオを合せた政府開発支出額は、一九五三―五四年度には二億四千万マライ・ドルであったが、これは前年度より三三%増に当る。五四―五五年度は、前年度より一四%増の支出が計画されたので、かなり順調であるとみてよいであろう。

パキスタンの経済開発計画では一九五一―五二、五三―五四年の二カ年間に政府により約二十億ルピーの支出が行われた。一九五四～五五年度には中央および州政府を合せて十一億四千二百万ルピーの支出が計画された。したがって、一九五四～五五年度末までにその支出総額は、六カ年計画の支出目標二十六億ルピーをかなり大幅に上回ることになる。パキスタンのこのような現象は、一部は一般的物価騰貴に基くものであろうが、より以上の理由は、計画に対する所要資金の算定が妥当性を欠いていたことによるものである

アジア諸国政府の開発投資内訳

	調査時	農林漁業	灌漑発電	運輸通信	燃料動力	鉱業	工業及び調査	社会施設の其他	年間平均総支出（百万各同通貨単位）
ビルマ	1953/54～1954/55	12.8	—	36.4	15.2	2.3	17.6	15.7	477.5
セイロン	1953/54～1954/55	26.4	11.4	25.6	8.9	—	5.4	22.3	375.2
インド	1953/54～1954/55	26.8	13.8	24.9	7.0	—	5.3	22.2	4,663.4
インドネシア	1953～54	9.7	12.3	24.1	4.2	0.4	33.8	15.5	1,625.1
マライ連邦	1953～54	4.8	6.2	17.8	9.5	0.1	—	61.1	117.9
ネパール	1953/54	28.6	—	19.3	21.2	1.2	16.6	13.1	9.9
パキスタン	1953/54～1954/55	20.6	12.0	24.0	7.2	—	15.5	20.7	1,002.0
サラワク	1953～54	2.4	—	57.8	9.4	—	—	30.4	17.0

（出所）　Economic Servey of Burma 1954; Consultative Committee for Cooperative Economic Development in South and South-East Asia, 3rd Annual Report 1954, Ottawa.

と見られている。

フィリピンにおける開発支出は一九五二―五三年度に三億二千四百万ペソ、一九五三―五四年度が四億二千七百万ペソで上昇傾向にある。

タイでは政府の政策が一つには開発支出を数年間にわたって分散しようとする点にあったのと、加うるに計画実施上の技術的隘路と労働力の問題のために、一九五三年の開発支出は九億四千百万バーツの予算に対し、実績は六億四千万バーツにとどまった。一九五四年予算は十二億三千三百万バーツであるが、依然として前記のような問題が解決されていないので、実際支出は予算を下回ったとみられている。

Ⅳ　計画所要資金と実際投資額

開発計画所要資金に占める期待外国援助資金の比率は、東南アジア諸国の場合、かなり大きいものである。コロンボ計画では総所要資金十八億六千八百万ポンド（五十二億三千四十万ドル）のうち十億八千四百万ポンド（三十億三千五百二十万ドル）、すなわち六〇%ちかくを外国資本に依存する建前をとっており、その供給源として次の五つのことをあげている。

(1)　本地域諸国自体の国外資産の使用。（ポンド残高）

(2)　海外民間資本家からの本地域民間企業への投資。

(3)　海外の民間資本家からの本地域諸国政府への貸付。

(4)　国際諸機関よりの本地域諸国政府への融資。

(5)　外国政府からの本地域諸国政府への借款供与。

ところでこのような期待は実際にどの程度達成されているであろうか。コロンボ・プランにもとづく実際の外国投資は、前項でも述べたごとく、実施の始めからの三年間に三億ポンドの贈与と一億八千万ポンドの借款が供与された。つまり半分の計画期間に外国投資への期待は四四%達成されたわけである。この贈与の大部分はインド、パキスタンおよびセイロンに対するものである。一億八千万ポンドの借款は、アメリカ、イギリスおよび世界銀行からのもので、借款の三分の二はアメリカによって行われた。

そのほかの資金源、ポンド残高からは、毎年四千二百万ポンドずつ、セイロン、インドおよびパキスタンに対し解除されることになっている。

この三年間に各国に提供された借款および贈与額四億八千万ポンドは、この期間における政府開発支出総額の三分の一以上に達しているが、外国資金の全額がすでに利用されているわけではない。

Ⅴ　外国民間資本の流入

以上の援助には民間投資を含んでいない。民間資本のこの地域への流入はインドのばあい、インド準備銀行が一九五五年十一月に発表した一九五三年末現在における「インドの外国負債および資産

調査報告」によると、一九四八年七月から一九五三年末までに、総計およそ十八億ルピーの外国民間投資がふえており、この間に本国に引上げた外貨を差引いても、純増加はおよそ十三億二千万ルピーとされている。この調査の結果は、従来のインドの国際収支統計では、インドへの民間外資は減少しているとされていた説が、覆えされるわけで興味あるものとされている。

インドにおけるこの民間外資の増加は、インドのこの期間における農、工業の生産増加、物価の安定に寄与している。インドの外国民間投資の総額は四十一億九千万ルピーで、これを国別でみると、イギリスが八〇%以上に当る三十四億七千万ルピー、次はアメリカの三億一千万ルピーである。イギリスの投資は製造工業、農園、商業、公益事業、金融など多方面にわたっているが、アメリカの資本は専ら商業部門に集中している。

この調査報告では外国資本のインド企業に対する支配の実態、とくに経営代理制度の実態が明らかにされている。それによると九十一にのぼるインドの株式会社が資本的には全然外国資本の参加はないのに、経営代理商社を通じて外国資本に支配されている。一九五三年末で外国資本の支配下にあるインドの会社は五百六十五であるが、三十六の経営代理商社が二百三十二の会社の経営代理を行っており、外国とくにイギリス資本は実際の資本は少くて、インドの多くの企業を支配していることが明らかにされている。

西パキスタンのスイ・ガス計画における民間資本は世界的に注目されている。ここではイギリス資本とパキスタン資本との協同で実施されており、同計画はがんらい政府事業とするように考えられていたものであるが、現在は政府、民間双方の資本を含んでいる。開発資金動員のための新しいインドの開発金融機関の努力は、国際金融会社を設立しようという国連のより広汎な提案と相ならんで、大きな興味をもってみられている。

以上のインドおよびパキスタンの例から他の諸国も同様であると断定することは無理のようである。コロンボ・プラン協議会（Consultative Commitee）のみるところでは、個別の事業で、民間外国資本の興味をひきはじめている兆候はみられるが、しかしそれらは小額にとどまっているとする見解が妥当なものと考えてよいであろう。

（註）朝日新聞、一九五五年十二月十二日号

第二節　経済開発の現状

I　農業生産

(1)　概観

アジア地域の食糧生産は全体としてみれば、一九五四十五五年においては前年度より一・五%の減少であった。しかしそれでも戦後第二位の生産記録であった。ところが一九五四十五五年の本地域の一人当り農業生産（中国を除く）は、戦前（一九三四～三八年）水準を一四%も下回っている。農業生産の回復が遅れれば急速な経

アジア地域の穀物の生産高　（単位1,000トン）

	1934／35～1938／39年度平均	1948／49～1950／51年度平均	1951／52年度	1952／53年度	1953／54年度	1954／55年度
米(精米換算)	64,080	65,358	64,386	67,976	74,608	69,770
小麦(a)	13,811	12,917	13,838	12,725	13,225	15,137
らい麦	9	38	23	26	26	31
大麦	5,082	5,271	5,473	5,426	5,961	6,267
燕麦	222	153	176	174	182	200
とうもろこし	6,126	4,898	4,951	5,945	6,186	6,300
粟・ひえ	14,968	13,267	13,066	15,301	17,602	17,000
合計	104,293	101,902	101,913	107,573	117,790	113,705

（出所）　FAO

(a)　アフガニスタンを含む。

済発展に大きな障害となる可能性があり、地域全体としてみたばあい、開発計画の成否は農業生産に左右されるところがきわめて大きいとみられている。

国際食糧農業機構（FAO）の発表によれば戦後の世界各地の毎年平均の食糧生産増加率は西欧諸国は四・一%、北アメリカ諸国は二・二%、ラテン・アメリカ諸国は二・八%、日本を含め、中国をのぞく極東諸国は二・二%であった。

インドの減産はしかし曾ってのような飢餓をもたらす原因とはならなかった。それは他の穀類が若干豊作だったことにもよるが、より大きな理由は、悪天候による災害地域における適正価格販売店の増設、政府の業者向直接販売による自由市場への穀物の供給追加、海外からの穀物（主として米）の継続的輸入、穀物（主に米）の世界的な供給事情の好転、政府手持米の増加等によるのであった。

インドネシアでは一九五四―五五年度産米は前年度を多少上回ったが、その他の穀類の生産はジャワ以外の若干の島では豪雨のために被害を受けたと報ぜられている。マライ連邦の一九五四―五五年度の米の収穫は、米で六十五万八千トンと前年の七%減を推定されている。

フィリピンの一九五四―五五年度産米は前年度より減少した。ビルマでの米の生産は前年度を三%越えたが、一九五二―五三年度よりは少なかった。タイでは前年度より百六十万トン（精米）の減産となっている。カンボジアの産米は一九五三―五四年度生産の半分をやや上回るにすぎなかったので、一九五五年には純輸入国に

なるのではないかと予想された。そこで一九五五年第二・四半期にクイから種籾を輸入する取極めがすすめられた。南ヴェトナムの産米は前年度並みであったが、多数の難民の流入と農村地区の情勢不穏によって輸出は前年度水準を相当下回ったとみられる。

パキスタンの一九五四～五五年度産米は、前年度をやや下回ったが、一九五二―五三年度ないし一九四八年―四九、一九五〇―五一年度平均より上回っていた。

アジアの一九五四―五五年度の食糧生産が前年度に比べて減少したことは、天候に恵まれなかったことにある。米の生産は四百八十万トン以上も低下し、うちインドの減産は三百四十万トンにも達した。すなわち前年度に比べて、一二%の減産であった。その他の国、カンボジアおよびタイでも、インドほどに甚しくはないがやはり減産であった。日本、中国、台湾、ビルマだけは増産であった。

総じて一九五四―五五年度における地域内の穀物生産は、戦前（一九三四―三五年、一九三八―三九年度平均）に比べて九%程度の増産となっているが、これを人口一人当りでみたばあいは、さきに述べたごとく、なお戦前を一四%も下回っているという著しい未発達が示されていることは注目されなければならない。

(2) 開発計画における増産目標

ところでアジア諸国は、以上のような食糧生産の実績を土台として、それぞれの開発計画においてその発展の目標をどの程度のところにおいているであろうか。一九五六年を初年度とする日本の五カ年計画では国内の食糧生産を玄米換算で一九五四年の生産八千七百七十万九千石を基準として一七・三%の増産を見込んでいる。中国の第一次五カ年計画における農業生産の発展は、毎年平均四・三%、全期間二三・三%を想定している。この目標は食糧だけでなく、農業副業を含めてであるが、食糧の増産目標もほぼこれと同比率とみてよいであろう。インドでは第一次五カ年計画の最終年である一九五五―五六年度までに六百六十万トンの増産を目標としていたが、一九五四年にその目標を百二十万トン以上も上回る実績をあげた。一九五六年四月から始まる第二次五カ年計画の政府の暫定草案では、一五%増、最終年には七千六百万トンに達することを目標としている。フィリピンの一九五五年から始まることを予定として作成された五カ年計画暫定案でも、一九五五年の七百三十万トンを一九五九年には一千百三十トンと五五%の増加を目標としており、インドネシアの農業五カ年計画では、米の年間生産を七百十万トンから八百

アジア諸国の開発計画における食糧生産目標（%）

日本	五カ年計画	17.3	(1956～1960)
インド	第二次五カ年計画（暫定案による）	15.0	(1956～1960)
インドネシア	農業五カ年計画（暫定案による）	21.0	(1955～1959)
フィリピン	新五カ年計画（暫定案による）	55.0	(1955～1959)
中国	第一次五カ年計画	23.3	(1953～1957)

六十万トンに、二一%引上げて自給を達成しようとしている。

以上断片的な資料からではあるが、それらを通じて知りうることは、アジアの食糧増産目標はかなり高いところにおかれており、全体として年間三・五%前後と想定される。もちろん農業生産は実候に支配されるところが大きく、地域によっては設定された目標が必ずしも達せられるとは限らないが、生産性のきわめて低いこの地域においては、開拓、灌漑、施肥、耕作技術の改善、品種の改良等によって、この程度の増産は不可能ではないとする見解が強い。インドのごときは今後二十年間に生産を五〇%引上げることも可能であるといわれている。

各国の計画から推定して仮りに今後の五カ年間に一七・五%程度の増産が可能とすれば、一九五四年のアジアの生産一億一千七百五十万トン(中国を除く)は、一九五九年には一億三千八百万トンに、すなわち二千五十万トンの増加となるものと推定される。

この増産の種別内容は、アジアのばあい作付転換を行うべき適当な作柄が見出されない限り、依然として米に重点がおかれるであろう。これに対し世界の他の地域における米の生産は、戦後かって見たような増産はなく、むしろ減産が予想される。その理由は、戦後におけるアジア地域以外の米の増産は、もともと米価高に刺戟されたことによるものであり、米の国際価格が低落しつつある現在においては、むしろ生産は抑制されるとするにある。いずれにしても、アジアの食糧生産は、今後かなりの速度で発展するものとみてよいであろう。

II 工業発展の現段階

(1) 概 観

アジア諸国の工業生産は一九五四年から五五年にかけて依然上昇をつづけている。しかしこの上昇率を世界平均のそれと比較すれば別表のとおりで若干下回っている。一九五四年度は中国本土一六・七%、パキスタン二一・三%、フィリピン一二・三%と著しい高さが示されたが、五五年は総じて世界平均を下回った。

中国政府発表の発展率は五三年の三一・四%から五四年には一六・七%に低下し、五五年には五・四%となることが計画されていた。台湾では四カ年計画(五三～五六年)によって五三年には三〇・六%も上昇したが、五四年には僅かに四・七%であった。それが一九五五年には七・〇%に上昇した。

インドにおける発展は相当なもので、運輸施設の拡充により原料供給事情が改善されたので、既存設備能力の利用率が向上したため増産が行われた。そこで若干の部門では輸出の重要性が増し、政府は輸出振興会議を設置して、輸出品生産用の原料に対する輸入関税を引下げるための包括的な規則を制定しつつある。インドの生産指数の増加は、年率では農業三・二%、工業五%、国内総生産では二・八%にすぎないが、その基準が高いため絶対量の増次はいちじるしいものがある。インドは一九五六年四月から第二次五カ年計画に入るが、その総投資額は第一次計画の二倍余にあたる七百十億ルピー(百五十億ドル)で、第一次計画では下位におかれた工業投

工業生産指数 (1953～55年)

	指数 (1952年=100)			対前年比増加率 (%)		
	1953	1954	1955(a)	1953	1954	1955
中国台湾	130.6	136.7	146.3	30.6	4.7	7.0
本土(b)	141.4	153.7	162	31.4	16.7	5.4
インド	104.9	113.7	123.5	4.9	8.3	8.0
日本	122.0	128.6	137.2	22.0	5.4	6.6
パキスタン	146.8	178.1		46.8	21.3	
フィリピン	133.0	127.0	134	13.0	12.3	5.5
世界	107	107	116	7.0	0	8.4

(註) 上表の「世界」工業生産指数にはソヴィエトおよび東欧、中国本土を含まない。

(a フィリピンおよび世界は1～6月平均、インドは1～8月平均、台湾および日本は1～9月平均。

(b) 李富春「青年社会主義建設積極分子大会で行った五カ年計画報告」新華社、北京、1955年9月28日。1955年の数字は目標。指数は工業生産総価値を示すもので、重複するものも若干含まれる。

(出所) U. N. Economic Survey of Asia and the Far East, 1955.

資の順位を一躍引上げて、資金の割当を第一次の八%、十七億ルピー(三五億ドル)から一九%、九十一億ルピー(十九億ドル)に増額するなど、その野心的な工業政策が注目されている。

パキスタンでは国際収支の逼迫にもかかわらず、工業は過去四カ年間に急速な発展をとげた。主要十七業種を含む工業生産指数(五〇年＝一〇〇)は、五一年の一二五から、五二年には一六〇、五三年には二三五、五四年には二八五と伸びている。厳重な輸入制限は国内生産の促進に対して保護関税と同様の効果をもたらし、また政府は国内生産品を優先的に買上げ、政府の創設した工業開発会社は国内工業に金融的援助を与えつつある。さらに最近では外国援助も国内の投資資金を補足しうるほどの量で与えられつつある。

フィリピンでも電力および輸送の発達、消費財の輸入制限と原料、設備機械の輸入の自由化、新設工業に対する免税等が急速な工業発展を促進した。

その他の諸国のうちアフガニスタン、ビルマおよびタイでは、発展率は上述の諸国ほど急速ではなかったが、工業生産は絶えず増大しつつある。セイロンでは一九四八年を一〇〇とする国内総生産指数でみると、この五ないし七年間に、一六四(一九五四年)で地域内では最高であった。インドネシアでは鉱業生産(石油および同製品を含む)が堅実に発展しているのとは反対に、一九五四年の工業生産は甚しく阻害された。厳重な輸入制限が輸入原料の供給を阻害したので、五四年第四・四半期には各種の部門で企業の閉鎖、生産制限と労働者の解雇が行われた。しかし五五年の外貨予算では原料輸入に多額の外貨割当が行われたのと、輸入制限による物資不足に乗じ国内生産を促進しはじめている。

香港では工業生産能力の急速な拡張がつづいており、輸出総額に占める現地製品の比重が増加しつつある。マライでは鉱消費財工業に着実な発展が認められる。

経済建設の目安となる国内資本形成と、開発関係の政府支出との二つを合わせたものの国民総生産に対する比率は、五四年にはセイロン一七%(五二年には二二%)、ビルマ二五%とそれぞれ最高率にのぼっている。インド、フィリピンは一一%、マライ一五%、インドネシアでも八%をこえている。

このようなこの地域における工業の発展は、開発計画の性格からみておよそ四種に分類することができる。すなわち第一は重要消費財の自給達成を主たる狙いとしてその開発をすすめている一群の工業である。パキスタンの綿業にその適例をみることく、この種の工業開発は多くのばあい国内で原料の調達が可能なことを前提としている。若干の国における製糖業および製紙業の建設、また製革、植物油その他の食品加工、薬品等の諸工業も同様にこの範疇にはいるものとみてよい。

第二は域内に直接外資が投下され、輸入原料の加工もしくは、輸入部品の組立に従事する一群の工業である。台湾、インド、フィリピン等にみられる自動車および冷蔵庫の組立、電気器具の製造工業等はこれに属するとみてよいであろう。この種の工業はしばしば域内諸国で完成品に対して高率の輸入税を賦課しているために発展し

たものである。

第三は経済開発需要を賄うことを目的とする工業グループである。最近飛躍的発展をみたセメント工業はその適例である。アジア地域のセメント生産は、ここ数年間に激増した。日本、中国およびインドを除いた域内諸国の生産は、一九四八～五一年に倍増し、さらに一九五一～五四年間には四〇%方増大した。もちろんそれでも漸増する需要を完全に賄うためにはなおかなりの不足で、それらの多くは輸入に依存している。しかし最近ではこの輸入も域外より域内諸国から行われている。そのほか中国、インド、パキスタンおよびフィリピンで成長しつつある鉄鋼業、機械工業、および基礎化学、工業肥料、苛性ソーダ等はこのカテゴリーに属するものとみることができる。この種の工業開発は中国とインドにあっては、経済開発計画において最も重点的に採りあげられているが、その他の多くの国ではその開発は概して低調である。

第四は、とくに香港などにみられる輸出向を主とする工業であり、パキスタンのジュート工業のばあいは、アジア地域の重要輸出原料品加工業の発展が最近顕著になったことを示す一つの例である。インドネシアで現在計画中のゴム再圧延工場とタイヤ製造業もこの種の工業にはいる別の一例としてあげられる。

(2) 基幹産業の発展

1 鉄鋼業

鉄鋼生産は、中国、インドおよび日本に集中し、その他の若干の国では鉄鋼業の設立計画が進められているか、もしくはようやく検討されている段階にある。一九五四年における本地域の鉄鋼生産高は、世界生産高の約七・五%、粗鋼生産では六・五%であった。また同年における日本と中国を除く域内諸国の鉄鋼輸入量は百八十万トンであった。

インドの完成鋼の生産は一九五三年の十万トンから五四年には百二十四万三千トンのピーク・レベルに達し、五五年も増産をつづけた。しかし需要が国内生産をオーバーしているので、アメリカの援助計画によるものをも含めて、五三年には二十三万二千トン、五四年には三十五万トンの鋼材が輸入された。

第二次五カ年計画では需要がますます増加するものとみて六〇―六一年度までに完成鋼生産を五百万トンに引上げるという暫定目標をたてている。そのためクルップ・デマーグとの合併で建設中のヒンドスタン鉄鋼の目標は鋼塊生産能力五十万トンから百万トンに引上げられた。五五年二月には政府はソヴィエトと協定して、マディヤ・プラデシのビライに百万トンの工場を建設することとなった。工場建設経費は総額七千五百万ポンドで、そのうちソヴィエトが三千三百万ポンドの機械設備を提供し、その償還は年利率二・五%で十二年間に分割してルピー貨で行われることとなっている。また他にイギリスの協力でもう一つ百万トン工場の建設計画が交渉されている。さらにヒンドスタン製鉄会社（インド・ドイツ合弁）の百万トン工場の建設作業はすでに着手されている。一方政府はタタ鉄鋼の鋼塊生産施設の拡張計画を承認したので同社はアメリカ

輸出入銀行と借款交渉を行い拡張を計画中である。

パキスタンでは、パキスタン工業開発公社とドイツ商社との間に鉄鋼プラント建設に関する協定を締結した。同工場は最初は粗鋼五万トン、後には三十万トンに拡張される計画である。ダウド・ケールに新たに発見された鉄鉱床から、この工場建設計画に必要な鉄鉱を年間二十五万トン供給することができよう。ビルマでは現在年間能力一万六千五百トンの圧延工場を建設中で、一九五五―五六年度末までには完成の予定である。

1954年のアジアのセメント生産と輸入量（単位1,000トン）

	生産	輸入	輸出
中国台湾	536	30	24
中国	4,605	〃	〃
インド	4,469	8	102
日本	10,675	——	905
その他アジア諸国	1,975	1,308	53
合計	22,260	〃	〃

（出所） U. N. Economic Survey of Asia and the Far East. 1955.

2 機械工業

日本を除くアジア諸国の機械工業は一般にまだ初期の段階にあるが、インドおよび中国では急速に発展しつつある。

インドの一九五四年における機械工業の発展には著しいものがあった。六十二業種のうち五十六業種（紡織機械および工作機械を含む）が増産を記録し、減産を示したのは六業種にすぎなかった。自動車生産は減退したが、ピストンおよびシリンダー等の関連産業は、現存生産能力の利用率の引上げによって増産を示した。第二次五カ年計画草案ではプラントおよび車輛製作用の重機械に重点がおかれ、できるだけはやく生産財の輸入依存から脱却することを目標としている。

パキスタンでは、造船と船舶修理工業が特別の関心をもたれている。パキスタン工業開発公社はカラチ船舶修理工場とクールナ・ドックの建設を計画しカラチ船舶修理工場は五五年中に完成の予定である。クールナ・ドックは東パキスタン内河航運の必要に応ずるためである。

3 セメント

セメント工業はさきに述べたように、アジア諸国ではかなり発達

した産業であるが、ここでもその主要生産国は日本、中国およびインドで、一九五四年の生産二百二十二億六千万トンのうち約二百億トンはこの三国で占めていた。

インドのセメント生産は一九五三年の三百八十四万トンから五四年には四百四十六万トンに増加している。現在二十五工場が操業中であり、さらに二十工場の拡張計画が政府の許可をえて進行中である。セメント輸出も漸増しつつある。第二次五カ年計画草案では五五―五六年度の四十八万トンから六〇―六一年度には一千万トンに生産を引上げることが予定されている。

その他の諸国ではアフガニスタンのセメント公社が、チェコから五百万ドルの借款を与えられて、カブール・ブリクームおよびヘラトに各日産百トンの工場三つを建設中であるが、これらは五五～五七年度半ばまでに生産開始の予定である。ビルマではクイエトミョウ工場がほとんど能力一杯の年率五万九千万トンの生産をつづけており、また同工場の拡張計画が完成すれば、五六年のビルマのセメント年産能力は十二万トンになろう。

パキスタンの現有生産能力は四十三万トンで、四十七万トン方増加することを意図している。これらの諸計画のうちワー・セメント工場の能力を十万トンに拡張する計画は完成し、チャタック工場の生産能力を七万五千トンにする計画は五五年中に完成されたものとみられる。さらにパキスタン工業開発公社はダウド・ケール（ボンジャプ）とハイデラバード（シンド）に合計能力三十四万トンの工場を建設しつつあるが、ダウド・ケール工場は五五年末、ハイデラバード（シンド）工場は五六年六月までにそれぞれ生産開始が予定されている。

また東パキスタンのチャタク工場も五六年中にその年産能力を五万トンから十二万五千トンに拡張するはずである。

南ヴェトナム以外のセイロン、香港、マライ、フイリピンおよびタイでも、セメント生産は多少とも増加している。

4 化学工業

インドでは現在生産されている百三十四の化学製品のうち五十七製品の生産は五四年には増加した。若干の業種の生産能力が増設され、また若干の新製品の生産がはじめられた。五一年に完成したシンドリ工場は、五四年には能力一杯の三十五万トンの生産を達成した。現在シンドリ工場の生産能力の四〇%増設とシンドリ級の工場二つの新設計画が考慮されている。

染料およびDDT、ペニシリンなどの薬剤生産も相当発展して、苛性ソーダや各種薬剤に対する財政関税は保護関税に転換され、他方染料生産に必要な半製品に対する輸入関税は引下げられた。

インドネシアではワル（東ジャワ）の苛性ソーダ工場建設計画はおくれているが、五五年中には操業を開始しよう。

パキスタンのノウスヘラには年産七百十一トンのDDT工場が建設された。またペニシリン工場も建設中であり、パキスタン工業開発会社は二つの苛性ソーダ工場（合計日産二十トン）を五五年初々から操業している。

チャンドラゴナおよびリアルプールに二つの硫酸工場が建設され

ているが、リアルプール工場の設備は五五年中に過燐酸六千トンを生産するために転換された。

ダウド・ケールの硫安肥料工場（年産能力五万トン）は、現在アメリカの援助で建設中であるが、五六年中には生産開始の運びに至るだろう。

フィリピンでは化学薬品の生産は五四年には五・四%増加した。カーバイト・プレス工場一および製薬工場三が最近建設された。

5　綿業

綿紡織はアジア地域では最も広汎に発展した工業である。一九五四年の紡錘据付数は合計二千八百万錘と推定され、世界紡績能力の二一%を占めていた。

一九五一～五四年においてはアジア地域の多くの国では綿業設備とその生産は増大した。とりわけパキスタンの発展はめざましく、設備能力と生産実績ともに急速な躍進をみせ、中、下級綿布については自給可能の域に達した。しかしその反面棉花の輸出余力が激減し、したがって輸入に著しい減少をきたすこととなった。

一九五五年の生産傾向は各国まちまちな動きをみせた。インド、パキスタンの生産は相変らず上昇を示したが、フィリピンのそれは前年より減産した。

パキスタンは一五五四―五五年度には紡錘数が七十九万三千錘から百三十一万六千錘に、織機は一万二千台から一万八千台に増加した。二百万錘の目標は五五年中に達成されたものとみられる。一九五三年第四・四半期―五四年第四・四半期間に綿糸生産は四八%増加して年率十万三千トンになり、綿布生産は二二%増の三億四千八百万メートルになった。さらに五五年末までには下級および中級綿布については自給の域に達しよう。パキスタン政府は綿糸の価格および配給の統制を撤廃した。

ビルマは政府の綿紡織工場の綿糸生産が多少減少したが、これは一つには高番手品を生産するようにしたためである。

アフガニスタンは綿業生産が五%増加して綿布一千万メートル、綿糸一千トンとなった。

インドは五四年には輸出が好転したので綿布生産は高水準をつづけ、綿生産は六十億メートル（工場綿布四十五億七千二百万メートルと手織綿布十四億六千三百万メートル）を突破した。綿布輸出は五三年の五億四千二百万メートルから、五四年には七億三千六百万メートルに増加した。

五四年十月に綿布輸出促進委員会が設置され、最近アジア諸国に貿易便節団が派遣された。しかし五五年上半期の輸出は前年同期に比べて六・一%の低落を示した。これはアジアおよびアフリカ諸国の綿布生産が増加し、その輸入が減少したためであるが、国内需要が旺盛で輸出の減退をカバーしている。

香港には現在紡績工場が十七あってその紡錘数は合計二十四万七千錘である。五五年は綿糸生産は年率四万二千トンの高水準にあったが、五五年は四万一千トンに低下している。

6　電力

アジア諸国の電力生産は、インド、パキスタン、フィリピン等で

新しい発電計画が進捗しているので、最近相当増加している。インドの発電量は、五三年の六十六億二千四百万KWHから五四年には七十四億八千八百万KWHに一二%方増加した。このうち五三・三%は汽力発電、四三・七%は水力発電、残り三%が重油発電によるものであった。

ヒラクッド・ダム計画、ダーモダール河谷計画、チャンボール河谷計画等の大規模な多目的計画は著しく進捗し、バークラ・ナンガルに計画中のナンガル・ダムに建設された第一水力発電所（二十四万KW発電機二基）は五五年一月に発電を開始し、同じ規模の第二発電所も五五年末までには完成の予定である。

また合計発電能力二十四万KWの水力発電所を建設しようというコンヤ計画の準備工事がはじめられた。第二次五カ年計画では六〇―六一年度までに電力需要が二百億KWHに達するものとみて、発電能力を五五―五六年度の二百五十万KWから六百万KWに増設する計画が考慮されている。

パキスタンの設備能力は一九五四年三月の二十二万四千KWから五五年三月には二十六万KW（うち汽力発電十九万七千KW、水力発電六万三千KW）に達した。カルナフリ多目的計画（十六万KW）、ワルサク計画（十五万KW）、ミアンワリ計画（十万KW）および堀抜井戸に送電するためのバンジャブ計画（八万一千KW）等の大規模発電計画は順調に進行している。

フィリピンのマニラ電力会社の発電量は施設が拡張されたため一九五四年には一一・七%増加し、五五年第二・四半期にも同様の増加傾向がつづいている。ルソン島アグノ河のアングラオ水力発電計画（当初能力七万五千KW）およびミンダナオ島マリア・クリスチナ計画の第二発電所（二万五千KW）は五五年中には発電を開始しよう。さらに工業方面における今後の電力需要増加を見込んで、ロックウエル発電所に三万二千KWの第四発電所の建設がはじめられた。

その他の諸国では、南ヴェトナムを除きほとんどの国において電力生産は増加した。

ビルマではラングーン地区の電力消費が、五四年下半期は上半期を九%、前年同期を一二%上回った。バルーチャン河計画（最終能力八万四千KW）の第二発電所の建設計画もはじめられた。

セイロンでは発電量は五三年の一億四千四百万KWから五四年には一億六千八百万KWに増加した。現在の能力二十五万KWを倍増するための、アベディーン・ラクソバナ水力発電計画の第二期A工事は、世界銀行から一千九百十万ドルの借款をえて五四年末に着手された。香港の発電量は五四年には一四%増加し、五五年第一・四半期にも多少増加している。

マライ連邦およびシンガポールの一九五四年の生産は十一億九千二百万KWHで、前年より一三%増であった。タイでもバンコックおよびトンブリの発電量は五四年には相当増加した。現在の設備能力は四万一千KWであるが、トン・マハメクのディーゼル発電所が五五―五六年度に完成すれば一万KWだけ増加しよう。ピン河のヤン・ヒー水力発電計画（三十二万KW）に外資を導入するための工作も行われている。

7　石炭

アジア地域の石炭資源は、現在判明している限りでは貧弱である。何れの国も数量と品質に差異こそあれ埋蔵量はあるが、下級炭が圧倒的である。

域内諸国の石炭生産はこの数年間は多少とも安定を示している。一九五四年の域内生産は中国、台湾、日本を含めて一億七千百万トンと世界生産高（ソヴィエトを除く）の約一二%に相当した。それが一九五五年には一億八千万トンと飛躍的な増産を示した。しかし総じて工業生産の発展に比較して遅れているとみてよいようである。たとえばインドでは一九五二～五五年の間に工業生産指数が二三%増加したのに対し、出炭高はその間に五%増加しただけであった。第二次五カ年計画では出炭高を一九六〇年までに六〇%引上げて、一九五五年の三千九百万トンを六千万トンまで高めようとしている。現在石炭産業は生産性の低さ、輸送の隘路、洗炭施設の欠除あるいは所有権および統制の将来に対する不安感等多くの困難に当面している。

その他アフガニスタンでは年率一万三千トンの生産で、五五年二月に他の産業部門の助けをえて政府は炭坑の運営と生産の促進のために石炭会社を創設した。インドネシアでは五三年以来八十九万五千トン前後の生産を維持しているがまだ戦前を相当下回っている。

マライ連邦では過去五カ年間にわたって絶えず生産は低下し、戦前平均の四十六万トンに対して五三年二十八万八千トン、五四年二十二万八千トンとなっている。

パキスタンでは五三年の五十八万八千トンから五四年には五十六万四千トンに減産したが、なお四八年水準の二倍以上である。

8　石油

アジア諸国の原油生産は、大体インドネシアと英領ボルネオ（ブルネイおよびサラワク）に集中している。一九五四年には一千六百四十万トン、すなわち中国本土を除くアジア地域原油生産高の九〇%がインドネシアと英領ボルネオで生産された。最近外国投資に対する各国政府の政策が緩和されたのと、各種の開発計画が実施されているため重油生産は増加しつつある。

インドネシアの重油生産量は、一九五四年には前年度より六%増の一千八十万トンに達し、その結果精製用の重油輸入の必要はそれだけ減少した。石油および同製品の輸出は五四年には輸出総額の四分の一以上を占めたが特に同年下半期には著増した。

外国系石油会社に対する課税および石油会社の外貨保留権に関する政府と会社間の協定の改訂は完了したと伝えられ、石油に対する外国投資の拡大が期待されている。

ブルネイの重油生産量は五三年四百八十八万四千トン、五四年四百七十八万八千トンであった。サラワクではブルネイ産の重油の精製のほかに同地でも少量の重油生産をみているが、その精油量は五三年以来あまり変らない。

パキスタンの、原油生産は五三年の二十四万トン、五四年の二十六万四千トンと増え、更に探査がつづけられている。政府はスタンダード石油と協同して、三億ルピーの経費でもって、ガンジス河デルタ

とインダス河谷における探査を行うという協定に調印した。この二億ルピーの四分の一が政府から支出されるはずである。なお五四年に発足したスイ天然ガス計画は順調に進捗して、五五年末にはカラチの工業に供給されるに至った。当初の生産量は年率百三十五億立方フィート（石炭五十五万トンに相当）の予定である。

ビルマの原油生産は依然戦前を下回っているが、最近では漸増傾向にあり、年率百九十三万トンの生産をつづけている。

インドではスタンダード・バーマー・シェルおよびカルテックスとの協定による精油工場の建設計画が著しく進捗して、前の二つの工場は生産を開始した。最近アッサムに新油田が発見され、政府はスタンダード石油と合弁で探油することに決定した。第二次五カ年計画では年産三十万トンの人造石油工場の建設が考慮されている。

第三節　社会生活水準の現実

I　所得水準の未回復

アジアの生活水準は、つねに「貧困」という言葉によって表現されている。その「貧困」の諸相をあらわす指標として、多くのばあい所得水準と消費水準とがあげられる。すなわち所得水準の面では一人当り国民所得の低さとか、総生産額ないし総人口に対する工業生産額や工業人口の低い比率（前工業化）、ないしは人口や資源に対する資本設備の相対的な低さ（資本不足）などのことがあげられ、消費水準の面では投資に対する個人消費の大きさとか、住民の衣、食、住における貧しさの様相、社会文化水準の相対的な低さ等のことがひきあいにだされる。

所得水準と消費水準とはいずれも生活水準そのものをあらわすものではないけれども、それを規定する最も重要な要因としての経済指標であり、アジアのばあい生活水準のような広い内容をもつ概念を部分的指標で表現することが無理なので、いきおいこのような綜合的指標を用いる結果になるのである。

一九五五年の十月、シンガポールで開かれたコロンボ・プラン諸問委員会会議における報告では、六億四千万の東南アジア地域の人口の年間自然増加を一千万と推計している。世界陸地総面積の一六%にすぎないこの地域に世界総人口の四分の一を擁している上にさらに莫大な人口の増加が予想されているのである。この陸地面積と人口との世界的に見たアンバランスはこの地域人口の増加率の相対的な高さのために、さらにそのギャップを大きくしてゆくとみられている。

生活水準はもちろん人口の大きさが問題になるのではなく、それに匹敵する所得の多寡が問題なのである。ところで、アジアの所得は世界の一般的な所得水準と比べてどのような関係にあるかを見ると、一九四五年の世界の総国民所得は五千四百二十億ドルで、この地域のわけ前はその五・五%にすぎなかった。つまり人口は四分の一におよんでいるが、所得は二十分の一程度の低さなのである。これを一人当りで見ると、世界平均は二百三十ドルであるのに対し、

一人当り国民所得（1952年）

国別	国民所得	米ドル換算(100万ドル)	人口(1,000人)	一人当り所得(ドル)
マライ，シンガポール	※4,849(百万マライ・ドル)	1,584.6	6,245	253.7
香港	2,280(百万香港ドル)	399.0	2,250	177.3
日本	52,825（億円）	14,673.3	85,500	171.6
フィリピン	6,952（百万ペソ）	3,476.0	20,646	168.4
セイロン	4,441（百万ルピー）	930.6	7,940	117.2
ラオス	5,008(百万ピアストル)	143.0	1,356	105.4
インドネシア	81,204（百万ルピア）	7,042.8	78,193	89.6
タイ	※23,377（百万バーツ）	1,400.7	19,193	72.9
パキスタン	18,338（百万ルピー）	5,526.8	76,000	72.7
韓国	1,383.9(百万米ドル)	1,383.9	21,209	65.3
インド	※955（億ルピー）	20,029.0	367,000	54.6
アフガニスタン	12,500（百万アフガニ）	543.5	12,000	45.3
ビルマ	3,928（百万チャット）	825.2	19,045	43.3
中国	5,179（千億元）	22,100.0	580,000	38.1

〔備考〕 国連 Statistical Papers Series H. No.6. Statistics of National Income and Expenditure によった。人口は1952年推計を用い、為替レートは次のように計算した。
中国の人口は1953年6月30日に 582,603,417人とされているので、1952年をここで一応5億8千万人と推定した。 ※印のものは1950年の推計。
（但し人口及び為替レートは1952年を用いた）。

マライ，シンガポール　マライ・ドル(海峡ドル)306＝1米ドル
香港　香港ドル　5.714＝1米ドル　タイ国　バーツ　12.55＝1米ドル
日本　円　360＝1〃　パキスタン　ルピー　3.318＝1〃
フィリピン　ペソ　2＝1〃　インド　ルピー　4.768＝1〃
セイロン　ルピー　4.762＝1〃　アフガニスタン　アフガニ　23＝1〃
ラオス　ピアストル　35＝1〃　ビルマ　チャット　476＝1〃
インドネシア　ルピア　11.53＝1〃　中国　元　（石川滋氏前掲論文の換算による）

東南アジアは平均五十ドルにも足りない低さである。それではこの所得の低さはその後において人口の増加に匹敵する速度で増加しているかというに、必ずしもそうではない。一九四九年を基準とする一九五三年の先進国の国民所得増加率は、アメリカ三〇%、イギリス三五%、イクリー三六%、西独六八%などかなり大幅となっている。これに対し東南アジア諸国でもここ二、三年間に国民所得の増加はかなり大きかったが、しかしそれは朝鮮戦争ブームのような所得の増加を促進する特別の好条件、すなわち再び繰り返されることのない条件が加わっていたのと、もう一つはこの地域はほとんど戦災をうけた国であるので、もっぱら復興による回復段階にあったために比較的急速に所得を増加し得たことなどが最大の原因で、ノーマルな発展ではなかったのである。

したがって、絶額の指数は増加しても、大部分の国における一人当り実質所得は、戦後十年を経た今日においてもなお戦前より低いか、あるいは辛うじて戦前水準に達した程度にすぎないのである。ビルマではなお戦前を三〇%かた下回っており、セイロン、マライおよびタイなどの諸国では一人当り実質所得は朝鮮戦争ブーム中に急速に増加したが、ブーム後は低下した。インドにおける一人当り実質所得の最近の増加が比較的大幅のようにみえるのは、主としてこれまで数年間の天候不順により比較の基準が低かったためである。

以上のように東南アジア諸国を全体的にみたばあい、一人当り実質所得はなお戦前水準を下回っており、停滞状態にあるといえる。それはこの地域の最も重要である食糧の一人当り生産量からも充分に断定することができる。食糧以外の物資に関して入手しうる資料を基礎とした他の証拠もまたこの一般的結論を裏書きしているのである。

II　食、衣、住から見た生活水準

東南アジア諸国の穀物生産は、好天に恵まれて、一九五三―五四年には戦前(一九三四～三九年平均)を一三・二%かた上回った。一九五四―五五年の生産は若干前年に比べて減少したが、それでもなお九・二%の増加となっている。加うるにインド、パキスタン等の米国からの余剰食糧の受入れ等で、全体としてこの地域の食糧の供給量は増加した。しかし急速な人口増加から推して、なお戦前の水準に達していないことは明らかで、去る十月のコロンボ・プラン諸国委員会の報告も「現在の一人当りの食糧消費量はまだ戦前水準を下回っている。」と指摘している。

一九五二年のFAOの統計を見ると、この地域の一人当り一日平均のカロリー摂取量は、アメリカやイギリスでは三千を超えているのに、二千前後にすぎない。しかも、それは六〇%から八〇%までが穀物に依存しており、この点先進国の摂取カロリーに占める穀物の比率が三〇%ないし四〇%にすぎないのときわめて対照的である。蛋白質摂取量はそれとは反対で、イギリスの蛋白質摂取量が八十八グラム、アメリカのそれが九十一グラムであるのに対

主要物資の一人当り消費量の比較

	一日当り食糧消費量（カロリー）(b)	衣料(綿,羊毛,レーヨン)消費量(耗) 1953年	石炭換算エネルギー消費量(a)(瓲) 1953年	鋼供給量(瓲) 1953年
エカフェ諸国				
ビルマ	1,990	1.8	30	——
セイロン	2,060	1.8	120	5.4
中国(台湾)	——	2.7	——	3.7
〃 (本土)	1,688	1.3	——	
インド	1,690	2.2	110	5.1
インドネシア	——	1.4	80	2.8
日本	2,160	6.6	930	77.0
パキスタン	2,030	0.9	50	2.2
フィリピン	1,960	1.6	100	10.0
タイ	——	1.2	30	——
ベルギー	2,950	6.8	3,640	246.0
カナダ	3,130	12.2	6,840	351.0
フランス	2,850	8.0	2,330	198.0
スエーデン	3,000	10.0	3,700	320.0
英国	3,060	10.4	4,530	322.0
米国	3,120	17.4	8,010	624.0

（出所） 国連統計局およびＦＡＯの資料。

(a) 商業ソースのエネルギーの推定消費量を石炭換算したもの。

(b) ビルマおよび中国（本土）は1947／48年度、セイロンおよび米国は1952年、ベルギー，カナダ，フランス，インド，日本は1947／48年度パキスタン，スエーデンおよび英国は1952／53年度。

し、アジアのばあいは五十グラム前後と比べものにならない低さにある。しかもその大部分は豆類からのもので、動物性蛋白質はきわめて微量である。

食生活からうかがわれる消費水準の低さと同様の状態は衣と住の面にも現われている。アジアの個人消費支出で最も大きなものは食糧に対するものであるが、それに次いでは衣料で、総消費額のほぼ一〇%においんでいる。このような消費比率の大きさにもかかわらず、衣料繊維の消費水準はきわめて低く、世界の最低を示している。この地域の衣料繊維は主として木綿であるが戦前（一九三八年）の綿繊維消費量は世界の平均が六・四封度であるのに、アジア諸国の平均は四・二封度にすぎなかった。戦後の主要繊維の消費量はこの地域では世界全体としての水準よりも、もっとひどく低下した。一九五一年には、全世界における平均一人当り主要繊維消費量は九・〇封度であつたが、この地域のそれは三・七封度にすぎない。

住宅は衣料消費水準よりさらに劣ってい

ると思われる。アジア諸国では、多くの人々が文字通り家がなく、街路上に寝ているのは珍らしい風景ではない。また人口の大部分が狭い、風通しの悪い、不衛生な小屋に住んでおり、それが直接的には早死と低い生産性と犯罪と一般的不安定の大きな原因をなしている。ことに戦後のこの地域の著しい現象は、避難民の流入によって住居が著しく欠乏したことである。国連の「熱帯住宅調査団」の報告によれば、一億五千万以上の人口が都市と農村を通じて不衛生且つ密集して居住しており、その程度も普通の基準を遥かに下回っている。

III　貧困の基本的諸原因

以上のようなアジアの貧困の諸相が何によってもたらされたかという問題の解明として、一般に一人当りの生産性の低さと、それを原因とする実質所得の低さ、さらにそれを原因とする資本の不足、それからもたらされた工業の未発達、生産の低さという一連の悪循環があげられる。しかしさらにこの一人当りの低い生産性と実質所得によって特徴づけられる停滞性が、何に起因するかを考えてみなくてはならない。ミント（ラングーン大学教授）は、このことを、これらの国が「国際経済関係において、外部の経済力の衝撃によって形づくられた新しい環境への適合に失敗し、経済闘争の過程において、先進国に対して競争上の地位を維持することのできなかつた。」（註）ことにあるとみている。つまりアジアの民衆の生活と思惟の伝統的形態のなかには、周囲に起った変動に応じて、自分達の環境を造り変えることのできる能動的な意識がなかったというのである。それが先進国との間のさきにあげたような幾多の「不平等化要因」disequalizing factor をつくりあげてゆく原因をなしたものであると見ている。

このような見解は当然の結果として、将来の発展に対しても悲観的にならざるを得ないであろう。事実アジアのほとんどの国は、政治的独立を達成して主権国家となったが、しかしいまだに植民地的従属関係から脱却していない。国際経済関係における不平等化要因は依然として除去されず、幾多のディレンマに苦悩しつづけている。すなわちモノカルチュア的偏倚生産構造を改めて、「均衡のとれた多様化された」国民経済を確立しなければならない立場に立たされているにもかかわらず、工業化や経済開発のために必要な資本財購入の外貨を獲得するためには、かえって一層モノカルチュア的生産を強化しなければならぬというディレンマにおちいっているのである。財源を自主的に内部に求めようとしても、低い生産力と低い所得水準のなかからの国内資本の形成は困難であり、そこでやむをえず外部資本の援助に依頼するのであるが、このことがまた多かれ少なかれ政治的、経済的独立を犠牲に供することなくしては不可能である。

別項で述べたアジアの経済開発は、一にこの国際的な「不平等化要因」から脱け出すための計画であるといってよいであろう。独立

の第一段階を経過したアジア諸国にとってのこされた最大の問題は、経済的貧困からの解放と国際経済関係における従属化からの自由である。この目的をいかなる方法によって達成するかという点にアジアの今後の生活水準の問題がかかっているといえる。

もちろんアジアにとって植民地経済的後進性の克服は容易ではない。しかしそのためには一部のアジア諸国は社会主義的経済変革の方法からすら多くの教訓を学びとろうとしており、経済的ナショナリズムの高まりは徐々に独立経済を樹立してゆくであろう。

長期的な観点からいえば、アジア地域の経済開発の問題は、地域内の物的、人的資源を完全に活用して、こうした低い生活水準をある程度他と比較しうるところまで高めることであるといえよう。

一般に東南アジア諸国では一人当り国民所得を一ドル増加させるには、二・五ドルから三ドルの純投資が必要であるとされている。(比較的少い投資で大きな効果をあげうる戦後の復興期のようなばあいですら二ドルを要するとされる。)ECAFEの「一九五四年経済概観」(Economic Survey of Asia and the Far East 1954)によると、この地域の一人当り国民所得を百ドルと仮定し、人口の自然増加分を含めて、一人当りの所得を二%増加せしむるためには、最初は国民所得の九%、すなわち一人当り九ドルの資本投下を必要とするであろうとしている。この計算でゆくと、東南アジアの経済開発投資が仮りに前にあげた計画の通り一人当り五・四ドル行われたとしても、その経済成長率は二%の五分の二程度にすぎないという結論になる。

(註) H. Myint: An Interpretation of Economic Backwardness, Oxford Economic Papers, New Series, vol. 6, No. 2, June 1954, p. 144.

IV 社会生活の依然たる低位

アジア諸国の生活水準が経済的発展の著しさにもかかわらず、なお一人当りでは戦前を遙かに下回っていることはさきに述べた。ところで低開発国の経済開発で国民の生活水準と同様に注目されねばならぬ社会制度および伝統的慣習の改善の問題がどの程度遂行され、同時に社会文化水準がアジアのばあいどのような進歩を示したであろうか。

アジアでは経済開発の基本的な必要条件として旧い社会体制の改善と、族制の問題がつねにとりあげられている。各国の経済開発計画でも、経済、社会便益としての運輸、通信、灌漑等の施設とともに、教育、保健のごとき社会慣習の改善に対し、大きな努力がはらわれている。しかしその成果には工業化の発展にみるようなはかばかしさは示されていない。土地制度その他、経済諸制度の変革に関する問題も、インドを始めビルマでもその他の国でも重要な問題としてとりあげられてはいるが、この面における施策はどの国でも充分な成果をあげてはいない。

その国の生活水準の引上げを可能とするためには、全国民をあげてそれを改善するための事業に参加させるような社会的雰囲気を、

つくり出さなければならない。その前にその雰囲気をどうしてつくり出すかということが問題である。

経済開発のための資本蓄積は、国民自身がどこまで耐乏生活に耐える意志をもち、その長期的利害関係を国家の指導に合致させるかによって左右される。したがって、政治的要素もまた経済開発の速度と性格に関連してくることはいうまでもない。

消費生活の水準と対比してアジア諸国の社会生活水準がどの程度のものであり、それが経済開発の促進につれてどう変化したかを、教育、社会保障制度、医療施設、交通、報道機関等の面から探ってみよう。

アジア諸国ではどの国でもそれぞれの経済開発計画において学校建設を大きくとりあげている。一九五二年における初等教育のための学校数は、ビルマは五千百三十八、セイロンでは五千六百四十五、インドでは二十一万三百五十四、パキスタンでは四万二百九十五、フィリピンでは二万二千六百四十一で、戦前に比べてその施設は著しい発展を示している。高等教育のための学校はきわめて少く、ビルマでは一、セイロンでは五、インドネシアでは十である。インドでは八百五十五であるが三億六千万の人口を考えれば決して多いとはいえない。しかしとにかく初等教育の発展は、かなり著しいものであることは認めなければならない。これらの初等学校の教師は、実際的技能と活潑な教育的指導によって、学校と共同社会との間に好ましい関係を設定している。たとえば保健の分野では個人および環境衛生の重要性について、父兄および児童教育を通じて改善につとめており、これらは結局、社会全体の保健に貢献することになるわけである。このように努力の結果はすでに現われはじめてはいるが、全般的にはその施設はなおきわめて低く、文盲率はなおどの国も八〇%程度を下ってはいないし、したがって伝統的な慣習も、多くの面において温存されている。

アジアの民衆の社会生活が、現実に世界の他の地域のそれと比べてどの程度の水準にあるかを知るための指標の一つとして、新聞の千人当りの発行部数と、ラジオの千人当り受信機台数の二つをあげてみると、人口千人当りラジオ受信機数は日本はヨーロッパ各国の水準にちかいが、中国では二台、インド、パキスタンではそれぞれ〇・七台で、民衆の生活水準の低さを遺憾なく現わしている。また千人当り新聞の発行部数についてみると、日本はヨーロッパ並みであるが、他は著しく低く、ほとんどの国が十部以下である。もちろんその国々の経済、政治のしくみのちがいによって、報道機関の利用のしかたやその性格もおのずから異ってくるわけであるから、単純にラジオの受信機の人口当り台数とか、新聞の発行部数だけでその社会生活を規定づけることは無理であるが、しかしアジアのばあいは遅れている地域だけに適切な指標と考えてよいであろう。

また各国の医師一人当り人口数についてみても、アジアにおける医療施設の不備は、医師の少なさとさらにベッド数の少なさに遺憾なく示されている。気候の不順と伝染病の多いこの地域において医師と名づくべきものは歯科医も入れて、インドでは国民六千三百

人に対し一人、インドネシアでは七千三百人に一人である。ベッド一台当り人口についてみても、インドは約三千人、中国のごときは三万四千七百人に一台という少なさである。このような社会生活の低さは、伝統的な迷信と民間薬と祈禱とまじないが、依然として幅をきかせている社会であることをものがたるものである。

第四節　発展の停滞と共産主義化の問題

I　共産主義化要因としての「貧困」

アジア諸国における生活水準ならびに社会環境は、以上に述べたところからでもわかるように経済開発による産業の発展にもかかわらず、改善は遙かに遅れており、むしろ人口一人当りでみた生活水準は多くの国においては戦前を下回ってさえいる。

ところでこのような向上の停滞は、アジア諸民族の今後の動向にどのような影響をもたらすと見るべきであろうか。一九四九年トルーマン大統領の唱導によって始められたポイント・フォア・プログラムは、いうまでもなく低開発地域の生活水準を向上させることによって、この地域の共産化を阻止しうるという考えに基いているものである。すなわちアメリカは『われわれの目標は、自由世界の人民に自己の努力を通してその苦しみを軽減するため、より多くの食糧、衣料、住宅資材および機械、動力の生産を得させるように援助することでなければならない。』（一九四九年一月のトルーマン大統領の就任演説）と考え、同時に、そのことによって『この地域の諸国が共産主義化することを阻止しうる。』という確信を裏付けとして行われているものである。これを裏返しにすれば、この地域の民族の生活上の苦しみを軽減することができなければ、この地域は共産主義化する可能性があるということを言外に示している。

ところがアメリカのこの教義は、その後、修正されて共産主義化の阻止をMSAの援助、すなわち、この地域を軍事的に強化することによって達成しようとする傾向をもつに至った。そしてポイント・フォア・プログラムの仕事を教育、宗教、サーヴィス団体に委ねようとする気運が強まり(註)、あれほど海外から大きな期待を寄せられていたにもかかわらず、ポイント・フォア・プログラムは結局『水でうすめた』計画に終ろうとしている。このような変化はつまり低開発地域の共産主義化は、単にこの地域の生活水準をひきあげるだけでは阻止し得ないとする考えの強まりを示すものである。もちろんこの変化は、そのまま生活の苦しさが共産主義化の要因であるとする考えを否定するものではない。しかし少くとも、生活水準をひきあげることが共産主義化を阻止しうる最大の手段であるとする考えは修正されたと考えてよいであろう。

それではアジアにおける現在の生活水準の低さ、戦前のそれに比べてすら更に低い状態にあるというそのことが、実際の共産主義化にどう現われているであろうか。このことについては他の項において充分検討されているのでここでは省略しよう。しかし現在、アジアのほとんどの国において政変の度に共産勢力ないしはこれに近い

革新勢力が進出していることは、覆いがたい事実とみなければならない。インドネシアの共産党は、一九五五年九月の選挙で絶投票数三千四百万票の二〇%で第四位を獲得し、第一党の国民党との開きが二百万票しかなかったほどである。

パキスタンでは一九五四年の東パキスタンにおける州議会議員選挙において、アワミ連盟、クリシャック・スラミック党など野党四派の連合した統一戦線が、回教連盟を抑えて絶対優位を得ち、またそれまではほとんど無視されていた共産党員が当選するという番狂わせを演じた。その他の国においても共産党の進出は、かなり目立ってきている。もちろんこの共産党の政治的進出は、生活水準の停滞あるいは経済発展の緩漫さだけに原因があるのではなく、外国の従属的関係から離脱しようとするナショナリズムが共産主義活動に結びつき、各国の政治活動に占める共産党の立場を有利にしている面が強いとみるべきであろう。しかし何れにしても、生活水準の停滞、経済発展の緩漫さは、後で述べるように共産主義化の大きな誘因となることは明らかなようである。

(註) Phelps: Should U. S. Continue Point Four? (Foreign Policy Bulletin, November 15, 1953)

II 経済建設とその性格

東南アジア諸国における以上のような生活水準の停滞と経済発展の緩漫さにひきかえて、中共の経済発展はむしろ対蹠的な発展を示しており、そのことがこの地域の共産主義化の刺戟材料となっていることも否み得ない事実である。

現在の中華人民政府が中国本土を政治的、経済的に掌握したのは一九四九年の末であるが、それ以後の中国における経済発展は東南アジア諸国に比べて飛躍的でさえあった。こころみに一九五四年九月に開かれた中国第一期全国人民代表大会第一回会議での周恩来総理の報告をあげてみると、一九五〇年以来過去五カ年間における経済的進歩は近代工業が四・二倍、農業が手工業を加えた全農業で二・二倍となっている。そのうちでも基礎部門における発達が著しく、主要なものについてみると、電力は二・五倍、石炭は二・六倍、銑鉄は十二・四倍、鋼は三・七倍、綿糸は二・六倍、機械製紙は四・五倍に達した。これらの発展を中国の工業規模に匹敵するインドのそれと比べると、この間にインドの銅塊生産増加は五%、発電量の増加は三四%、セメントは四五%の増加にすぎない。綿布生産も中国の二・三倍に対し三三%増の程度にとどまっている。このような発展テンポの大きな相違は、もちろん一方が全体主義的な政治力を背景としているのに対し、他方は議会主義的民主政治を建前としているという政治体制の基本的な相違にも由来するのであるが、他の原因は一方が社会主義的な重工業重点の工業建設をおし進めているのに対し、他は農業に重点をおき、その発展と相俟って工業化を行おうとするところにある。一九五五年七月五日に発表された中国第一次五カ年計画の目標における資金配分をみても、総額三百

二十三億七千八百万ドルの五五・八%が基本建設投資であり、その五八・二%までが工業、主として重工業建設に向けられることになっている。これに対しインドの第一次五カ年計画における投資配分の内容は工業に対するものはわずかに六・七%にとどまっている。

もとより経済発展テンポの相違はこのような社会主義的方式と資本主義方式との相違だけによるものではなく、むしろ社会的、政治的、経済的な発展の諸条件を具備している度合にかかっているといえる。しかしそれらの諸条件の具備は、後進諸国のばあい社会主義体制のもとにおいてより可能性が大きいといえるのである。

インドは一九五六年四月から始まる第二次五カ年計画において中共の現在とりつつある方式に近い社会主義的ゆき方を採用しようとしている。前述のような中共と東南アジア諸国との発展テンポの著しい格差は、多かれ少なかれ東南アジア諸国をして社会主義方式に対する関心を高まらせるであろうことは否定し得ないところである。

資本蓄積率の低いアジア諸国にとって、中共が行っているような企業の国営と公私合営による収益が歳入総額の七〇%ちかくにもおよんでいるという実情と方式はたしかに大きな魅力であろう。インドが国営企業と私営企業を併立せしめ、いわゆる混合経済の方式をとろうとしている所以もここにあるといえる。しかし問題は、革命を前提としないアジア諸国が革命の過程を経て行いつつある中共の経済発展の諸政策を果してそのまま採用しうるかどうかということにある。アジアが農業重点の経済から工業重点の経済に移行することが、世界経済全体の観点から見て果して妥当かどうかということにも問題がある。

アジアの諸国は段階的に社会主義化の方向にすすみつつあるとする見解もあるが、現在のアジアの傾向は社会主義的方式の採用にとどまるものであり、今後においても外部政治力の干渉がない限り、体制としての社会主義化が早急に実現するとみることは早計と考えてよいであろう。したがって議会主義的民主政治が指導的であるこの地域においては中共の経済政策を見習うにしても、部分的であり、それを推進する強大な政治力を期待することは困難であると考えてよい。

さらに中共式の重工業化が、その他のアジア諸国にとって果して妥当かどうかという問題であるが、東南アジアにおける現在のモノカルチュア的生産形態は、世界列強の植民政策の結果であると従来からいわれてきた。しかし或る意味ではアジアの単一的生産は、自然的条件による必然性から生まれたものであるという面も見のがし得ないであろう。したがってどの国も、重工業重点の工業化方針を採用することには大きな疑問がある。だからといって、もちろんこの地域の工業化を否定しようとするのではない。ただ中国のとっているような社会主義的開発方式とは自らちがったこの地域の自然条件にマッチした経済発展の目標がえらび出さるべきであり、またそのような方向が見出されるのであろう。このような方式を早急に見つけこれを推進することによって、はじめてこの地域における「貧困」解決への真のアプローチが具現し、現在の共産主義勢力の浸透を阻止することが可能となるであろう。

第三章　民主改革の政治、経済的意義

第一節　民主改革としての土地改革

1　土地改革の社会的基礎

二十世紀に入ってからの土地改革、農地改革は戦争と敗戦を契機として行われたものが多かった。

敗戦は、とくに後進農業国、低所得国においては、経済水準を極度に低下させる。極度に低下した経済水準のもとで秩序を維持するには、国民所得の再配分、これによる所得の不均衡の是正を期するほかはない。しかもその場合、国民所得の六〇～七〇%、もしくはそれ以上が農業所得によって占められるという事態のもとでは、所得の再配分は土地所有の再配分ということにならざるを得ないからである。第一次大戦後の東欧諸国の土地改革がそうであり、第二次大戦後の日本の農地改革も本質的にそのようなものであった。それは敗戦下の極度の食糧不足、インフレの激化のなかにあって、占領軍に指揮されながら、しかも革命歌の高唱のなかに急速に行われるという点に、その特色をもっていたがこの奇妙な条件のとり合わせこそは、農地改革の本質をもっともよく現わしていた。それは、本質的に敗戦の所産として、占領政策の一環として生れでたものに他ならない。だからこそ、それは、占領軍によって「健全穏健な民主主義を打ちたてるためにこれより確実な根拠はあり得ず、また過激な思想の圧力に対抗するために、これより確実な防衛はあり得ない」（第二次農地改革法成立当時のマッカーサー声明、農政調査会「農地改革顛末概要」昭和二十六年一三五頁）と評価されたのでもあった。

しかしこのような農地改革にも、おのずから限界があった。いわ

ゆる第一次改革を手ぬるいとして、第二次改革を要求した占領軍も農地開放の徹底化や山林開放の遂行を内容とする第三次改革の要求に対しては、革新勢力の根強い要求、運動があったにもかかわらず断乎これに反対するに至ったのである。そのいわゆる民主化は、要するに資本主義の枠内でのことであって、その資本主義的改革にしても特定の政治情勢や政治環境を前提とするものであった。したがってその民主化が一旦実現するや、後述するごとくその実現過程における急進性、過激性にもかかわらず、社会主義、共産主義運動に対する根強い対抗勢力となるにいたったのである。

このように資本主義的な土地改革は、ある特定の歴史的時期の特定の環境のもとで、しかもその特定の限度において実現されるものであるが、これは基本的には、戦後東南アジアの場合においても同様であった。ただここではそれが広汎な民族解放運動の一環として行われたために、土地開放即民族解放といった性格をもつ場合が多く、さらに各種の政治的、社会的改革と相結んで行われたという点にその特色をもっていた。したがってその規模、程度も、それに先立つ経済構造、農業構造のあり方いかんによって大いに異った。一般的にいって植民地的な支配、従属関係の強かった処ほど、そしてその変革が急激かつ大規模であったという処ほど土地改革の規模も大きくそのテンポも激しいものがあった。かくて植民地的な土地所有関係が顕著で、しかも第二次大戦の結果民族解放運動が高揚したヴェトナム、ビルマなどではもっとも徹底した土地改革が行われ、このような要素の乏しいフィリピン、タイでは改革らしい改革も行われず、台湾、インドなどがその中間に立つというような形勢が見られた。

II　改革前の土地制度

ところでこのような土地改革の行われた舞台、すなわち、これら諸国における土地制度の実態はどのようなものであったろうか。まずこれら諸国は基本的に農業国で、そこでは有業人口のほとんど

東南アジアにおける農業従業人口

国別	年次	有業人口に占める農業従業人口の割合（%）	全人口に占める有業人口の割合（%）	農業従業人口の性別構成比（%） 男	女	性別有業人口に占める農業従業人口の割合（%） 男	女
ビルマ	一九三一	四二	六八	七一	二九	七〇	六二
インド	一九三一	四二	六六	七二	二八	七〇	五八
インドネシア	一九三〇	三四	六六	七五	二五	六八	六〇
マライ	一九四二	三九	五二	七一	二九	四七	七一
フィリピン	一九五〇	三八	六九	七〇	三〇	七一	七六
タイ	一九三七	四七	八八	五〇	五〇	八四	九三

出所　FAO, Statistical Yearbook of Food and Agriculture, 1952.

ど七〇%までが農業によって占められており、タイのごときはその率が九〇%に近いという事実を注意しなければならない。

したがってその国民所得に占める農業所得の割合も、前述のように六〇～七〇%に及ぶという状態で、これはさらにその土地条件、資源、資本条件などの劣悪さと相まって、一人当り所得水準を低下させ、ひいてはその農業生産を穀作本位、カロリー本位の作物の生産に極度に偏倚させる原因ともなっている。例えば土地条件についてはインドの総土地面積に占める耕地、樹園地面積の割合が例外的に四〇%の高さにおよんでいるほかは、ほとんど各国とも一〇～二〇%の水準にとどまっており、このことは、その一般的な土地条件の劣悪さ、開墾、開拓の困難性を物語るものであろう。また灌漑面積の割合が、パキスタンの四二%を例外として、概して一五%の低率を示していることも、これに対応するものである。単に耕地の開拓、開墾が一般的に困難であるばかりでなく、開拓された耕地の資本条件も低劣なのが通例である。しかもその劣悪な土地条件の上に、人口の七〇%が生計の資を求めているというのが、アジア経済の実態である。

したがってその農業生産もおのずから前述のごとく、穀作本位すなわち、含水炭素本位のカロリー獲得を目的とするものが中心とならざるを得ない。次表に見るように作付面積全体に占める穀作面積割合は、平均七〇～九〇%におよび、さらに根菜、含糖作物、豆類を合せいわゆる食糧作物全体としては、ほとんど九〇%を占めているといっても過言ではない。

その反面、油脂、香料、工業原料作物など、消費水準の上昇、工業化の進展とともに必然的に需要の増大するいわゆる高級作物、高級農産物の生産割合は極度に低く、もっとも植民地的な植農栽業の進ん

東南アジアの土地利用状況

国別	年次	総土地面積に対する割合（%）				
		耕地、樹園地	耕地、樹園地における灌漑面積の割合	採草放牧地	林地	可耕未利用地
ビルマ	一九五〇	一三・六	五・九	…	五七・七	一一・五
セイロン	一九五一	二三・四	一五・九	二・八	五五・八	一七・五
インド	一九五〇	四〇・〇	一五・〇	…	一一・五	一三・一
カンボジア	一九五一	一四・二	一〇・九	五・七	四五・五	二六・六
インドネシア	一九四七	五・八	一〇・二	…	六六・七	…
マライ	一九五一	一五・九	五・五	…	七四・〇	七・四
パキスタン	一九四八	三一・二	四一・九	…	一五・五	九・二
フィリピン	一九五一	三三・六	七・七	…	五三・九	一六・五
タイ	一九四九	九・二	一三・〇	…	六五・四	…

（備考）…印は不詳。

出所 FAO, Statistical Yearbook of Food and Agriculture, 1952.

国別	穀類	根菜	含糖作物	豆類	食糧作物計	油料種実	香料	繊維	ゴム
ビルマ	六六・六	…	〇・五	三・六	八二・五	三・三	〇・六	三・〇	〇・七
インド	四四・〇	〇・三	一・四	七・三	八三・三	八・五	〇・八	七・五	—
インドシナ	五五・九	二・三	〇・六	…	六六・七	一・〇	〇・三	一・八	
インドネシア	四四・〇	二・八	〇・九	…	五七・七	七・九	五・五	〇・四	六・五
パキスタン	六六・九	…	一・二	三・五	七二・五	三・五	〇・九	三・一	—
フィリピン	五六・六	二・一	五・一	〇・四	六四・五	三・一	一・七	六・六	—
タイ	四四・〇	…	〇・三	〇・三	四四・五	一・五	〇・三	三・五	

出所 U. N. Economic Bulletin for Asia and the Far East, Vol. IV, No. 1. May, 1953.

だフィリピン、パキスタンもせいぜい二〇%程度に過ぎぬという状態である。これは、原住民における食糧需要の相対的強さ——逆にいえばその高級農産物に対する需要の相対的弱さ——がかかる農産物を生産する余地を与えなかったことによるものであろう。所得水準が低ければ低いほど、その生産も亦それに対応して劣等財的なものに偏ることにならざるを得ず、したがって農業生産は、端的にその所得水準、所得構造を現わすこととならざるを得ないのである。

そしてこれは一人当り耕地面積の極度の零細化という事実にもつながる。一人当り耕地面積は次表のごとく、パキスタン、ビルマ、フィリピンを除けばせいぜい〇・二ヘクタール程度に過ぎず、しかもその単位面積当り生産力は資本装備の劣悪さを反映して低いので一人当り生産力、所得水準は必然的に低劣となる。

しかもこの場合、重要なことは、それらの土地が必ずしも農民間に均等に配分されていないこと、場合によっては極端な土地所有の

東南アジアの一人当り耕地面積

国別	年度	総人口(千人)	耕地面積(千ヘクタール)	一人当り耕地面積(ヘクタール)
ビルマ	一九四二	一八、四八九	八、七五四	〇・四七
セイロン	一九五〇	七、五三九	一、三一五	〇・一七
インド	一九四七	三四六、〇〇〇	九八、六九六	〇・二九
インドシナ	一九四七	二七、四六〇	四、七〇〇	〇・一七
インドネシア	一九四七	七二、〇〇〇	一一、〇〇〇	〇・一五
マライ	一九四八	五、〇〇〇	二、一二一	〇・四二
パキスタン	一九四八	七四、四三七	二一、一〇〇	〇・二八
フィリピン	一九四九	一九、五一八	八、一八〇	〇・四二
タイ	一九三七	一八、三一八	五、〇〇〇	〇・二七

出所 FAO, Land Reform— Defects in Agrarian Structure as Obstacles to Economic Development, 1951.

集中があり、そのもとで大地主と小作農層とが截然と分れて顕著な階層対立を見せている場合が少くないということである。もちろんその様相は国によって違うし、さらに同じ国内にあっても地域的に開拓の歴史を異にするにしたがって、大きな相異がある。しかし一般的に、その開拓の歴史が新しくかつそのテンポが急速であればあるほど、大土地所有の形成、したがって階層分化の程度は大きく、その逆の場合は土地兼併の程度も低いのを常とする。前者には南ヴェトナム、中部クイ、下部ビルマなどがあげられ、後者の例としてはこれら諸国の残りの部分およびインドネシアなどがある。

この点について、国連経済部がFAOと協同して農地改革問題をとりあげた報告書（Land Reform— Defects in Agrarian Structure as Obstacles to Economic Development, New York, 1951. 国際食糧農業協会訳「土地改革—経済開発の障碍としての農業構造の欠陥」（昭和二十八年刊）は、次のように述べている。『小作制度は多くの後進諸国における土地保有制度の特質である。アジアでは一般に小作農の割合が非常に高い。広く一般的にいえば、最近の変革が行われる前のビルマ、中国、インドなどでは、土地の約半分は地主から借り受けて小農地を耕作する小作農の耕すところであり耕作者の大多数は小作農か、小自作農かの何れかであるように思われる。東南アジアでは小作制度はビルマ、コーチン・シナ、フィリピンおよび中部タイにおいて土地制度の重要な特質をなしている』（邦訳一三—一四頁）。そしてインドについては次表のような経営農地規模別農家の百分率があげられる。もちろん経営分化は、所有

インド農家の農地規模別構成比（%）

州別	二エーカー以下	二～五エーカー	五～一〇エーカー	一〇エーカー以上
アッサム（A）	三八・九	二七・四	二一・一	一二・六
ボンベイ（B）				
ギャラット	二七・五	二五・七	二二・三	二四・五
デッカン	一九・八	一六・七	一八・八	四四・七
カルナチック	一二・二	一九・二	二一・七	四六・九
西ベンガル	三四・七	二八・七	二〇・〇	一六・六
マディヤ・プラデッシュ（中央州）（C）	四九・〇	二一・〇	三〇・〇	
オリッサ	五〇・〇	二七・〇	一三・〇	一〇・〇
マドラス	五一・〇	三一・〇	七・〇	一一・〇
ウタル・プラデッシュ（連合州）（D）	五五・八	二五・四	一二・八	六・〇
パンジャップ（E）	三七・九	一七・九	二〇・五	二三・七
		（F）	（G）	

出所　インド議会農業改革委員会報告書

（A）　アッサム州グランング地方三千六百十三家族のサンプル調査による。

（B）　ボンベイ経済統計局長官シリ・サンクバル氏のサンプル調査による。

（C）　一九三八年の蒐集情報による。これは小作農の百分率を示

す。

（D）耕作者の百分率。

（E）分離前のパンジャップに関するもの。

（F）二・五エーカー以下のもの。

（G）二・五～五・〇エーカーのもの。

の分化を示すものではなく、その意味では階層分化の指標にはなり得ないが、零細化を示す指標にはなり得るであろう。インドでは経済的になり立つ農地経営規模は最低五エーカーで、そのうち二、三エーカーが灌漑地でなければならぬと推定されるが（前掲邦訳書七頁）五エーカー以下の零細経営が総経営数の実に五〇％を超えているのである。

また以上のような土地資源の不足、土地所有の不均等は当然小作関係を不安定にし、小作条件を小作農にとって劣悪なものとする。小作料は高率にせりあげられ、ために小作農の経済的地位はますます低下することとなるのである。前記の報告書は、これについて次のように述べている。『小作料は金納、物納、労働など、種々の形態で支払うことができる。アジアにおける共通の形態は、一定比率の生産物、すなわち、地主が総収穫のある比率分を取得する分益小作料である。この比率はときには慣習、ときには合法的に定められる。その比率は、地主の提供するものが土地だけであるか、それとも種子（もしくは種子の一部）、水、役畜をも提供するかどうかによって異る。またそれは地方事情によっても異り人口圧力が大きいところでは、小作料も高くなる。インドで最も普通に行われている収穫物の分け方（ただし最近の変革以前のもの）は、地主と耕作農民と五分五分であり、耕作農民は自己の労働と牛の労役を提供し、一方地主は土地およびある場合には種子の半分を提供する。インドネシア、フィリピン、タイでは、小作農と地主間に収穫物を等分に分けることが普通の慣行のようである。セイロンの小作料は、地方や作物の種類によって、収穫物の六分の一から二分の一までの間でまちまちである』（一五頁）。

また『定量の分納形態での小作料の納付もしくは定額金納による納付は、後進国では余り普通でない小作形態である。小作農の立場からすれば、これらの形態は明らかに好ましいものである。なぜなれば小作料が一定であれば、彼の小作が保証されている限り、小作農は生産増加の刺戟をもち、土地改良の利益を十二分に得るからである。定量物納小作料は最近までビルマでは慣行的な納付形態であり、インドの多くの地方ではまだ広く行われている』（一六頁）。

さらに金納小作制については『小作料の納付が定額金納制で行われるところでは、全危険負担は耕作者に転嫁される。しかし金納小作料は、後進諸国の小作制度の一般的特色ではなく、概して特定地域や特殊作物についてしか見られないのである。このような小作料は極めて高い。例えばマドラスにおける一調査によれば、グントール（Guntor）および西部ゴダバリ（Godavari）地方では、煙草栽培地には一エーカー当り三百～三百五十ルピーの小作料が課せられ、甘蔗栽培地には一エーカー当り四百～五百ルピーの小作料が課せられていた』（一七頁）。

なおこのような小作制度のもとでの耕作権の強さについては、「これらの小作形態のもとに土地を保有する耕作者は概して、かれ等の義務を明確にする何等の法的契約を伴わずに、慣行的にそれを保有している。インドでは占有権を有する小作人の権利、義務が法的に明文化されているが、実際の耕作者――多くの場合刈分小作農であるが――はこのような法的保護を何等受けていない。慣行的権利が認められていないところでは、刈分小作農の間に非常な不安定と深刻な貧困がみられる。ビルマでは概してインドよりは農地が大きく小作農の暮しが楽であるが、同国にも非常な不安定が存する。一九三〇年代におけるビルマ各地の調査によれば、三年間以上も同じ区劃の土地を耕作していた小作農の数は、大低の場合総数の四分の一から三分の一にすぎず、一方一年以上小作地が変らなかった者の数は六分の一から二分の一に亘っていた」（一八頁）。

要するにアジア、とくに東南アジアにおける経済条件の一般的低さ、土地資源の不足は、所有関係の不均等と相まって、小作条件を劣悪にし、小作料率を高めるとともに、小作関係を不安定にしているというのであるが、これは細かい点を除けば概括的にはその通りであろう。そしてこれに既述のような植民地的な支配、従属の関係が加わり、これを一段と尖鋭化させるのである。そこで報告書はその経済開発に対してもつ意味について次のようにいう。「上記の状況での小作制度が三つの面で経済開発の強力な障碍であることは明確である。先ず第一に小作農は増産の刺戟をほとんどもたない。というのはかくて得られる増産の大部分はその費用を負担しない地主の所有に帰してしまうからである。第二に地主が取得する生産物の高率な取分は小作農民に辛うじて最低の自給分を残すだけで、投資にあてる余裕を与えない。したがって小作農民は凶作の年にさらに重い負債を背負いこみ、豊作の年に負債を減らせるのである。第三にそれは財産が土地の形で保有され、資本の蓄積が生産的投資を招かないことを意味する。アジアでは地主は金貸をも兼ね、金貸の立場で土地改良による収入増加よりも零細小作者に対する貸付利子の方に余計依存しているのである」（一八―一九頁）。

したがって「このような事情では、大規模土地所有の存在は大規模経営ないし投資の如何なる利点をも保証しないということを強調することが重要である。小作農達は改良設備と優良種子を以て作業する何等の便益をも得られない。かれ等の作業方法は小土地所有者の方法と同じである。地主達は安全な形で富を維持することに対する程の関心を、土壌豊沃度の維持または農業生産の増加に対しては示していない。理論的には地主が給水すべき灌漑地帯においてさえ、溝渠や水路の実際の管理は中間地主や地主の差配人の監督のもとに小作農自身が引受けなければならない。ある国々では総収穫物のうちの地主の取分は、小農民の義務の総額を表わさないことがある。すなわち、農民はその上にさらに中間地主に割前を渡したり、あるいは地主の収穫物取分の運搬を引受けなければならないこともある」（一九頁）。

劣悪な小作条件のもつ非生産的意味については、ほぼ以上でつきているが、次にその土地制度の実態を若干の代表的諸国についてより

詳しく見ることにしよう。

(1) 台湾

台湾はいうまでもなく、日本の領有下にあった約五十年間に、耕地開拓の急速な進捗を見るとともに、小作関係もこれと平行して展開を見た国である。その特徴は、強力な国家の財政援助のもとに水利施設の整備、拡充を中心とする耕地開発が行われ、その過程ならびにその地域において日本人を中心とする大土地所有の成立を見、これが一部朝業会社を中心とする大規模農業経営の成立を可能に十るとともに、広汎な小作関係を従来のそれの拡大再生産として発展させたところにあった。戦前（一九三七年）における台湾の農家戸数は総数四十二万七千戸、総戸数に対するその割合は四四%、また農家戸数に占める自作、自小作、小作の割合は、それぞれ三〇、三二、三八%、耕地面積に占める小作地の割合は田、畑についてそれぞれ六七、四〇%（一九三二年）であった。さらに総耕地面積に対する小作面積の比率は四七%で、耕地所有集中の状況は次表に見るとおりである。これは一〇ヘクタール以上を所有する階層をとると、僅に二%の土地所有者が全耕地の実に三六%をしめたという事実を意味している。また同表は、一九二一～三二年という日本の国家援助のもとに大々的な水利開発が行われた時期において、いかに激しく所有の集中が進んだかを物語る。

小作関係については、分益、定額物納、代金納、金納などの諸形態があったが、定額物納と金納とが圧倒的に多く、分益、代金納は例外的な慣行に過ぎなかった。定額物納は水田小作の場合には「定

台湾の所有耕地面積別農家戸数　（単位、戸）

規模別（甲）	一九二一（A）	一九三二（B）	B A (%)
～〇・五	一七二、九三一	一三〇、七三二	七六
〇・五～一	八六、七一一	七一、一八一	八二
一～二	七〇、七三九	六三、八五一	九〇
二～三	二八、四一二	二七、六七三	九七
三～五	二三、二七六	二二、六四一	九七
五～七	八、九八九	九、一八一	一〇二
七～一〇	五、九〇二	六、一四三	一〇四
一〇～二〇	五、四五四	五、八五二	一〇七
二〇～三〇	一、三五三	一、五九四	一一八
三〇～五〇	八四二	一、〇一五	一二五
五〇～一〇〇	三七六	五一四	一三七
一〇〇～	一九六	二六一	一三三
計	四〇五、一八一	三四〇、六七四	八五

出所　台湾総督府殖産局「耕地分配および経営調査、大正十年」大正十一年刊、同「耕地分配ならびに経営調査」昭和九年刊。

額現小作料」としてもっとも一般的であり、金納は畑、茶園、果樹園の場合、分益は新開墾田、不良田および一部地方の山畑、果樹園などの場合に限られた。また代金納は「(イ)小作地に甘蔗を栽培するとき(ロ)籾の収穫量が小作料に不足するとき(ハ)小作地が地主の居所から遠いとき(ニ)小作人が青田売買を行ったとき(ホ)小作人が自家用食糧に不足したとき(ヘ)地主が現金入用のためその要求をなすとき、定額物納に代るものとして支払われる」(台湾総督府殖産局「台湾における小作事情とその改善施設」昭和十一年刊)というのが普通であった。そして物納小作料の収穫高に対する割合は平均五〇%程度で、他もおおむねこれを基準とした。しかもその小作契約は「大部分、口頭契約であって、書式契約によるものは極めて稀な特殊の場合にのみ行われる」。また「口頭契約の場合は大部分、契約期間の定めがなく期間の定めのないものは一年を経過する時は何時でも解約することができ、実際上一期で解約するものもある」(台湾総督府殖産局、前掲書)とされ、生産力発展の過程においてはこれらの解約が事実上小作料引上げを招来する契機となった。また稀に口頭契約の一部、および書式契約によって期間の定めがある場合においても通常その期間は三~四年の短期間で、しかもその定期小作さえ「(イ)小作人が小作料を滞納した場合(ロ)他に有利な小作希望者がある場合(ハ)小作人に地主の感情を害する言動があった場合は、容易に地主から中途解約される」(台湾総督府殖産局、前掲書)という状態であった。これはいうまでもなく、土地不足とこれをめぐる小作人の競争の激しさによるものに他ならなかったが、この点については、「小作希望者は常に注意して契約期間満了期に到達する小作地を探しており」「一旦小作地が発見されるや、小作人は「自己の知人に地主があればこれに対して直接懇願し、然らざるときは知人、地方の有力者または仲介業者を介して申込を行い、この場合小作人は地主に対し、いくぶん小作料の引上げを受諾する意思を表示し、自己に小作させて貰いたい旨を申出るのが普通である」(台湾総督府殖産局、前掲書)とあることからもうかがい知ることができる。

(2) 南ヴェトナム

ヴェトナムは、周知のように、一九五五年のジュネーヴ協定の成立を機に、南、北に分断された。ここではさし当りいわゆる自由国家群の一員に属する南ヴェトナムを対象としてとりあげる。

インドシナも亦、旧仏領印度支那時代の耕地開拓とともに、大土地所有の成立、発展を見た国であるが、その中心は、旧コーチン・シナ、すなわち、現在の南ヴェトナムの大部分を占める南部水田地帯であった。一九三九年度における旧仏印の主要作物栽培面積は総計六百七十五万ヘクタールでうち米作面積はその八九%、約六百万ヘクタールにおよんだ。そのうち二百三十万ヘクタールは実にコーチン・シナ一省がしめるところであり、しかもその圧倒的大部分がフランスの領有以後の七十年間に開発されたものであった。すなわち一八六八年のフランスの領有開始当時におけるその面積は僅かに二十一万六千ヘクタールに過ぎず、したがって、その差二百万ヘクタールは全くフランスの治世七十年間に開発されたものと考えられる。そしてフランスによる開発はほとんどこのコーチン・シナにお

年度	面積（千ヘクタール）
一八六八	二一六
一八八〇	五二二
一八九〇	八五四
一九〇〇	一、一七四
一九一〇	一、五二八
一九二〇	一、七一四
一九三〇	二、二一四

出所 Y. Henry, Economie agricole de l'Indochine, 1932.

ける開発一つを以て代表される関係にあったが、それは同時に極に見る大規模土地所有の形成を伴っていた。

すなわち次表に見るように、五十ヘクタール以上の大土地所有者は、人員においては全体の僅か二・五%に過ぎないにも拘らず、面積においては実に四五%と半分近くを占めるという極端な集中振りを見せている。これは旧開地であるトンキン、アンナンの両地帯とくらべて、顕著な対照をなす。五十ヘクタール以上の大地主は、トンキン、アンナンではそれぞれ百八十名、五十名（一九二九～三一年）に過ぎないのに、コーチン・シナにおいては六千三百名とズバ抜けて多く、そこでは如何に大土地所有者の大集団が存在していた

規模別（ヘクタール）	人数（%）	面積（%）
～五	七一・七	一二・五
五～五〇	二五・八	四二・五
五〇～	二・五	四五・〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

出所 前掲 Y. Henry.

旧仏印における地域別所有面積別土地所有者数

地域別	面積別（ヘクタール）		
	～五	五～五〇	五〇～
コーチン・シナ	所有者数 一八三、〇〇〇	六五、七五〇	六、三〇〇
	同右割合(%) 七一・七	二五・八	二・五
トンキン	所有者数 九四六、五〇〇	一七、五〇〇	一八〇
	同右割合(%) 九八・二	一・八	〇・〇二
アンナン	所有者数 六四六、七〇〇	八、九〇〇	五〇
	同右割合(%) 九八・六	一三・六	〇・〇八

出所 前掲 Y. Henry.

かを物語っている。これをさらに五十ヘクタールの中土地所有者をもふくめて比較すると、大、中土地所有の比重はコーチン・シナにおいて圧倒的に重く、二八%の高率にのぼっているが、トンキン、アンナンでは、それぞれ僅かに一・八%および一・四%という、あるかなきかの存在に過ぎなかったのである。

しかもその大土地所有は、コーチン・シナにおいても中、西部の新開地帯において多く見られ、「大土地所有者は、中部および西部の諸省において土地所有者の二・五%、耕作米田の約四五%に当る土地面積を占めている」。また「大土地所有が存在するのは、とくに小農達によっては、一般に作付され得ない新開地の存する諸省であった」(Y. Henry, Economie agricole de l'Indochine, 1932. 東亜研究所訳「仏印の農業経済」上巻、昭和十六年刊)。

しかしそれらの経営は、台湾の場合と同じく、圧倒的に農民的家族経営を中心とし、大土地所有は当然小作制度の広汎な成立をもたらすこととなった。コーチン・シナにおける小作地の割合は全耕地の六〇%におよんだとされるが、それらは既述の大・中土地所有が五~二〇ヘクタールの小作経営への分割、分散を中心として成立したものであった。したがって地主は事実上不在地主、完全な寄生地主であった場合が多く、そして土地の貸与、管理は一種の管理人、中間小作人を通じて行われる場合が多かった。

Y・アンリー(前出)の報告によれば「土地所有者はすべての気苦労から免れようとする方向にあり、これはとくに西部地方の大所有地において著しい。土地所有者は、その地方に行われる直接的小作料より低い率を以てその土地を支配的農業小作人に貸与する。支配的農業小作人は小作人を募集し、その場所を定め、小作人と契約を結び、土地の地代を取りきめる。彼の利益は、その徴収する小作料と土地所有者に支払う小作料との差額である。しかしそこでも亦、なかんずく農作期間中に彼が小作人に対して与える前貸の利息によって、支配的農業小作人は利益を得るのである。彼がこの前貸を営むのは、あるいは自分自身の資金により、あるいはむしろ彼が小作人に要求する利率よりも低い利率をもってその地主から借入れた資金によってである」(前掲 Y. Henry, Economie agricole de l'Indochine, 1932. 東亜研究所訳「仏印の農業経済」上巻、昭和十六年刊)。

旧仏印における地域別自小作地割合(%)

地域別	自作地	小作地	共有地	計
コーチン・シナ	三七	六〇	三	一〇〇
トンキン	五〇	三〇	二〇	一〇〇
アンナン	五五	二〇	二五	一〇〇

出所 Bulletin economique de l'Indochine, 1938, F. IV.

そしてその小作条件は、一般に分益制は少く定額物納制を中心とし、例外的に代金納制が行われるに過ぎない。すなわち「現に実行されている唯一の契約における条件は、一般に次のごとくである。地主が土地を提供しかつその租税を支払い小作人はその労働、家

よび農具、農舎と家畜を提供するとともに、補充労働者の賃銀を支払う。小作人は収穫に際し、地主に対して地代を支払わなければならない。これは予め定められた数量の籾からなる」（前掲、東亜研究所訳書）。その率は「その地方により、一ヘクタール当り二十～六十ジアの間を変動している。中位の地方における良好な稲田については、三十～四十ジアである。この率は一般的に、当該稲田の平均収穫高に比例している（四〇%）」（前掲書）。そして契約の形式は、植民地的方式にふさわしく、書面契約が圧倒的だとされる。「貸借契約の形式はほとんど常に書面に認められ、収穫の際に支払われるべき地代が契約に定められる。契約の条件は極めて苛酷なものである。その形式は往々にして緩和されたものとなっているが実際においては収穫物の余分の自由な処分は、常に地主の許可を要するものとなっている。不作の場合にとられる方策については、通常の契約に対して地主の側から、種々の修正が加えられている。この場合小作料は軽減されるかあるいは翌年に繰越される。この最後の解決方法は、地主にとって最も有利なものであるが、同時にまた最も危険なものである。なぜならば、次の収穫が欠損であることが予め判ると、小作人は逃亡することがあるからである。したがってその従順なことがすでに経験済みである旧い小作人に限って、この方法が用いられる。小作人は何等の担保をも提供しないため、彼に対する裁判上の訴訟は、結局において無駄なものとなるのである。もし小作人が抛棄すると、地主は市町村当局およびその役人の仲介によって小作を続行させる」（前掲書）。つまり契約の形式は、極めて近代的な形をとりながらそのもとで営まれる小作経営は極めてミゼラブルであるという点に、その特徴をもっているのである。

なおこの南ヴェトナムの小作制については、トンキン、アンナンほどのことはないが、それでも前述のように総耕地の約三%を占める公田の存在すること、大地主のなかには華僑、アンナン人とならんでフランス本国人が少なくないということの二点を注意しておくべきであろう。公田制とは、その収益が村落に帰する村落共有地のいいであり、一種の競争入札によって小作に出される。Y・アンリーの報告は次のようにいっている。「村有地（公田）は、三年目毎に公開のせりにより貸貸される。地代は現金で納められ、村落の収益となる。実際においては、大土地所有者が公田を貸借して、さらにこれをその農業小作人に転貸する場合がしばしば見られる」（前掲書）。

(3) ビルマ

ビルマは、アジアでは比較的人口圧力の少い国であるが、それでも土地所有を中心とする階級分化は、下ビルマを中心とする農業開拓とともに大いに進んだ。その契機となったのは一八六九年のスエズ運河の開通で、これは農産物価格、とくに米価を急速に引上げることによって、下ビルマの森林、沼沢地を大々的に米田として開発させることとなった。すなわちこのため同地域の米田面積は、一八六〇年から一九〇〇年の四十年間に四倍半となり、しかもその増加率は、最初の十年間の年平均四万エーカーから、次の二十年間の十三万エーカー、最後の十年間の二十二万エーカーと逓増すること

下ビルマにおける米田面積の増加状況　（単位千エーカー）

年度	栽培面積	一〇年間の増加面積
一八六〇	一、三三三	
一八七〇	一、七三四	四〇〇
一八八〇	三、一〇二	一、三六八
一八九〇	四、三九八	一、二九六
一九〇〇	六、五七八	二、一八〇
一九一〇	七、八〇八	一、二三〇
一九二〇	八、五八八	七八〇
一九三〇	九、九一一	一、三三三

出所　東亜研究所「ビルマの農産資源」昭和十七年刊　p. 74—75

となった。したがってそれは、大土地所有の発展とともに、小作関係のそれをヴェトナムとほぼ相似た形においてもたらすこととなったが、その様相は以下の諸表に示される。

まず自小作別耕地面積については、一九三一年における上ビルマの自作地割合は八六%であったが、これに対して、下ビルマのそれは五二%で、ほとんど半ばに近い面積が小作地として耕作されていたことが判る。しかも下ビルマでは地主の圧倒的部分が不在地主であって、在村、不在地主の相半ばする上ビルマの場合と顕著な対照

ビルマの所有者別耕地面積

地域別	農業者所有地	地主所有地		計
		在村地主	不在地主	
実数（エーカー）				
下ビルマ	五、六五、五九九	九九、四九四	四、三六、五九八	二、三〇二、三六六
上ビルマ	六、六六、三五	四六、三五	六〇、三〇一	八、一〇六、二四
計	三、八六、八四四	一、四六、一四四	四、六六、八九九	二、九四、九四四
比構成（%）				
下ビルマ	五三	九	六五	一〇〇
上ビルマ	八六	六	八	一〇〇
計	八〇	五	一五	一〇〇

出所　東亜研究所「ビルマの農産資源」昭和十七年刊　p. 84.

をなしていることが知られる。一九四七年についても同様の統計が示されるが、結果はほとんど同じで、その基礎構造はこの十五、六年間にはとんど変っていない。

農業人口の階層別構成は次表のとおりで、これによっても、小作経営、農業労働者の層積を中心とした下ビルマ農業の特性がうかがわれる。すなわち下ビルマでは、総農業人口が二百万と上ビルマ（百三十万）にくらべて五〇%以上も多いにも拘らずその自作農数は四十四万と上ビルマ（五十二万）よりも少く反面小作農と農業労働者においては、それぞれ四十三万（上ビルマ二十四万）九十四万（上ビル

マ三十一万）と上ビルマに比して圧倒的に高い比重を示している。

ところでこの場合の特徴は、大土地所有が単なる大土地所有でなく、そのなかに民族的対立をふくんでいるということである。具体

ビルマの階層別農業人口

階層別	下ビルマ（人）	上ビルマ（人）
地主	三七、三二七	二五、三四七
農業事務員	一、六六一	一、七四一
自作農	四三六、八五一	五一八、五〇五
小作農	四二八、〇三七	二三九、九八二
農業労働者	九四一、一七五	三一三、七七六
トウンヂャ耕作者	一一四、三九八	一四二、五七〇
農園従業者	六二、八七四	一三、〇六一
計	二、〇二二、三三三	一、二五四、九八二
総計	三、二七七、三〇五	

出所　東亜研究所「ビルマの農産資源」昭和十七年刊　p. 88

（備考）1　農業者の場合はその家族を含み、地主の場合は含まない。

2　トウンヂャ耕作者とは山地にて陸稲耕作を行うものをいう。

的にはインド人、華僑による大土地所有、とくに前者の大土地所有に占める割合がかなりの大きさをしめし、小作問題が同時に民族問題の性格をもつ場合が少くなかったことである。民族別土地所有、貸借状況の詳細は不明であるが、次の諸表はこれを暗示する。

ビルマ農業従業者の民族別構成比（%）

ビルマ族	五六・七（七〇・七）
その他土着民族	三八・〇（八二・五）
インド人	四・八（四八・〇）
華僑	〇・五（二三・三）

出所　東亜研究所「ビルマの農産資源」昭和十七年刊　p. 83

（備考）（　）内は各民族において農業従業者の占める割合を示す。

ビルマ農業人口の階層別、民族別構成比（%）

階層別	ビルマ人（その他土着民族を含む）	インド人	華僑
耕地所有者	五〇・二	四〇・九	八・四
耕地借地人	六〇・九	三二・四	六・七
農業労働者	四一・一	五六・三	二・六

出所　東亜研究所「ビルマの農産資源」昭和十七年刊　p. 83

すなわち一九三一年当時において、ビルマの全農業従業者に占めるビルマ人（その他土着民族を含む）の割合は実に九五％を示しているのに、その耕地所有者、耕地借地人全体にしめる比率はそれぞれ五〇・二、六〇・九％と相対的に著しい低位にある。この事実は土地所有が「チェチア」を中心とするインド人、外来民族によって大幅に占められていることを物語る。そしてチェチアを中心とする高利貸的土地所有の形成、発展は、すでにしばしば強く指摘されてきたところであった。もとよりこれらの統計は、必ずしもその出典を同じくせず、十分な論証に堪え得るものではないが、一応これによって、基本的な傾向をうかがい知ることはできる。

なおこの場合の小作形式は、上述の土地所有関係を反映して、上ビルマと下ビルマとではかなり異る。上ビルマでは、分益小作が圧倒的に多く、次いで定額小作がその三分の一程度を占めていたが、

ビルマの小作料形態別小作地（エーカー）

小作料形態別	下ビルマ	上ビルマ
定額小作地	六、二〇一、二九一	五六四、二七一
分益小作地	四六、二三八	一、七一〇、八一八
特殊小作料及び無料の小作地	一二四、九〇六	三七〇、九八七
計	六、三七二、四三五	二、六四六、〇七六

出所　東亜研究所、前掲書　p. 86

下ビルマの場合には、定額小作地が全小作地のほとんど九七・八％を占め、分益小作制はほとんど皆無に近い。しかも定額小作料は収穫高の平均四〇％程度とされた。

また小作料減免の慣行は一般になく、小作契約も流動的、変動的で、一九三〇年初の調査によると、小作契約の七三％までが三年以下の短期小作、一年きりのものが実に四五～五〇％を占めていた。これは、生産力の上昇を背景として、小作契約が一年毎に更改されしかも、小作人の移動が頻繁かつ大規模に行われたことを反映するものであるが、同時にそれは、小作経営の安定という点からいえばもちろんマイナスの効果をもつものであった。

ビルマにおける小作年限別小作件数割合（％）

地方別	年限別件数	一年	二年	三年	四年以上
アマースト（一九三〇～三三）		四〇	一九	一二	二九
ピンマナ（一九三〇～三二）		三四	一八	一四	三四
ペグー（一九三二～三四）		四八	一七	八	二七
インセイン（一九三三～三五）		四七	二一	一〇	二二
ションシャ（一九三三～三五）		四三	一九	一三	二五

出所　東亜研究所、前掲書　p. 87

このためイギリス統治下の時代においても、しばしば小作権の保護、確立を中心とする「小作立法」の試みがなされたが、いずれも

地主階級の反対によって実現を見るに至らなかった。すなわち、一九三八年の「土地、農業委員会」の報告にあるように『如何なる形式の占有権 occupancy right 優先占有権 ex-proprietary right を与えようとする試みも過去において完全に失敗したこと、そして各方面からの強い反対があったことから、小作行政の基礎的要求、すなわち適正小作料を支払う限り小作権を保証するということ以上の試みをすることの愚なことを悟った』のであり、したがって、政府の対策は作離料の規定、争議に際しての適正小作料裁定の基準設定など、もっぱら微温的な土地調整政策に限られることとなった。一九三七年の土地、農業委員会の設立に続く三九年の小作法の成立は、ビルマとしては、最初の土地改革立法であり劃期的なものであったが、その内容は右の線を一歩も出るものではなかった（東亜研究所「ビルマの農産資源」昭和十七年刊、八八―九四頁）。

(4) インド

インドの土地制度は古くからの社会体制がなし崩し的にうけつがれて来たところへ、イギリスの統治機構が頭からこれにおおさったという形で、制度的、地域的に極めて複雑、多彩なものとなった。イギリスのインドにおける最初の土地立法は一七九三年の The Permanent Settlement であったが、これによってインドの土地制度はおよそ次の三つの範疇に分れることとなった。

第一はいわゆる「ザミンダール」 Zamindars と呼ばれる大地主制度の存在である。これは、東印度会社を通ずるイギリスのインド支配が不安定であった頃、有力者に地租の徴収権を与え、これによって、会社の地租徴収を確実にする一方、かれらをイギリスのインド統治に対する有力な支柱にすることを狙うものであった。これが後に土地の所有者として公認され、直接の生産者ないし耕作者は「リョート」 ryot と呼ばれ、永久に譲渡、相続の可能な一種の耕作権を認められることとなった。この制度は当初ベンガル州にはじまり、のち北部マドラス、オリッサ、ビハール、アッサム、連合州の一部にも普及して、戦前においてもその残存が認められた。そしてこの制度下にある農地は、全英領インドのおよそ四分の一におよんだとされている。

「リョート」は、もちろん事実上の耕作権の所有者として、その土地を転貸することも可能であれば、そのザミンダールに対して支払う小作料も概して低率にとどまっていた。しかし地域によっては在村地主として封建的な支配関係を強いるザミンダールが認められたところもあったという。

第二は「マハルワリ」 The Mahalwari System（村落共有制）の存在である。これは、地租の徴収を村落の共同責任とする制度で、十九世紀以後イギリスのインド支配の安定とともに、一部ザミングール制に代るものとして採用された。なぜなら、これによって、地租の固定化し易ちとなるザミンダール制とちがって、その弾力的な徴収が可能となるからである。この制度は、元来アグラ、ウードにはじまり、パンジャップにまでおよんだが、戦前はこのほか連合州の一部、中央州、オリッサの一部でも見うけられた。そしてこのマハルワリ制および地租の固定的でない――十九世紀以降ザミンダー

ル制のもとで地租を二〇～三〇年度に改訂して行く制度が創始された――ザミンダール制のもとにある農地は、全農地の約四〇％におよんだといわれる。

第三は「リョトワリ制度」(The Ryotwari System)である。これは、個人がザミンダールや村落を介することなく、直接国家に地租を納付するもので、その土地に対する支配権は事実上の所有権と見なされ、これを政府、第三者の干渉なしに自由に譲渡、相続することが可能であった。この制度は一七九二年にマドラスのバラ・マハールの地区に導入されたのにはじまり、他州にもひろく普及してその面積は農地全体の約三八％におよんだ(S. Thirumalai, Postwar Agricultural Problems and Policies in India, 1954)。一九四七～八年の地租統計にもとずくこれらの種類別、地域別配分の状況は次表のとおりである。

さてこのような土地制度のもとでの、現実の小作関係、小作農民の経済状態は、どのようなものであろうか。一九三一年の「センサス」によると、農業人口の構成は地主兼自作および自作の owner-cultivators が二八％、小作農 tenant cultivators 三五％、不耕作地主 rent-receivers 五％、農業労働者 labourers 三二％で、十年前の一九二一年にくらべて、自作農層の減少、小作農層の増大傾向が指摘されたが一九五一年度「センサス」の結果との比較は次のとおりであった。しかしこの場合には、永小作権的な占有権をもつ小作農が owner cultivators として計算されたため、異常に自作農層が膨れあがって見えるけれども、実態はそれほど一九三一年当時と

インドの占有形態別農地面積　(単位・千エーカー)

地域別	ザミンダール制下のもの 暫定的のもの	ザミンダール制下のもの 永久的のもの	リョトワリ制下のもの	計
アッサム	一、四七八	一、八七九	二九、二九九	三三、六二六
ビハール	四、五七四	三九、七五五	—	四四、三三七
ボンベイ	三、九六五	—	四六、八七八	五〇、八四三
マディヤ・プラデシュ	五一、四六五	—	一一、二九三	八二、五四九 (A)
マドラス	—	二〇、九四六	五九、九二四	八〇、八七〇
オリッサ	六、三六五	九、八四九	三、九二〇	二〇、一四三
パンジャップ	三三、九六八	—	—	三三、九六八
ウタール・プラデシュ	五九、一八六	九、一〇一	—	六八、二八七
西ベンガル	三、八五五	一四、七〇七	—	一八、五四三
計	一五三、八二四	九六、三五五	一五一、二八四	四二一、一四四
構成比(%)	三八	二四	三八	一〇〇

出所　S. Thirumalai, Postwar Agricultural Problems and Policies in India. 1954. p. 129.

(備考)(A)政府所有林一九、七九一、〇〇〇エーカーを含む。

変っていないものと考えられる。したがって耕作農民のおよそ三分

の二が小作農民であると考えられるが、その場合、小作料は物納分益制によるものが多く、三一年の「センサス」によれば、ボンベイ州コンカ地方ではその割合が五五～八〇%程度であった。

インド農業人口の階層別構成比（%）

階層別	一九三一	一九五一
自作農（Owner cultivators）	二八	六七
小作農（Tenant cultivators）	三五	一三
不耕作地主（Rent-receivers）	五	二
農業労働者（Labourers）	三二	一八

出所 S. Thirumalai, Post-war Agricultural Problems and Policies in India., 1954. p. 133.

小作契約は普通一年毎に更改され、小作農の地位は不安定である。「リョート」が在村地主として高利貸をかねるときは、金利と小作料負担の二つが小作農を圧迫し、極端な場合には「高利貸が農民の文盲を利用して白紙に拇印を押させ、貸した金の倍額を記入したり、利子を前取りし、期限が来ればまたあらためて利子をとることも珍らしくない」ほどであった。

さらにインドの場合、問題となるのは農業労働者の存在である。前述のように、農業人口の三分の一は農業労働者であるが、その数は貧農、零細農の没落によって不断に増大しつつあり、その経済状態は惨めである。この地位をいかにして安定させるかが、小作問題とともに、戦前からのインド農業問題の中心をなして来た。

しかし、戦前の小作立法は主として「リョート」の地位の安定を中心とするもので、小作農、農業労働者の地位のそれに関するものは少なかった。まず一八五九年には「ベンガル小作料法」が制定され、(1)一七九三年以降同一の小作料を支払い、その額に変更のないものは今後も据置とする (2)最近二十年間に小作料の変更のないものも、特別の反証のない限り同様の扱いとする (3)十二年間継続して同一小作地を小作してきたものには occupancy tenant すなわち永小作権者としての地位を与え、実質上「リョート」に準ずる地位を認める、などの措置を規定したが、これはザミングールの反対によってほとんど空文化した。また一八八五年には別の小作料法が制定されたが、これも十分には行われなかった。しかもその内容は、事実上の耕作者たる小作人の地位安定に関するものではなく、ザミンダールに対する小作料納入者としての「リョート」の地位を安定させるものに過ぎなかった。つまり中間小作人としての地主の地位安定を中心とするものにほかならなかったのである。

それが現実に小作農の地位安定策としての小作権の安定化と小作料の抑制をとりあげるに至ったのは、一九三〇年代以降のことであった。「リョトワリ」を特徴とするボンベイ、マドラスでは、一九三九年の「小作立法」によってはじめてこの問題がとりあげられた。これによって新たに protected tenancy の制度を創設し、貸借人間の合意または慣行によって小作料の決定しない場合には、地租

賦課の役人が適正小作料を決定し、小作農は債務不履行などの事実のない限り土地取上げを免れ、さらに貸主は、契約の終ったとき、小作農によって行われた土地改良などに対して補償を行うことなどの規定が設けられた。また小作農の死亡時においても、相続人に対して同一の条件での小作契約の引継を認めるなど、いわゆる小作権の強化を成文化した。しかしこれらも立法としては一応進んだものの、実効はそれほど見るべきものはなかった。

第二節　土地改革の実態

以上が戦前における代表的諸国の土地制度の実態およびこれを舞台とする土地改革運動の大略であるが、戦後、前述のような環境のもとにおいて、土地改革は劃期的なテンポと規模において進められた。そこで以下に、各国におけるその実相を検討するとしよう。

I　台　湾

台湾の土地改革は、日本の敗退、国民政府による台湾接収後、三段階にわたって行われた。すなわち一九四九年の小作料二五%引下げ、五一年の公有地売却、さらに五三年の小作農への耕地譲渡計画がそれである(Hui-Sun Tang, Land Reform in Free China, 1954 p. 9)。

まず第一の小作料引下げは、実質的には国民政府治下の中国本土で試みられた「二五減租運動」を継承したものであったが、その意味は、日本の場合と同様、一つには占領政策的なものであり、また、党の伝統的政策によるものであった。その内容は、小作料を主作物収穫高の三七・五%(従来の小作料率を五〇%として、その二五%減が収穫高の三七・五%となる勘定)に引下げるとともに、小作契約の書式化をはかり、また小作契約期間を最短六カ年とするものであった。さらにその具体的内容にふれると次のとおりである。

(イ)　契約はすべて書式化されねばならず、そのなかには土地の地番地目、等級、面積、主作物、平均収量、小作料率、小作料額、契約期間、小作料の支払期日および支払場所などの事項が記載されねばならない。また借地権の売買はすべて地方登記事務所に報告しなければならない。

(ロ)　小作契約の期間は、六年以上でなければならず、地主が自作を希望する場合、地主が家族の生計を維持できない場合を除いては、小作人の要求に応じて契約を更新しなければならない。しかし、いかなる場合においても小作人が他に生活を支える手段を持たないときは、地主の要求は認められない。小作人が死亡し、相続人がないか、相続人があっても耕作権を放棄する時、あるいは二年間小作料を滞納した時を除いて小作契約満期前の解約は許されない。

(ハ)　転貸は禁止される。これを犯した場合、地主は自由に土地をとり上げることができる。小作料の前払いは禁止される。また小作人は、契約が終ったとき小作人の実施した土地改良の残存価値に対して、補償を請求することができる。さらに小作人は先買権を与えられ、地主が売却する時は小作人にその価格を通告しなければならな

い。そして小作人が先買権を行使しなければ土地は売却されるが、その場合新しい所有者は原小作人と契約を更新しなければならない。

(三) 以上の規定に違反した場合には、地主は最高三年の懲役に処せられる。地主、小作人間の紛争は調停に付される。

そして右の措置は大体において成功であったといわれる。すなわち「一九四九年中に三十万の小作農によるおよそ三十七万件の小作契約が新たに結ばれ、小作農の所得はこれによって大幅に増大するとともに耕作権は十分にまもられ、小作農の社会的、政治的自覚は大いに高まった。一方、地主の土地購入意欲は大いに減殺された」(Hui-Sun Tang, 前掲書 p. 15) のである。

このため地価は、一九四九年一年間に、水田については一九・四%、畑については四二・三%、総合して田畑平均三分の一かた低落したといわれる。

第二の公有地売却は、日本政府ならびに日本人の所有に属した農地の台湾農民への売却を意味するもので、このような農地の国民政府に引継がれた面積は総計十八万一千四百九十甲と台湾農地総面積のおよそ二〇%におよんだ。当初これは収穫物の二五%という小作料率で小作に出されたが、一九五一年には国家の小作を廃して自作農を創設する方針のもとに、収穫物の二年半分の価格で、十カ年年賦をもって売出されることになった。一九五三年末までのその成績は売渡面積六万三千甲、買受小作人十二万一千九百五十三人という状態でいちおう円滑に行われたとされる。

台湾における小作料引下げ契約件数、面積

	一九四九	一九五〇	一九五一	一九五二
文書契約小作農戸数	三九六、〇四四	三九六、九四四	三九八、二四四	四〇二、三四九
同 契約件数	三七、三四一	三八五、九六	三八八、三四五	三九六、〇四一
関係田畑筆数	八七、三二一	八四六、八三	八三一、〇八六	八四一、〇四二
関係田畑面積(甲)	三四、五二四	三四、三六	三四一、三四二	三四六、四八

出所 Hui-Sun Tang, 前掲書 p. 47

第三の小作農への耕地譲渡計画は一九五一、五二年の農地調査の完了をまって、一九五三年に立法化された。その骨子は、地主の農地所有限度を三甲とし、それを越える部分を、主作物収穫二年半分の価格で小作農に解放するというのであった。そして地主に対する補償は、七〇%は現物で支払われる土地証券、三〇%は政府経営企業の株式を交付するという形で行われた。その場合現物での支払いは十カ年間、二十回の均等償還方式によって行われ、政府経営の企業とは具体的にはセメント、パルプ、紙、農林業開発、鉄工業などの公社であった。

この農地解放が着手されたのは、前述のように、一九五三年(二月)であったが、同年中の解放面積は十四万三千五百六十八甲、政府から売渡しを受けた農家は十九万四千八百二十三戸におよんだ。かくて小作料引下げ政策の実施された一九四九年から農地解放第

	自作創設面積(甲)	自作創設農家数(戸)
小作料制限(三七・五%への)政策下の土地解放	三五、五二二	六六、三二八
公有地の解放	六三、〇〇〇	一二一、九五三
「耕者有田」式解放による土地解放	一四三、五六八	一九四、八二三
計	二四二、〇九〇	三八三、一〇四

出所 Hui-Sun Tang, 前掲書p. 18

一年の五三年までの四カ年間における実績は、次のとおりである。(Hui-Sun Tang, 前掲書 p. 18)、すなわち自作創設面積は総計二十四万二千九十甲にのぼり、これは一九五〇～五二年の農地総計九十万六百二十八甲の約二七%に達した。またこれによって創設された自作農(正確には解放農地を買受けた農家)は、三十八万三千百四戸と、総農家戸数(一九五〇～五二年の農家総数は七十万四千五百六十九戸)の五四%におよんでいる。このため台湾における「農村復興米華合同委員会」(JCRR)は、一九五三年における自作地面積割合は次のように推定されると述べている。すなわち、自作地は台湾における農地総面積の実に七五%を占めるにいたったというのであるが、これは、戦前の自作地割合五三%(一九三八年の小作地割合は四七%)にくらべて、画期的な変化というべきである。

このようにして、台湾の土地政策は一応成功裡に行われたものと

自小作別	面積(甲)	割合(%)
自作地	六八一、三四六	七五・四
小作地	一四七、三九六	一六・三
公企業、官公署、学校などの耕作地	七四、五三一	八・三
計	九〇三、二七三	一〇〇・〇

出所 Hui-Sun Tang, 前掲書p. 18

されているが、この場合われわれは、そこでの政策が、日本の場合とちがって、極めて微温的な形で行われたこと、また、その主導力が一つには中国本土の土地改革に刺激された小作農民自身の要求にもとずくものであったことを注意しなければならない。改革の微温性、非急進性については地主への補償が一部現物債券でなされ、物価変動による負担の加重がさけられたこと、在村、不在のいかんにかかわらず一律に三甲平均の保有面積が地主に認められたことなどが指摘されるが、これは、同じく外来者による解放とはいいながら日本の場合のように占領地行政として行われなかったところに、その基本的原因があると見るべきであろう。しかしいずれにしても、それが戦争終了直後の社会不安、食糧不足の社会状勢を背景として行われたという点では、他と相通ずるものであったと見られる。

II 南ヴェトナム

南ヴェトナムの政情は、前述したように、ジュネーヴ協定の成立によって漸く安定化の方向に向ったばかりである。したがって政策としての土地改革は、まだいうに足るほどの展開を見せるまでに至っていない。ここでは戦乱の十年間に地主の小作料徴収が事実上弱まり、その意味で実質的な土地改革がいわば政策的な措置に先立って行われた点に、むしろその特徴をもっているとも見られる。フランス人、華僑など外来人の大地主が少くないことは前述のとおりであるが、かれ等は、ホー・チー・ミン勢力下の農村においてはもっとも強く圧迫され、従来の土地制度、土地を中心とする支配機構は根本的に動揺させられたのであった。このためショロン、サイゴン地区の人口は農村からの流入人口で一躍三倍に膨れあがるというほどの変貌を見せたが、これは、ホー・チー・ミン革命を契機として、南ヴェトナムにおいても事実上の農地改革が可成りの程度に進行したことを暗示するものである。

したがって一九五三年六月に成立した農地改革法も、全く新規に改革の構想を打ちたててその実現をはかるというよりはむしろ既成事実を追認するための法文化の性格をもつものであった。そこでそれは(イ)小作契約の書式化(ロ)小作契約の安定(ハ)小作料の抑制、引下げといった小作関係の調整、安定化に重点をおき、他の場合に見られるような自作農の創設、小作農地の解放などの問題はまだとり上げるに至っていない。しかもその小作料の引下げさえも、小作料をはとんど支払わなかった戦乱時代の既成事実からすれば、逆に小作料の引上げを意味するものとして、小作農は必ずしもこれを歓迎せずそのために行きなやみの状態になっている場合が少くないという。さらに統治権の弱体と統治組織の不安定によって、この法令の徹底的実施が妨げられていることはいうまでもないが、その意味では、南ヴェトナムでの土地改革は、不徹底というよりはむしろ事実の方が先行して政策がこれに追つかぬ、という稀有の事例であるとも見ることができよう。それだけにその土地改革は、自主性をもつものとして上から与えられた諸改革とちがって、積極的、内発的な力に支えられている点、異色あるものともいうことができる。

そこで国連の資料(United Nations, Progress in Land Reform-Analysis of Replies by Governments to a United Nations Questionnaire, 1954)により、改革法の骨子をあげると次のごとくである。

(イ) 小作契約は最低五カ年間で、自動的に更新される。当事者の一方が、六カ月以前に解約を申し入れたときは、契約は解除されるが地主の場合は、小作人が契約条項に違反した時、地主が自作を希望する時、長子にそれを耕作させる時に限って、解除あるいは更新拒絶が許される。

(ロ) 小作人は、地主の同意を得ないで転貸することはできない。地主が農地を売却する場合、小作人は先買権をもつ。また小作契約は当事者の一方の死亡によって解除されず、相続人に権利義務が承継される。地主が土地改良に文書をもって同意した場合には、小作人は土地改良に対する補償を請求することができる

(ハ) 地主、小作人間の紛争については当事者の一方が地方調停委員会に調停を申請できる。一方が調停条項を受諾しなければ、さらに裁判所に提訴することができる。

また小作料の引下げについては、一九五三年六月の規定によって収穫高の一五%まで引下げることが定められたが、翌五四年、耕作者、地主、政府の三者の代表から成る農地改革委員会が組織された結果、低過ぎるとの意見が出、これを二五%に引上げるよう政府に勧告した。そのため今日では、条件によって一五～二五%の範囲で統制小作料を決定することになっているようである。しかし総じてこれらは空文に近い状態になっているといわれる。

III ビルマ

ビルマでは独立後、憲法に「土地国有化」を規定し、さらに一九四八年十月には「土地国有化法」を制定して、従来の地主制の廃絶、土地委員会の手による農地の農民への再配分をはかることとなった。これは同国が社会党政権の支配下にあるだけに当然のことであったが、同時にそれは農地解放を自作農創設といわず「土地国有化」という表現を用いているところにも現われている。これは、単に小作農個人のために農地の解放を行うのではなく、国家の利益のために国有を基準として行うのだという思想であろう。

憲法における「土地国有化」の規定は次のとおりである。「国はすべての土地の終局の所有者である」（三〇条一項）、「憲法の規定にしたがって国は土地の保有を規制、変更、廃止し、土地の所有を回復し、また土地を農業の集団化、協同化のために分配し、あるいは小作農個人に分配する権利を有する」（同条二項）、「いかなる理由によっても大土地所有の存在は認められない。土地の私的所有の限度は速かに法律で規定される」（同条三項）。

そこでその国有化の手順としては次のような措置がとられた。

(イ) 国有化の対象となるのは、在村、不在村を問わず、すべての地主所有の小作地全体である。ただ在村地主が自作を希望する場合は自作農の保有地の半分だけの保有を認める。自作農の保有限度は、水田五十エーカー、畑二十五エーカー、砂糖きび十エーカーである。

(ロ) 収用は村土地委員会の手を通じて行われる。その計画にしたがって、政府が収用を決定する。

(ハ) 収用の対価については、一九四八年の土地国有化法は明確に規定しなかったが、それが事実上低過ぎるというところから反対が強く、遂に一九五四年法律を改正して、これを明確に規定するに至った。それによれば補償額は、収用地が国有地の場合には地租と同額、私有地の場合は最初の百エーカーまでは地租の十二倍（年収穫高の約三六%）百エーカーを超える部分については一倍ずつを減じ、一千百倍を超える部分はすべて地租と同額とする。

(ニ) 収用地の分配は各村一人当り平等分配を基準とし、優先順位は①小作農と小自作農②所有基地が準地に達しない小自作農③季節農業労働者④臨時的農業労働者の順とする。そして分配を受けた者は、事実上の所有者として地租相当額だけを政府に納めればよい。

改革の実施には、前述のように、土地委員会が当ったが事実上の

推進者としてその背後に「ビルマ農民連盟」なる政治団体があり、これが地主の反対、抵抗をおし切ってこれを推進したという。改革は一九五四年にはじめて本格的に実施に移されたが、その実績は、収用地十四万二千七百三十七エーカー、配分をうけたもの一万九千二百二十五家族であった。しかし、上、下ビルマの小作地統計六百五十万エーカーにくらべて、前記の十四万エーカーという実績は、最初の作とはいいながら、微々たるものといわねばならない。ビルマ社会党政権の支配が今日なお全土にわたっていないことと相まって、その前途はかなり遠遠と見るべきであろう。いわんやそれが、一部でいわれているように、農業集団化への途を歩む可能性については、大きな疑問があると見られる。

Ⅳ インド

戦後インドの土地改革は一九五〇年の「連合州ザミンダール廃止法」の制定にはじまるが、これを除けば、本格的には一九五二年十二月第一次五カ年計画の決定に際し、各州政府に対して、地主の土地所有の制限、自作農の創設、農地の交換分合のための立法化を、農業の協同化のためのそれとともに要請したことにはじまる。それによって、五三年以来各州で各種各様のザミンダール廃止法、小作立法、交換分合、協同化のための立法措置を見るに至ったがその内容は次のように要約される（United Nations, Progress in Land Reform, 1954）。

小作農の地位の強化、自作農化を推進するために、(1)最低小作期間の設定(2)解約条件の制限(3)耕作権の回復(4)不在地主制度の排除と農民的土地所有の奨励(5)転貸の禁止(6)土地改良に対する補償、などの方法を講ずる。

(ロ) 最低小作期間の設定は、ボンベイ、パンジャップ、ハイデラバードでは十年、マイソール、ペラール、クンジョールでは五年とする。賃貸借契約は一般に、最初の最低小作期間の終期において解約されなければ、自動的に次の最低小作期間だけ更新されるものとする。

(ハ) 契約解除は一般に次の場合に許される。小作料の滞納、農地使用目的の変更、農地の損壊、法定された特別の場合以外に転貸した時、一定期間の休耕などである。ボンベイやハイデラバードでは、耕作協同組合に小作人が加入している場合は、地主が自作の目的で返還を希望する場合にも離作を認めない。

解約には一定の猶予期間が与えられる。ボンベイでは土地に与えた損壊を修復するため一年間の猶予期間が与えられる。

(ニ) 耕作権の回復については、最近地主達が来るべき農地改革を予想して土地の引上げをはじめたため、オリッサ、マドラス、トラバンコール＝コーチン、デリー、マイソール、ペプスなどの州政府では臨時措置法を公布し、これによって地主が小作人の追出し、土地取上げを行うのを中止させた。このため地主が不当な理由で小作人を追出した場合には、小作人の耕作権の回復をはかるなどの臨時措置法も設けられた。ボンベイ、ハイデラバード、マイソール、パンジャップ州で施行された小作法では、地主が取上げた耕地を一定期

間内に自ら耕作しない場合には、旧小作人の耕作権の回復を認める規定をおいた。

(ロ) 不在地主、中間地主の排除、自作農の創設については、既述のザミンダール廃止と各種の地主所有地制限策があげられる。まず前者に乗り出したのは、連合州のほか、アッサム、ジャム、カシミール、ビハール、オリッサである。とくにオリッサでは、これが強力に進められ、地租の固定しているもの、いないものをふくめて相当数のザミンダール解体が進められた。後者の地主所有地の制限については、大体三十～五十エーカーを最高保有限度とし、大地主、中間地主の土地を有償で解放させて、これを現実の耕作農民である小作人に有償配分する措置がとられている。

(ハ) 転貸制限はいくつかの州で実施に移されたが、その内容には、地主や州政府の許可なしに転貸することを認めないものや、転貸を原則的に一切禁止するものがある。インド政府の方針としては、未成年者、未亡人、兵役服務中の者のある場合を除いて、次第に転貸禁止の方向にもって行こうとしつつある。

(ニ) 土地改良に対する補償もいくつかの州で認められている。その一般的規定としては、次のようなものがある。『補償は、①土地改良による生産力あるいは土地価格の増加②土地改良の程度ならびにその効果の持続する年数③土地改良のために投入された労力と資本④土地改良後における小作料の減免額⑤土地改良後小作料が引上げられなかったため、小作人が利益を受けた期間などの諸点を考慮して決定される』。

(ホ) 一方、これら各種の改革によって地主が不当に圧迫されないよう、地主の保護措置も平行的に講じられている。すなわち、いくつかの州では、地主が自作を希望する場合、一定限度まで土地を取上げる権利を認めている。ウタール・プラデシュでは地主が自作地を全然もたない場合、あるいはもっていても六・五エーカー以下の場合には、アドヒバス（小作人の一種）からの土地取上げを許している。中間地主を排除する法律を制定したラジャスタン・サウラストラ州では、法律施行当時自作地をもたないか、あるいは一定面積以下の自作地しかもっていない中間地主に対して、土地を分配する条項が加えられた。また一般的に『ザミンダール』や『ジャギルダリ』所有を廃止する法律は、中間地主の自作地については、政府がこれをとり上げないことを規定している。

以上が政策的措置、とくにその法的側面から見たインドの土地改革の大要であるが、その実態は必ずしも明らかでない。しかし一般的には、その法的体制の整備にもかかわらず遅々として進みかねているというのが現実と考えられる。現にインド政府から国連へ提出された報告も『熟練した職員および基礎資料の不足や、地主達がその土地所有権を取上げようとする立法措置の合法性について、憲法および法律上の不服を申出でること、さらに、農民の伝統的な利己主義と土地に対する執着などによって、農地の交換分合および土地改革の進展が阻まれている』事実を報じている。また土地の有償取上げを中心とする土地改革が、その有償の故に妨げられることについても、次のような報告をよせている。『中央政府は、単に土地改

革だけでなく、総合的開発計画を実施しているため、各方面の事業に多額の支出を行わねばならないので、州政府にも、補償金の支払新機関の設置などについての財政上の負担がかかることとなる。他面、小作人達は、個人資金をもたず、信用制度も完備していないので、土地所有権その他の改革によって与えられる権利に対する代償を支払う力がなく、ために土地改革の進行が阻まれている。

要するにインドの場合、土地改革は一見はなばなしく推進されつつあるようであるが、その実、それを支える強力な内外の動力の欠如によって、行きなやみの状態にあるというのが実相であろう。これは、冒頭に述べたように、土地改革が漸進的、進化的に行われるものではなく、それは、特殊の社会環境を背景として、ドラスティックに行われるという、一般的性格をもっとも端的に示すものであろう。インドの土地改革は今後、漸進的に幾歩かの前進は示すであろうが、それは、何等かの関係による劃期的な社会条件の変動のない限り、飛躍的前進を示すことはないものと見られる。

なお土地改革立法は、フィリピン、パキスタンなどにおいても、それぞれの特殊条件のもとにそれぞれの形におけるその実現がはかられた。しかしいずれもインドと同様の理由によって、その進行は遅々として捗らない状況である。

第三節　土地改革の政治・経済的意義

以上土地改革の実態をおおまかながら点検してきたが、ではこの土地改革は一体政治的、経済的にどのような意味をもつのであろうか。これに対する答の一部は、これをもたらした政治、経済的ならびに社会的条件自体によって与えられる。それを必要としたものは何よりもまず、戦乱下の秩序回復のための民心の収攬であり、これが占領政策あるいはそれを背景とする統治政策によって推進強行されたのである。台湾の場合は、それが外来的な国民政府によって強行され、南ヴェトナムの場合には、それに先立って内発的に実現された結果を政策的に追認するところにその主眼がおかれた。そしてその追認を必要としたものは、やはりある意味では外来的勢力であった。しかも台湾、南ヴェトナムの場合を通じて、その統治勢力の背後にアメリカのあったことを見逃すことはできない。

こうした土地改革ではあったが、それが、小土地所有者層を広汎に設定することによって、秩序の回復、維持にプラスとして作用したことは確かである。またビルマ、インドにおける社会主義的な政権に支えられた土地改革も、自作農の創設を目指して或る程度の前進を見、これによっていちおう人心収攬に成果を収めつつあることは疑いを容れない。

しかも実現された土地改革は、それなりに、以下に挙げるような幾多の不充分さを内包しつつも経済的には種々の意味をもつ。それは、農民間における所得配分の均等化傾向を促進し、それだけその経済的厚生を高めるのである。例えば、しばしば引用した国連経済部の報告は次のように述べている。「アジア諸国では、このような施策によって小作農に利益をもたらし、全農業人口に占める小作農

の割合を減少し、そして自作農の割合を増大させることができた」

『農地改革政策は、その形態の如何にかかわらず、これら諸国のおかれている諸条件のもとにおいて、第一義的に所得配分を平等化しそれによって社会的諸条件を改善する……。著しく生活水準の低い階層が存在する人口稠密な国々では、このような所得の再配分を行うことが必要とされているが、しかし農村人口の過剰な国々では、概して分配可能な土地が少いから、土地の再配分によって所得を平等化すると同時に、経済的規模の農場を創設したり、すべての農村住民に農業部門における雇傭の機会を与えることは到底不可能である。したがってこのような地域では、この種の再配分計画によって実現し得る利益には自ら限界がある」。また『このように不利な条件下にあっては、農地改革以外のその他の分野における改革についても、これと同様のことがいえる。農業経営を改善するためには、高額小作料、高い金利、非経済的規模の農場および著しい農地の分散など、農業構造に見られる多くの欠陥をすべて排除しなければならない。しかし、労働力にくらべて資本や土地が不足している国々では土地制度を改革することだけによって、このような多くの欠陥を除去しようとする立法措置は、これら諸国に依然として存在する経済的圧迫のために、完全にその目的を達することは困難である」。また『アジア諸国においては、農地改革施策のみによって農村雇傭増大の目的を達成する可能性には明らかに限界があり、さらに土地再配分計画の成否は、そのような施策とともに、農業生産の増大を促進するためにどのような補完的政策がとられるか、また土地再配分計画の実施とともに、その他の経済部門における雇傭量がどの程度まで増大され得るかによっても左右される」。

さらに問題はややそれるが、同報告書は土地改革実施の効果を左右する条件について附言し、次のようにいう。『アジア諸国の経験では、農地改革や所有権の再配分を目的とする個々の施策の効果は農地購入代金支払の期間によって著しく左右される。小作人たちに土地購入代金の支払能力がなければ、土地再配分計画実施の結果、土地所有権が旧地主から政府へ移管されるだけで、かれ等小作人たちには、何等直接的かつ実質的な恩恵は与えられない。しかも地主に対する補償支払のため、政府にかかる財政的負担は無視できない。したがって余剰人口を擁する国々でこの種の施策を採用するに当っては、この点とくに注意を払う必要があると考えられる』と。

しかし、これを逆にいえば、平常的条件のもとでは土地改革は行われ得ず、これには非常強硬の手段を必要とすることを意味する。通常の売買を経由する限り、土地改革は、土地所有の再配分にはなっても、財産所有の再配分均等化という意味での改革にはなり得ない。財産所有の再配分という意味での土地改革は、そもそも農民間の財産所有の配分自体が変更されることを必要とする。したがってこれがいわゆる土地改革を通じて行われるためには、土地の無償没収か、あるいは有償買上げにしても著しくその対価を低くするか、または市場で買上げる場合には、小作農への売渡し価格を人為的に極度に低くするということでなければならない。すなわち解放地主か、国家か、それともこれら双方が負担を負うということなしには

土地改革にいわゆる改革の名に値するものとしては行われ得ないのである。ここに、土地改革が社会体制の急変、動揺という非常事態を背景とすることによってはじめて行われ得るものであるという、その一般的性格を見出すことができる。

国連経済部報告（U. N., Land Reform—Defects in Agrarian Structure as Obstacles to Economic Development. New York. 1951.・国際食糧農業協会訳「土地改革——経済開発の障碍としての農業構造の欠陥——」昭和二十八年刊）が次のように述べているのも同じ趣旨であろう。『耕作者の生活水準の即座の上昇という方面で小作から自作への変革が何を達成するかは、明らかに農地の所有を獲得する条件のいかんにかかるところが大きいであろう。もし購入価格が、日本におけるように単なる名目的値段であるか、ビルマやインド数州のように低水準に定められるならば、その変革の結果かって支払っていた小作料の額だけ耕作者の所得が増加することになろう。もし購入価格のきめ方が高すぎれば、かっての小作農は以前の小作料納付額より余り低くない額を多年に亘って納めなければならないかも知れない。原則として耕作者の所有の移転は税負担の移転を意味するから、土地改革施策に随伴する租税政策のいかんにかかるところも大きいであろう』（邦訳八七頁）。

また土地改革の長期的経済効果について、同報告書は『経済開発におよぼす長期的効果に関する限り、明かに小作から自作への変化がどれだけ促進するかにかかるところが大きいであろう。一部の権威者達は所有の刺戟がそれ自体としては重要な成果をあげそうもないと考えている。一権威者によると、中国では小作農は土地投資による収入を受けとらないから、自作農ほど暮しが楽でないけれども小作農家の収穫量は自作農家と丁度同じ高さであるということである。（しかし）、小作農の耕作が自作農の耕作と同じくらい良好であるという見解に異議を唱え「リョトワリ」の土地とザミンダリの土地の耕作の対照を強調するものは、インドの一権威者に止まらないであろう。中東の諸研究は、小農的土地所有が確立しているレバノンに広く存する良好な状態を、小作農耕作が一般的なシリアの状態と対照して強調している。ラテン・アメリカの多くの諸国では、自作農家における農慣習に較べて、小作耕作のそれは地力の維持を無視する結果となっている。このような事実は、所有が耕作の改良や農地への投資増の刺戟となり得ると信ずるに充分な理由である。しかしこの刺戟が有効であり得る程度は一般的経済条件によって限定されるであろう。土地が不充分なところでは農家は零細なままであろうし、資本が不充分なところでは農法が不充分なままであろう。こういう事情のもとでは、所有の刺戟によって進歩し得る範囲の狭いことが判るであろうし、それを拡げようとすれば、小規模生産の多くの非能率的な点を克服する何等かの手段が見出されなければならないであろう』（邦訳八七～八八頁）としているが、これは小作権の安定についても同様に妥当すると思われる。それは長期的効果としては、ともかく投資刺戟となり、生産力向上のために作用するものと考えねばならないのである。

第四節　その他諸改革の意義

しかし、土地改革が問題のすべてを解決し得るものでないことは上述したところからも、明らかである。それはその他の諸改革を伴ってはじめて社会改革、経済改革の名に値するものとなる。そして土地改革は事実多かれ少かれ、同時にその他の諸改革を伴って行われてきたのであるが、それは具体的には、販売、信用組織の広汎な改革、税制改革、教育、福祉上のサーヴィス、生産協同化の促進などである。

まずアジア農業のもつ信用上の特殊地位については、一般に次のようにその劣悪性が指摘される。「アジアでは、耕作農民は三種の信用供給源の何れかから信用を得なければならない。一つは、年利率十割ないし二十五割で、日々の買物に信用を与える村の小売商人である。第二は、政府機関または金貸しから金を借り、収穫物を担保に小作耕作者に貸付ける地主である。第三は、仲継商人もしくは金貸しである。金貸しは、大規模な商社か、地方の小さな金貸しである。食糧農業機構の提出した或る報告書によれば『金貸しが取引の際に示す冷酷な貪欲さの程度は、彼の取引量に逆比例的に変化する傾向がある』。金貸しとの取引に当っては、小農は大地主よりは不利な立場にある。インドでは『大地主は、大概の州で九分から一割二分までの利率で、確実な担保により貸付を調達することができる。しかし債務者の大部分を構成する小耕作者の場合には、利率は大幅に異っている。担保付貸付なら一割二分から五割までであるが、無担保貸付なら利率は三十割にまでおよぶことがある。穀物貸付に対する年利は一般に五割であるが、場合によっては十割にまでのぼっている』。『この形態の金貸し業がもっとも広汎に行われているアジアでは、それは負債の慢性的存在を反映し、信用不足は貧困の結果であり、また原因でもある。農民は過去の貧困から生じた高利率を支払う負担を負わされているので、彼は将来生産力を高めるような農業投資を行うことができない』。

この信用梗塞に対する対策は、いうまでもなく、協同組合信用組織の導入および国家によるこれの推進、援助であるが、その成果は一般に、農民の貧困、指導者の欠如、国家援助の弱さのために、容易にあがらないでいる。組織そのものは形の上でこそ伸びるとしても、内容が必ずしもこれに伴わない場合が少くないのである。『アジア的条件のもとで信用の不足を救済し、利率を低減させる面で、協同組合が達成した実績を評価することは極めて困難である。というのは組合員数と組合数は、必ずしも成否を示すものではないからである。インドのある諸州、とくにマドラスでは、利率の低減に若干の成功を収めた。土地改良貸付に対して協同組合が課した利率は三分から六分の範囲内であり、組合の事業量は増加しているので、利率が下ることも予測される、しかし『アジア・極東経済委員会』の最近の報告によれば、金貸しは依然農村地方で圧倒的であり、おそらく協同組合以上に多数の人々に影響を与えているようである』（前掲書、四九頁）。

そしてそれは、基本的には広汎な農業改革の一環として行われるのでなければ、成功し難いであろうと考えられる。前述の国連の報告書も、信用組合運動は単にそれとして独立的に成功し得るものではなく、それには根深い経済上の原因があるとして、次のようにいっている。『信用組合運動の進歩がこのように限られており、上からの再編成がしばしば必要であるという事実は、失敗の原因が公的な出版物でしばしば強調されているような、熟練職員の不足といった行政的欠陥よりも深いところに根ざすものであることを示唆している。その原因は、農家収入が慢性的に不足し、したがって、消費が生産を逸脱する傾向がある点にある。自給農業諸国では、貯蓄が存しないから貯蓄の動員は不可能である。世界市場向けの作物を生産する諸国では、価格変動の危険が、信用協同組合を成功裡に組織することに対して、大きな障碍になっている。これらの国々では信用問題は信用機構の改革だけでは解決できないし、協同組合主義によって小農に信用便宜を差しのべることが成功し得るのは、それが農業再編成の一般的計画の一環として適用される場合だけであるように思われる。消費が永久的に生産に先行する傾きがある限り、信用供与機構の変化は十分な救済策とはなり得ない。貧困、負債、高利率の悪循環は、農地の生産力を増し、小作料と税負担を軽減させる方策によってのみ破摧できるのである』。

そこでその租税軽減策であるが、一般に後進国では土地税の負担の重さ、徴税体系上消費税、間接税に比重がかかっていることから小生産者、農民の負担が重く、これがさらに階層分化を進め、農業生産力の伸長をはばむ要因となっている。『小生産者に対する重い課税負担は、多くの後進諸国の耕作農民の間における高額の負債を招来する要因であり、土地を大地主に抵当として提供しまた売渡す傾向を助長する』。『消費税は贅沢品よりも大衆の消費財に影響するところが多い。かくて低所得階層の消費は高所得階層の消費よりも重い税が課せられていることになる。あらゆる後進諸国では財政歳入総額の大部分（二分の一から五分の二まで）を各種形態の消費課税に仰いでいる』。『消費財課税と土地および農産物課税の負担が競合する結果、多くの後進諸国の農村人口は、同一所得階層の都市居住者よりも重い税負担を蒙っている。現行税制は、不可視的な商業上ないし工業上の利潤よりも、可視的な農産物に税を課すことがしばしばであるし、農業外産業では、財産もしくは所得の隠匿が遥かに容易である。おまけに、大抵の後進諸国では、教育および社会サーヴィスに関する一人当りの支出は農村地方よりも都市地域の方が大きい。かくて土地から徴収された収入のうち農村経済に還流するのは相対的に小額である』（前掲書五二～五三頁）。

この場合考えられる方法は、農業所得を租税免除や基礎控除、個人控除を加えた累進所得税に属させることである。しかしこれは、その所得査定の困難性、とくに教育の欠如、現金形態の収入が少いことのために緩慢をつける農家が少いという技術的理由も加わって一般に実施困難であり、行われていない。ただインドでは、一九三八年にビハール州で土地所得に累進課税を設けるようになった。アッサム、ベンガル、トラヴァンコールも同様の改革を行い、税率

はルピーにつき三十パイ（十五%）までは累進的で、三千五百ルピー以下の所得は免除とした。マドラスでも同様の税が終戦以来考慮されてきた。茶、コーヒー、煙草の大プランテーションが存在するトラヴァンコールでは、プランテーション所有者は産業家と看做され、かれ等の所得は中央政府が課する所得税の対象となる。また、パキスタンでは、大農地の累積を阻止するような累進農業所得税の導入が考えられつつある」（五三～五四頁）。

しかし概していえば、この面での改革はなお低調であり、いうべきほどの実績は一般にあがっていないようである。

かくて民主改革は、いわゆる土地改革を中心とし、かつそれに限られているといっても過言でない状態である。一言にしていえば、それは戦乱、敗戦などの社会的、経済的な混乱を背景とし、革命的風潮が急速に高まるときは、内外の力に支えられて急進的に推進されるが、ひと度それがおさまるやとみにその速度は鈍ってくる。そして東南アジア諸国の場合、第二次大戦終結直後の社会不安を背景として各国で土地改革の実施が着手されたが、今やそのテンポは急速に停滞しつつあることを認めることができる。しかしそれが今日まで実現された限りでは、曾ってのこれら諸国における急進勢力を鎮静させ、むしろこれを逆に現状維持的な保守的勢力に結びつける可能性を増大したものといえよう。